

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書

令和 8 年 3 月

香取市・神崎町・多古町・東庄町
香取広域市町村圏事務組合

【目 次】

はじめに	1
第1章 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の概要	3
1.1 計画策定の趣旨	3
1.2 計画の位置付け	4
1.3 計画対象区域	5
1.4 計画目標年度	6
1.5 計画の点検、見直し、評価	7
第2章 地域の概況	8
2.1 地勢及び沿革	8
2.2 気候的特性	11
2.3 人口動態	12
2.4 産業の動向	17
2.5 土地利用現状	20
2.6 市町の総合計画等	22
2.7 将来計画	28
第3章 ごみ処理の現況の把握	34
3.1 基礎的事項	34
3.2 ごみの発生量の実績及びその性状	35
3.3 ごみ処理体制	52
3.4 ごみ処理の実績	73
3.5 数値目標の検証	91
3.6 ごみ処理技術の動向	94
3.7 ごみ処理に関する財政状況	99
3.8 本組合の廃棄物に関する条例等	106
3.9 国及び県の目標等	110
第4章 ごみ処理の課題の抽出	112
4.1 排出抑制・資源化に関する課題	112
4.2 収集・運搬に関する課題	113
4.3 中間処理施設に関する課題	113
4.4 最終処分場に関する課題	114
4.5 その他情報提供・情報共有の課題	115

第5章 ごみ処理基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

5.1 ごみ処理の基本理	116
5.2 人口の予測結果	118
5.3 ごみの発生量及び処理量の将来予測	119
5.4 構成市町の種類別ごみの原単位の予測	125
5.5 ごみ処理の状況及び予測	131
5.6 一般廃棄物処理システムによる評価	137
5.7 排出抑制及び資源化等予測結果	145
5.8 基本方針と基本理念	152
5.9 ごみ処理の課題	153
5.10 目標達成のための5 R 体系	157
5.11 ごみの排出抑制のための方策に関する事項	162
5.12 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	175
5.13 ごみの収集・運搬計画	176
5.14 ごみの中間処理計画	176
5.15 ごみの最終処分計画	178
5.16 処理困難物、医療系廃棄物及びアスベストの処理	178
5.17 その他ごみの処理に関し必要な事項	179

資料編

資料 ごみ量等の予測結果

本計画書中、図や表において四捨五入により合計値と内訳の合計が一致しない場合があります。

本計画書は、香取市、神崎町、多古町及び東庄町を対象としています。多古町との共同処理が令和3年4月以降ですが、本計画においては、それ以前の多古町の処理実績も含んでいます。

はじめに

1 香取広域市町村圏事務組合の概要

1.1 沿革

香取広域市町村圏事務組合（以下「本組合」とします。）は、表1に示すとおり、昭和46年に佐原市、下総町、神崎町、大栄町、小見川町、山田町、栗源町、多古町及び東庄町の1市8町で設立された一部事務組合です。

平成18年3月27日に佐原市、小見川町、山田町及び栗源町が合併し香取市となり、また、平成24年3月31日に成田市（旧下総町、旧大栄町の区域）が脱退したことにより、現在の構成は香取市、神崎町、多古町及び東庄町の1市3町となっています。



表1 香取広域市町村圏事務組合の沿革

年月日	内容	備考
昭和46年9月3日	香取広域市町村圏事務組合設立	佐原市・下総町・神崎町・大栄町・小見川町・山田町・栗源町・多古町・東庄町
平成18年3月27日	佐原市・小見川町・山田町・栗源町が合併し香取市が誕生、下総町・大栄町が成田市に編入合併	香取市・成田市・神崎町・多古町・東庄町
	佐原市外5町消防組合、小見川町外2町消防組合を統合	※組合に消防本部を設置
平成19年4月1日	北総西部衛生組合と統合	※香取市（旧佐原市・旧栗源町の区域）・成田市（旧下総町・旧大栄町の区域）・神崎町の清掃事業及びし尿処理事業の運営を統合
平成21年4月1日	香取市東庄町清掃組合と統合	※香取市（旧小見川町・旧山田町の区域）及び東庄町の清掃事業及びし尿処理事業の運営を統合
平成24年3月31日	成田市（旧下総町・旧大栄町の区域）が脱退	香取市・神崎町・多古町・東庄町

1.2 一般廃棄物の共同処理について

本組合の、一般廃棄物を共同処理する事務を、表2に示します。また、ごみ処理の収集・運搬体制は図1に示すとおりです。多古町は、令和3年4月より本組合で、一般廃棄物（ごみ）の処理・処分について共同処理を行っています。

表2 本組合の廃棄物に関する共同処理の状況（令和7年度現在）

共同処理する事務	市町名
可燃性廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関すること	香取市
不燃性廃棄物（容器包装廃棄物を含む。）処理施設の設置、管理及び運営に関すること	神崎町 多古町
一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること	東庄町
可燃性廃棄物の収集に関すること	香取市
不燃性廃棄物（容器包装廃棄物を含む。）の収集に関すること	東庄町

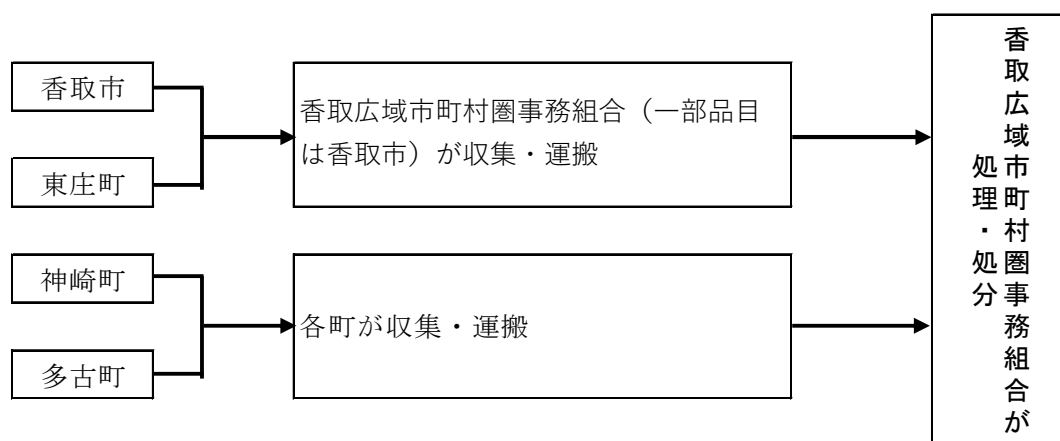


図1 ごみの収集処理体制

1.3 一般廃棄物処理基本計画について

この計画は、将来にわたり共同処理を行う香取市、神崎町、多古町及び東庄町を対象としています。

第1章 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の概要

1.1 計画策定の趣旨

我が国では、廃棄物の処理に伴う環境負荷の増加などの社会問題が発生してきたことを背景に、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を制定し持続可能な循環型社会の構築を目指し、容器包装リサイクル法等の各種関連法を整備することにより、循環型社会形成へ取組がなされてきました。

近年、自然災害の頻発化、世界的な化石系エネルギー資源の枯渇の懸念等を背景とした廃棄物の役割の見直しなど、廃棄物を取りまく情勢は大きく変化しており、国では令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、計画の見直しを行いました。

千葉県では令和2年度に「第10次千葉県廃棄物処理計画」を国の基本方針等を踏まえ策定しています。

本組合では、この間、「循環型（リサイクル）地域社会への転換」を掲げてごみ処理事業の運営を行ってきました。

今般、本組合は、令和3年3月策定の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」が策定後5年を経たことにより、令和8年度から令和17年度を計画期間とした一般廃棄物処理基本計画に改定することになりました。

新たに策定する「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「本計画」とします。）は「ごみの発生抑制・再使用、再生利用（3R）」の実現に向けて、行政、住民、事業者の役割を明確にし、具体的な取組を示すもので、3Rの実現により、ごみの焼却量や処分量が減少することは、処理経費の削減に繋がるほか、ごみの焼却に伴う二酸化炭素発生等の地球温暖化原因物質の削減、最終処分場での処分量の削減などにより、本組合及びその周辺地域の環境を守ることにもつながるものです。

1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。策定に当たっては、国、県、構成市町の上位計画、関連計画等を踏まえたものとし、その位置付けを、図1-1に示します。

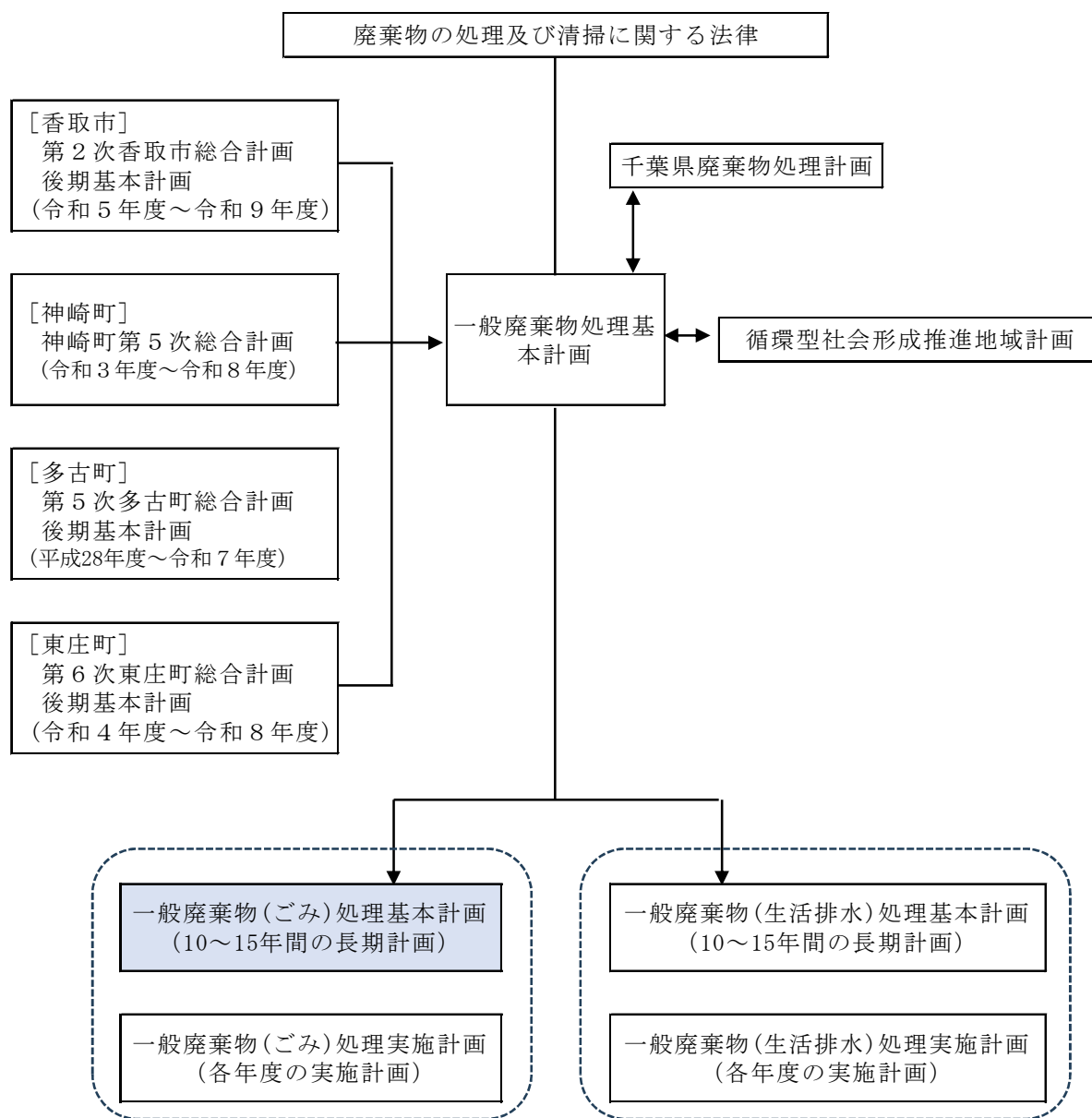
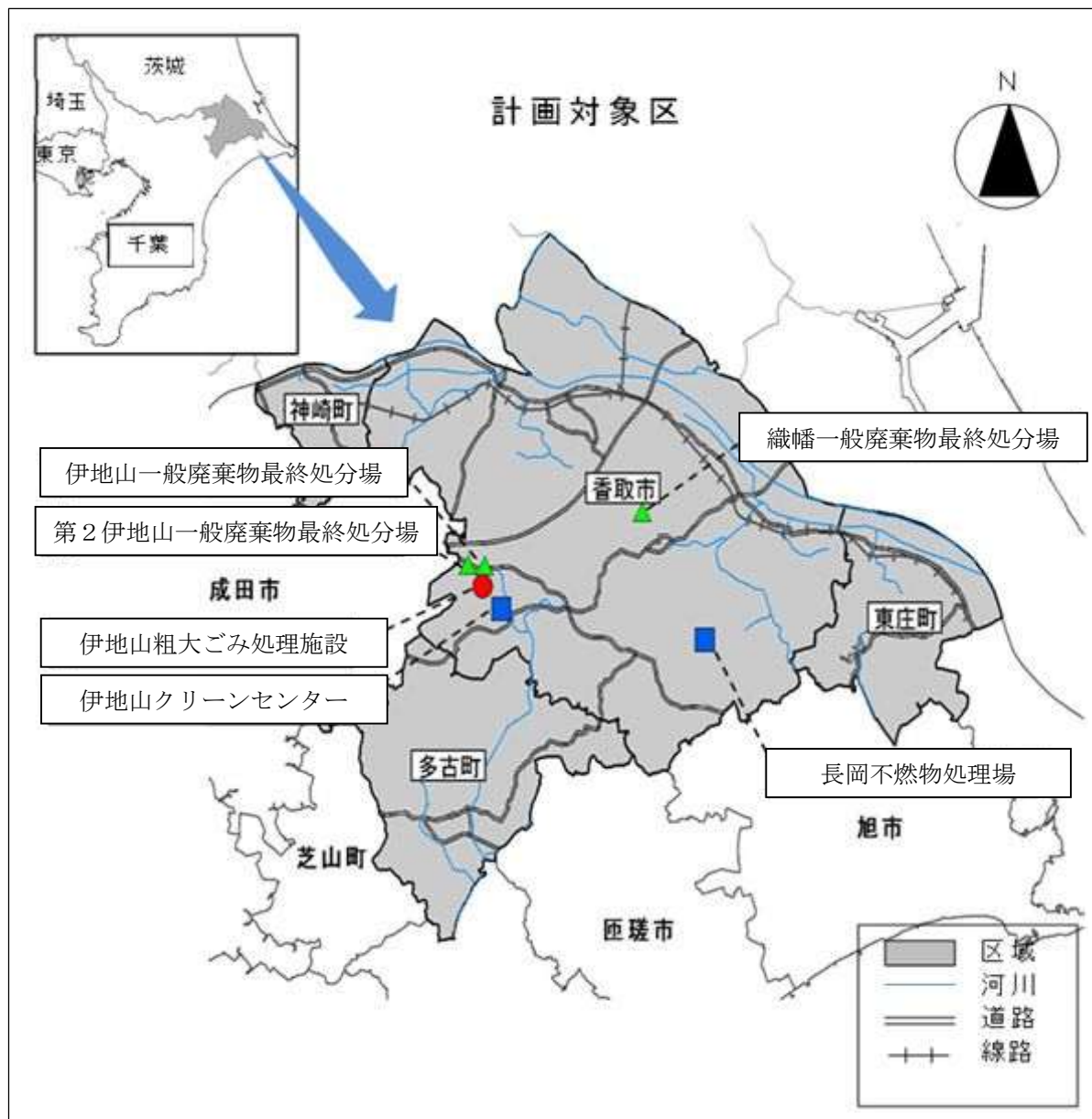


図1-1 本計画の位置付け

1.3 計画対象区域

計画対象区域及び施設位置は、図1-2に示すとおり、香取市、神崎町、多古町及び東庄町の1市3町の区域とします。



1.4 計画目標年度

本計画では、令和3（2021）年度を初年度、計画期間15年間とし、計画目標年度は令和17（2035）年度とします。おおむね5年毎に改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直すものとしています。

計 画 初 年 度：	令和3年度（2021年度）
計 画 改 定 年 度：	令和7年度（2025年度）、令和12年度（2030年度）
計 画 目 標 年 度：	令和17年度（2035年度）
計 画 期 間：	15年間

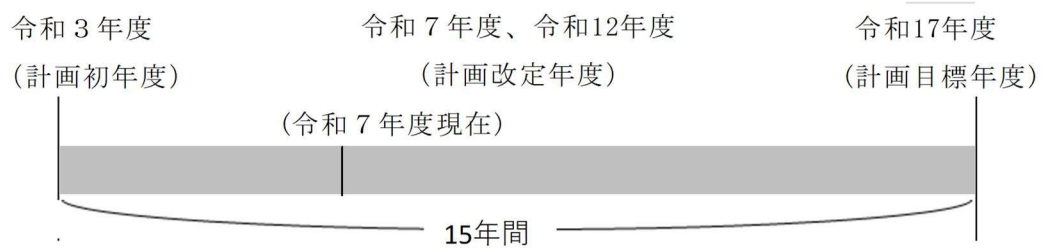


図1-3 計画目標年度

1. 5 計画の点検、見直し、評価

本計画は、図1-4に示すとおりP l a n（一般廃棄物処理計画の策定）、D o（施策の実施）、C h e c k（評価）、A c t（見直し）のいわゆるP D C Aサイクルにより、点検、見直し、評価を行っていきます。

本計画は、毎年度、数値目標、施策の実施状況等を把握していきますが、評価に関しては、計画改定年度ごとに行い、ホームページ等を利用し進捗状況を一般に公表する計画です。具体的には、ごみ処理に関する数値目標の達成状況、施策の実施状況、目標達成年度に向けて取り組む課題の抽出等を行う予定です。

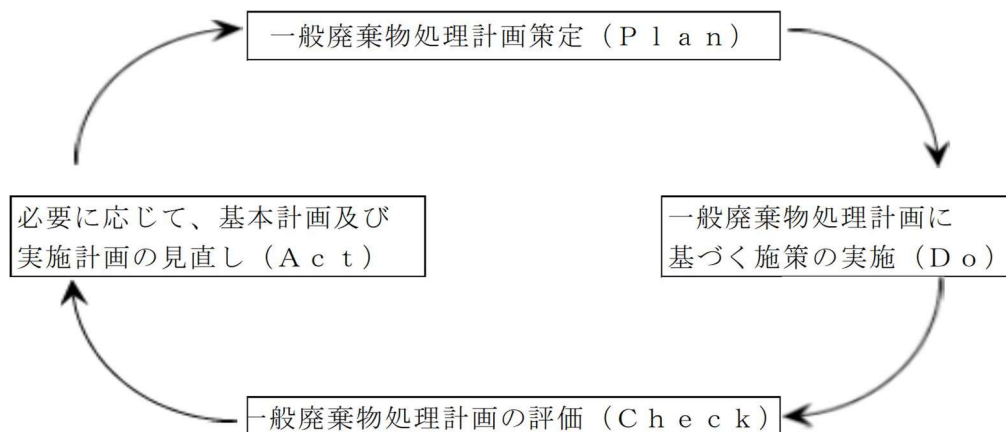


図1-4 一般廃棄物処理計画におけるP D C A サイクル

出典：「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省 平成28年9月）

第2章 地域の概況

2. 1 地勢及び沿革

2. 1. 1 本組合の地勢

本組合は、図1-2に示すとおり千葉県北東部、東京都心から約60～80km圏に、また県都千葉市から約35～60km圏に位置しています。圏域の西は成田市に接しており、本圏域全体が新東京国際空港に近接する好立地にあります。

北部は茨城県に接しており鹿島臨海工業地帯に対しても通勤圏にあります。東は銚子市・旭市などの東総地域、南は山武地域に接しています。

圏域の北部地域には利根川が東西に流れ、流域には水田地帯が広がっています。それに対し中央部・南部は北総台地の一角をなす山林と畑を中心とした平坦地が広がっており、圏域全体として水と緑豊かな農村景観が形成されています。

2. 1. 2 構成市町の地勢

(1) 香取市

千葉県の北東部、東京から約70km圏に位置し、面積は262.35km²です。

東は東庄町、南は旭市、匝瑳市、多古町、西は成田市、神崎町に接し、北は茨城県神栖市、潮来市、稲敷市と接しています。

北部には水郷の風情が漂う利根川が東西に流れ、その流域には水田地帯が広がり、南部は北総台地の一角を占める山林と畑を中心とした平坦地が広がっています。



写真：佐原の歴史的町並みを曳き廻される山車です。年2回行われる佐原の大祭には30万人を超える観光客が訪れます。

(2) 神崎町

千葉県の北端中央部、東京から約60km圏に位置し、面積は19.90km²です。

東は香取市、南と西は成田市に接するとともに、北は利根川を隔てて茨城県稲敷市と接しています。

地勢はおおむね平坦で、南東部は丘陵の起伏が多く、畑や山林が大半を占め、北部は利根川沿いに肥沃な沖積低地が開けています。

写真：神崎神社の境内にある通称「なんじゃもんじゃの木」は水戸光圀公が見て「この木はなんじゃろうか」と自問自答したとされる伝承で有名な「クスの大樹」で、町のシンボルとして親しまれています。



天然記念物
なんじゃもんじゃの木

(3) 多古町

千葉県の北東部、東京から約70km圏に位置し、面積は、72.80km²です。

北東は香取市、南東は匝瑳市、横芝光町、南西は芝山町、北西は成田市と接しています。

町中央部を南北に流れる栗山川の流域は、低地で水田地帯が広がり多古米の産地となっています。北部及び東部は台地が広がり畑地帯を囲むように山林が緩傾斜面となっています。



あじさい遊歩道

写真：あじさい遊歩道は多古町が昭和55年に1万株のあじさいを植え完成させました。

毎年花をふやし続け、初夏ともなると、紫、白、薄紅と色とりどりのあじさいが美しい花の道を作ります。また、春には菜の花、秋にはコスモスが川辺を飾り、訪れる人々の目を楽しませてくれます。

(4) 東庄町

千葉県の北東部、東京から約80km圏に位置し、面積は46.25km²です。

東は銚子市、南は旭市、西は香取市と接し、北は利根川を隔てて茨城県神栖市と接しています。

町の中央は北総台地の一角をなし、利根川河口堰北部・南部に傾斜し低地を形成しています。低地は水田に利用され、台地は斜面が森林に、上部の平地は畑作に利用されています。



利根川河口堰

写真：利根川河口堰は東庄町から神栖市にまたがり、

利根川を仕切る堰として1971年に建設されました。目的は、海からの塩水が溯上することによる塩害を防止するためです。また、利根川をせき止めることにより蓄えられた水を首都圏に供給しています。

2. 1. 2 沿 革

計画区域は、その肥沃な台地を利用して、古くから農業地帯として発展してきました。そして、利根川をはじめとした水運の発達とともに、河港の機能を発揮するなど物資の集散地としても繁栄してきました。表2-1に示すとおりです。

表2-1 計画区域（香取市、神崎町、多古町及び東庄町）の沿革

市町名	沿革
香取市	平成18年3月27日に佐原市、小見川町、山田町及び栗源町の1市3町が合併し、香取市となりました。 〔旧佐原市〕 昭和26年3月15日、佐原町、香取町、香西村、東大戸村が合併し、市制が施行され、さらに昭和30年2月11日に新島村、津宮村、大倉村、瑞穂村を編入し、旧佐原市が誕生しました。 〔旧小見川町〕 昭和26年4月1日、小見川町、豊浦村、神里村、森山村が合併し、さらに昭和30年2月11日良文村を編入し、旧小見川町が誕生しました。 〔旧山田町〕 昭和29年8月1日、府馬町、山倉村、八都村が合併し、旧山田町が誕生しました。 〔旧栗源町〕 明治22年に栗源村となり、その後、大正13年4月10日に町制施行により、旧栗源町が誕生しました。
神崎町	本町の行政区域としての位置づけは、明治4年新治県に始まり、明治8年以降は千葉県に属し、明治22年4月町村制施行とともに武田、新、毛成、古原、植房、立野、大貫、郡の8ヶ村が米沢村として、また、神崎本宿、神崎神宿、松崎、小松、並木、今、高谷の7ヶ村が神崎村として合併、翌23年3月に神崎村は町制が施行され神崎町となりました。 その後昭和30年4月、神崎町・米沢村が合併して新生神崎町が誕生さらに昭和41年1月、向野地区が茨城県東村・河内村から千葉県に割譲され、本町に編入され現在に至っています。
多古町	明治2年の廃藩置県により多古藩は廃止され、明治22年の市町村制の発布にあわせ、11村が合併し多古村となり、明治24年に町制施行し多古町となる。昭和26年に東條村が合併し、昭和29年に久賀村、常磐村、中村が合併し、現在の多古町となりました。
東庄町	昭和30年7月20日、笹川町、神代村、橘村、東城村の1町3村が合併し、東庄町が誕生しました。町名は、昔この地域が東氏（とうし）の荘園であったことに由来します。その後、昭和31年4月に大字桜井が干潟町（現在の旭市）に編入し、現在に至っています。

2. 2 気候的特性

計画区域は、太平洋岸気候に属し、夏は高温ですが、朝晩は北東気流の影響で涼しくなります。冬は比較的温暖です。香取地域気象観測所（所在地：香取市大根）における過去10年間の気象統計結果を、表2-2-1に示します。

これによると、平均気温は14.2～16.1℃（最高気温37.6℃、最低気温-7.8℃）、年間降水量は1,368～1,982mmです。平均風速は、1.9～2m/sで安定しています。

また、令和6年の気象状況を表2-2-2に示します。月別平均気温は5.2～27.7℃で、最高気温は8月の36.3℃、最低気温は1月の-5.7℃です。降水量が最も多い月は、6月の272mmです。平均風速は5月の2.5m/sが最も強く、12月の1.4m/sが最も弱くなっています。

表2-2-1 気象の状況（平成27年～令和6年の10年間）

測定地点：香取地域気象観測所

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
平均気温(℃)	14.7	14.8	14.2	15.3	14.9	15.0	15.0	14.8	16.1	16.1
最高気温(℃)	34.8	35.6	34.6	36.5	35.6	35.5	34.2	37.6	37.2	36.3
最低気温(℃)	-7.1	-6.6	-6.7	-7.8	-6.1	-6.8	-7.3	-7.2	-7	-5.7
年間降水量(mm)	1,414.5	1,534.5	1,447.0	1,432.5	1,982.0	1,579.5	1,979.5	1,368.0	1,526.0	1,759.5
日最大降水量(mm)	87.5	99	152.5	71.5	161.5	95.5	139	93	265	82.5
1時間最大降水量(mm)	42	58	34.5	22.5	55	35	46	49	54.5	32
平均風速(m/s)	2	2	2	2	2	2	2	2	1.9	2
最大風速(m/s)	11.6	17	13.9	15	22.3	10.5	11.7	12	9	11
日照期間(h)	1,940.5	1,835.5	2,016.3	2,044.9	1,918.3	1,838.7	1,778.3	2,008.2	2,330.9	2,098.0

注）：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱います（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全対数の80%を基準とします。（資料：気象庁気象観測データ）

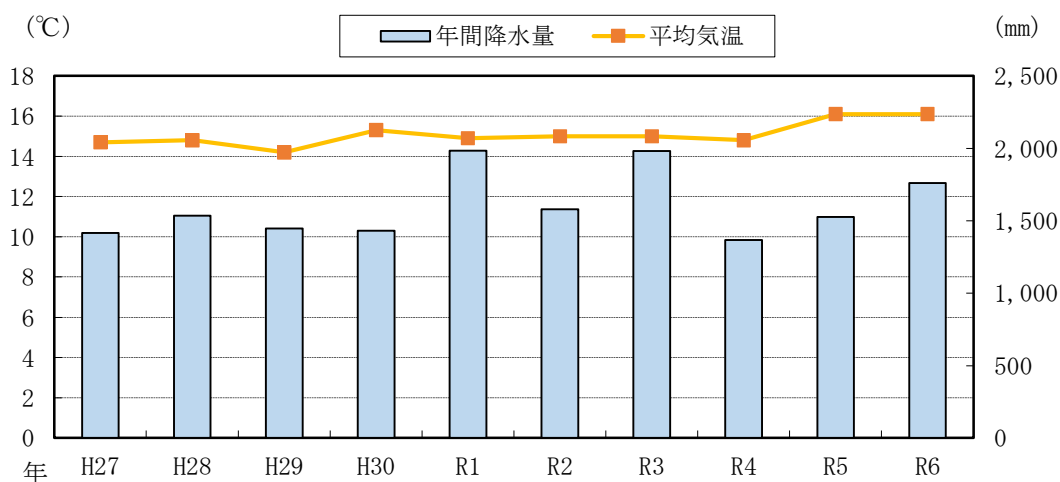


図2-1-1 気象状況（平成27年～令和6年）の推移

表2-2-2 気象の状況（令和6年月別）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
日平均気温(℃)	5.2	6.5	8.2	15.5	18.6	21.7	27.2	27.7	25.2	19.6	12.4	5.5
最高気温(℃)	16.7	23.4	25.9	26.6	29.6	33.6	36.1	36.3	34.4	31.2	23.0	18.4
最低気温(℃)	-5.7	-4.0	-3.8	3.1	4.4	13.2	20.1	22.4	18.7	7.1	1.1	-5.6
月間降水量(mm)	71	111	180.5	126	245.5	272	54.5	145.5	159.5	268.5	125	0.5
日最大降水量(mm)	61	42.5	41	39.5	53	82.5	15	61.5	61.5	72.5	49.5	0.5
1時間最大降水量(mm)	17.5	9	17	13.5	14	26	9.5	21	32	14.5	22.5	0.5
平均風速(m/s)	1.8	2.2	2.3	2	2.5	1.9	1.7	2.4	2.1	1.9	1.5	1.4
最大風速(m/s)	8.6	8	11	9.7	9.5	5.9	7.2	8.4	7	6.2	7.1	7.9
最大瞬間風速(m/s)	17.9	14.6	21	19.5	18.9	12.1	15.1	18.7	13.4	12.9	13.1	16.7
日照時間(h)	189.2	136	195.2	129	188.1	182.3	199.4	220.4	165.6	104.3	160.9	227.6

注）：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同様に扱います(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全対数の80%を基準とします。
(資料：気象庁気象観測データ)

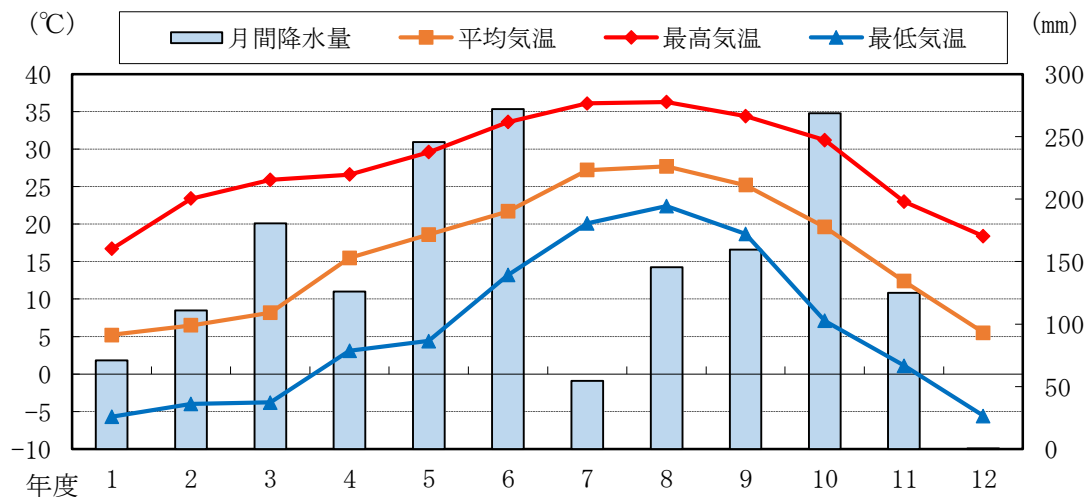


図2-1-2 月別気象状況（令和6年）の推移

2. 3 人口動態

本組合の平成17年から令和2年の人口（国勢調査による）推移は、表2-3-1に示すとおりです。平成17年からの人口動態を見ると、香取市、神崎町、多古町及び東庄町すべて減少傾向にあります。

また、令和2年から令和6年まで（各年10月1日現在）の人口及び世帯数を表2-3-2に示します。

なお、人口増減率は、平成27年度に対する令和2年度の減少率です。

2. 3. 1 人口

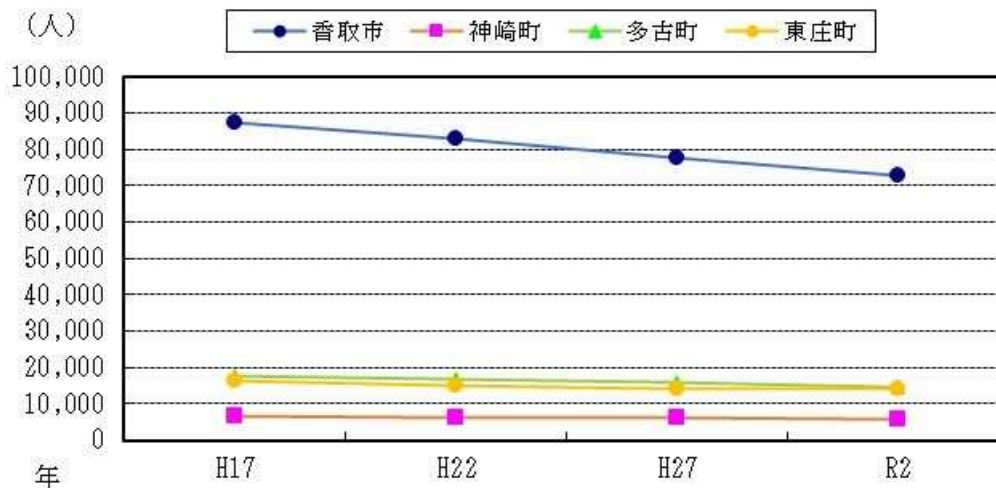
表2-3-1 市町別人口及び世帯数の推移（各年10月1日現在）

（国勢調査年）

市町名	H17		H22		H27		R2		人口 増減率
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	
香取市	87,332	27,264	82,866	27,309	77,499	27,294	72,356	27,572	-6.64%
神崎町	6,705	2,085	6,454	2,135	6,133	2,207	5,816	2,289	-5.17%
東庄町	16,950	4,565	15,154	4,561	14,152	4,562	13,228	4,611	-6.53%
本組合	110,987	33,914	104,474	34,005	97,784	34,063	91,400	34,472	-6.53%

参考：平成17年の香取市の数値は、佐原市、小見川町、山田町、栗源町の数値の合計値です。（資料：「国勢調査報告」（総務省統計局））

図2-2-1 国勢調査による人口の推移



（平成17年～令和2年 国勢調査年 各年10月1日現在）

表2-3-2 市町別人口及び世帯数の推移（各年10月1日現在）

市町名	R2		R3		R4		R5		R6	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
香取市	72,838	27,572	72,149	27,558	70,948	27,660	69,687	27,746	68,610	27,916
神崎町	5,807	2,289	5,773	2,290	5,690	2,301	5,642	2,311	5,560	2,357
多古町	13,980	5,079	13,715	5,037	13,363	5,038	13,141	5,026	12,916	5,113
東庄町	13,302	4,611	13,203	4,613	12,943	4,663	12,693	4,691	12,474	4,713
本組合	105,927	39,551	104,840	39,498	102,944	39,662	101,163	39,774	99,560	40,099

参考：「千葉県毎月常住人口調査月報」（この月報は、千葉県毎月常住人口調査要綱に基づき、直近の国勢調査人口及び世帯数を基準とし、これに毎月の住民基本台帳及び外国人登録の移動状況により集計するものです。世帯数については、国勢調査と住民基本台帳の世帯のとらえ方に若干の相違があります。）

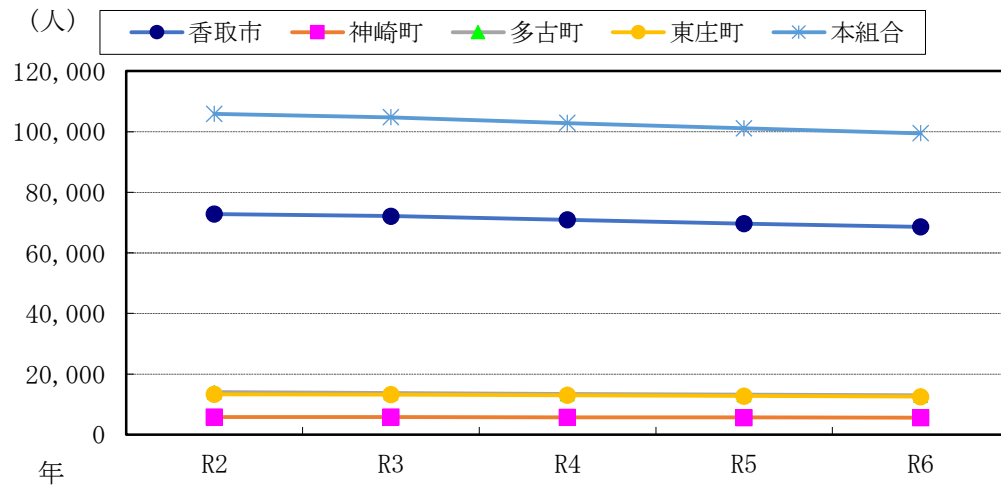


図2-2-2 常住人口の推移（令和2年～令和6年各年10月1日現在）

2. 3. 2 年齢（5歳階級、各歳）別、男女別人口

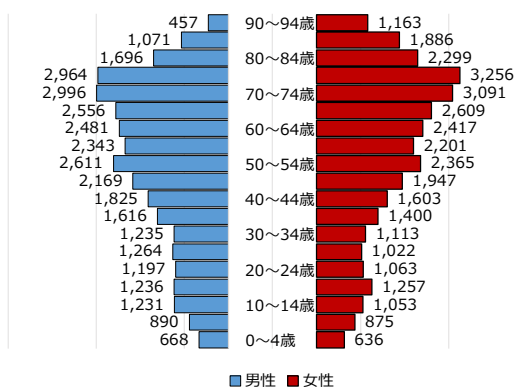
令和6年4月1日現在における本組合の年齢別、男女別人口を表2-4、図2-3-1及び図2-3-2に示します。また、年齢3区分別人口割合を図2-4に示します。

いずれの市町も年齢層ピラミッドは逆型であり、年齢3区分別人口割合は生産年齢人口が50%前後と最も多いですが、高齢人口が40%前後を占め、年少人口は9%以下であるため、将来の生産人口の減少が懸念されます。

表2-4 市町別年齢別、男女別人口（令和6年4月1日現在）

	香取市			神崎町			多古町			本組合			東庄町		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	66,487	32,645	33,842	5,480	2,766	2,714	12,763	6,480	6,283	83,961	41,377	42,584	11,994	5,966	6,028
0～4歳	1,304	668	636	117	60	57	285	146	139	1,646	843	803	225	115	110
5～9歳	1,765	890	875	159	79	80	349	173	176	2,281	1,154	1,127	357	185	172
10～14歳	2,284	1,231	1,053	168	84	84	448	232	216	2,910	1,548	1,362	458	233	225
15～19歳	2,493	1,236	1,257	180	91	89	438	214	224	3,112	1,572	1,540	439	245	194
20～24歳	2,260	1,197	1,063	198	112	86	427	245	182	2,779	1,474	1,305	321	165	156
25～29歳	2,286	1,264	1,022	201	104	97	535	342	193	2,864	1,592	1,272	377	224	153
30～34歳	2,348	1,235	1,113	224	133	91	502	296	206	2,965	1,592	1,373	393	224	169
35～39歳	3,016	1,616	1,400	248	139	109	611	342	269	3,797	2,040	1,757	533	285	248
40～44歳	3,428	1,825	1,603	262	141	121	685	377	308	4,270	2,295	1,975	580	329	251
45～49歳	4,116	2,169	1,947	330	185	145	725	390	335	5,178	2,755	2,423	732	401	331
50～54歳	4,976	2,611	2,365	421	217	204	858	448	410	6,280	3,262	3,018	883	434	449
55～59歳	4,544	2,343	2,201	442	239	203	872	441	431	5,774	2,971	2,803	788	389	399
60～64歳	4,898	2,481	2,417	437	215	222	893	448	445	6,127	3,119	3,008	792	423	369
65～69歳	5,165	2,556	2,609	433	240	193	1,047	541	506	6,542	3,254	3,288	944	458	486
70～74歳	6,087	2,996	3,091	465	230	235	1,146	577	569	7,782	3,832	3,950	1,230	606	624
75～79歳	6,220	2,964	3,256	429	208	221	1,118	552	566	7,881	3,759	4,122	1,232	587	645
80～84歳	3,995	1,696	2,299	366	157	209	773	334	439	5,161	2,201	2,960	800	348	452
85～89歳	2,957	1,071	1,886	241	91	150	557	226	331	3,725	1,373	2,352	527	211	316
90～94歳	1,620	457	1,163	106	29	77	370	127	243	2,007	572	1,435	281	86	195
95歳～	725	139	586	53	12	41	124	29	95	880	169	711	102	18	84

香取市



神崎町

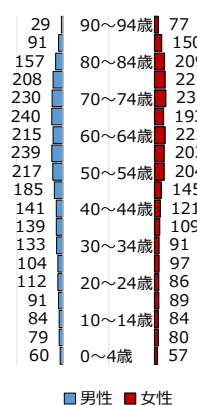
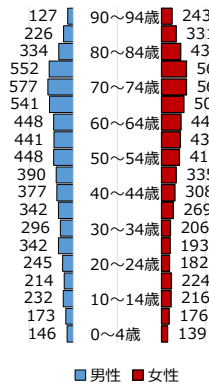
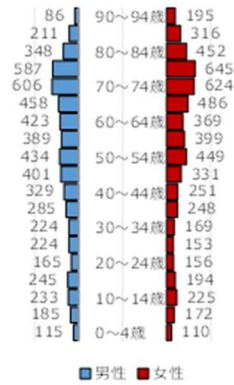


図2-3-1 年齢階層別の人口ピラミッド

多古町



東庄町



本組合

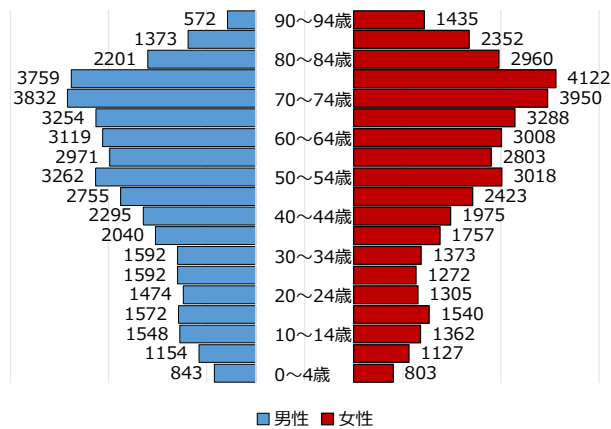


図2-3-2 年齢階層別の人口ピラミッド

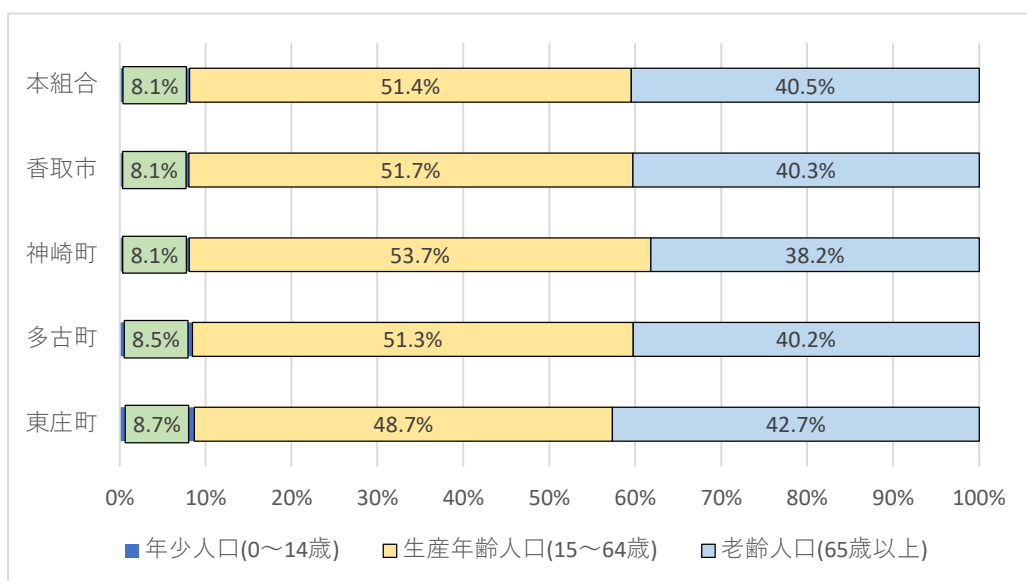


図2-4 年齢3区分別人口割合

2. 4 産業の動向

2. 4. 1 産業別就業者数

本組合の産業別就業者の推移を表2-5に、平成17年度から令和2年度の産業3部門別就業者割合を図2-5に示します。

令和2年度の就業者人口を、産業3部門別でみると、本組合内では、第1次産業12.0%、第2次産業23.3%、第3次産業が61.0%となっており、第3次産業が全体の半数以上を占めています。

表2-5 産業別就業者の推移

項目		第1次産業		第2次産業		第3次産業		その他に分類 されないもの		計	
		人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
香 取 市	平成17年	5,689	12.9	11,116	25.2	27,036	61.3	233	0.5	44,074	100
	平成22年	4,799	12.1	9,346	23.5	24,535	61.7	1,070	2.7	39,750	100
	平成27年	4,211	11.0	9,040	23.7	23,454	61.4	1,512	4.0	38,217	100
	令和 2年	3,719	10.6	8,123	23.1	22,130	62.8	1,246	3.5	35,218	100
神 崎 町	平成17年	301	9.1	851	25.7	2,153	65.0	5	0.2	3,310	100
	平成22年	180	5.7	693	21.9	1,963	62.1	324	10.3	3,160	100
	平成27年	183	5.7	660	20.4	1,828	56.5	566	17.5	3,237	100
	令和 2年	181	6.3	606	21.2	1,759	61.7	307	10.8	2,853	100
多 古 町	平成17年	2,099	22.5	1,902	20.4	5,305	56.9	19	0.2	9,325	100
	平成22年	1,704	20.1	1,628	19.2	5,127	60.4	30	0.4	8,489	100
	平成27年	1,535	19.4	1,545	19.5	4,779	60.3	65	0.8	7,924	100
	令和 2年	1,395	18.5	1,490	19.8	4,444	58.9	214	2.8	7,543	100
東 庄 町	平成17年	1,318	16.0	2,656	32.3	4,238	51.5	15	0.2	8,227	100
	平成22年	1,155	15.7	2,318	31.6	3,847	52.4	15	0.2	7,335	100
	平成27年	1,122	15.8	2,214	31.3	3,719	52.5	29	0.4	7,084	100
	令和 2年	988	14.9	1,925	29.1	3,532	53.4	164	2.5	6,609	100
本 組 合	平成17年	9,407	14.5	16,525	25.4	38,732	59.6	272	0.4	64,936	100
	平成22年	7,838	13.3	13,985	23.8	35,472	60.4	1,439	2.5	58,734	100
	平成27年	7,051	12.5	13,459	23.8	33,780	59.8	2,172	3.8	56,462	100
	令和 2年	6,283	12.0	12,144	23.3	31,865	61.0	1,931	3.7	52,223	100

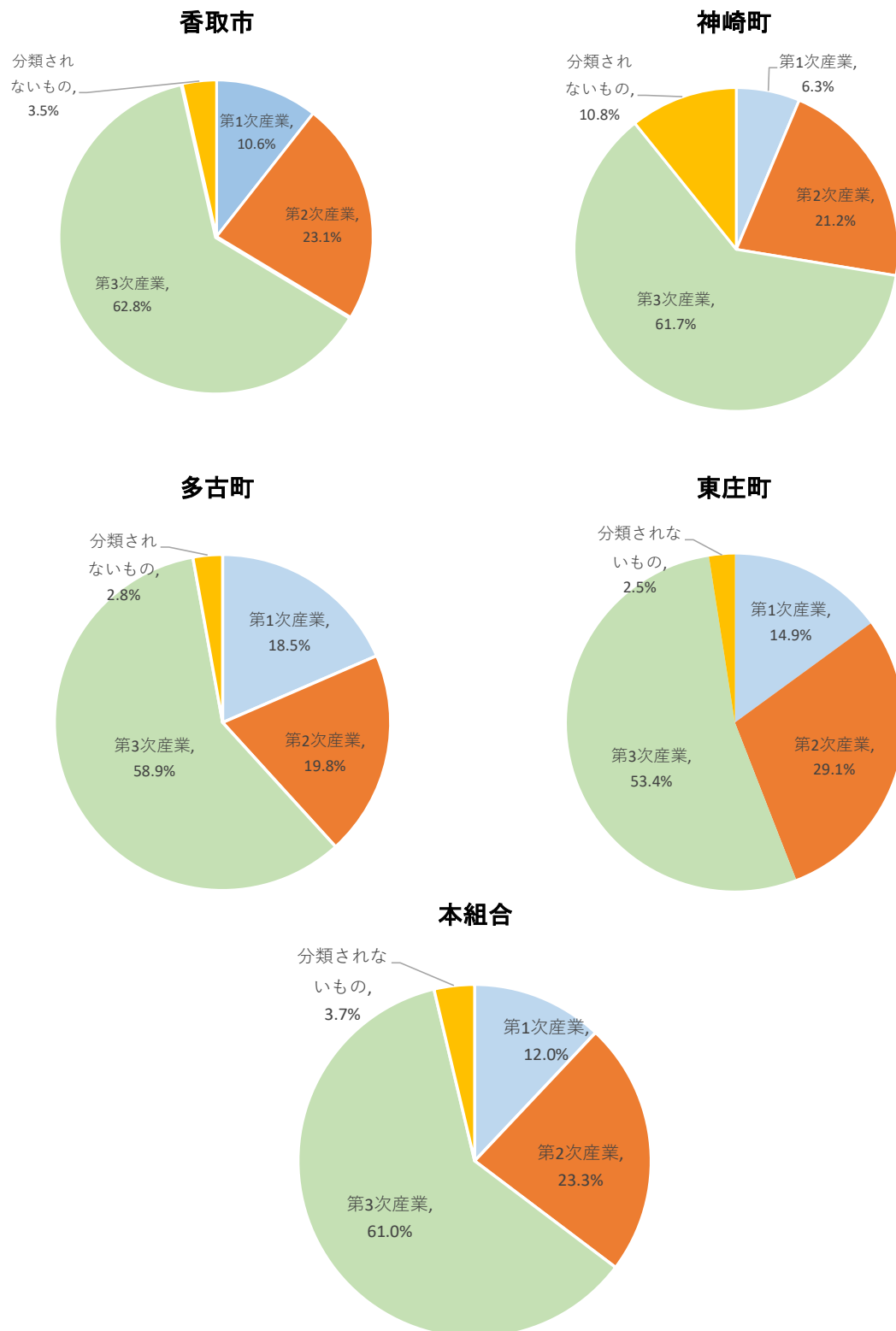


図2-5 産業3部門別就業者割合（令和2年度）

2. 4. 2 事業所・従業者数

本組合の平成24年から令和3年の事業所・従業者数の推移を表2-6、図2-6-1及び2-6-2に示します。

本組合及び構成市町の事業所数・従業者数は、平成26年度にかけて増加しましたが、平成28年度以後は、減少へ転じています。

表2-6 事業所・従業者数の推移

項目 市町名	平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年		令和 3 年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
香取市	3,685	26,551	3,785	28,617	3,503	25,904	3,182	25,146
神崎町	240	1,938	253	2,367	216	1,918	206	1,859
多古町	826	7,188	868	7,625	820	7,032	737	6,832
東庄町	589	3,723	591	4,087	538	3,551	490	3,760
本組合	5,340	39,400	5,497	42,696	5,077	38,405	4,615	37,597

(資料：「千葉県統計年鑑」)

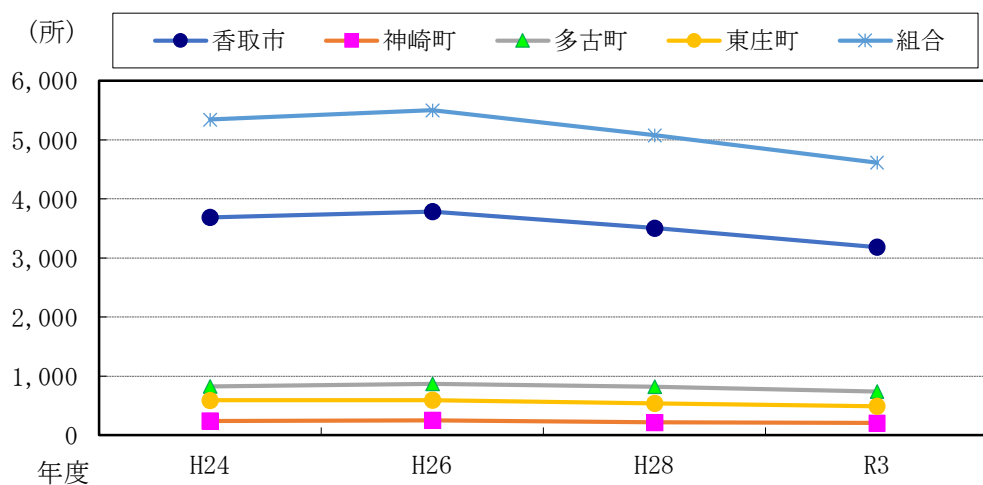


図2-6-1 事業所数の推移

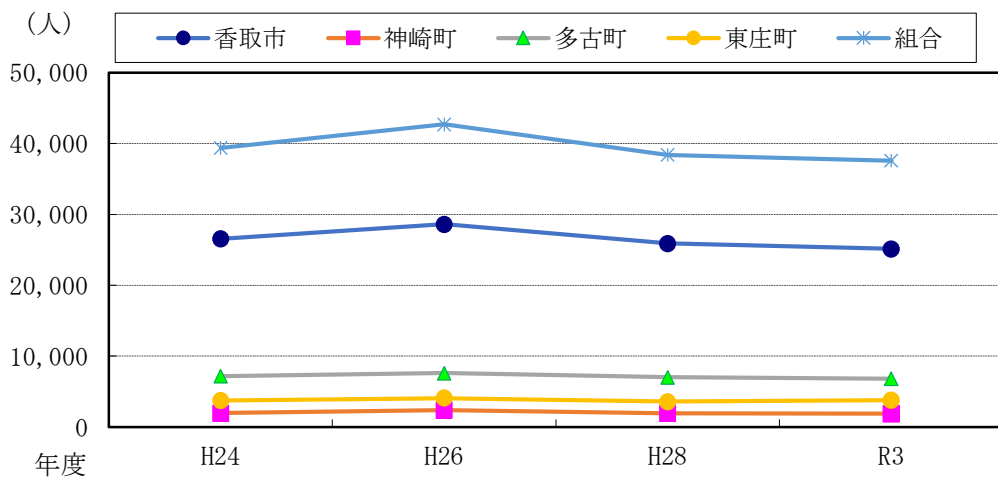


図2-6-2 従業者数の推移

2. 5 土地利用状況

計画区域の土地利用状況を表2-7及び図2-7に示します。令和5年1月1日現在では、全体の約46%が農用地（田、畑）、約27.6%が山林及び雑種地になっており、宅地は約9%です。

香取市は土地利用の取組方針として、「総合的な土地利用方針の明確化」及び「計画的な大規模開発の推進」を掲げています。

神崎町は、土地利用に関し「神崎 I C 周辺整備」、「J R 下総神崎駅周辺の整備」、「わくわく西の城の拠点化」等の取組目標を掲げています。

多古町は、土地利用に関し、適切な土地利用の推進及び土地利用動向の適切な把握により「長期的な展望のもと、総合的かつ計画的な土地利用を推進する」としています。

東庄町は、「地域の宝を地域の力で次代へ」のもと、町を市街地、集落定住、農業生産、工業、自然景観の5つのゾーンに分け、それぞれの基本方針を定めて土地利用を図ることとしています。

	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
香取市	262,351	81,647	38,085	22,237	1,557	47,238	661	3,243	16,068	51,615
神崎町	19,899	6,807	1,753	1,868	242	3,485	-	187	3,578	1,979
多古町	72,801	17,660	15,908	5,947	55	17,719	-	691	7,735	7,086
東庄町	46,251	14,022	7,832	4,638	189	6,968	-	42	3,804	8,756
本組合	401,302	120,136	63,578	34,690	2,043	75,410	-	4,163	31,185	69,436

表2-7 地目別面積（令和5年1月1日現在）（単位：千㎡）

注）1. 田の地積は介在田及び市街化区域田を、畑の地積は介在畑及び市街化区域畑を、山林の地積は介在山林を、それぞれ含みます。「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるものをいいます。

2. 端数処理の関係で計と合わない場合があります。（資料：千葉県統計年鑑（令和5年））

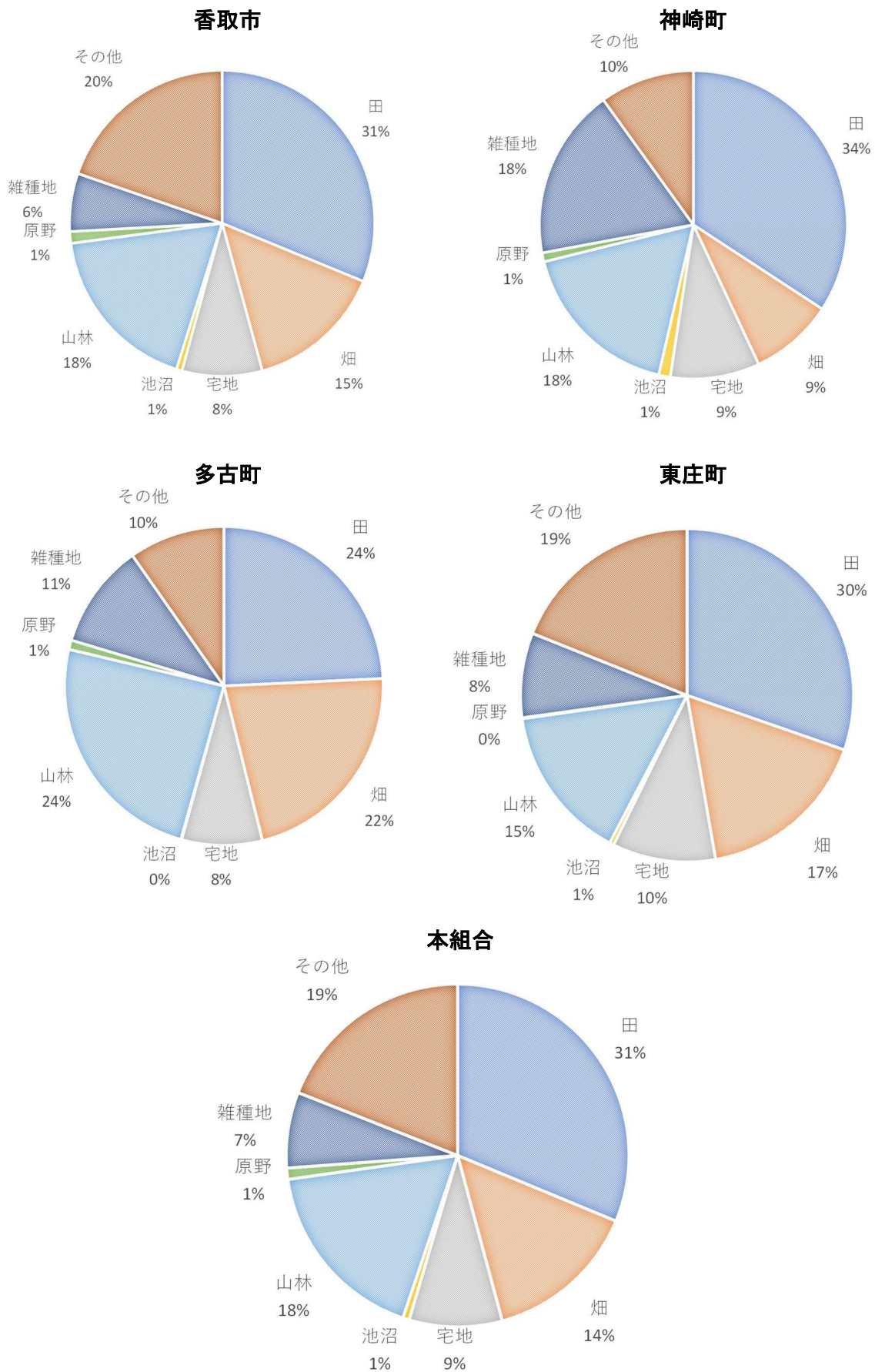


図2-7 地目別面積の構成比

2. 6 市町の総合計画等

2. 6. 1 総合計画等の策定状況

香取市、神崎町、多古町及び東庄町では、表2-8に示す総合計画、環境基本計画を定め、廃棄物に係る基本方針等を定めています。

表2-8 構成市町の総合計画等の一覧

市町名	計画名	備考
香取市	第2次香取市総合計画 後期基本計画	令和5年3月策定 令和5年度～令和9年度
	第2次香取市環境基本計画 (中間見直し)	令和6年3月策定 令和6年度～令和10年度
神崎町	神崎町第5次総合計画 前期基本計画	令和3年3月策定 令和3年3月策定 令和3年度～令和8年度
多古町	第5次多古町総合計画 後期基本計画 第3期多古町総合戦略	令和7年3月策定 令和7年度～令和11年度
東庄町	第6次東庄町総合計画 後期基本計画	令和4年3月策定 令和4年度～令和8年度

2. 6. 2 総合計画等に基づく一般廃棄物に係る基本方針

(1) 香取市

①基本計画

「第2次香取市総合計画 後期基本計画」(令和5年3月)では、分野別計画として、表2-9に示すとおり廃棄物に対する施策を示しています。

表2-9 廃棄物に関して5年後の目指す姿 業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値			
			2022 (令和4)	2023 (令和5)	2025 (令和7)	2027 (令和9)	
ごみ処理	1人1日当たりの ごみ排出量	各年度における市民1人1日 当たり のごみの排出量	978 g (2021)	968 g	948 g	929 g	
産業廃棄物・ 不法投棄	不法投棄 件数	各年度における不法投棄監視員・ 市民・パトロールによる不法投棄 の年間発見件数	136件 (2021)	130件	125件	120件	
再資源化	リサイクル 率	各年度におけるごみの排出 総量に 対し、リサイクルした 量の割合	19.7% (2022)	20.6%	22.8%	25.3%	

※「指標の説明」は、環境安全課調べ

また、同計画において主な取り組みと内容を表2-10-1から表2-10-4のように定めています。

表2-10-1 一般廃棄物の適正処理及び資源ごみの分別化と減量化の実施

主な取り組み	内容	
ごみの適正処理(一般廃棄物処理基本計画の推進及び検証)	体制	・香取広域市町村圏事務組合との連携強化
	計画	・基本計画の検証、フォローアップ
ごみの発生抑制に向けた普及・啓発	実行	・ごみについての学習会などを開催 ・市民、事業者に対し、レジ袋の削減に向けた取組を促進 ・家庭や飲食店などに対し、食品ロスの削減を促進 ・家庭や飲食店などへ、生ごみの減量化に向けた、水切りの徹底を促進 ・生ごみ処理機などの購入に対する助成の推進 ・分かりやすい広報の実施
分別排出の徹底、取組の強化	実行	・ごみの分別・収集方法を周知 ・市民の分別意識の向上を図るための情報発信 ・ごみステーションの設置や管理方法などについて適切に指導・助言 ・空カン、空ビン、ペットボトル、紙類、布類などの回収、再資源化を推進
市直営処理施設の在り方の検討	体制	・施設の目的及び処理体制の再構築
	計画	・組合への移管を含む在り方の検討

表2-10-2 ごみ収集の効率化と衛生的な地域環境の維持・向上

主な取り組み	内容	
ごみステーションの整備	実行	・ごみステーションの衛生的管理の推進 ・ごみステーションの整備への支援
家庭ごみ収集カレンダーによる周知	見直し	・市民が広く分かりやすい記載内容の検討
動物死体収集業務の維持	見直し	・委託業者との契約内容及び契約方法の見直し

表2-10-3 可燃不燃物処理施設や最終処分場の適正な運営と更新整備

主な取り組み	内容	
ごみ処理施設の運営の適正化	実行	・香取広域市町村圏事務組合との協議、連携
ごみ処理施設の更新等	計画	・香取広域市町村圏事務組合との協議、連携

表2-10-4 再資源化推進のための仕組みづくりと取組の強化

主な取り組み	内容	
分別排出の徹底、取組の強化（再掲）	実行	・ごみの分別・収集方法を周知 ・市民の分別意識の向上を図るための情報発信 ・ごみステーションの設置や管理方法などについて適切に指導・助言 ・空カン、空ビン、ペットボトル、紙類、布類などの回収、再資源化を推進 ・市民が広く分かりやすい記載内容の検討
再資源化推進のための仕組みづくり	体制	・不要品の再使用、再資源化するための仕組みづくり
	実行	・集団資源回収運動の継続的な取組 ・資源ごみ回収奨励金の継続と周知 ・分別排出されたごみの効率的な再資源化

②環境基本計画

香取市環境基本計画では、環境施策の基本目標として「循環型社会の実現 ～ごみを出さないライフスタイルを实践するまち～」を掲げ、ごみ及びリサイクルに関する達成目標を表2-11のように定めている。

表2-11 環境基本計画における達成目標

指標	現状値 (2022 年度)	目標値 (2028 年度)
市民 1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量	957g/人日	929g/人日
リサイクル率	18.8%	25.3%
集団回収による資源ごみ回収量	541 t	1,498 t

この達成のために 3Rを推進し、個別目標として次の 3 点をあげています。

- 1 ごみの発生抑制に向けた普及・啓発
- 2 分別排出の徹底
- 3 資源化推進のための仕組みづくり

(2) 神崎町

「神崎町第 5 次総合計画 前期基本計画」（令和 3 年 3 月）では、基本計画におけるコンセプトを次のように設定しています。

まちづくりコンセプト

生き生きわくわく 人も発酵するまち こうざき
～ 今より一歩前へ そして、次世代へのバトンパス

さらに「ごみ、環境問題への対応」として次の課題、取り組み及び達成目標を定めています。

【現況と課題】

- 1 環境保全活動を推進しています
 - 不法投棄が依然として多く発生しています。
- 2 公害防止対策に取り組んでいます
 - 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が鈍化していますが、水質汚濁防止の観点から転換を推進していく必要があります。
- 3 地球温暖化防止対策を推進しています
 - 近年、豪雨や猛暑日の発生頻度が増加しており、長期的な地球温暖化の傾向から、環境省では気候危機宣言を出すなど今後、気象災害が危惧されています。
- 4 3 R (Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル)) 運動の推進
 - 3 R 運動の推進によりごみ処理事業にかかる経費を削減できるほか、ごみの焼却に伴う二酸化炭素等の地球温暖化原因物質の削減、最終処分場への処分量の削減などにより、地球の環境を守ることに繋がります。

【取組】

- 1 ごみの不法投棄の防止
 - 環境美化運動への意識の向上を図るため、町内一斉のゴミゼロ運動の実施、子どもたちの環境学習の推進に努めます。
- 2 環境汚染や公害発生の防止
 - 水質汚濁の主因に伴っている家庭雑排水の浄化対策として、合併処理浄化槽への転換の促進に努めます。
 - 河川水、工業団地各企業排水及び飲用井戸水の水質検査を実施し、環境汚染や公害の発生予防に努めます。
 - 町民の日常生活から発生する生活型公害の防止を図るため、町民の意識啓発のためのPR活動に努めます。
- 3 二酸化炭素の発生抑制
 - 地球温暖化防止対策として、CO₂の削減に努めます。
 - 地球環境にもやさしく、災害時にも対応可能な再生可能エネルギーの利活用を図るため、太陽光発電設備の設置に対して補助金を交付し設置を促進します。
 - 家庭でもできる身近な温暖化対策のPR活動に努めます。
- 4 3 R (Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)) 運動の推進
 - 資源物回収所での資源物の回収を推進し、ごみの再資源化・減量化を図ります。

【達成目標】

上記の施策を行った上で、達成目標を表2-12のように定めています。

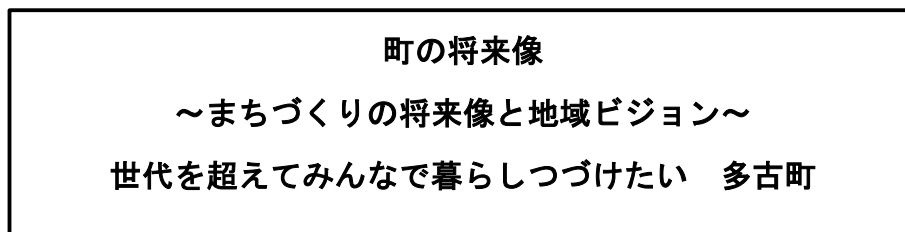
表2-12 達成目標

指標名	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)	目標指標の測定あるいは取得の方法
一般家庭可燃ごみ排出量	t / 年	1,628.9	1,485	
資源物回収量	t / 年	57.7	60	

(3) 多古町

「第5次多古町総合計画 後期基本計画 第3期多古町総合戦略」では、次のような施策を行うこととしています。

多古町の将来像と基本的視点



①現状と課題

- 誰もが安全で快適に生活できる生活基盤の確保は、暮らし続けるための重要な要素です。住宅、上下水道等をはじめとした生活基盤に関する事業の推進が必要です。
- 航空機騒音の軽減のための環境対策、公害苦情への迅速な対応など、継続して取り組んでいくことが重要です。
- 環境保全や地球温暖化防止に関する意識啓発を図るとともに、ごみの分別やリサイクルに取り組んでいくことが重要です。

②今後の方針

- 誰もが安全で快適に生活できる住宅を確保できるよう、高齢化の進行や低炭素社会の実現に対応した住宅の建設・改修を促進します。
- 上水道施設の更新と耐震化を推進し、水道水の安定供給に努めます。
- ごみの分別やリサイクルに関する意識啓発を図り、適正な処理により、ごみの減量化を推進します。
- し尿や生活雑排水の適切な処理を推進するため、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、処理施設の機能保全・維持管理、長寿命化を図ります。
- 航空機騒音の軽減のため、騒音による移転や住宅防音工事等の環境対策を推進します。
- 公害苦情に迅速に対応し、不法投棄等の撲滅に取り組みます。
- 環境保全や地球温暖化防止に関する意識啓発を図るとともに、多古町の事務事業で排出される温室効果ガスの削減に取り組みます。

③施策 ごみの適切な処理（廃棄物関連）

ごみの分別収集の徹底を図るとともに、3R〔Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）〕にRefuse（リフューズ：断る、使わない）、Repair（リペア：修理する）を加えた5Rのライフスタイルの周知を図り、ごみの減量化を促進します。

こども園や小学校等における環境学習を継続して実施し、循環型社会に対する意識を高めます。

④公害、環境対策の推進

施策を行う結果として表2-13の指標を定めています。

表2-13 快適で潤いのある暮らしの基盤・環境の整備に関する成果指標

成果指標	単位	現状	目標				
		(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
合併処理浄化槽の設置補助基数（累計）	基	延べ 1,570	延べ 1,600	延べ 1,625	延べ 1,650	延べ 1,675	延べ 1,700
ごみ排出量	t	2,870	2,862	2,858	2,854	2,850	2,846
不法投棄等の発生件数	件	33	現状値より減少	現状値より減少	現状値より減少	現状値より減少	現状値より減少

(4) 東庄町

「第6次東庄町総合計画 後期基本計画」（令和4年3月）では、生活環境の保全に対して次のような施策及び指標を定めています。

（基本方針）

住民や事業者と協働で本町的生活環境の維持を図るために、住民の意識向上に向けた取組みを推進します。さらに、まちの景観をより良いものにするだけでなく、ごみの分別の促進や合併処理浄化槽の設置を進め、住民が良好な衛生環境での生活が維持できるよう取り組みます。また、生活環境に大きな影響を与え得る事業者に対しても、意識向上を図ります。

（施策の体系）

施策の体系の公害防止対策の推進」及び「ごみ及びリサイクル収集体制の充実」をあげています。

（公害防止対策の推進における主な取り組み）（抜粋）

・事業者への廃棄物適正処理等の指導

事業者へ産業廃棄物、事業系一般廃棄物の適正処理等を指導し、公害防止に努めます。

・不法投棄に対する監視体制の強化

不法投棄監視員や、監視カメラなどによる監視の強化を図ります。

（ごみ及びリサイクル収集体制の充実の主な取り組み）

・分別収集の推進

分別収集や生ごみの堆肥化を推進し収集の効率化と排出の減量化を図ります。

・3R活動の推進

資源の有効活用に向けた3R活動を推進します。

・新たなごみ問題への対応

海洋プラスチック問題や食品ロスなどの新たな問題について啓発を図ります。

（設定目標）

施策を行う結果として表2-14の指標を定めています。

表2-14 生活環境の維持にかかる設定指標

指標名	現状値	目標値
	上段(R元年度) 下段(H27年度)	(R8年度)
住民一人あたりの ごみ排出量	821g/人日 750g/人日	635g/人日

2.7 将来計画

(1) 香取市

「第2次香取市総合計画（後期基本計画）」（令和5年3月）では、香取市が目指すべきまちの姿として「将来都市像」を以下のように掲げており、図2-8-1及び図2-8-2に示すように、6つの大綱、41の施策を設定し、各施策ごとに重点プロジェクトを定め、さらに106の小施策を設け、各々施策についての「現状と課題」を解析し、それに基づいて取り組み方針を定め、取り組みを行うこととしています。

豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取

～人が輝き 人が集うまち～

大綱	施 策	小 施 策
産業・経済の振興	農林畜産業	(1) 農業経営、(2) 農地・農村環境、(3) 土地改良、(4) 森林整備・治山
	商工業	(1) 商業振興、(2) 工業振興
	企業・産業誘致	(1) 誘致活動、(2) 就労支援、(3) 産業団地
	観光	(1) 観光振興、(2) 観光事業
生活環境の向上	環境保護・省エネ	(1) 地球温暖化・脱炭素化、(2) 自然保護、(3) 電気事業
	環境衛生・公害対策	(1) 環境美化・衛生、(2) 公害対策
	廃棄物処理・再資源化	(1) ごみ・し尿処理 (2) 産業廃棄物・不法投棄 (3) 再資源化
	公園・緑地・水辺空間	(1) 公園・緑地、(2) 水辺空間
	斎場・墓地	(1) 斎場、(2) 墓地
	交通安全・防犯	(1) 交通安全、(2) 防犯
	防災・消防・救急	(1) 防災、(2) 急傾斜地・砂防、(3) 消防・救急
	市民・消費者相談	(1) 市民相談、(2) 消費者相談
健康・福祉の充実	人権	(1) 人権・虐待、(2) 男女共同参画、(3) LGBTQ+
	地域福祉	(1) 地域福祉、(2) 重層的支援
	介護・介護予防	(1) 介護保険、(2) 地域包括支援
	高齢者の生きがい	(1) 生きがいづくり、(2) 生活・就労支援
	子供家庭・子育て	(1) 子供家庭・子育て支援、(2) 保育環境、(3) 児童館・児童クラブ
	障がい者福祉	(1) 自立支援、(2) 権利擁護・環境整備
	健康づくり・感染症	(1) 健康増進・保健衛生、(2) 防疫・感染症、(3) 予防接種
	地域医療	(1) 地域医療、(2) 病院経営
	保険・社会保障	(1) 国民健康保険、(2) 後期高齢者医療、(3) 国民年金、(4) 生活保護

図2-8-1 香取市の施策の体系（1）

大綱	施 策	小 施 策
教育・文化の振興	教育施設・環境の整備	(1)適正配置、(2)施設・環境整備
	学校教育	(1)学校教育、(2)学校給食
	青少年健全育成	(1)青少年健全育成
	生涯学習	(1)生涯学習活動、(2)社会教育
	スポーツの推進	(1)スポーツ振興、(2)社会体育
	歴史・文化・芸術	(1)伝統文化、(2)文化財、(3)博物館等、(4)芸術振興
都市基盤の整備	都市計画・土地利用	(1)都市計画、(2)土地利用、(3)地籍調査
	町並み・市街地整備	(1)町並み景観、(2)市街地整備、(3)駐車場
	住宅環境	(1)住宅環境、(2)空き家対策、(3)市営住宅、(4)宅地造成
	道路・河川	(1)道路・橋梁、(2)河川・排水路
	公共交通	(1)公共交通網、(2)循環バス・乗合タクシー
	上水道	(1)上水道施設、(2)簡易水道施設、(3)事業経営
	下水道	(1)下水道施設、(2)集落排水施設、(3)その他浄化施設、(4)事業経営
市民参画・行政の取組	市民協議	(1)市民協働、(2)事業提案・連携、(3)コミュニティー
	S D G s	(1)推進体制、(2)事業展開方策
	過疎対策	(1)過疎対策、(2)移住・定住
	地域間交流・国際交流	(1)地域間連携・地域間交流、(2)国際交流
	広報・広聴	(1)広報、(2)広聴、(3)地域プロモーション
	行政運営・D X 対応	(1)計画行政、(2)行政改革、(3)組織体制・職員研修、(4)DX対応
	財政・運営	(1)財源確保、(2)経営効率化、(3)財産管理・調達

図2-8-2 香取市の施策の体系（2）

(2) 神崎町

「神崎町第5次総合計画」（令和3年3月策定）によれば、将来像として「生き生きわくわく 人も発酵するまち こうざき」を掲げ、図2-9に示す5つの基本目標を定めています。

まちづくりコンセプト		
生き生きわくわく 人も発酵するまち こうざき		
～ 今より一歩前へ そして、次世代へのバトンパス		
3つのまちづくり戦略		
子育て世代にやさしいまちづくり	ハイウェイ オアシス	発酵の里づくり
子育て支援サービスの見直し・充実	神崎 I C 周辺の開発	「発酵」を統一テーマにしたまちづくりの推進
子どもを産んで暮らしたくなる環境づくり	道の駅の集客力強化	誰もが生き生きと住み続けられるふるさと（発酵の里）づくりの推進
+ Society5.0によるスマート自治体への転換（検討項目）		
基本目標・施策		
（１）地域産業の持続的発展支援		
①農業の振興	③観光の振興	
②商工業の振興		
（２）すべての世代にやさしい福祉施設の充実		
①地域福祉の推進	④高齢者福祉	
②健康づくりの推進	⑤障害者福祉の充実	
③子供・子育て支援の充実	⑥社会保障体制の充実	
（３）生活の質を高める環境の充実		
①土地の有効利用	④上水道の整備	
②道路・公共交通の充実	⑤住環境・公園等の維持・確保	
③ごみ・環境問題への対応		
（４）緊急時対応への備えの充実		
①消防・防災体制の充実	②防犯・交通安全対策の充実	
（５）教育のまち・神崎の推進		
①学校教育の充実	④芸術・文化活動の支援	
②生涯学習の充実	⑤多文化共生社会の実現 （男女共同・人権等）	
③生涯スポーツの充実		
（６）明るく前向きな行財政運営の推進		
①公報・広聴の充実	③機動力のある健全な行財政の推進	
②住民主役のまちづくりの推進	④情報通信基盤の整備	

図2-9 神崎町第5次総合計画の体系

(3) 多古町

「第5次多古町総合計画 後期基本計画及び第3期多古町総合戦略」において、町の将来像を「世代を超えて みんなで暮らしつづけたい 多古町」とし、町の将来像の実現に向けた3つの基本視点を図2-10-1のように示す一方、基本施策と分野別施策を図2-10-2のように定めています。

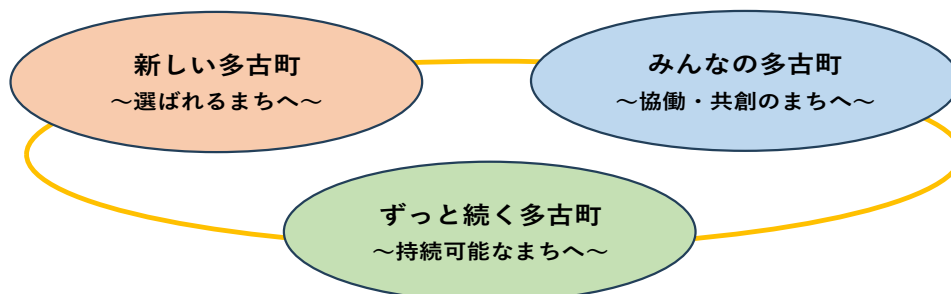


図2-10-1 町の将来像の実現に向けた3つの基本視点

基本 施策 1	空港と共生・共栄するまちづくり〈圏央道・空港・シティプロモーション〉	
	分野別 施策	○圏央道の開通・成田空港の更なる機能強化による町の活性化
		○民間活用の推進
		○各種媒体を活用した積極的な情報発信
基本 施策 2	共に支え合う、みんなにやさしいまちづくり〈子育て・福祉・医療〉	
	分野別 施策	○多古町で子育てしたいと思える環境づくり
		○誰もが安心して暮らせる地域共生社会の構築
		○主体的な健康づくりと安心できる地域医療体制の充実
基本 施策 3	活気と賑わいのある自慢できるまちづくり〈産業振興・交流〉	
	分野別 施策	○競争力と安定性のある農業経営環境の強化
		○まちの賑わいを創り出す商工業の振興
		○道の駅を拠点とした多様な観光・交流プログラムの展開
基本 施策 4	分野別 施策	○移住・定住支援の推進
		自然と調和した安全・安心なまちづくり〈環境・都市基盤整備・安全〉
		○自然と調和した土地利用の推進
		○地域特性を活かした交通ネットワークの強化
		○暮らしの利便性に配慮した公共交通体系の確保
		○親しみと憩いを感じる空間・景観の形成
		○快適で潤いのある暮らしの基盤・環境の整備
基本 施策 5	分野別 施策	○災害に強くしなやかで、安全・安心のまちづくり
		学びと生きる力を育むまちづくり〈教育・文化・人づくり〉
		○地域に根ざした魅力ある教育の推進
		○生涯を通じて学べる環境の充実
基本 施策 6	分野別 施策	○郷土を愛し次世代を担える人材の育成
		みんなが主役のまちづくり〈町民参加・生きがい・行財政〉
		○まちづくりへの町民参加と協働・共創の構築
		○効率的・効果的な行政運営の推進
	分野別 施策	○健全で安定的な財政運営の推進
		○多様なニーズに対応した広域行政の推進

図2-10-2 基本施策と分野別施策

(4) 東庄町

「第6次東庄町総合計画 後期基本計画」（令和4年3月策定）によれば、「将来都市像」として図2-11のように掲げ、将来像を「～地域の宝を地域の力で次代へ～躍動連携 地域力とうのしょう」として、政策目標と分野項目を定め、各々の施策等を定めています。

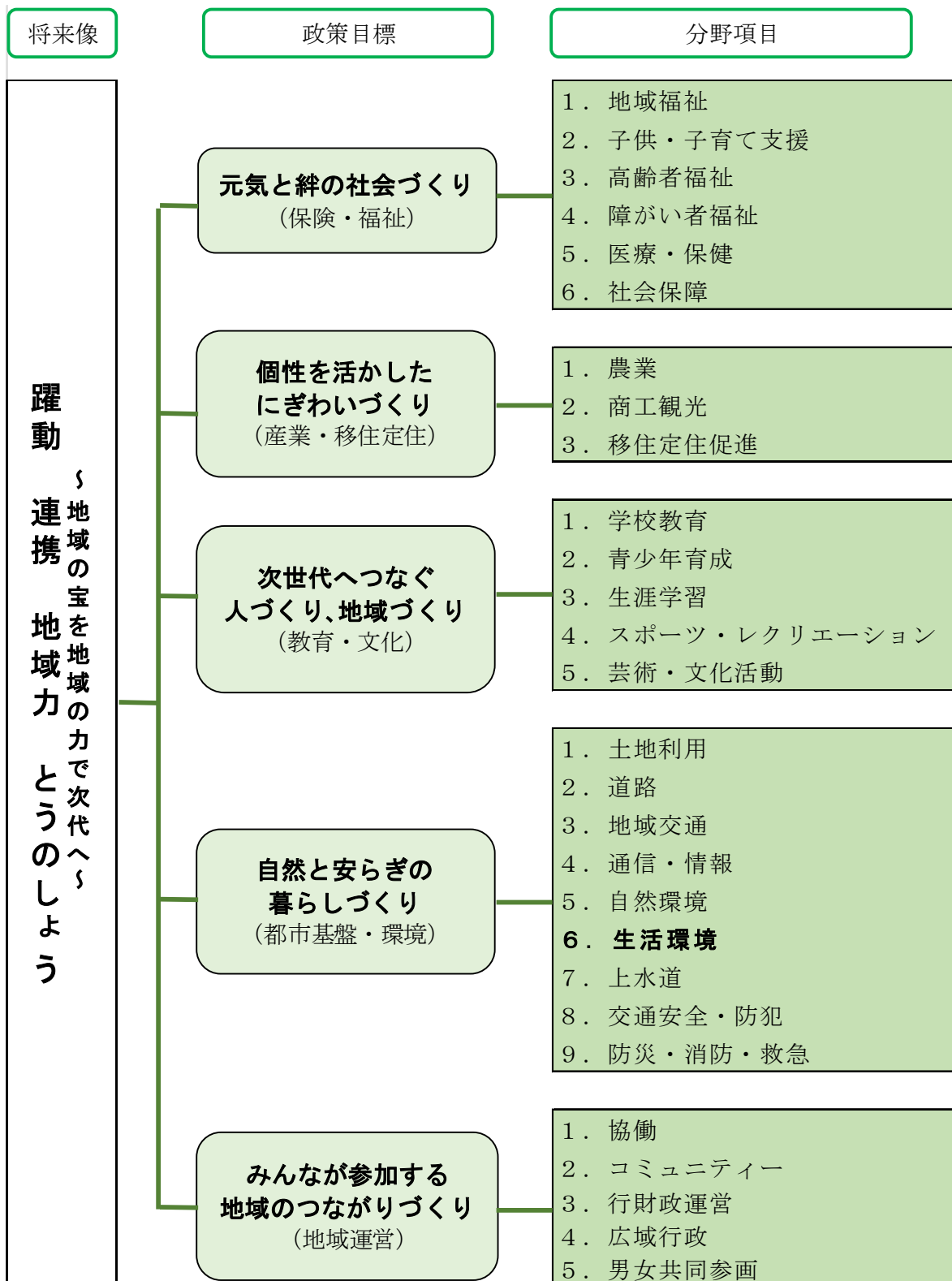


図2-11 東庄町の将来都市像実現への施策

第3章 ごみ処理の現況の把握

3.1 基礎的事項

3.1.1 廃棄物の定義

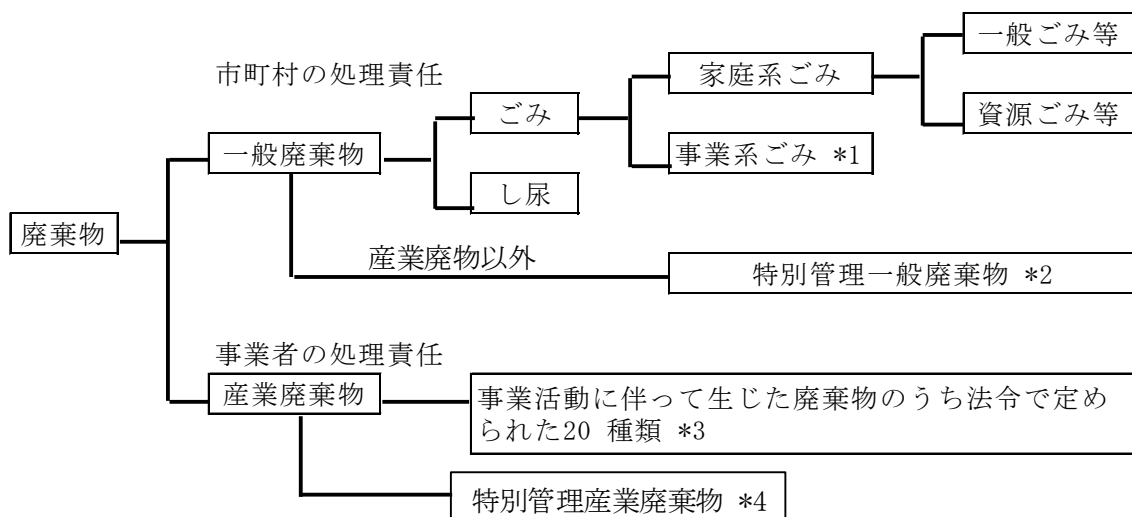
廃棄物は「廃棄物処理法」により、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられています。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類のものと、輸入された廃棄物を指します。一方で、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物と定義されています。

また、「市町村は、一般廃棄物処理計画にしたがって、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、処分しなければならない。」と定義されていますが、事業活動から排出される事業系一般廃棄物は、事業者自らが処理することが原則となっています。

3.1.2 廃棄物の分類

一般廃棄物は、ごみとし尿に分類され、本計画では、一般廃棄物の「ごみ」を対象としています。ごみは、家庭系ごみと事業系ごみに分けられ、家庭系ごみは一般ごみと粗大ごみに分類されます。事業系ごみは事務所や飲食店から発生するごみです。



*1：事業系ごみ：事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外のごみ

*2：特別管理一般廃棄物：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのあるもの

*3：法令20種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

*4：特別管理産業廃棄物：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるもの

図3-1 廃棄物の分類（資料：廃棄物処理法より）

3.2 ごみの発生量の実績及びその性状

3.2.1 ごみ総排出量及び原単位

(1) 香取市

香取市のごみ総排出量及び原単位の推移を、表3-1-1及び図3-2-1に示します。令和6年度のごみ総排出量は、22,947 t、原単位（1人1日当たりの排出量）は900.8gです。

令和2年度以降、生活系、事業系ともに過去5年で排出量は、減少傾向です。また、原単位も同様に、減少傾向となっています。

表3-1-1 ごみ総排出量及び原単位の推移（香取市）

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
人口	人	74,548	73,352	72,114	70,917	69,789
総排出量	t	26,397	25,584	25,046	23,692	22,947
排出量	排出量	t	25,884	25,034	24,502	23,141
	生活系ごみ	t	19,782	18,981	18,802	17,719
	事業系ごみ	t	6,102	6,053	5,700	5,422
	集団回収	t	513	550	544	551
	家庭系ごみ	t	17,684	16,870	16,226	15,377
総排出量原単位	g/人日	970.1	955.6	951.5	912.8	900.8
原単位	排出量	g/人日	951.3	935.0	930.9	891.6
	生活系ごみ	g/人日	727.0	708.9	714.3	682.7
	事業系ごみ	g/人日	224.3	226.1	216.6	208.9
	家庭系ごみ	g/人日	649.9	630.1	616.4	592.5

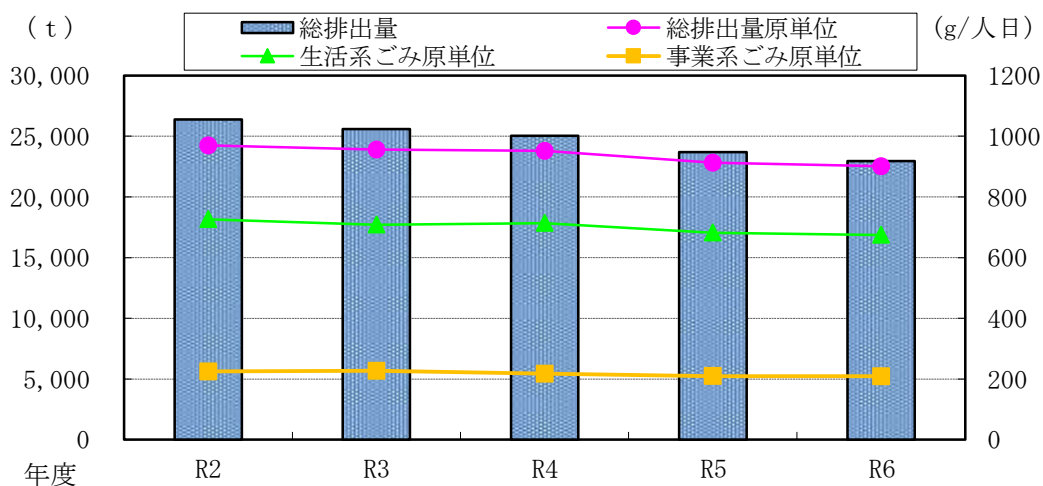


図3-2-1 ごみ総排出量及び排出原単位の推移（香取市）

※排出量＝生活系ごみ＋事業系ごみです。総排出量は、この値に集団回収を加えた量です。
 ※原単位＝市民1人が1日に排出するごみの量で単位は、g/人日です。

(2) 神崎町

神崎町のごみ総排出量の推移を、表3-1-2及び図3-2-2に示します。令和6年度のごみ総排出量は、1,772 t、原単位（1人1日当たりの排出量）は、861.1g/人日です。

令和2年度以降、生活系ごみ量は減少傾向ですが、事業系ごみは増加しています。原単位は、生活系ごみは、やや減少傾向で、事業系ごみの原単位は、やや増加傾向です。ごみの総量としての原単位は、やや減少傾向です。

表3-1-2 ごみ総排出量及び原単位の推移（神崎町）

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
人口		人	5,932	5,838	5,786	5,694	5,638
総排出量		t	1,839	1,805	1,827	1,745	1,772
排出量	排出量	t	1,795	1,745	1,765	1,695	1,724
	生活系ごみ	t	1,603	1,521	1,508	1,440	1,463
	事業系ごみ	t	192	224	257	255	261
	集団回収	t	44	60	62	50	48
	家庭系ごみ	t	1,438	1,363	1,342	1,277	1,287
総排出量原単位		g/人日	849.4	847.1	865.1	837.3	861.1
原単位	排出量	g/人日	829.0	818.9	835.7	813.3	837.8
	生活系ごみ	g/人日	740.4	713.8	714.1	691.0	710.9
	事業系ごみ	g/人日	88.7	105.1	121.7	122.4	126.8
	家庭系ごみ	g/人日	664.2	639.7	635.5	612.8	625.4

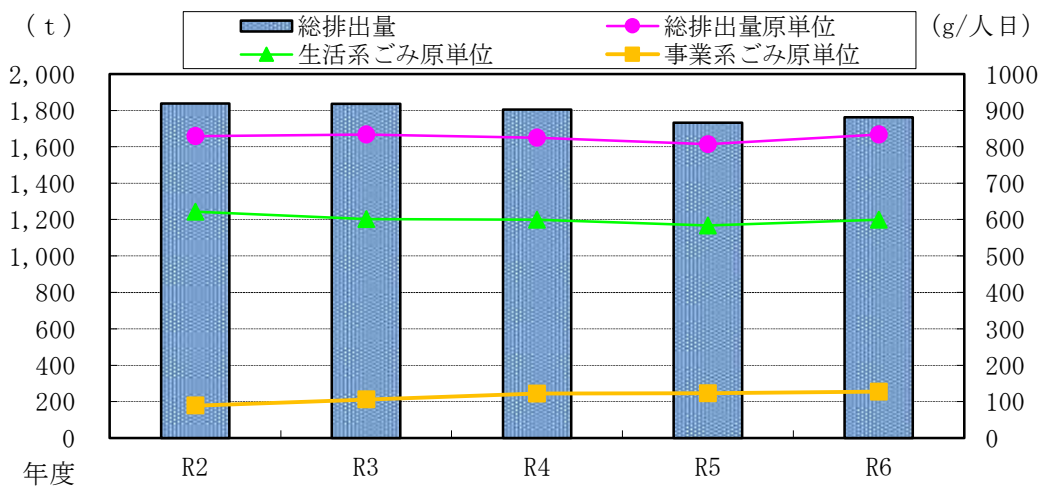


図3-2-2 ごみ総排出量及び排出原単位の推移（神崎町）

(3) 多古町

多古町のごみ総排出量の推移を表3-1-3及び図3-2-3に示します。令和6年度のごみ総排出量は、2,967 t、原単位（1人1日当たり排出量）は、604.3gです。

総排出量と総排出量原単位は令和4年度をピークに、減少傾向にあります。生活系ごみは、ごみ量、原単位共に令和4年度をピークに減少傾向です。事業系ごみは、令和3年度以後、ごみ量としても原単位としても増加傾向です。

表3-1-3 ごみ総排出量及び原単位の推移（多古町）

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
人口	人	14,407	14,120	13,857	13,590	13,454
総排出量	t	2,865	2,945	3,048	2,984	2,967
排出量	排出量	t	2,865	2,945	3,048	2,967
	生活系ごみ	t	2,050	2,245	2,285	2,221
	事業系ごみ	t	815	700	763	781
	集団回収	t	0	0	0	0
	家庭系ごみ	t	1,739	2,024	2,018	1,940
総排出量原単位	g/人日	544.8	571.4	602.6	599.9	604.3
原単位	排出量	g/人日	544.8	571.4	602.6	599.9
	生活系ごみ	g/人日	389.8	435.6	451.8	446.5
	事業系ごみ	g/人日	155.0	135.8	150.9	153.4
	家庭系ごみ	g/人日	330.7	392.7	399.0	395.4

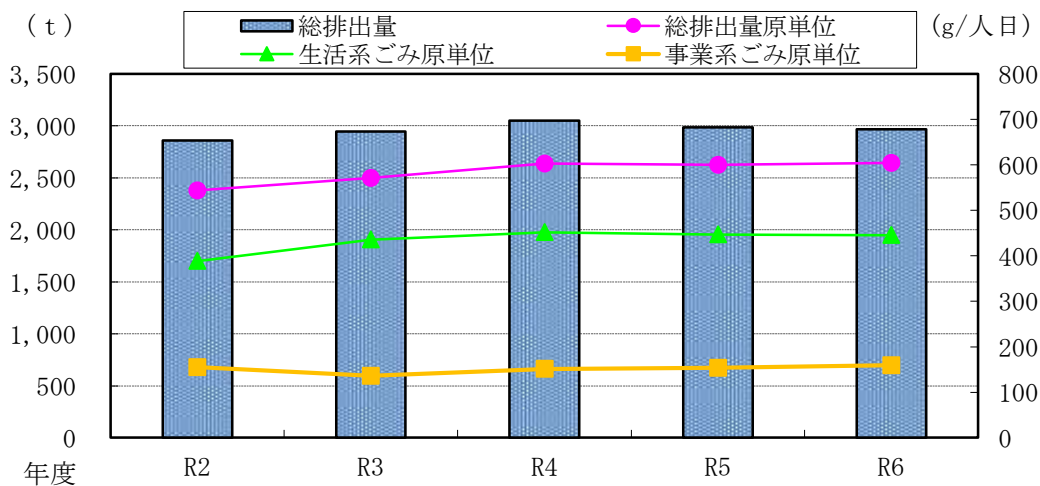


図3-2-3 ごみ総排出量及び排出原単位の推移（多古町）

(4) 東庄町

東庄町のごみ総排出量の推移を表3-1-4及び図3-2-4に示します。令和6年度のごみの総排出量は3,453 t、総排出量原単位は、748.3 g/人日で、ともに減少傾向です。生活系ごみも排出量、原単位共に減少しています。事業系ごみはごみ量としては、多少の増減がありますが、原単位は人口減少に伴い、令和3年度を底に、増加傾向です。

表3-1-4 ごみ総排出量及び原単位の推移（東庄町）

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
人口	人	13,660	13,440	13,178	12,946	12,642
総排出量	t	3,978	3,779	3,708	3,601	3,453
排出量	排出量	t	3,978	3,779	3,708	3,453
	生活系ごみ	t	3,362	3,270	3,206	2,863
	事業系ごみ	t	616	509	502	615
	集団回収	t	0	0	0	0
	家庭系ごみ	t	3,133	3,019	2,875	2,685
総排出量原単位	g/人日	797.8	770.3	770.9	760.0	748.3
原単位	排出量	g/人日	797.8	770.3	770.9	760.0
	生活系ごみ	g/人日	674.3	666.6	666.5	630.2
	事業系ごみ	g/人日	123.5	103.8	104.4	127.9
	家庭系ごみ	g/人日	628.4	615.4	597.7	566.7

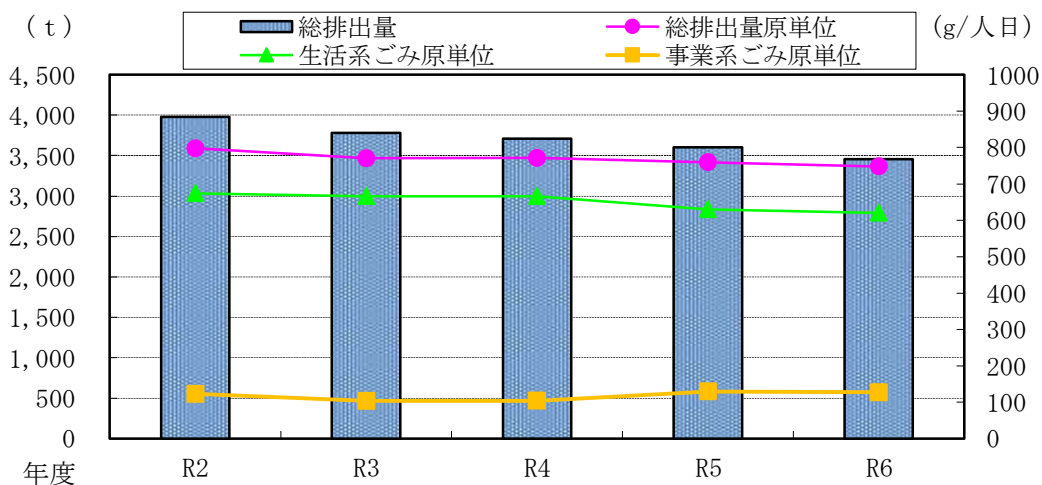


図3-2-4 ごみ総排出量及び排出原単位の推移（東庄町）

(5) 本組合

本組合のごみ総排出量及び原単位の推移を表3-1-5及び図3-2-5に示します。令和6年度のごみ総排出量は、31,139 t、原単位は、840.3gです。

原単位は減少傾向です。ごみの総排出量もそれに伴って、減少傾向です。

表3-1-5 ごみ総排出量及び原単位の推移（本組合）

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
人口	人	108,547	106,750	104,935	103,147	101,523
総排出量	t	35,079	34,113	33,629	32,022	31,139
排出量	排出量	t	34,522	33,503	33,023	31,421
	生活系ごみ	t	26,797	26,017	25,801	24,366
	事業系ごみ	t	7,725	7,486	7,222	7,055
	集団回収	t	557	610	606	601
	家庭系ごみ	t	23,994	23,276	22,461	21,306
総排出量原単位	g/人日	885.4	875.5	878.0	848.2	840.3
原単位	排出量	g/人日	871.3	859.9	862.2	827.2
	生活系ごみ	g/人日	676.4	667.7	673.6	645.4
	事業系ごみ	g/人日	195.0	192.1	188.6	186.9
	家庭系ごみ	g/人日	605.6	597.4	586.4	564.4

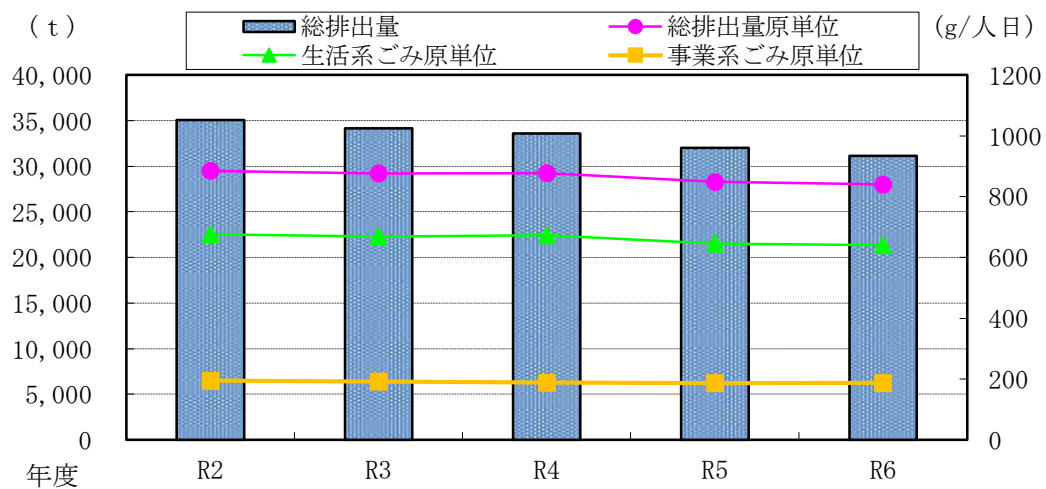


図3-2-5 ごみ総排出量及び排出原単位の推移（本組合）

3. 2. 2 ごみ排出量原単位の実績

(1) 香取市

香取市のごみの種類別排出量原単位の実績に関する過去5年間の推移を表3-2-1及び図3-3-1に示します。

令和6年度の総排出量原単位は、900.8g/人日でした。生活系ごみの原単位は、675.2g/人日で、そのうち可燃ごみ555.8g/人日と、約83%です。次いで資源ごみが90.9g/人日となっています。

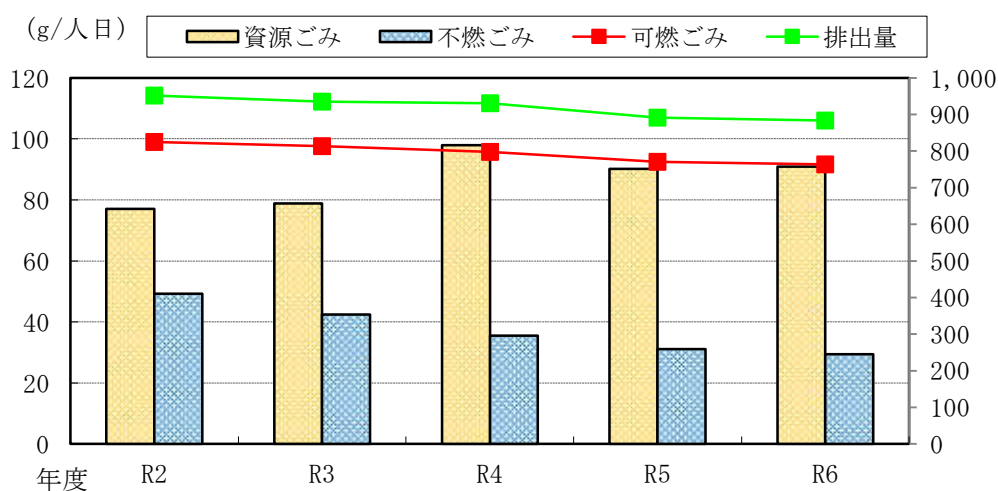
家庭系ごみは584.3g/人日で、総排出量原単位に占める割合は、64.9%、生活系ごみに占める割合は、86.5%です。

令和6年度の事業系ごみの原単位は、208.4g/人日で、そのうち可燃ごみが207.6g/人日と、約99.6%と、ほとんどが可燃ごみです。

ごみの排出量及び可燃ごみ量原単位ともに、やや下降傾向にありますが、資源ごみは、増加傾向となっています。

表3-2-1 香取市のごみの種類別排出量原単位の実績（単位：g/人日）

			R2	R3	R4	R5	R6
総排出量原単位			970.1	955.6	951.5	912.8	900.8
ごみ排出量原単位	排出量原単位		951.3	935.0	930.9	891.6	883.6
	生活系	生活系ごみ	727.0	708.9	714.3	682.7	675.2
		可燃ごみ	603.8	588.9	582.5	562.4	555.8
		不燃ごみ	46.1	41.2	34.0	30.0	28.5
		資源ごみ	77.1	78.8	97.9	90.2	90.9
		その他ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	家庭系ごみ		649.9	630.1	616.4	592.5	584.3
	事業系	事業系ごみ	224.3	226.1	216.6	208.9	208.4
		可燃ごみ	221.2	224.8	215.0	207.9	207.6
		不燃ごみ	3.1	1.3	1.6	1.0	0.9
		資源ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計原単位	可燃ごみ	825.0	813.8	797.5	770.3	763.3
		不燃ごみ	49.2	42.4	35.5	31.1	29.4
		資源ごみ	77.1	78.8	97.9	90.2	90.9
		粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



資源ごみ、不燃ごみ原単位は左目盛、可燃ごみ、排出量原単位は右目盛

図3-3-1 香取市のごみの種類別排出量原単位の実績

(2) 神崎町

神崎町のごみの種類別排出量原単位の実績に関する過去5年間の原単位の推移を表3-2-2及び図3-3-2に示します。

令和6年度の総排出量原単位は、861.1g/人日でした。生活系ごみの原単位は、710.9g/人日であり、そのうち可燃ごみが599.6g/人日と、約84%です。次いで資源ごみが85.5g/人日、不燃ごみが25.8g/人日となっています。

家庭系ごみは625.4g/人日で、総排出量原単位に占める割合は、72.6%、生活系ごみに占める割合は、88.0%です。

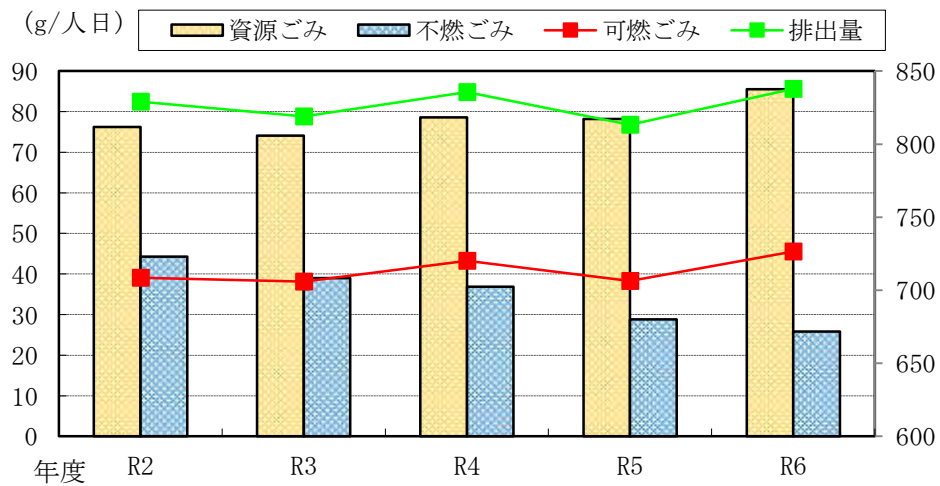
令和6年度の事業系ごみの原単位は、126.8g/人日で、ほぼ全て可燃ごみでした。

ごみの排出量原単位及び可燃ごみの原単位ともに、やや増加傾向にあります。

また、資源ごみ原単位は令和3年度に減少しましたが、その後は増加傾向です。

表3-2-2 神崎町のごみの種類別排出量原単位の実績（単位：g/人日）

			R2	R3	R4	R5	R6
総排出量原単位			849.4	847.1	865.1	837.3	861.1
ごみ排出量原単位	排出量原単位		829.0	818.9	835.7	813.3	837.8
	生活系	生活系ごみ	740.4	713.8	714.1	691.0	710.9
		可燃ごみ	621.7	601.2	599.5	584.0	599.6
		不燃ごみ	42.5	38.5	36.0	28.8	25.8
		資源ごみ	76.2	74.1	78.6	78.2	85.5
		その他ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	家庭系ごみ		664.2	639.7	635.5	612.8	625.4
	事業系	事業系ごみ	88.7	105.1	121.7	122.4	126.8
		可燃ごみ	86.8	104.7	120.7	122.4	126.8
		不燃ごみ	1.8	0.5	0.9	0.0	0.0
		資源ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計原単位	可燃ごみ	708.5	705.8	720.2	706.3	726.5
		不燃ごみ	44.3	39.0	36.9	28.8	25.8
		資源ごみ	76.2	74.1	78.6	78.2	85.5
		粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



資源ごみ、不燃ごみ原単位は左目盛、可燃ごみ、排出量原単位は右目盛

図3-3-2 神崎町のごみの種類別排出量原単位の実績

(3) 多古町

多古町のごみの種類別排出量原単位の実績に関する過去5年間の原単位の推移を表3-2-3及び図3-3-3に示します。

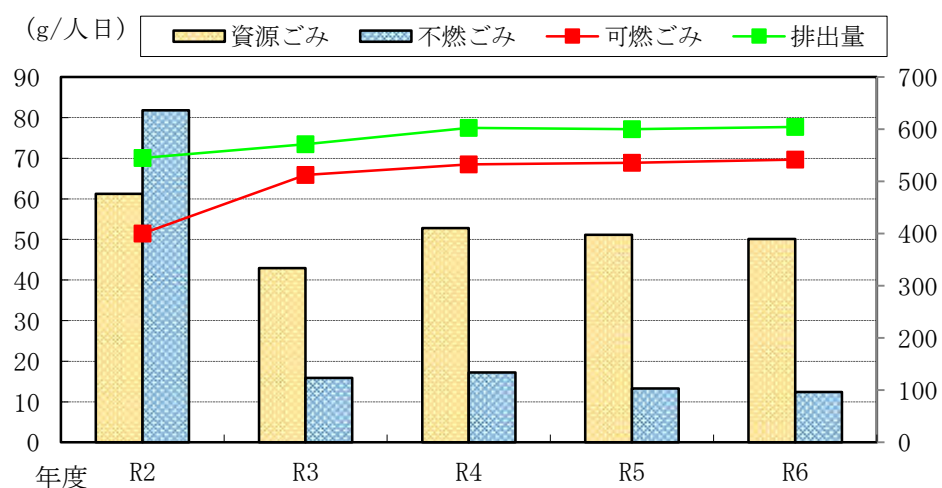
令和6年度の総排出量原単位は、604.3g/人日でした。生活系ごみの原単位は、445.1g/人日であり、そのうち可燃ごみが382.6g/人日と、約86%です。次いで資源ごみが50.1g/人日、不燃ごみが12.4g/人日となっています。

家庭系ごみは395.0g/人日で、総排出量原単位に占める割合は、65.3%、生活系ごみに占める割合は、88.7%です。

令和6年度の事業系ごみの原単位は、159.1g/人日で、全て可燃ごみでした。ごみの排出量原単位及び可燃ごみの原単位ともに、やや増加傾向にあります。

表3-2-3 多古町のごみの種類別排出量原単位の実績（単位：g/人日）

			R2	R3	R4	R5	R6
総排出量原単位			544.8	571.4	602.6	599.9	604.3
ごみ排出量原単位	排出量原単位		544.8	571.4	602.6	599.9	604.3
	生活系	生活系ごみ	389.8	435.6	451.8	446.5	445.1
		可燃ごみ	253.7	377.0	382.6	382.6	382.6
		不燃ごみ	75.5	15.7	16.4	12.9	12.4
		資源ごみ	59.1	42.9	52.8	51.1	50.1
		その他ごみ	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0
		粗大ごみ	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	家庭系ごみ		330.7	392.7	399.0	395.4	395.0
	事業系	事業系ごみ	155.0	135.8	150.9	153.4	159.1
		可燃ごみ	146.6	135.6	150.1	153.0	159.0
		不燃ごみ	6.3	0.2	0.8	0.4	0.0
		資源ごみ	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計原単位	可燃ごみ	400.3	512.6	532.6	535.6	541.7
		不燃ごみ	81.8	15.9	17.2	13.3	12.4
		資源ごみ	61.2	42.9	52.8	51.1	50.1
		粗大ごみ	0.2	0.2	0.0	0.0	0.2



資源ごみ、不燃ごみ原単位は左目盛、可燃ごみ、排出量原単位は右目盛

図3-3-3 多古町のごみの種類別排出量原単位の実績

(4) 東庄町

東庄町のごみの種類別排出量原単位の実績に関する過去5年間の原単位の推移を表3-2-4及び図3-3-4に示します。

令和6年度の総排出量原単位は、748.3g/人日でした。生活系ごみの原単位は、620.5g/人日であり、そのうち可燃ごみが529.0g/人日と、約85%です。次いで資源ごみが63.5g/人日、不燃ごみが28.0g/人日となっています。

家庭系ごみは557.0g/人日で、総排出量原単位に占める割合は、74.4%、生活系ごみに占める割合は、89.7%です。

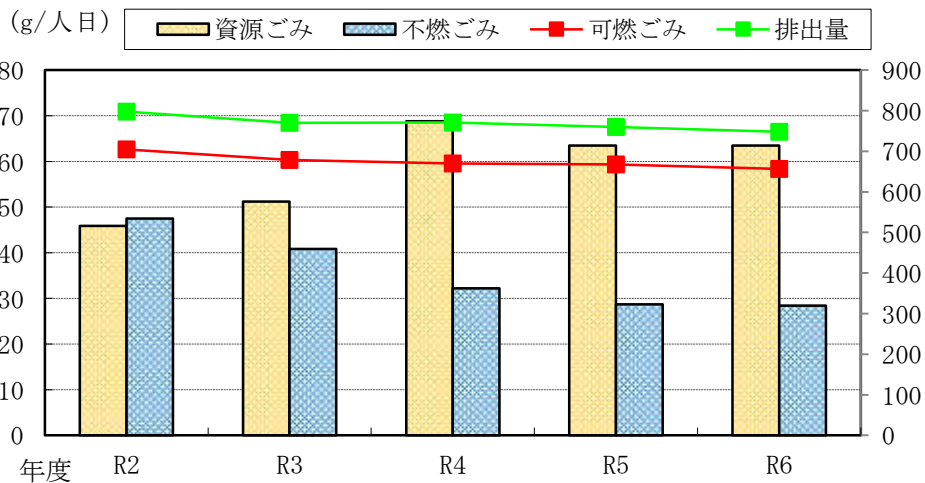
令和6年度の事業系ごみの原単位は、127.9g/人日で、ほぼ全て可燃ごみでした。

ごみの排出量原単位及び可燃ごみの原単位ともに、やや減少傾向にあります。

また、資源ごみ原単位は令和4年度をピークにやや減少傾向です。

表3-2-4 東庄町のごみの種類別排出量原単位の実績（単位：g/人日）

			R2	R3	R4	R5	R6
総排出量原単位			797.8	770.3	770.9	760.0	748.3
ごみ 排出 量 原 単 位	排出量原単位		797.8	770.3	770.9	760.0	748.3
	生活系	生活系ごみ	674.3	666.6	666.5	630.2	620.5
		可燃ごみ	582.8	574.9	566.5	538.6	529.0
		不燃ごみ	45.5	40.6	31.2	28.1	28.0
		資源ごみ	45.9	51.2	68.8	63.5	63.5
		その他ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	家庭系ごみ		628.4	615.4	597.7	566.7	557.0
	事業系	事業系ごみ	123.5	103.8	104.4	129.8	127.9
		可燃ごみ	121.5	103.6	103.3	129.2	127.4
		不燃ごみ	2.0	0.2	1.0	0.6	0.4
		資源ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計原単位	可燃ごみ	704.4	678.4	669.9	667.8	656.4
		不燃ごみ	47.5	40.8	32.2	28.7	28.4
		資源ごみ	45.9	51.2	68.8	63.5	63.5
		粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



資源ごみ、不燃ごみ原単位は左目盛、可燃ごみ、排出量原単位は右目盛

図3-3-4 東庄町のごみの種類別排出量原単位の実績

(5) 本組合

本組合のごみの種類別排出量原単位の実績に関する過去5年間の原単位の推移を表3-2-5及び図3-3-5に示します。

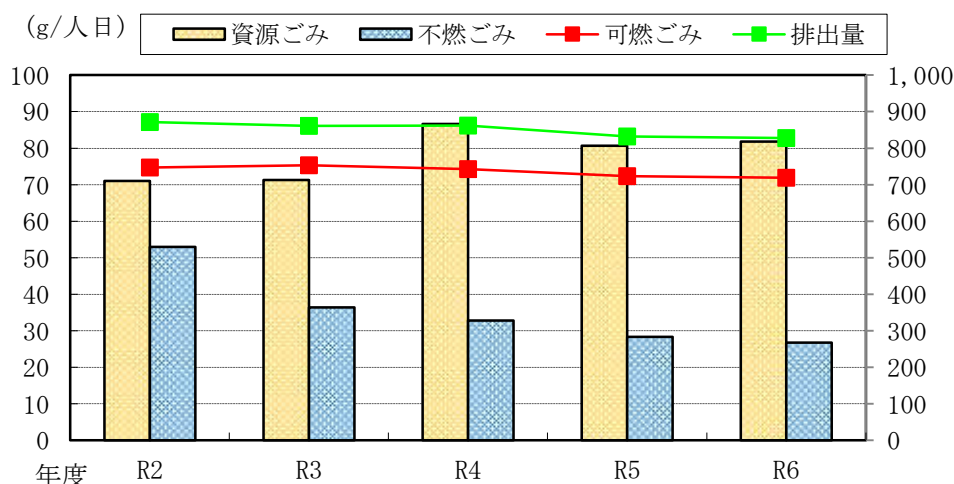
令和6年度の総排出量原単位は、840.3g/人日でした。生活系ごみの原単位は、639.9g/人日であり、そのうち可燃ごみが531.9g/人日と、約83%です。次いで資源ごみが81.8g/人日、不燃ごみが26.2g/人日となっています。

家庭系ごみは558.1g/人日で、総排出量原単位に占める割合は、66.4%、生活系ごみに占める割合は、87.2%です。

令和6年度の事業系ごみの原単位は、187.3g/人日で、ほぼ可燃ごみでした。ごみの排出量原単位及び可燃ごみの原単位ともに、やや減少傾向にあります。また、資源ごみ原単位は令和4年度をピークにやや減少傾向です。

表3-2-5 本組合のごみの種類別排出量原単位の実績（単位：g/人日）

			R2	R3	R4	R5	R6
総排出量原単位			885.4	875.5	878.0	848.2	840.3
ごみ排出量原単位	排出量原単位		871.3	859.9	862.2	832.2	827.2
	生活系	生活系ごみ	674.4	667.7	673.6	645.4	639.9
		可燃ごみ	555.7	559.8	555.0	536.9	531.9
		不燃ごみ	49.7	37.6	31.4	27.4	26.2
		資源ごみ	70.7	70.3	87.2	81.1	81.8
		その他ごみ	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
		粗大ごみ	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	家庭系ごみ		605.4	597.2	586.4	564.4	558.1
	事業系	事業系ごみ	195.0	192.1	188.6	186.9	187.3
		可燃ごみ	191.4	191.2	187.2	186.0	186.7
		不燃ごみ	3.3	0.9	1.4	0.8	0.6
		資源ごみ	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計原単位	可燃ごみ	747.1	751.0	742.2	723.0	718.6
		不燃ごみ	53.0	38.5	32.8	28.3	26.8
		資源ごみ	71.0	70.3	87.2	81.1	81.8
		粗大ごみ	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0



資源ごみ、不燃ごみ原単位は左目盛、可燃ごみ、排出量原単位は右目盛

図3-3-5 ごみの種類別排出量原単位の実績（本組合）

(6) 原単位のまとめ

構成市町の生活系及び事業系原単位のまとめを表3-2-6及び図3-3-6から図3-3-8に示します。

① 排出量原単位

排出量原単位（集団回収を除く原単位）は、令和2年度から令和6年度まで、香取市が最も多い状況であり、900 g 近くありますが、減少傾向にあります。

次いで神崎町、東庄町が多く、神崎町はほぼ一定ながら、最近はやや増加傾向ですが、東庄町は、減少傾向です。

多古町は最も少なく、香取市との差は200 g 以上ありますが、毎年、増加傾向となっています。

② 生活系ごみ及び家庭系ごみ原単位

生活系ごみ原単位は、排出量原単位とほぼ同様な傾向を示しており、令和6年度では、神崎町が約711g、香取市が約675g、東庄町が約621g程度で、多古町は少なく、約445g程度です。多古町は、排出量原単位と同様に、増加傾向となっています。その他の3市町は、明らかに減少傾向となっていますが、神崎町は令和6年度に、やや増加しました。

家庭系ごみ原単位は、香取市、神崎町及び東庄町には大きな差はなく、減少傾向にあります。多古町は、他の市町より150 g 程度少ない状況ですが、増加傾向となっています。

③ 事業系ごみ原単位

事業系ごみ原単位は、香取市は減少傾向で、その他の3町はやや増加傾向です。令和6年度で香取市が最も高く約208 g です。次いで多古町は約159gで、神崎町及び東庄町は約127g程度です。

表3-2-6 構成市町の過去5年の原単位の推移（単位：g/人日）

		R2	R3	R4	R5	R6
排出量	香取市	951.3	935.0	930.9	891.6	883.6
	神崎町	829.0	818.9	835.7	813.3	837.8
	多古町	544.8	571.4	602.6	599.9	604.3
	東庄町	797.8	770.3	770.9	760.0	748.3
生活系ごみ	香取市	727.0	708.9	714.3	682.7	675.2
	神崎町	740.4	713.8	714.1	691.0	710.9
	多古町	389.8	435.6	451.8	446.5	445.1
	東庄町	674.3	666.6	666.5	630.2	620.5
家庭系ごみ	香取市	649.9	630.1	616.4	592.5	584.3
	神崎町	664.2	639.7	635.5	612.8	625.4
	多古町	330.7	392.7	399.0	395.4	395.0
	東庄町	628.4	615.4	597.7	566.7	557.0
事業系ごみ	香取市	224.3	226.1	216.6	208.9	208.4
	神崎町	88.7	105.1	121.7	122.4	126.8
	多古町	155.0	135.8	150.9	153.4	159.1
	東庄町	123.5	103.8	104.4	129.8	127.9

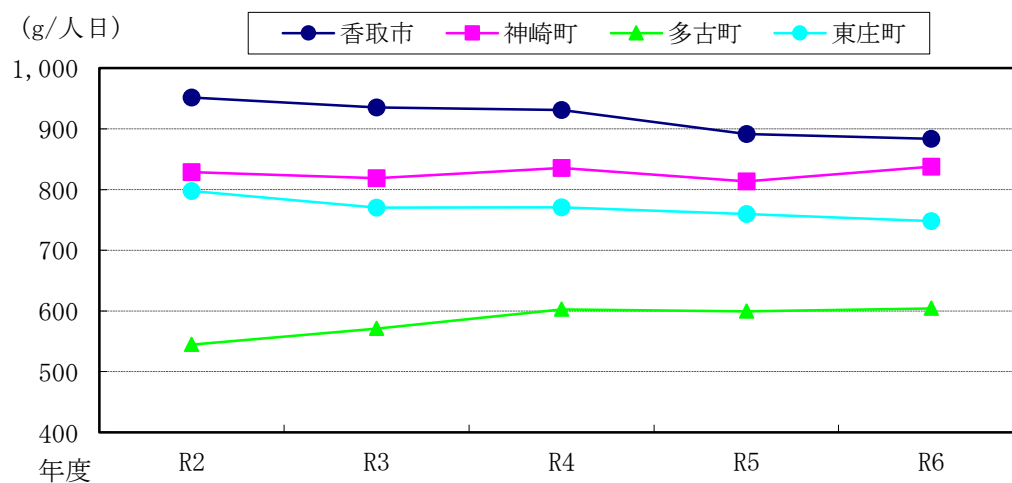


図3-3-6 構成市町の過去5年の排出量原単位の推移

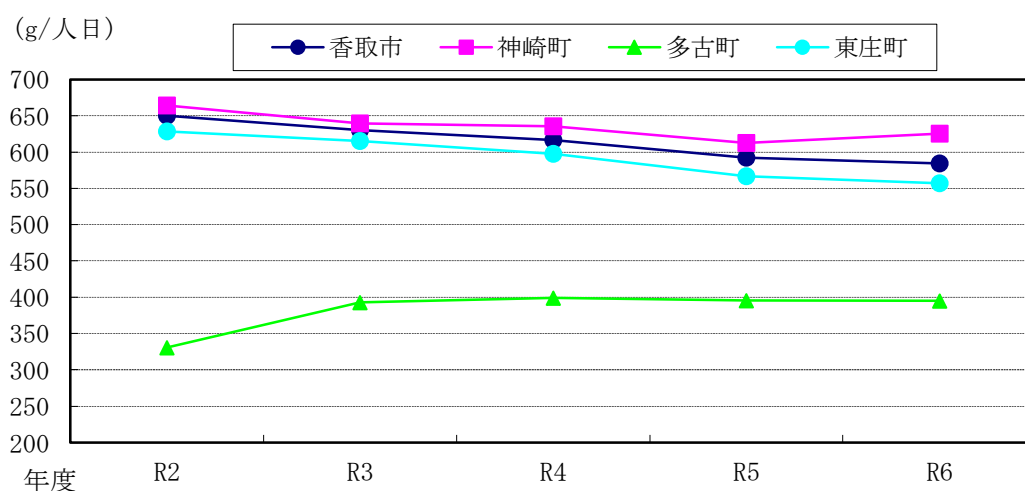


図3-3-7 構成市町の過去5年の家庭系ごみ原単位の推移

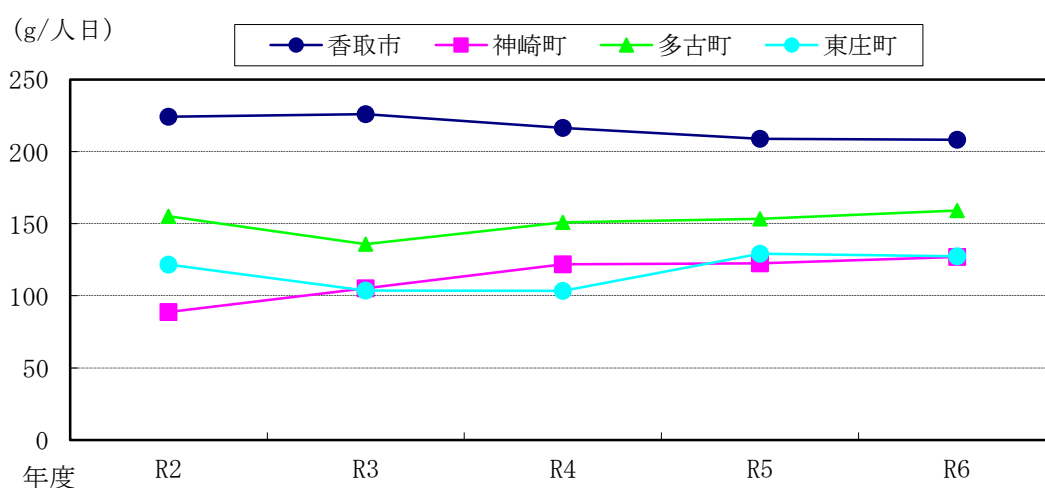


図3-3-8 構成市町の過去5年の事業系ごみ原単位の推移

3. 2. 3 可燃ごみの性状

伊地山クリーンセンターに搬入された平成27年度から令和6年度の過去10年間の可燃ごみの性状の推移を表3-6に、種類組成及び三成分の平均割合を、図3-5-1から3-5-4に示します。

過去10年間の平均値を見ると、年度による差はあるものの、種類組成分類では、「紙・布類」が43.3%、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が24.9%、「ちゅう芥類」が15.5%を占めています。

また、三成分では可燃分が49.2%、水分が42.5%、灰分が8.3%となっています。低位発熱量は、実測値年間平均で10,000kJ/kgを超えることもあり、ごみの高質化が、やや進んでいると考えられます。

表3-6 可燃ごみの性状（伊地山クリーンセンター）

		単位	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	平均
ごみの 組成 分類	紙類・布類	%	39.2	43.3	47.1	45.3	37.4	45.2	50.6	38.9	44.2	41.4	43.3
	ちゅう芥類	%	4.4	18.3	25.2	8.2	8.8	25.6	9.8	17.8	21.9	15.1	15.5
	木、竹、ワラ類	%	21.9	9.1	2.1	11.2	23.0	2.4	11.5	14.5	3.1	12.6	11.1
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	28.8	23.5	20.0	30.2	23.8	21.3	25.2	24.0	25.0	26.9	24.9
	不燃物類	%	1.8	1.5	1.1	0.9	2.1	1.2	1.3	2.2	1.1	1.6	1.5
	その他	%	3.9	4.3	4.5	4.2	4.9	4.3	1.6	2.6	4.7	2.4	3.7
単位容積重量		kg/m ³	125	168	169	143	157	—	150	159	—	131	150.3
三ご み 成 分 の	水分	%	42.8	47.6	40.0	39.2	43.7	38.8	40.3	52.1	39.5	41.3	42.5
	灰分	%	5.4	8.7	12.7	7.3	9.1	11.9	5.6	6.3	11.0	5.0	8.3
	可燃分	%	51.8	43.7	47.3	53.5	47.2	49.3	54.1	41.6	49.5	53.7	49.2
可 燃 中 注 元 素	炭素分	%	109.9	24.4	35.5	31.0	45.5	—	31.0	44.2	—	29.2	43.8
	水素分	%	4.1	3.5	4.0	4.6	6.6	—	4.3	6.7	—	3.9	4.7
	窒素分	%	0.3	0.7	0.3	0.3	0.9	—	0.7	1.0	—	0.3	0.6
	硫黄分	%	0.01>	0.1	0.0	0.01>	0.1	—	0.0	0.1	—	0.0	0.1
	塩素分	%	0.1	0.2	0.2	0.1	0.6	—	0.1	0.9	—	0.1	0.3
	酸素分	%	17.3	14.8	7.3	17.5	30.4	—	18.0	34.0	—	20.2	19.9
低位発熱量(計算値)		Kj/kg	8,680	6,970	7,900	9,080	7,790	—	9,160	6,520	—	9,090	8,150
低位発熱量(実測値)		Kj/kg	9,820	7,990	10,850	11,980	9,540	11,380	10,900	7,940	11,550	10,540	10,250
高位発熱量(実測値)		Kj/kg	—	—	—	14,030	11,470	—	12,880	9,950	—	12,440	12,150

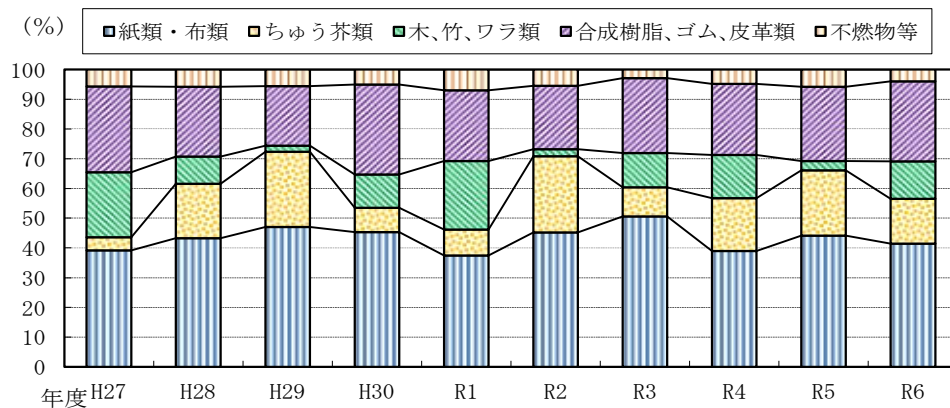


図3-5-1 伊地山クリーンセンターの可燃ごみの種類組成（年度別平均）

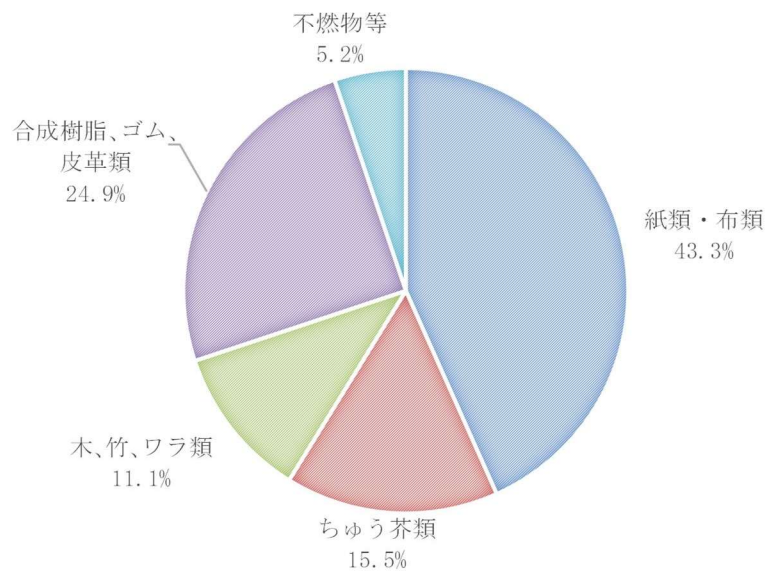


図3-5-2 伊地山クリーンセンターの可燃ごみの種類組成（過去10年の平均）

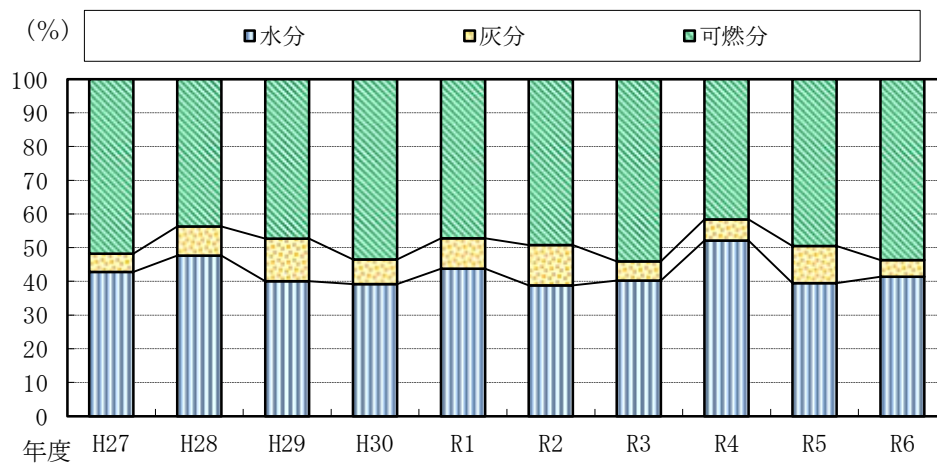


図3-5-3 伊地山クリーンセンターの可燃ごみの三成分

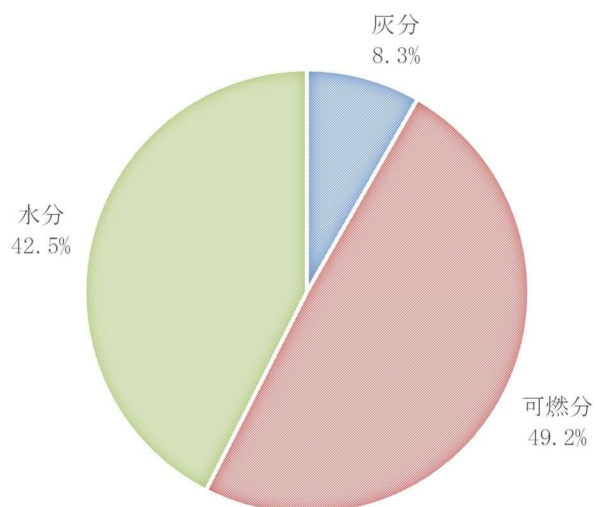


図3-5-4 伊地山クリーンセンターの可燃ごみの三成分（過去10年の平均）

3. 2. 4 ごみの減量化・再生利用の実績

3. 2. 4. 1 減量率と再生利用率

(1) 香取市

令和2年度から令和6年度までの香取市の焼却量、最終処分量及び資源化量を表3-7に示します。また、この間の資源化率及び減容化率を図3-6-1及び図3-6-2に示します。

①焼却量

香取市の焼却量は、令和2年度から令和6年度まで、毎年減少しており、この5年間で20,274 t から18,603 t へ、約8.2%減量しました。

焼却以外の中間処理量^{※1}は過去5年間で、4,532 t から3,027 t へ33.3%減少しています。

②最終処分量

香取市の最終処分量は、令和2年度から令和6年度まで、毎年減少しており、この5年間で2,991 t から2,492 t へ約16.7%減少しました。また減容化率^{※2}は、過去5年間で88.7%から89.1%に増加しています。

③資源化量及びリサイクル率

資源化量は、減少傾向です。令和2年度の資源化量は、5,771 t で、リサイクル率も21.9%でしたが、令和6年度は、資源化量が4,290 t 、リサイクル率18.7%となりました。

表3-7 香取市のごみの減量化・再生利用の実績

	R2	R3	R4	R5	R6	減量率
総排出量 ①	26,397	25,584	25,046	23,692	22,947	-13.1%
焼却量合計 ②	20,274	20,157	20,046	18,996	18,603	-8.2%
直接焼却量	20,012	19,863	19,875	18,833	18,422	-7.9%
焼却以外の施設	262	294	171	163	181	—
焼却以外の中間処理 ^{※1}	4,532	3,917	3,391	3,180	3,027	-33.2%
最終処分量計 ③	2,991	2,594	2,595	2,587	2,492	-16.7%
焼却残渣	2,545	2,266	2,294	2,349	2,240	-12.0%
焼却以外の施設	446	328	301	238	252	—
減容化量 ④	23,406	22,990	22,451	21,105	20,455	-12.6%
減容化率 ⑤ ^{※2}	88.7%	89.9%	89.6%	89.1%	89.1%	—
総資源化量 ⑥	5,771	5,460	4,798	4,532	4,290	-25.7%
直接資源化量 ^{※3}	1,340	1,254	1,236	1,128	1,059	-21.0%
処理後資源化量	3,918	3,656	3,018	2,853	2,792	-28.7%
集団回収	513	550	544	551	439	-14.4%
リサイクル率 ⑦ ^{※4}	21.9%	21.3%	19.2%	19.1%	18.7%	—

- ・減容化量④＝①－③
- ・減容化率⑤＝④÷①
- ・リサイクル率⑦＝⑥÷①

※1 焼却以外の中間処理施設とは、ごみの破碎、選別などを行って資源化等をする施設です。
 ※2 減容化率＝{ 1－(最終処分量)÷(排出量) }×100 (%) です。
 ※3 直接資源化量とは、紙類など、中間処理せずに資源化しているもので、処理後資源量とは、破碎、選別などを行って資源化した量です。
 ※4 リサイクル率＝総資源化量÷総排出量×100 (%) です。

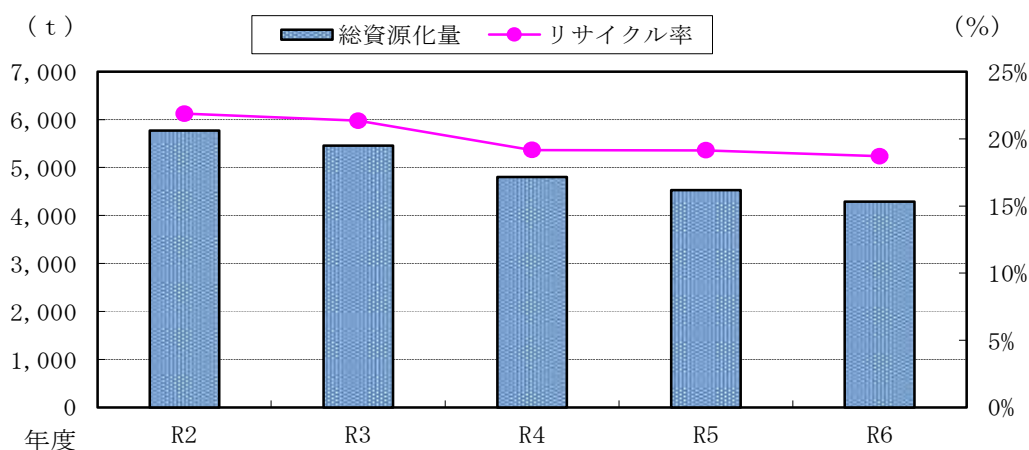


図3-6-1 香取市の過去5年の資源化量及びリサイクル率

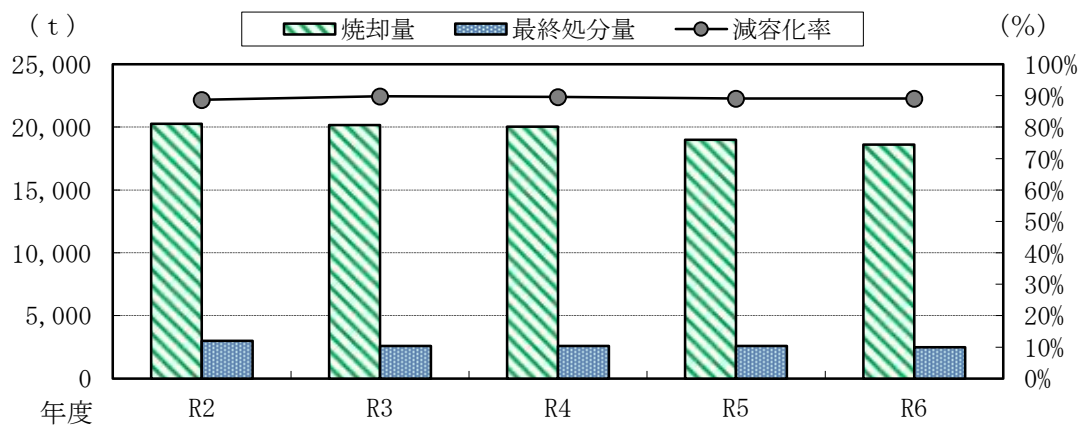


図3-6-2 香取市の過去5年の最終処分量及び減容化率

(2) 神崎町

令和2年度から令和6年度の神崎町の焼却量、最終処分量及び資源化量を表3-8に示します。また、この間の資源化率及び減容化率を図3-7-1及び図3-7-2に示します。

①焼却量

神崎町の焼却量は、令和2年度から令和6年度まで、増加傾向にあり、この5年間で、1,427 tから1,458 tへ約2.2%増加しました。

焼却以外の中間処理量は、減少傾向で、過去5年間で、293 tから201 tへ31.4%減少しています。

②最終処分量

神崎町最終処分量は、令和2年度から令和6年度まで、ほぼ減少傾向にあり、この5年間で249 tから227 tへ8.8%減少しました。

また、減容化率は、過去5年間で86.5%から87.2%に、やや増加しています。

③資源化量及びリサイクル率

資源化量は、減少傾向です。令和2年度の資源化量は394 tで、リサイクル率も21.4%でしたが、令和6年度は、資源化量が310 t、リサイクル率は17.5%となりました。

表3-8 神崎町のごみの減量化・再生利用の実績（単位：t）

	R2	R3	R4	R5	R6	減量率
総排出量 ①	1,839	1,805	1,827	1,745	1,772	-3.6%
焼却量合計 ②	1,427	1,441	1,492	1,431	1,458	2.2%
直接焼却量	1,413	1,403	1,477	1,422	1,447	2.4%
焼却以外の施設	14	38	15	9	11	—
焼却以外の中間処理 ※1	293	268	225	200	201	-31.4%
最終処分量計 ③	249	232	245	225	227	-8.8%
焼却残渣	215	210	219	207	208	-3.3%
焼却以外の施設	34	22	26	18	19	—
減容化量 ④	1,590	1,573	1,582	1,520	1,545	-2.8%
減容化率 ⑤※2	86.5%	87.1%	86.6%	87.1%	87.2%	—
総資源化量 ⑥	394	365	325	309	310	-21.3%
直接資源化量 ※3	89	74	63	73	76	-14.6%
処理後資源化量	261	231	200	186	186	-28.7%
集団回収	44	60	62	50	48	9.1%
リサイクル率 ⑦※4	21.4%	20.2%	17.8%	17.7%	17.5%	—

- ・減容化量④＝①－③
- ・減容化率⑤＝④÷①
- ・リサイクル率⑦＝⑥÷①

※1 焼却以外の中間処理施設とは、ごみの破碎、選別などを行って資源化等をする施設です。
 ※2 減容化率＝{1－(最終処分量)÷(排出量)}×100(%)です。
 ※3 直接資源化量とは、紙類など、中間処理せずに資源化しているもので、処理後資源化とは、破碎、選別などを行って資源化した量です。
 ※4 リサイクル率＝総資源化量÷総排出量×100(%)です。

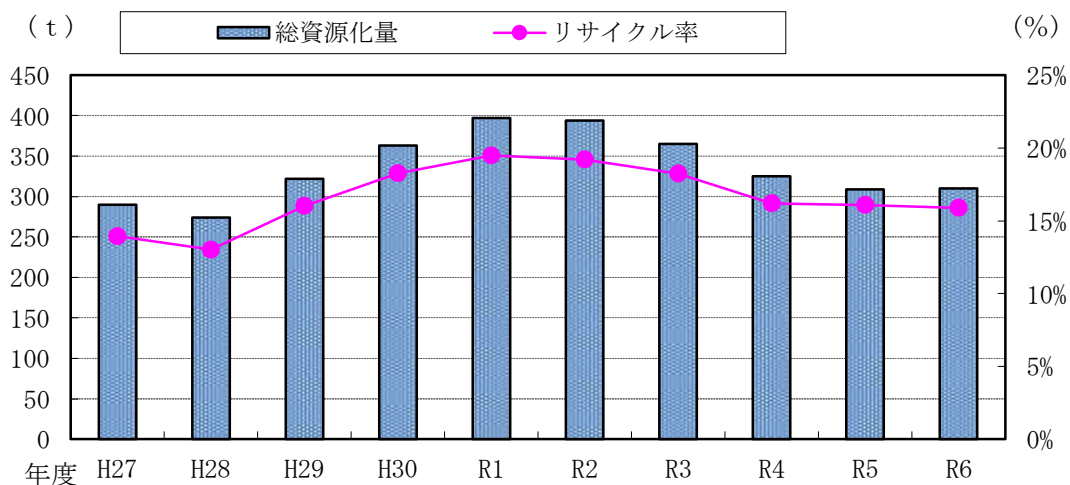


図3-7-1 神崎町の過去5年の資源化量及びリサイクル率

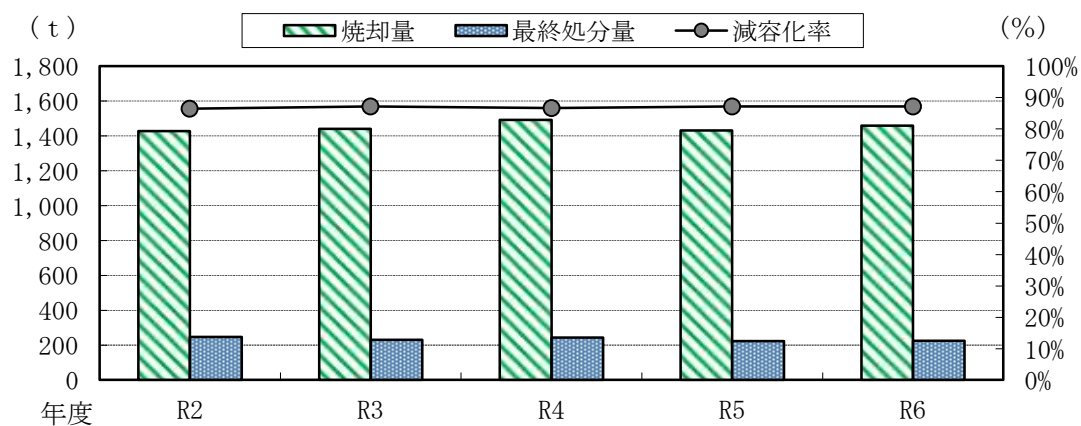


図3-7-2 神崎町の過去5年の最終処分量及び減容化率

(3) 多古町

令和2年度から令和6年度の多古町の焼却量、最終処分量及び資源化量を表3-9に示します。また、この間の資源化率及び減容化率を図3-8-1及び図3-8-2に示します。

①焼却量

多古町の焼却量は、令和2年度から令和6年度まで、ほぼ毎年増加しており、この5年間で、2,388 t から2,636 t へ約10.4%増量しました。

焼却以外の中間処理量は、過去5年間で、654 t から275 t へ58.0%減少しています。

②最終処分量

多古町最終処分量は、令和2年度から令和6年度まで、減少傾向であり、この5年間で180 t から157 t へ約13%減少しました。また、減容化率は、約94%前後の一定率で推移しています。

③資源化量及びリサイクル率

資源化量は、増減しながら、多少増加傾向にあります。過去5年間で資源化量は9.3%増加し、リサイクル率も18.4%から19.4%となりました。

表3-9 多古町のごみの減量化・再生利用の実績（単位：t）

	R2	R3	R4	R5	R6	減量率
総排出量 ①	2,865	2,945	3,048	2,984	2,967	3.6%
焼却量合計 ②	2,388	2,562	2,672	2,633	2,636	10.4%
直接焼却量	2,105	2,549	2,665	2,631	2,627	24.8%
焼却以外の施設	283	13	7	2	9	—
焼却以外の中間処理 ※1	654	329	313	285	275	-58.0%
最終処分量計 ③	180	137	154	152	157	-12.8%
焼却残渣	68	111	127	131	137	101.5%
焼却以外の施設	112	26	27	21	20	—
減容化量 ④	2,685	2,808	2,894	2,832	2,810	4.7%
減容化率 ⑤※2	93.7%	95.3%	94.9%	94.9%	94.7%	—
総資源化量 ⑥	527	584	529	561	576	9.3%
直接資源化量 ※3	83	67	70	68	65	-21.7%
処理後資源化量	444	517	459	493	511	27.3%
集団回収	0	0	0	0	0	—
リサイクル率 ⑦※4	18.4%	19.8%	17.4%	18.8%	19.4%	—

- ・減容化量④＝①－③
- ・減容化率⑤＝④÷①
- ・リサイクル率⑦＝⑥÷①

※1 焼却以外の中間処理施設とは、ごみの破碎、選別などを行って資源化等をする施設です。
 ※2 減容化率＝{1－(最終処分量)÷(排出量)}×100(%)です。
 ※3 直接資源化量とは、紙類など、中間処理せずに資源化しているもので、処理後資源化とは、破碎、選別などを行って資源化した量です。
 ※4 リサイクル率＝総資源化量÷総排出量×100(%)です。

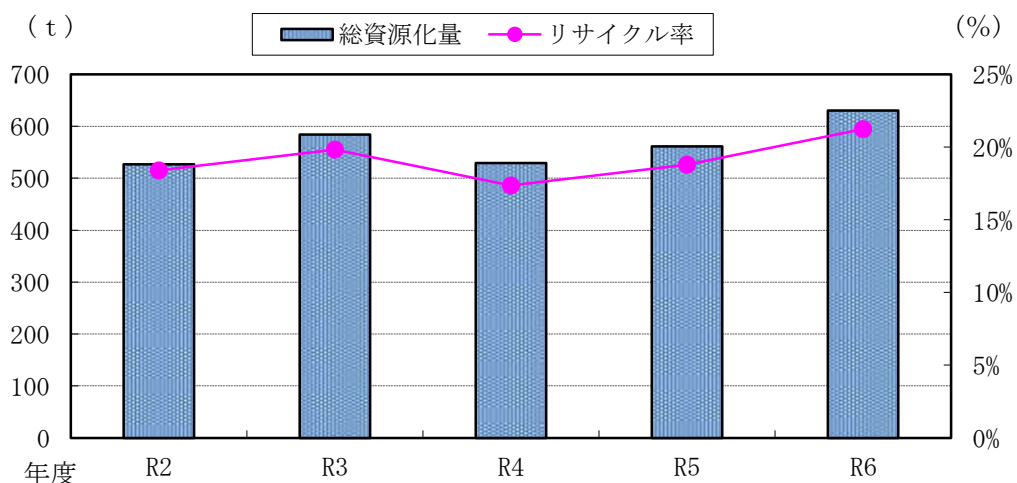


図3-8-1 多古町の過去5年の資源化量及びリサイクル率

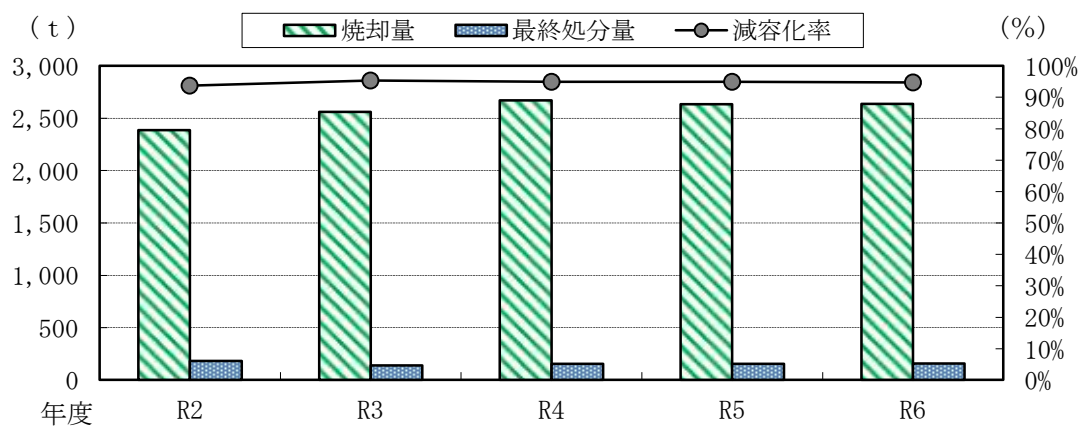


図3-8-2 多古町の過去5年の最終処分量及び減容化率

(4) 東庄町

令和2年度から令和6年度の東庄町の焼却量、最終処分量及び資源化量を 表3-10に示します。また、この間の資源化率及び減容化率を図3-9-1及び図3-9-2に示します。

①焼却量

東庄町の焼却量は、令和2年度から令和6年度まで、毎年減少しており、この5年間で、3,229 t から2,957 t へ約8.4%減量しました。

焼却以外の中間処理量は、過去5年間で677 t から415 t へ38.7%減少しました。

②最終処分量

東庄町の最終処分量は、令和2年度から令和6年度まで、ほぼ毎年減少しており、この5年間で566 t から496 t へ約12.4%減少しました。また、減容化率は、86%程度で安定しています。

③資源化量及びリサイクル率

資源化量は増減していますが、減少傾向です。令和2年度は資源化量697 t で、資源化率は17.5%ありましたが、令和6年度は資源化量475 t 、資源化率13.8%となりました。

表3-10 東庄町の過去5年の焼却量、最終処分量、資源化量（単位：t）

	R2	R3	R4	R5	R6	減量率
総排出量 ①	3,978	3,779	3,708	3,601	3,453	-13.2%
焼却量合計 ②	3,229	3,139	3,139	3,069	2,957	-8.4%
直接焼却量	3,177	3,081	3,108	3,039	2,925	-7.9%
焼却以外の施設	52	58	31	30	32	—
焼却以外の中間処理 ※1	677	582	482	448	415	-38.7%
最終処分量計 ③	566	521	516	362	496	-12.4%
焼却残渣	488	460	466	322	452	-7.4%
焼却以外の施設	78	61	50	40	44	—
減容化量 ④	3,412	3,258	3,192	3,239	2,957	-13.3%
減容化率 ⑤※2	85.8%	86.2%	86.1%	89.9%	85.6%	—
総資源化量 ⑥	697	617	541	621	475	-31.9%
直接資源化量 ※3	124	116	118	114	113	-8.9%
処理後資源化量	573	501	423	507	362	-36.8%
集団回収	0	0	0	0	0	—
リサイクル率 ⑦※4	17.5%	16.3%	14.6%	17.2%	13.8%	—

- ・減容化量④＝①－③
- ・減容化率⑤＝④÷①
- ・リサイクル率⑦＝⑥÷①

※1 焼却以外の中間処理施設とは、ごみの破碎、選別などを行って資源化等をする施設です。
 ※2 減容化率＝{1－(最終処分量)÷(排出量)}×100(%)です。
 ※3 直接資源化量とは、紙類など、中間処理せずに資源化しているもので、処理後資源化とは、破碎、選別などを行って資源化した量です。
 ※4 リサイクル率＝総資源化量÷総排出量×100(%)です。

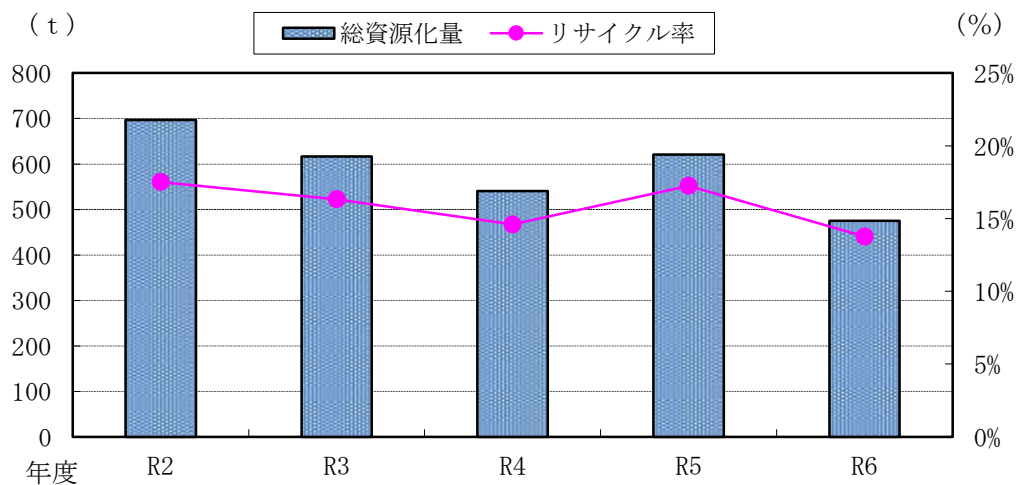


図3-9-1 東庄町の過去5年の資源化量及びリサイクル率

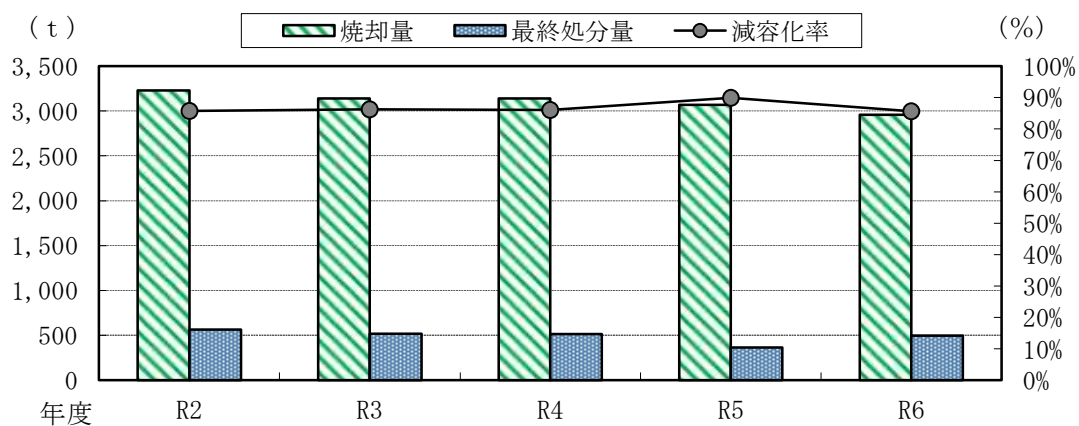


図3-9-2 東庄町の過去5年の最終処分量及び減容化率

(5) 本組合

令和2年度から令和6年度の組合内の焼却量、最終処分量及び資源化量を表3-11に示します。また、この間の資源化率及び減容化率等を図3-10-1及び図3-10-2に示します。

① 焼却量

本組合の焼却量は、令和2年度から令和6年度まで、毎年減少しており、この5年間で、27,318 t から25,654 t へ約6%減量しました。

焼却以外の中間処理量は、過去5年間で6,156 t から3,918 t へ36.4%減少しました。

② 最終処分量

本組合の最終処分量は、令和2年度から令和6年度まで、ほぼ毎年減少しており、この5年間で3,986 t から3,372 t へ15.4%減少しました。また、減容化率は、大きな変化はなく、89%前後です。

③ 資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率ともに減少傾向です。令和2年度は資源化量7,389 t、リサイクル率21.1%ありましたが、令和6年度は、資源化量5,651 t、リサイクル率18.1%となりました。

表3-11 本組合の過去5年の焼却量、最終処分量、資源化量（単位：t）

	R2	R3	R4	R5	R6	減量率
総排出量 ①	35,079	34,113	33,629	32,022	31,139	-11.2%
焼却量合計 ②	27,318	27,299	27,349	26,129	25,654	-6.1%
直接焼却量	26,707	26,896	27,125	25,925	25,421	-4.8%
焼却以外の施設	611	403	224	204	233	—
焼却以外の中間処理 ※ ¹	6,156	5,095	4,411	4,113	3,918	-36.4%
最終処分量計 ③	3,986	3,484	3,510	3,326	3,372	-15.4%
焼却残渣	3,316	3,047	3,106	3,009	3,037	-8.4%
焼却以外の施設	647	437	404	317	335	—
減容化量 ④	31,093	30,629	30,119	28,696	27,767	-10.7%
減容化率 ⑤※ ²	88.6%	89.8%	89.6%	89.6%	89.2%	—
総資源化量 ⑥	7,389	7,026	6,193	6,023	5,651	-23.5%
直接資源化量 ※ ³	1,636	1,511	1,487	1,383	1,313	-19.7%
処理後資源化量	5,196	4,905	4,100	4,039	3,851	-25.9%
集団回収	557	610	606	601	487	—
リサイクル率 ⑦※ ⁴	21.1%	20.6%	18.4%	18.8%	18.1%	—

- ・減容化量④＝①－③
- ・減容化率⑤＝④÷①
- ・リサイクル率⑦＝⑥÷①

※¹ 焼却以外の中間処理施設とは、ごみの破碎、選別などを行って資源化等をする施設です。
 ※² 減容化率＝{1－(最終処分量)÷(排出量)}×100(%)です。
 ※³ 直接資源化量とは、紙類など、中間処理せずに資源化しているもので、処理後資源化とは、破碎、選別などを行って資源化した量です。
 ※⁴ リサイクル率＝総資源化量÷総排出量×100(%)です。

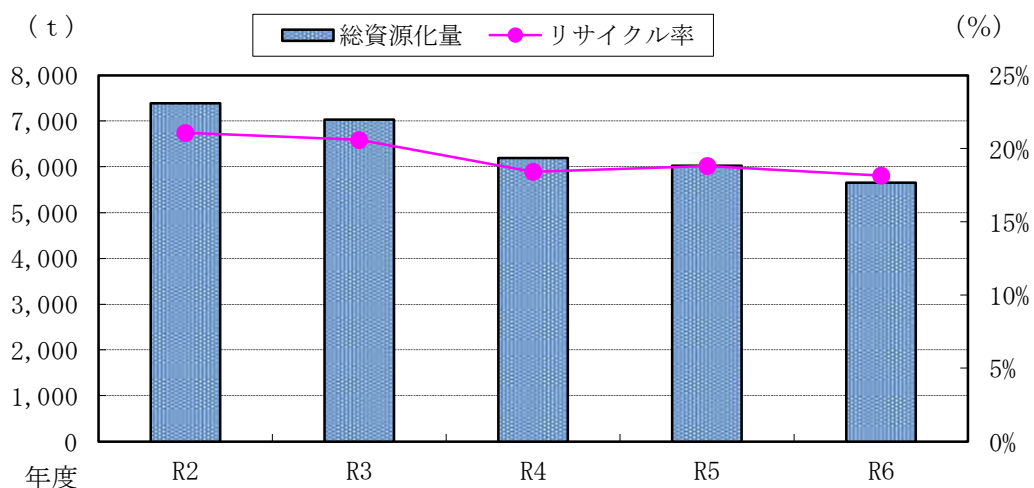


図3-10-1 本組合の過去5年の資源化量及びリサイクル率

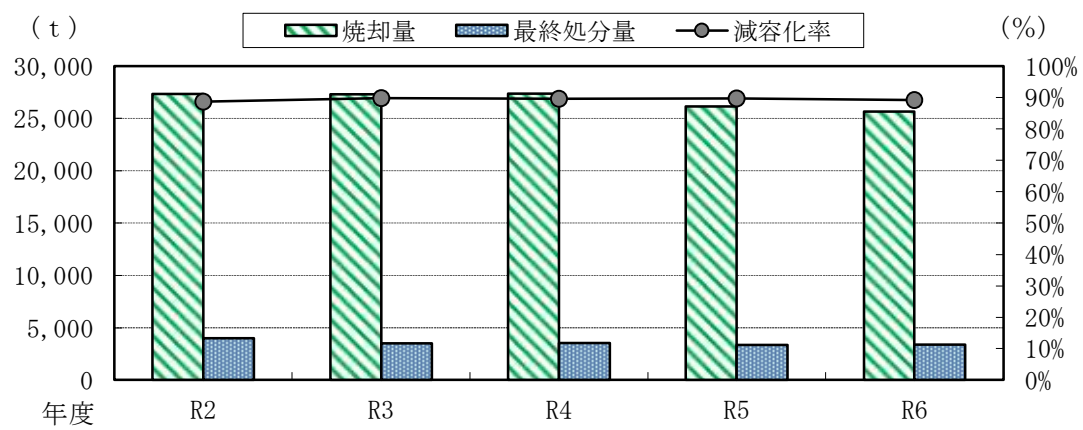


図3-10-2 本組合の過去5年の最終処分量及び減容化率

3.3.1 ごみ処理フロー

本組合では、ごみの収集・運搬、処理、処分方法が構成市町によって異なります。令和6年度現在の各市町のごみ処理フローを図3-11-1から図3-11-4に示します。

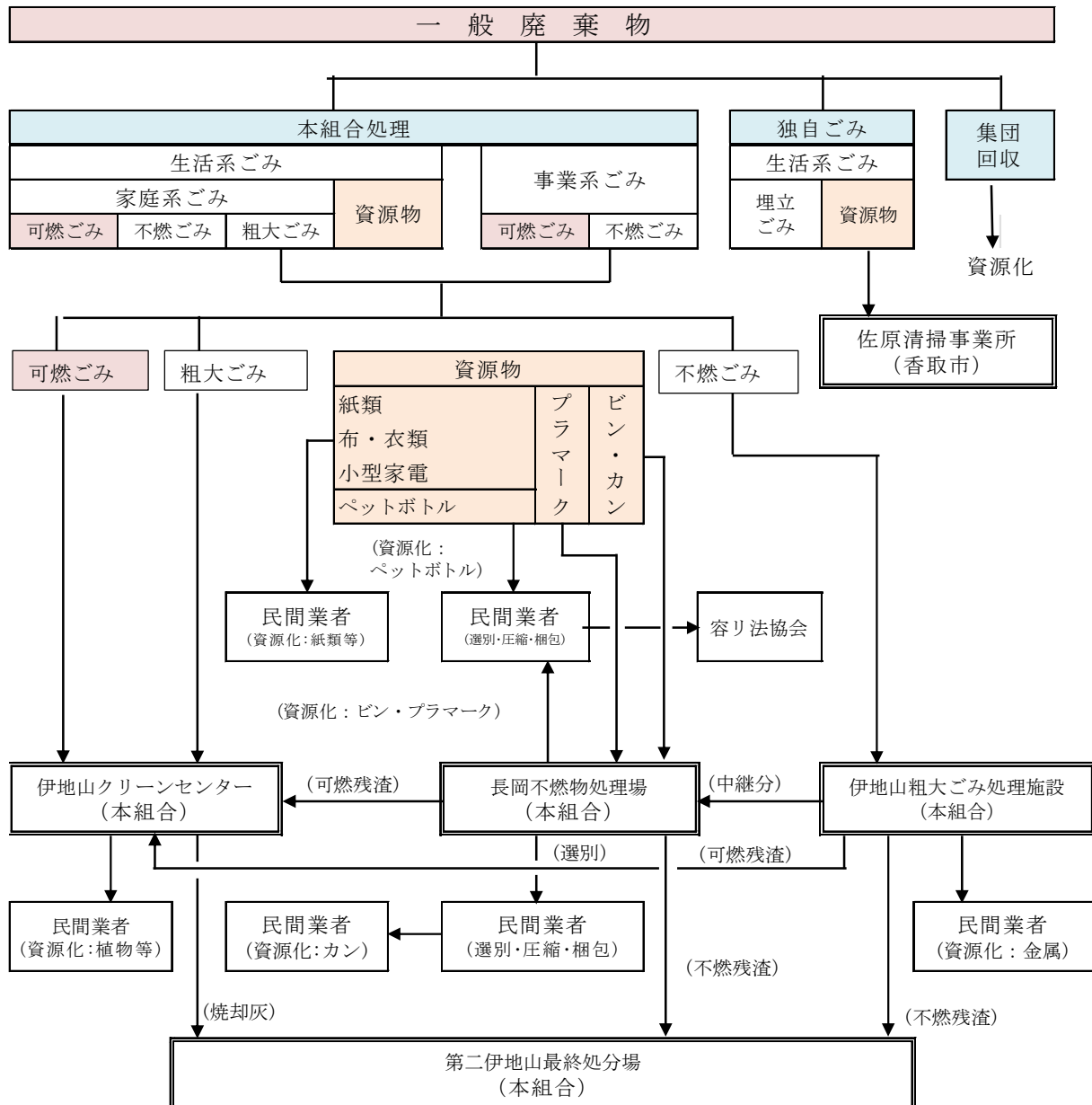


図3-11-1 香取市におけるごみ処理フロー（令和6年度現在）

※容リ法協会とは「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」のことです。

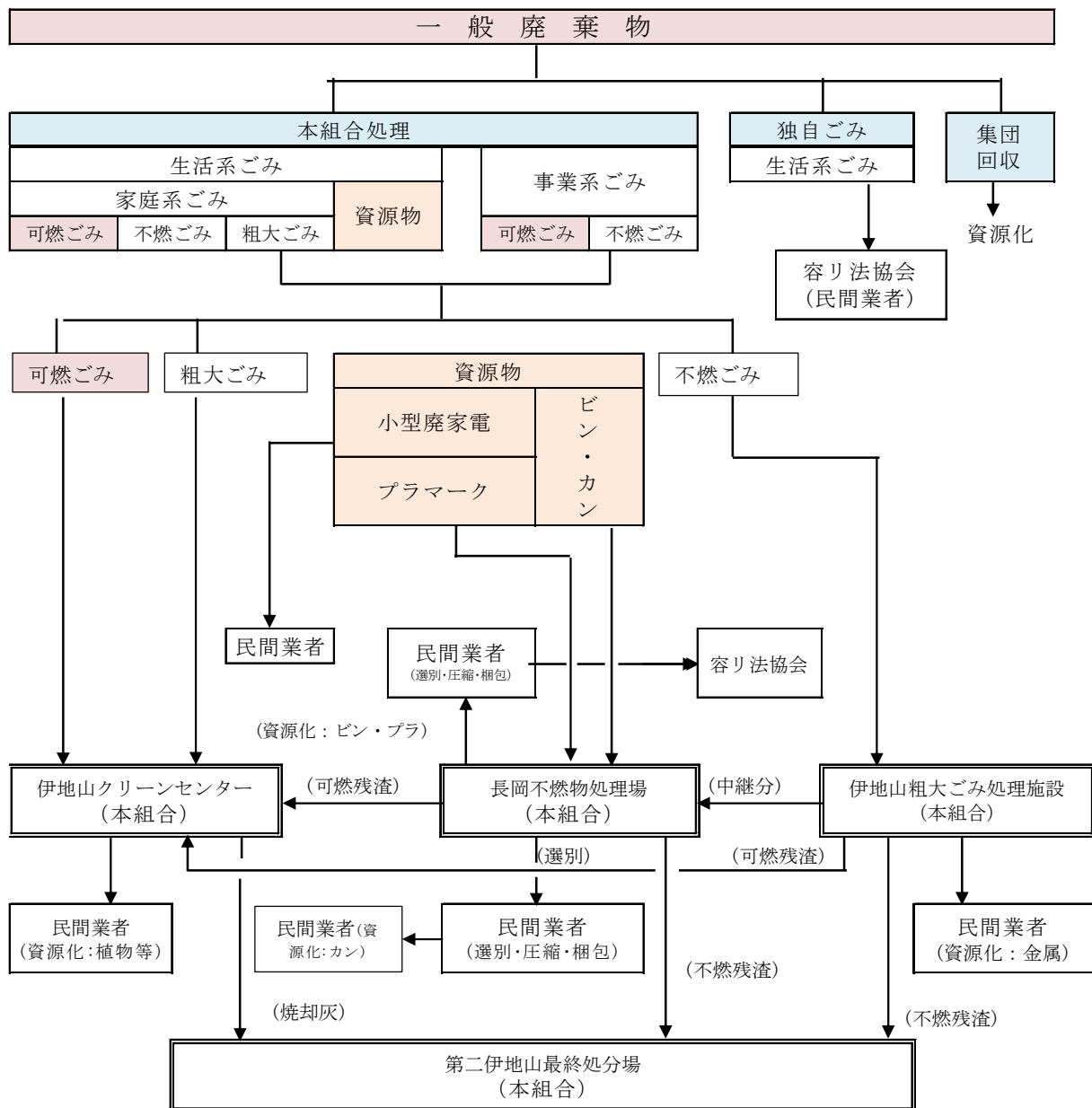


図3-11-2 神崎町におけるごみ処理フロー（令和6年度現在）

※容り法協会とは「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」のことです。

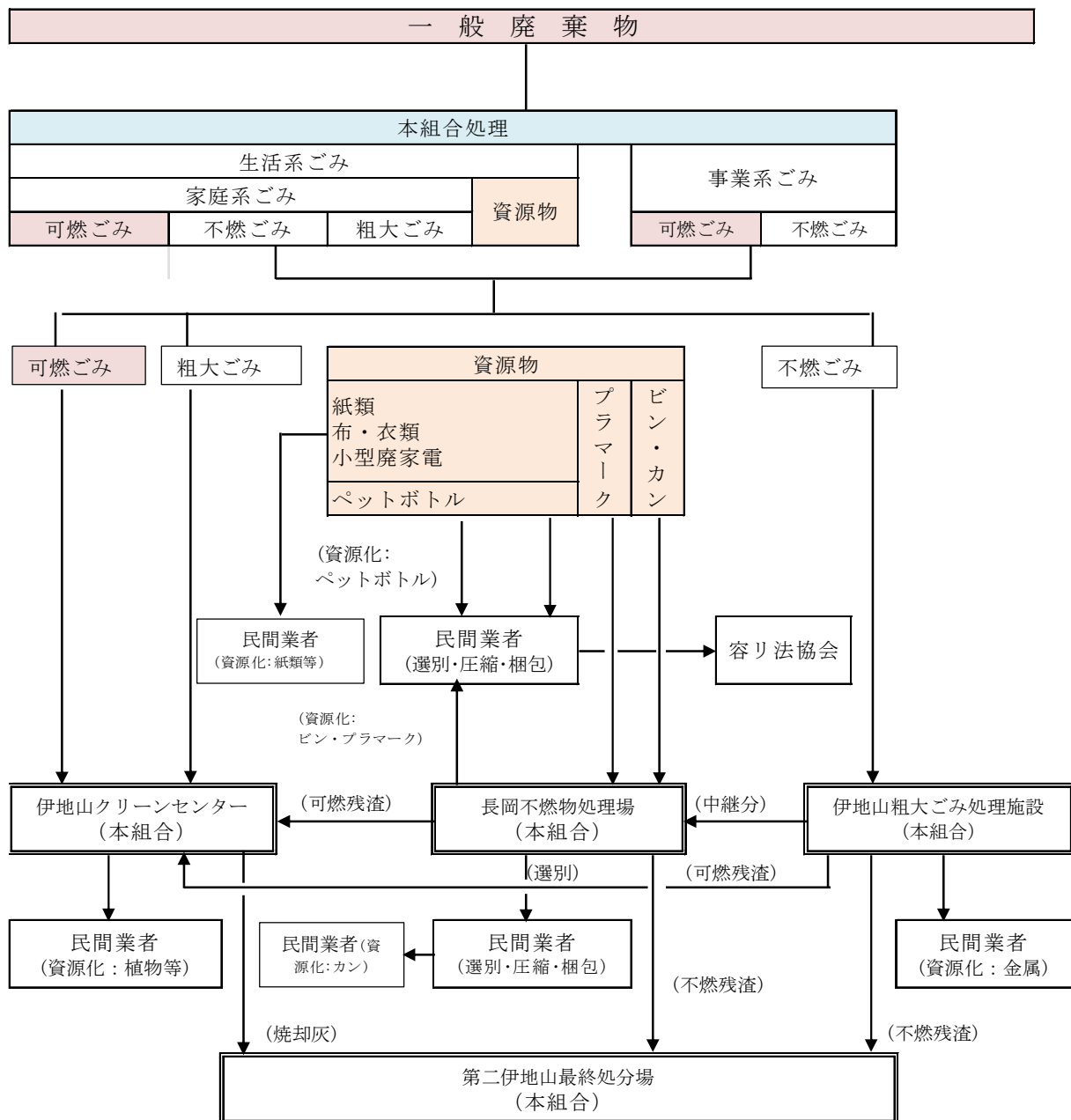


図3-11-3 多古町におけるごみ処理フロー（令和6年度現在）

※容リ法協会とは「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」のことです。

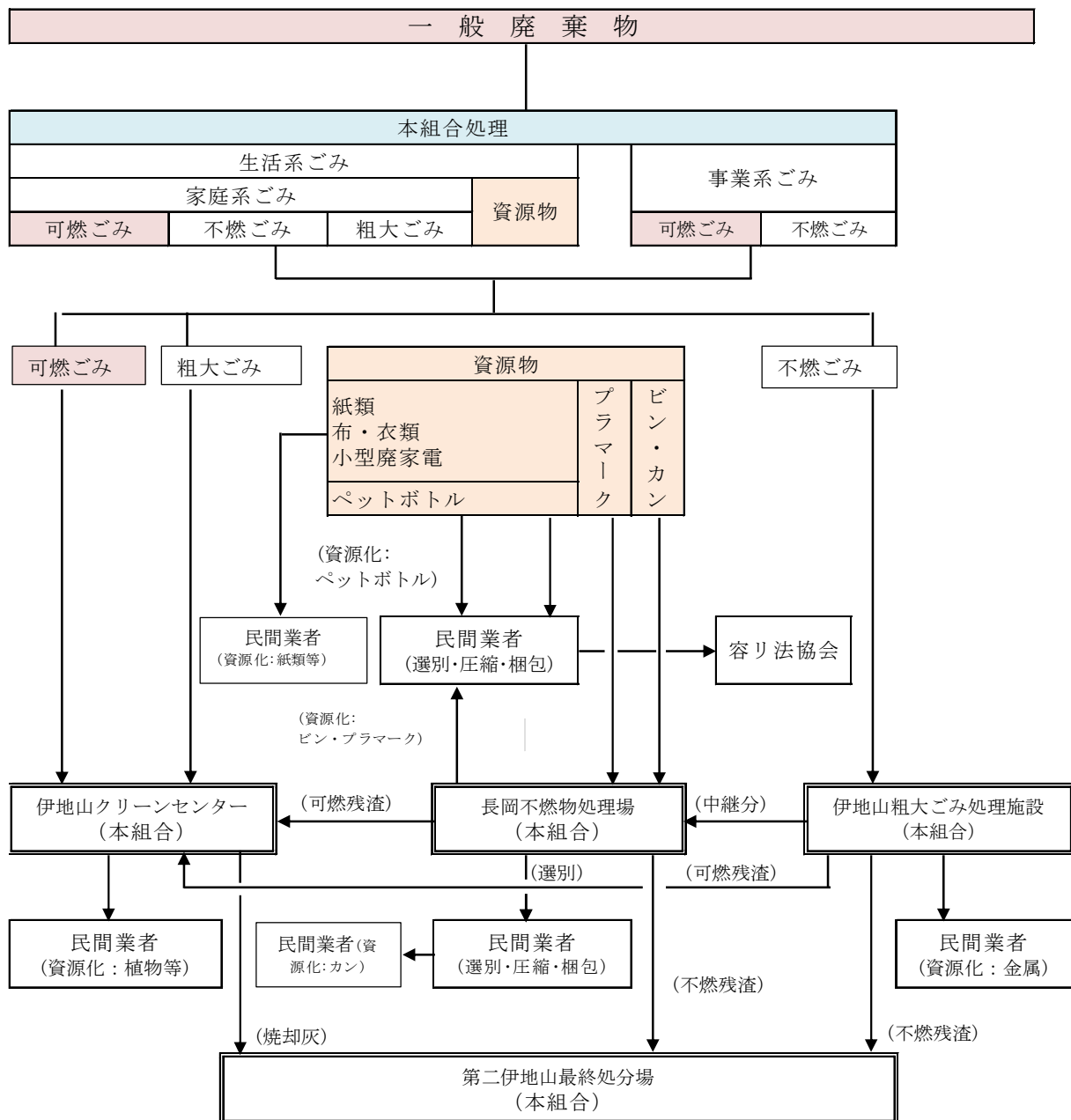


図3-11-4 東庄町におけるごみ処理フロー（令和6年度現在）

※容リ法協会とは「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」のことです。

3. 3. 2 ごみの分別及び収集方法等

(1) 生活系ごみ

構成市町の生活系ごみは、表3-12-1から表3-12-4に示すごみの分別区分にしたがって排出され収集されています。

ごみを分別し、ステーションで収集することが基本となっていますが、収集できないごみに関しては、処理施設に直接搬入することになっています。また、可燃ごみ及び不燃ごみを分別して、処理施設に直接搬入することもできます。

なお、受入不可能な生活系ごみについては、排出者が専門業者や販売店などに処理を依頼することとなっています。

表3-12-1 ごみ分別の指定状況（香取市）

分別		排出先	排出方法	収集頻度	備考
可燃ごみ		ステーション	指定袋(半透明)	2回/週	3袋まで
資源物	ペットボトル	ステーション	指定袋（緑）	1回/隔週	－
	プラマーク		透明・半透明の袋	1回/週	－
	空ビン・空カン		指定袋（黄色）	1回/隔週	－
	紙類		ひもで十文字に束ねる	1回/隔週	－
	衣類・布類		透明・半透明の袋	1回/隔週	－
不燃ごみ	ガラス・セトモノ類	ステーション	指定袋（赤色）	1回/隔週	3袋まで（3袋を超えるごみは直接施設へ搬入）
	金属製品類				
	電気製品類				
大型可燃ごみ（タンス・机・椅子等）		ステーション	タンス等は、壊して縛る。布団等は束ねて縛る 多量の場合は、自己搬入または許可業者へ依頼する		
埋立ごみ（漬物石、物干し台座等）		ステーション	透明・半透明の袋	1回/隔週	1袋 10kg 以内、3袋まで
直接搬入するもの		伊地山粗大*1 長岡不燃*2	畳（10枚まで）ソファ・マットレス（スプリング入り）、珪藻土製品	随時	市役所・支所・佐原清掃事務所で回収
水銀廃棄物（蛍光灯、体温計、電池等水銀を含むもの）		伊地山粗大*1 長岡不燃*2	直接搬入（搬入申請書必要）ステーション（割れないようにし、袋を分ける）	直接搬入（随時）ステーション（不燃ごみ収集日）	市役所・支所・佐原清掃事務所ステーション
リサイクル家電		メーカーまたは販売店			
小型家電		回収ボックス			

*1：伊地山粗大＝伊地山粗大ごみ処理施設

*2：長岡不燃＝長岡不燃物処理場

〔処理困難物〕

バッテリー、タイヤ、マッサージチェア、消火器、劇薬容器など、ボーリングの球、農業用ビニール、ケイハン板、育苗箱、フロン類を使用した家電製品、中身の残留した缶、塗料缶など

表3-12-2 ごみ分別の指定状況（神崎町）

分別		排出先	排出方法	収集頻度	備考
可燃ごみ		ステーション	指定袋(緑色)	2回/週	3袋まで
資源物	紙類・布類	資源物回収所	種類別に分ける	毎日	—
	プラマーク	ステーション	透明または半透明袋	毎週	—
	ペットボトル		指定袋（白）	1回/月	—
	空ビン・空カン		指定袋（黄色）	1回/月	—
	ダンボール			1回/月	—
不燃ごみ	ガラス・セトモノ、金属容器、小型家電	ステーション	指定袋（赤色）蛍光灯・乾電池は別の袋	1回/月	3袋まで
粗大ごみ（タンス、机・イス等）		伊地山クリーンセンター直接搬入等	搬入申請書	適時	搬入申請書が必要
水銀廃棄物（蛍光灯、体温計、電池等水銀を含むもの）		伊地山クリーンセンター資源物回収所	直接搬入(搬入申請書が必要)ステーション(割れないようにし、袋を分ける)	直接搬入（随時）ステーション（不燃ごみ収集日）	
家電リサイクル法に基づき、対象となる家電製品		指定取引所または販売店			

〔処理困難物〕

農機具類、農業用ビニール、育苗箱、ケイハン板、農薬、コンクリートがら、ブロック、瓦、便器、塩ビ管、塩ビとよ、石膏ボード、断熱材、浴槽、土砂、火薬類、発煙筒、廃油類、劇薬及びその容器、2mを超える金属類、ビニールのトタン、ポリカーボネート、ガスボンベ、自動車の解体物、消火器、焼却灰、耐火金庫、タイヤ、ピアノ、バイク、ボウリングの玉、バッテリー、マッサージ機、ロデオマシーン、フロン類を使用した家電製品、漬物石、塗料など使い残しの入った缶、感染性廃棄物（注射針など）、揮発性薬品及びその容器

表3-12-3 ごみ分別の指定状況（多古町）

分別		排出先	排出方法	収集頻度	備考
可燃ごみ		ステーション	指定袋（緑色）	2回/週	
資源物	衣類	ステーション	指定袋（緑字）	2回/月	濡れないようにする
	プラスチック容器				種類別に別の袋に入れて出す。
	ペットボトル				
	ビン類				
	缶類				
	金属類				
	紙類		紙パック、段ボール、新聞、その他		縛って出す
不燃ごみ	ガラス・セトモノ、金属容器、家電製品等	ステーション	指定袋（赤字）	2回/月	—
	蛍光灯・乾電池		透明・半透明袋		
直接搬入するごみ		伊地山クリーンセンター、長岡不燃物処理場	直接搬入（搬入申請書が必要）	適時	
小型家電		6か所の回収ボックス	回収ボックスに投入	適時	—

[処理困難物]

ガスボンベ、消火器、農薬、事業系発泡スチロール、廃油・揮発油、バッテリー、パソコン、ペンキ、建築廃材、タイヤ、注射器

表3-12-4 ごみ分別の指定状況（東庄町）

分別		排出先	排出方法	収集頻度	備考
可燃ごみ		ルート収集 一部ステーション	指定袋(半透明)	2回/週	3袋まで
資源物	ペットボトル	ステーション	指定袋（緑）	隔週	
	プラマーク		透明・半透明袋		
	空ビン・空カン		指定袋(黄色)		
	紙類		ひもで縛るか紙袋		
	衣類・布類		透明・半透明袋		
不燃ごみ	ガラス・セトモノ、金属容器、家電製品等	ステーション	指定袋（赤色）	隔週	3袋まで
粗大ごみ		伊地山クリーンセンター、長岡不燃物処理場	直接搬入 （搬入申請書が必要）	適時	畳（10枚まで） ソファ・マットレス（スプリング入り）、珪藻土製品
家電4品目 パソコン		家電販売店又はリネットジャパン(株)	リサイクル料金を支払い、申し込み	適時	—

〔処理困難物〕

揮発性薬品及びその容器、火薬類、発煙筒、劇薬及びその容器、廃油類、建築廃材（コンクリートがら・ブロック・瓦・塩ビ管・塩ビとよ・石膏ボード・断熱材）、浴槽、便器、土砂、農機具類、農業用ビニール、育苗箱、ケイハン板、農薬、ビニールのトタン、自動車の解体物、ガスボンベ、消火器、焼却灰、耐火金庫、タイヤ、ピアノ、バイク、マッサージチェア、充電式電池、ボタン型電池、バッテリー、漬物石、ボウリングの玉、塗料など使い残しの入った缶、フロンガス使用製品、感染性廃棄物（注射器等）など

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、各市町とも排出者が許可業者に委託するか、または処理施設に直接搬入しています。

3.3.3 収集の有料化の状況

(1) ごみ袋

構成市町におけるごみ袋の有料化の状況を、表3-13-1に示します。香取市及び東庄町では、平成22年4月1日より、統一指定ごみ袋（香取広域市町村圏事務組合作製）の使用が開始されていますが、神崎町及び多古町は独自の指定ごみ袋を使用しています。

表3-13-1 ごみ袋の有料化の状況（令和6年度現在）

市町名	名称	料金
香取市	可燃ごみ 40ℓ	300 円／10 枚
	可燃ごみ 25ℓ	200 円／10 枚
	可燃ごみ 15ℓ	150 円／10 枚
神崎町	可燃ごみ（大）	350 円／10 枚
	可燃ごみ（小）	200 円／10 枚
	ビン・カン	350 円／10 枚
	ペットボトル	350 円／10 枚
	不燃ごみ	350 円／10 枚
多古町	可燃ごみ大（45ℓ）	1,000 円／20 枚
	可燃ごみ中（30ℓ）	800 円／20 枚
	可燃ごみ小（15ℓ）	400 円／20 枚
	不燃ごみ（40ℓ）	800 円／20 枚
	資源ごみ大（40ℓ）	400 円／20 枚
	資源ごみ小（20ℓ）	200 円／20 枚
東庄町	可燃ごみ 40ℓ	300 円／10 枚
	可燃ごみ 25ℓ	200 円／10 枚
	可燃ごみ 15ℓ	150 円／10 枚

(2) 直接搬入

各処理施設に直接搬入する場合は、表3-13-2に示すとおり搬入量や処理物に応じて、各料金を定めています。

表3-13-2 直接搬入できる一般廃棄物の有料化の状況（令和7年度現在）

搬入ごみの有料化の状況	搬入先
○家庭系ごみ 10kgにつき200円	伊地山クリーンセンター 伊地山粗大ごみ処理施設 長岡不燃物処理場
○事業系ごみ 10kgにつき300円	
※搬入された一般廃棄物が、10kg未満 であるときは、10kgとして計算しま す。	

3.3.4 収集・運搬車両の状況

本組合のごみ収集運搬車両の状況は、収集車両を表3-14-1に、運搬車両を表3-14-2に示します。

表3-14-1 収集車両の状況（令和6年度）

市町及び 組合名	収集車						運搬船等の船舶	
	直営		委託業者		許可業者			
	台	トン	台	トン	台	トン	隻	トン
香取市	5	9	0	0	83	277	0	0
神崎町	0	0	8	23	19	44	0	0
多古町	0	0	7	17	37	92	0	0
東庄町	0	0	0	0	51	158	0	0
本組合	0	0	44	101	0	0	0	0

表3-14-2 運搬車両（中間処理用）の状況（令和6年度）

市町及び 組合	運搬車						運搬船等の船舶	
	直営		委託業者		許可業者			
	台	トン	台	トン	台	トン	隻	トン
香取市	0	0	0	0	0	0	0	0
神崎町	0	0	0	0	0	0	0	0
多古町	0	0	0	0	62	231	0	0
東庄町	0	0	0	0	0	0	0	0
本組合	3	9	31	204	0	0	2	6, 144

3.4 ごみ処理の実績

3.4.1 中間処理

(1) 中間処理施設の状況

本組合の中間処理施設及びその対象区域を表3-15に示します。ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設が各々1施設あります。

表3-15 本組合における中間処理施設及び対象区域

施設名	名称	対象区域
ごみ焼却施設	伊地山クリーンセンター	香取市、神崎町、 多古町、東庄町
粗大ごみ処理施設	伊地山粗大ごみ処理施設	
不燃物処理・資源化施設	長岡不燃物処理場	

(2) ごみ焼却施設の概要

ごみ焼却施設の概要を表3-16に示します。

表3-16 伊地山クリーンセンターの概要

項目	内容	写真
所在地	香取市伊地山字御斎塚 665 番地 2	
敷地面積	24,300 m ²	
建屋延面積	4,635.17 m ²	
稼動開始年	平成8年度 ※平成25～27年度大規模改修	
処理能力	135 t/日 (45 t/16h × 3 炉)	
処理方式	準連続燃焼方式	

(3) 粗大ごみ処理施設の概要

粗大ごみ処理施設の概要を表3-17に示します。

表3-17 伊地山粗大ごみ処理施設の概要

項目	内容	写真
所在地	香取市伊地山字ヤモイ田 835 番地 2	
敷地面積	7,113 m ²	
建屋延面積	2,573.85 m ²	
稼動開始年	平成8年	
処理能力	1日 35 t (稼働時間 5 時間)	
処理方式	破碎及び選別	

(4) 不燃物処理・資源化処理施設の概要

不燃物処理・資源化施設の概要を表3-18に示します。

表3-18 長岡不燃物処理場

項目	内容	写真
所在地	香取市長岡字牧野1539番地	
敷地面積	14,444.87m ²	
建屋延面積	424m ²	
稼働開始年	平成7年	
処理能力	15 t / 日 ※平成27年11月以降、可燃ごみ、不燃ごみ等の中継基地としても使用	

(5) 中間処理方法

① ごみ焼却施設

ごみ焼却施設の処理方法を、表3-19に示します。

表3-19 ごみ焼却施設における中間処理方法（令和6年度現在）

施設名	伊地山クリーンセンター	
対象廃棄物	可燃ごみ	
処理方式	ストーカ方式（デ・ロール式）	
炉型式	準連続燃焼式焼却炉	
処理能力	135 t / 16h（45 t / h × 3 基）	
余熱利用の状況	場内給湯及び白煙防止	
運転管理	直営（一部委託）	
受入供給設備	ピットアンドクレーン方式	
燃焼設備	ストーカ駆動式	
排ガス冷却設備	水噴射式	
排ガス処理設備	薬剤噴霧（消石灰・助剤）＋バグフィルター	
余熱利用設備	場内余熱利用、白煙防止装置	
通風設備	平衡通風方式	
灰処理設備	焼却灰	なし（搬出：資源化及び最終処分）
	飛灰	薬剤処理（安定化後、最終処分）
排水処理設備	ごみ汚水：ろ過→ごみピット	
	プラント排水：凝集沈殿＋ろ過→炉内噴射	

②粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の処理方法を表3-20に示します。

表3-20 粗大ごみ処理施設における中間処理方法（令和6年度現在）

施設名	伊地山粗大ごみ処理施設
対象廃棄物	粗大ごみ、不燃ごみ
処理方式	破碎及び選別 破碎設備：細破碎機 選別設備：磁力選別、アルミ選別 ガラスびん自動色選別装置
処理能力	35 t / 5h
運転管理	直営
公害防止	公害防止：サイクロン、消臭剤噴霧、サイレンサ
選別ライン	○不燃物ごみライン 鉄類、アルミ、ガラスびん、可燃物、不燃残渣の5種類に自動選別されます。ガラスびんは、自動色選別機により分別し、容器包装リサイクル法に基づいた処理が可能です。 ○粗大ごみライン 不燃物ごみラインからの残渣と搬入された粗大ごみは破碎機に投入されます。磁選機で鉄類、回転ふるい機で不燃物と大きな可燃物が選別されます。中間ごみは、中径物風力選別機で軽量物を取り除いたあと、アルミ選別機で、アルミと可燃物に選別され各ホッパに貯留されます。各々、貯留されたびん類、鉄、アルミは再資源化に、可燃物は焼却、不燃物は埋立処分されます。 ※現在は、上記施設を休止し、手選別による粗選別を実施した後、民間施設に処理を委託しています。

③不燃物処理・資源化施設

不燃物処理・資源化施設の処理方法を表3-21に示します。

表3-21 不燃物処理・資源化施設における中間処理方法（令和6年度現在）

施設名	長岡不燃物処理場
対象廃棄物	その他資源ごみ、不燃ごみ、その他
処理内容	選別
処理能力	15 t / 5h
運転管理	直営
公害防止	ろ布式集じん機
選別ライン	○施設の特長 ・破袋機により、回収袋を自動的に破袋します。 ・磁選機、手選別により、資源物（金属類・ガラス類）を回収します。 ・鉄類減容機、アルミ類減容機を用いて、金属を自動的に圧縮減容します。 ・集じん機及び換気扇を設置し、また自然光を採り入れるなど作業環境に配慮しています。 ・施設の再編統合により不燃物処理・資源化を休止し、現在は可燃ごみ・不燃ごみ等の中継施設として運営しています。

④中間処理の状況

本組合は、平成27年度に中間処理施設の再編統合を実施し、伊地山粗大ごみ処理施設では不燃ごみからの資源回収を、長岡不燃物処理場では資源物（ビン、カン）の回収を集約、また、植物廃材量等の増加により、資源化量は増加しました。

1. ごみ焼却処理施設

平成27年度から令和6年度までの焼却処理量の推移を、表3-22及び図3-12に示します。

表3-22 ごみ焼却施設における処理量の推移（単位：t）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
年間処理量	23,095	31,151	30,932	21,908	24,909	23,102	21,764	20,633	21,688	20,887
資源化量	376	712	1,699	2,138	3,228	2,380	1,896	796	912	768
外部処理	—	—	—	7,413	4,708	4,208	7,431	7,512	5,353	5,535

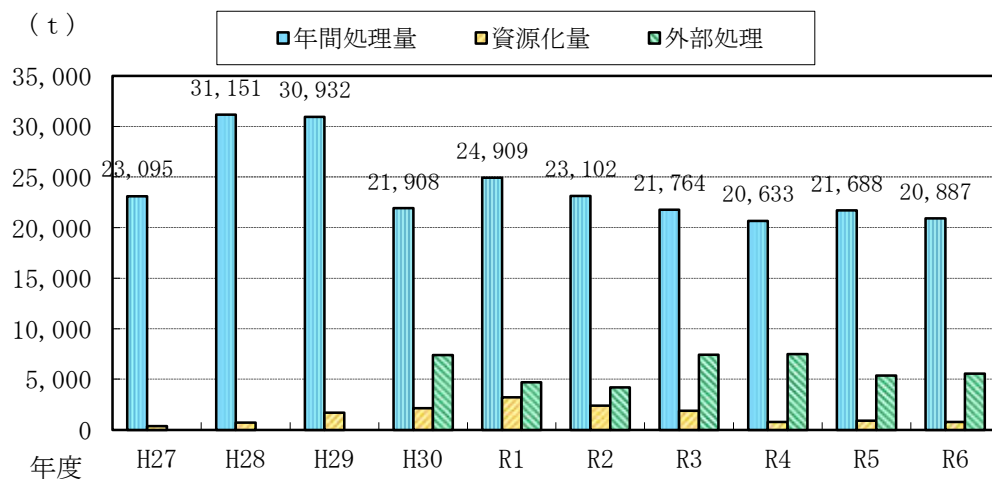


図3-12 ごみ焼却処理施設における焼却処理量及び資源化量の推移

2. 粗大ごみ処理施設

平成27年度から令和6年度までの伊地山粗大ごみ処理施設における中間処理量の推移を、表3-23及び図3-13に示します。

表3-23 伊地山粗大ごみ処理施設における中間処理量の推移（単位：t）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
年間処理量	1,177	1,254	1,285	1,322	1,446	1,671	1,522	1,255	1,068	1,015
資源化量	625	628	659	566	998	917	787	661	587	537

注：令和元年度から不燃ごみ・粗大ごみは処理委託を行っています。

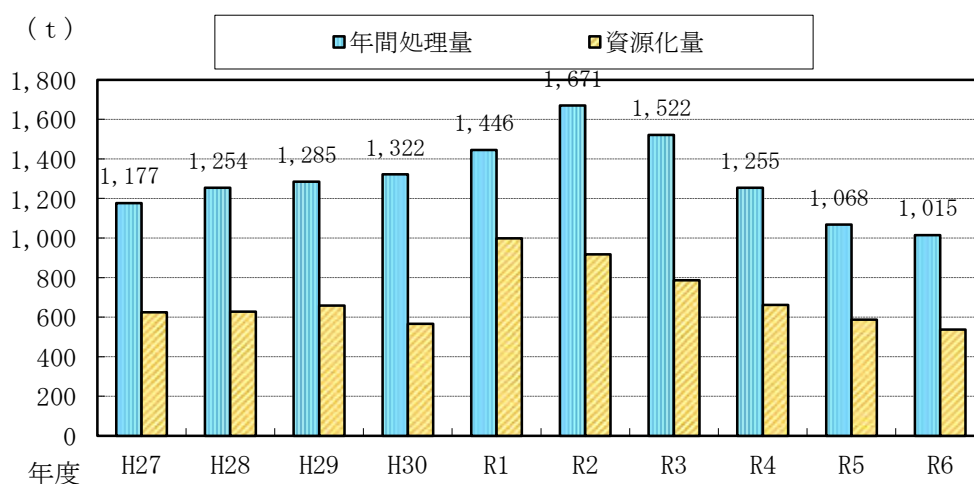


図3-13 粗大ごみ処理施設における年間処理量及び資源化量の推移

3. 不燃物処理・資源化施設

平成27度から令和6年度までの長岡不燃物処理場の中間処理の状況を表3-24及び図3-14に示します。

表3-24 長岡不燃物処理場における中間処理量の推移（単位：t）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
年間処理量	1,300	1,406	1,201	1,218	1,280	1,205	1,258	1,224	1,148	1,044
資源化量	1,056	1,082	1,075	1,101	1,067	1,091	1,153	1,190	1,108	954

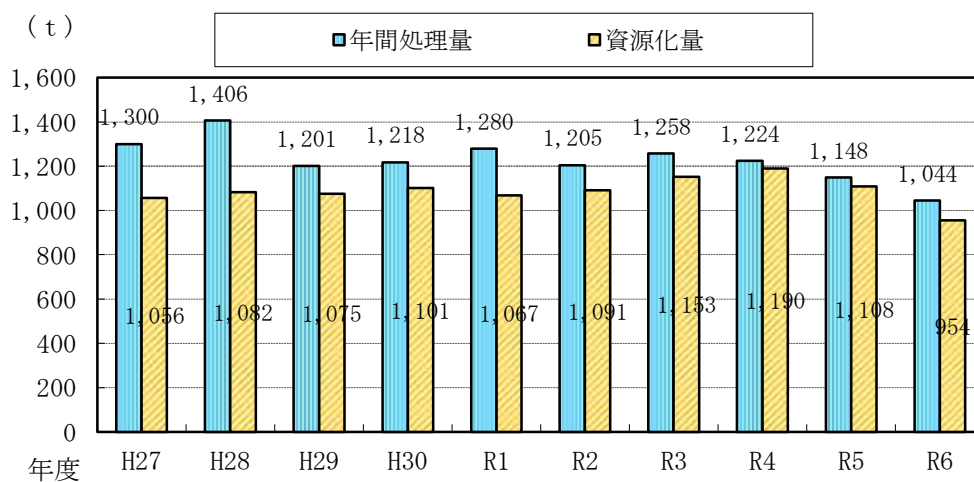


図3-14 長岡不燃物処理場における年間処理量及び資源化量の推移

注：令和元年度から資源物（ビン・カン）は処理委託を行っています。

3.4.2 最終処分

(1) 最終処分場の概要

本組合における最終処分場及びその対象区域を、表3-25-1に示します。令和6年度現在、第二伊地山一般廃棄物最終処分場があります。そのほか織幡一般廃棄物最終処分場及び伊地山一般廃棄物最終処分場は埋立が完了しています。

その概要を表3-25-2から表3-25-3に示します。

表3-25-1 本組合における最終処分場及び対象区域の状況

施設名	対象区域
伊地山一般廃棄物最終処分場	香取市・成田市(旧下総町・旧大栄町の区域)・神崎町・東庄町
第二伊地山一般廃棄物最終処分場	香取市・成田市(旧下総町・旧大栄町の区域)平成23年度まで)・神崎町・多古町・東庄町
織幡一般廃棄物最終処分場	香取市・東庄町

表3-25-2 伊地山一般廃棄物最終処分場

項目	内容
所在地	香取市伊地山字ヤモイ田731番地
埋立面積	14,000m ²
埋立容量	76,250m ³
埋立物	可燃残渣(焼却灰、飛灰)、不燃残渣
埋立期間	平成元年から平成17年度(埋立完了)

表3-25-3 第二伊地山一般廃棄物最終処分場

項目	内容
所在地	香取市伊地山字ヤモイ田720番地1
埋立面積	9,120m ²
埋立容量	90,100m ³
埋立物	可燃残渣(焼却灰、飛灰)、不燃残渣
埋立期間	平成18年から令和12年度(現在埋立中)



表3-25-4 織幡一般廃棄物最終処分場

項目	内容
所在地	香取市織幡字別所1061番地 1
埋立面積	17,000m ²
埋立容量	100,000m ³
埋立物	可燃残渣（焼却灰）、不燃残渣
埋立期間	昭和52年度から令和5年度（埋立完了）

(2) 最終処分方法

各最終処分場の処分方法を、表3-26に示します。

表3-26 最終処分場の処分方法

項目		伊地山一般 廃棄物最終処分場	第二伊地山一般 廃棄物最終処分場	織幡一般廃棄物 最終処分場
処理対象廃棄物 焼却残渣（主灰） 焼却残渣（飛灰）		焼却残渣（主灰） 焼却残渣（飛灰） 処理残渣	焼却残渣（主灰） 焼却残渣（飛灰） 処理残渣	焼却残渣（主灰） 処理残渣
埋立場所		山間	山間	山間
遮水の方式		底部遮水工	底部遮水工 覆蓋（屋根）	底部遮水工
浸出水の処理		凝集沈澱	凝集沈澱	凝集沈澱
		生物処理(脱窒なし)	生物処理(脱窒なし)	生物処理(脱窒なし)
		砂ろ過、消毒	砂ろ過、消毒	
		活性炭処理	活性炭処理、膜処理	
運転管理体制		直営	直営	直営
最終処分場の構造		準好気性埋立構造	準好気性埋立構造	準好気性埋立構造
準好気性 埋立構造 の管理状 況	水位管理	末端集水管は水没	末端集水管は水没	末端集水管は解放
	覆土施工	中間覆土	中間覆土	即日覆土
	ガス抜き 管の計画的 施工状況	埋立状況により 計画的に延長	埋立状況により 計画的に延長	埋立状況により 計画的に延長

(3) 最終処分の状況

① 香取市

香取市における平成 27年度から令和 6 年度までの最終処分の状況を表3-27-1及び図3-15-1に示します。

表3-27-1 香取市の最終処分量の推移（単位：t）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最終処分量	4,310	4,244	4,103	3,988	3,773	3,583	3,401	3,179	3,096	3,107
焼却灰(資源化量)	0	0	163	756	630	592	807	584	509	615
直接最終処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却残渣量	3,674	3,679	3,438	2,694	2,682	2,545	2,266	2,294	2,349	2,240
焼却以外	636	565	502	538	461	446	328	301	238	252
伊地山	443	447	407	446	362	393	308	288	221	237
長岡不燃物処理場	193	118	95	92	99	39	18	13	17	14

※焼却以外＝焼却施設以外の中間 処理施設からの残渣量、伊地山＝伊地山粗大ごみ処理施設

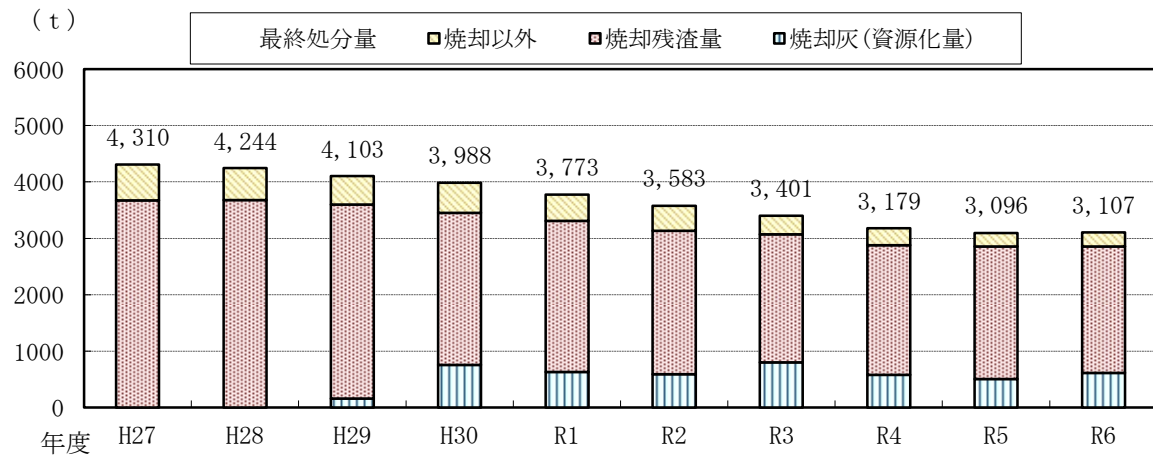


図3-15-1 香取市の最終処分量の推移

② 神崎町

神崎町における平成27年度から令和 6 年度までの最終処分の状況を表3-27-2及び図3-15-2に示します。

表3-27-2 神崎町の最終処分量の推移（単位：t）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最終処分量	275	286	265	263	257	263	255	261	238	241
焼却灰(資源化量)	0	0	11	51	13	14	23	16	13	14
直接最終処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却残渣量	241	246	225	178	209	215	210	219	207	208
焼却以外	34	40	29	34	35	34	22	26	18	19
伊地山	19	32	23	27	28	29	21	25	17	17
長岡不燃物処理場	15	8	6	7	7	3	1	1	1	1

※焼却以外＝焼却施設以外の中 処理施設からの残渣量、伊地山＝伊地山粗大ごみ処理施設

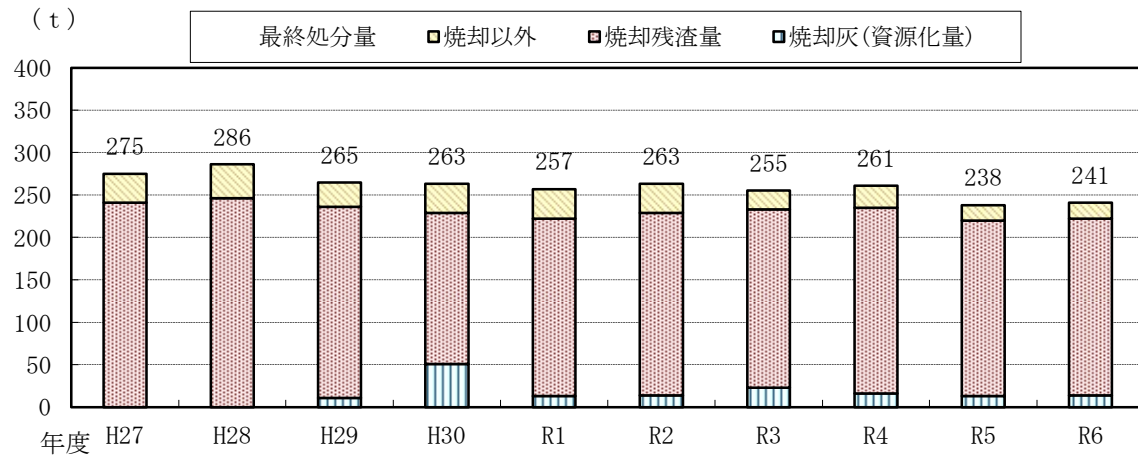


図3-15-2 神崎町の最終処分量の推移

③多古町

多古町における平成27年度から令和6年度までの最終処分状況を表3-29-3及び図3-15-3に示します。

表3-27-3 多古町最終処分量の推移（単位：t）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最終処分量	362	357	351	342	391	370	366	334	383	424
焼却灰(資源化量)	202	202	204	185	199	190	229	180	231	267
直接最終処分量	21	19	17	22	24	23	0	0	0	0
焼却残渣量	77	77	76	78	91	68	111	127	131	137
焼却以外	62	59	54	57	77	89	26	27	21	20
伊地山	—	—	—	—	—	—	25	25	18	19
長岡不燃物処理場	—	—	—	—	—	—	3	2	3	3
粗大ごみ処理施設	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—
資源ごみ選別施設	62	59	54	57	77	89	—	—	—	—

※焼却以外＝焼却施設以外の中 処理施設からの残渣量、伊地山＝伊地山粗大ごみ処理施設

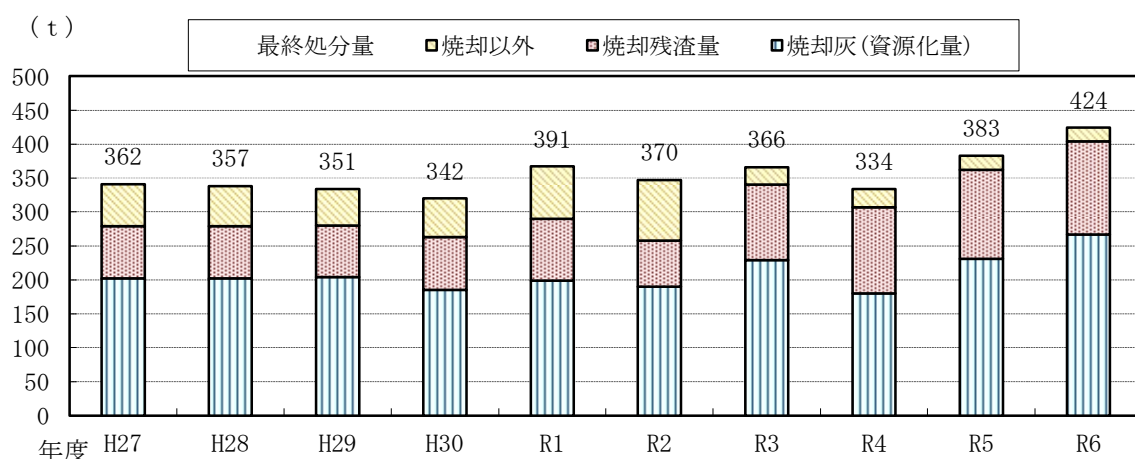


図3-15-3 多古町の最終処分量の推移

④東庄町

東庄町における平成27年度から令和6年度までの最終処分状況を表3-29-4及び図3-15-4に示します。

表3-27-4 東庄町最終処分量の推移(単位: t)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最終処分量	710	646	643	646	605	590	559	538	491	519
焼却灰(資源化量)	0	0	25	2	23	24	38	22	129	23
直接最終処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却残渣量	584	547	525	541	494	488	460	466	322	452
焼却以外	126	99	93	103	88	78	61	50	40	44
伊地山	90	78	76	85	70	69	58	48	37	42
長岡不燃物処理場	36	21	17	18	18	7	3	2	3	2

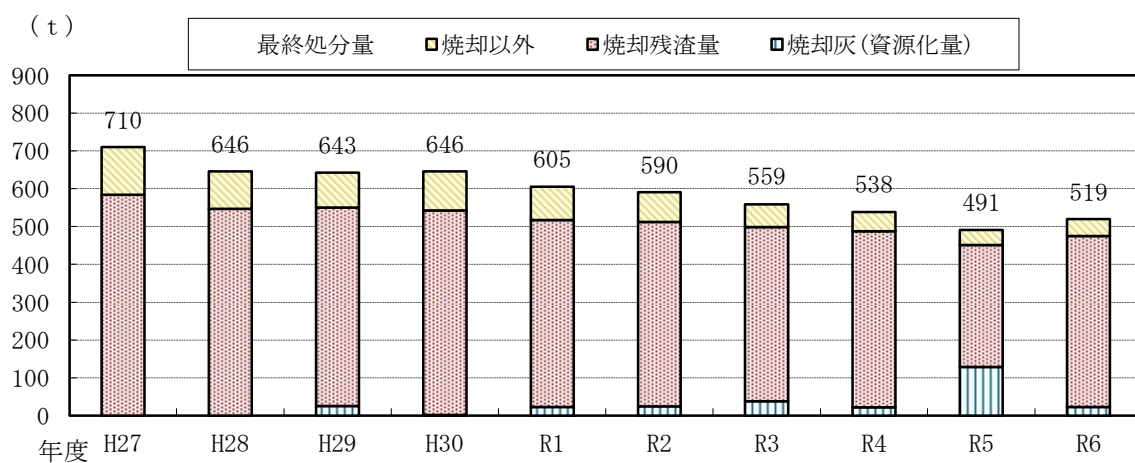


図3-15-4 東庄町最終処分量の推移

⑤本組合

本組合における平成27年度から令和6年度までの最終処分状況を表3-29-5及び図3-15-5に示します。

表3-27-5 本組合の最終処分量の推移（単位：t）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最終処分量	5,295	5,176	5,011	4,897	4,635	4,436	4,581	4,312	4,208	4,291
焼却灰(資源化量)	0	0	199	809	66	630	1,097	802	882	919
直接最終処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却残渣量	4,499	4,472	4,188	3,413	3,385	3,248	3,047	3,106	3,009	3,037
焼却以外	796	704	624	675	584	558	437	404	317	335
伊地山	552	557	506	558	460	491	387	361	275	296
長岡不燃物処理場	244	147	118	117	124	49	22	16	21	17

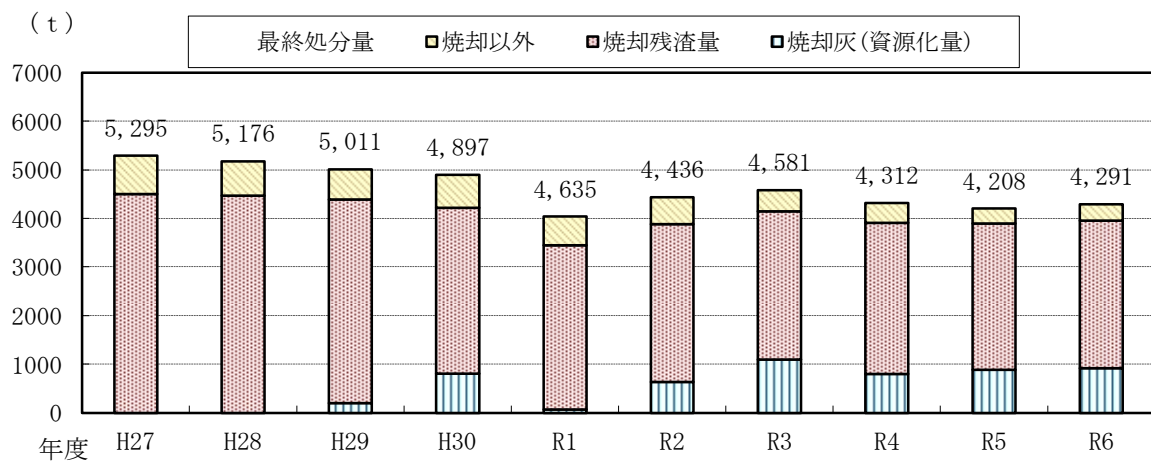


図3-15-4 本組合の最終処分量の推移

(4) 最終処分場の埋立量、残余容量等

最終処分場の埋立量、残余容量等の推移を、表3-28及び図3-16に示します。

表3-28 最終処分場の埋立量、残余容量等の推移

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第二伊地山 最終処分場 一般廃棄物	埋立容量(覆土を含む) (m ³)	4,315	3,994	3,792	2,469	876	3,396	1,100	2,192	1,647	1,776
	埋立量(覆土を含まない) (t)	5,319	5,176	4,812	3,950	186	236	0	1,836	1,647	1,332
	残余容量(m ³)	42,780	38,785	34,993	32,525	31,648	28,252	27,152	24,960	23,313	21,537
	埋立地面積 (m ²)	9,120									
	全体容積(m ³)	90,100									
織幡 最終処分場 一般廃棄物	埋立容量(覆土を含む) (m ³)	0	0	0	0	2,563	2,222	947	2,031	9,583	—
	埋立量(覆土を含まない) (t)	0	0	0	0	3,752	1,942	917	2,031	9,583	—
	残余容量(m ³)	23,404	23,404	23,404	23,404	14,783	12,561	11,614	9,583	0	—
	埋立地面積 (m ²)	17,000									
	全体容積(m ³)	100,000									

注：織幡一般廃棄物最終処分場は令和元年度残余容量を測量値により軽微変更しました。

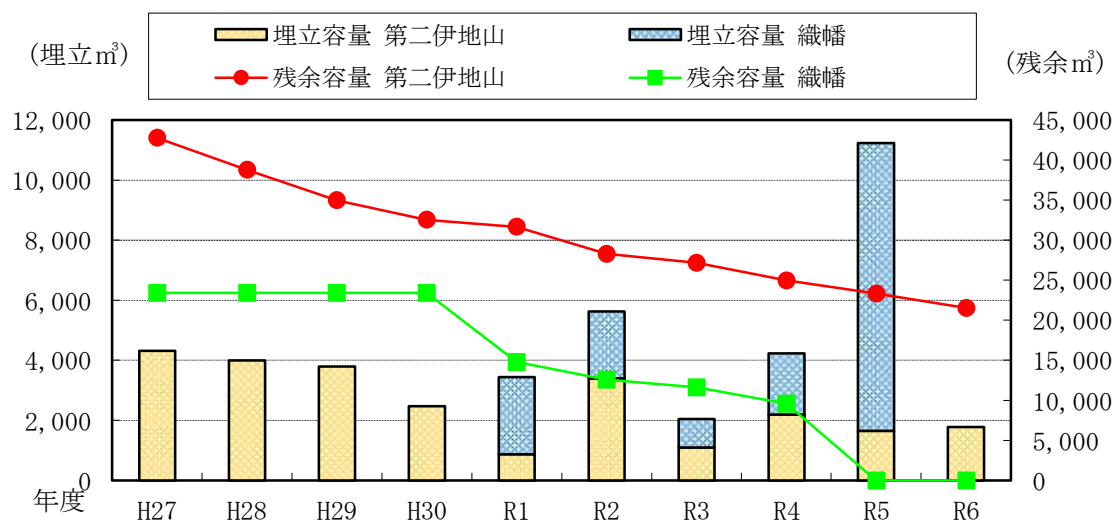


図3-16 最終処分場の埋立量、残余容量等の推移

3.4.3 ごみ処理量フローシート（令和6年度実績のまとめ）

令和6年度におけるごみ総排出量から最終処分に至るまでのごみ処理実績フローを図3-17-1から3-17-5に示します。

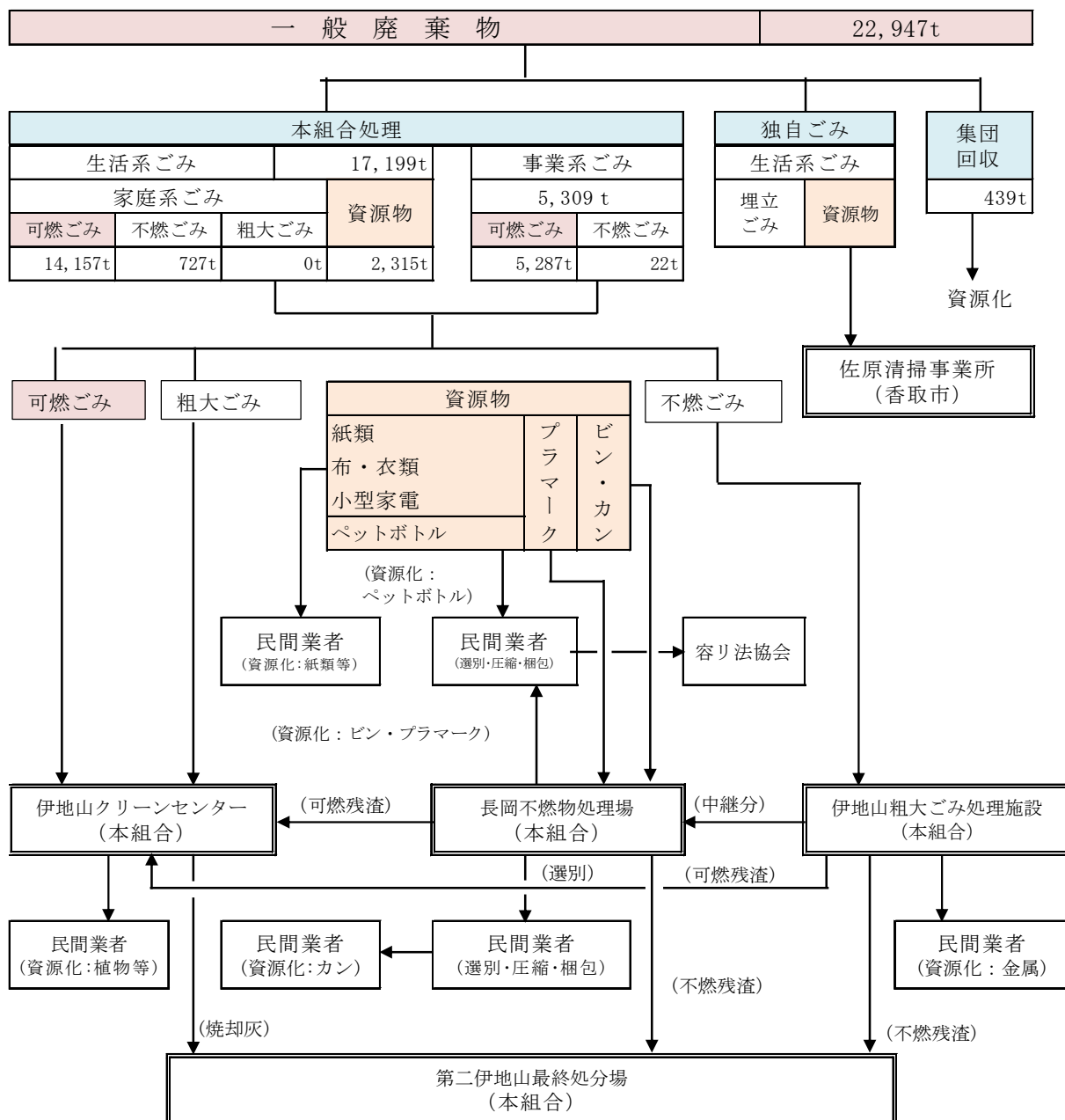


図3-17-1 ごみ処理実績フロー図（令和6年度実績：香取市）

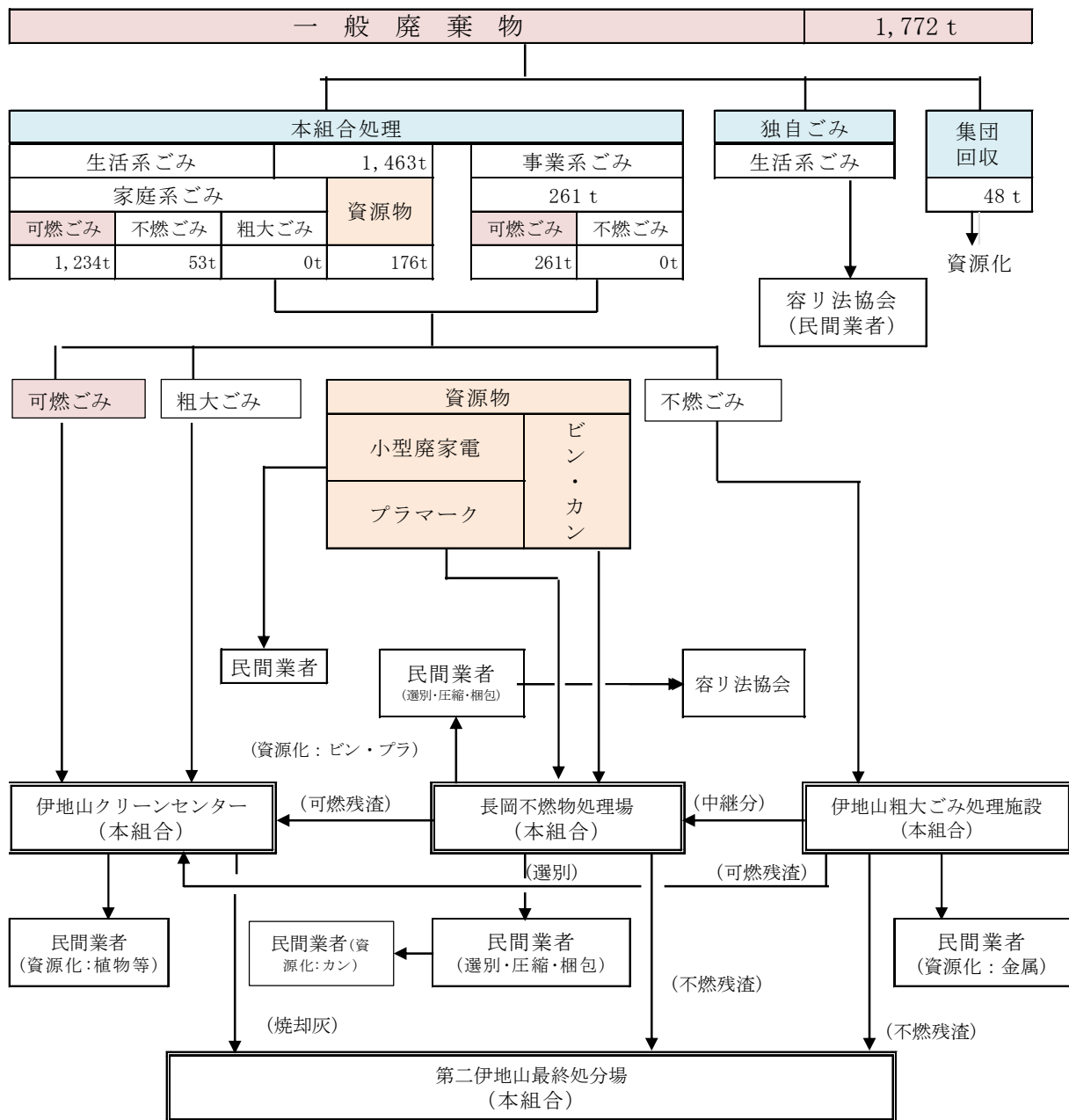
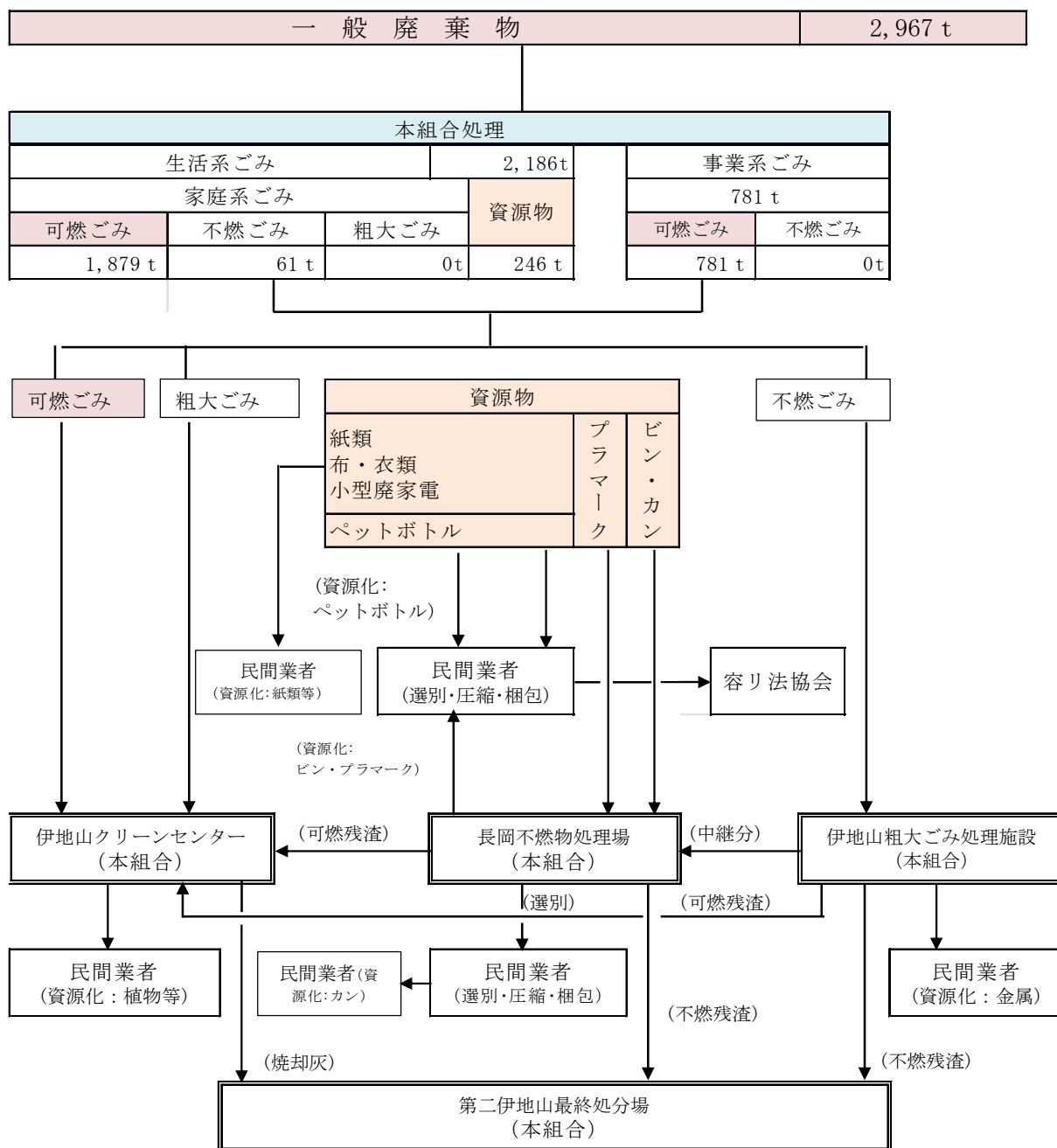


図3-17-2 ごみ処理実績フロー図（令和6年度実績：神崎町）



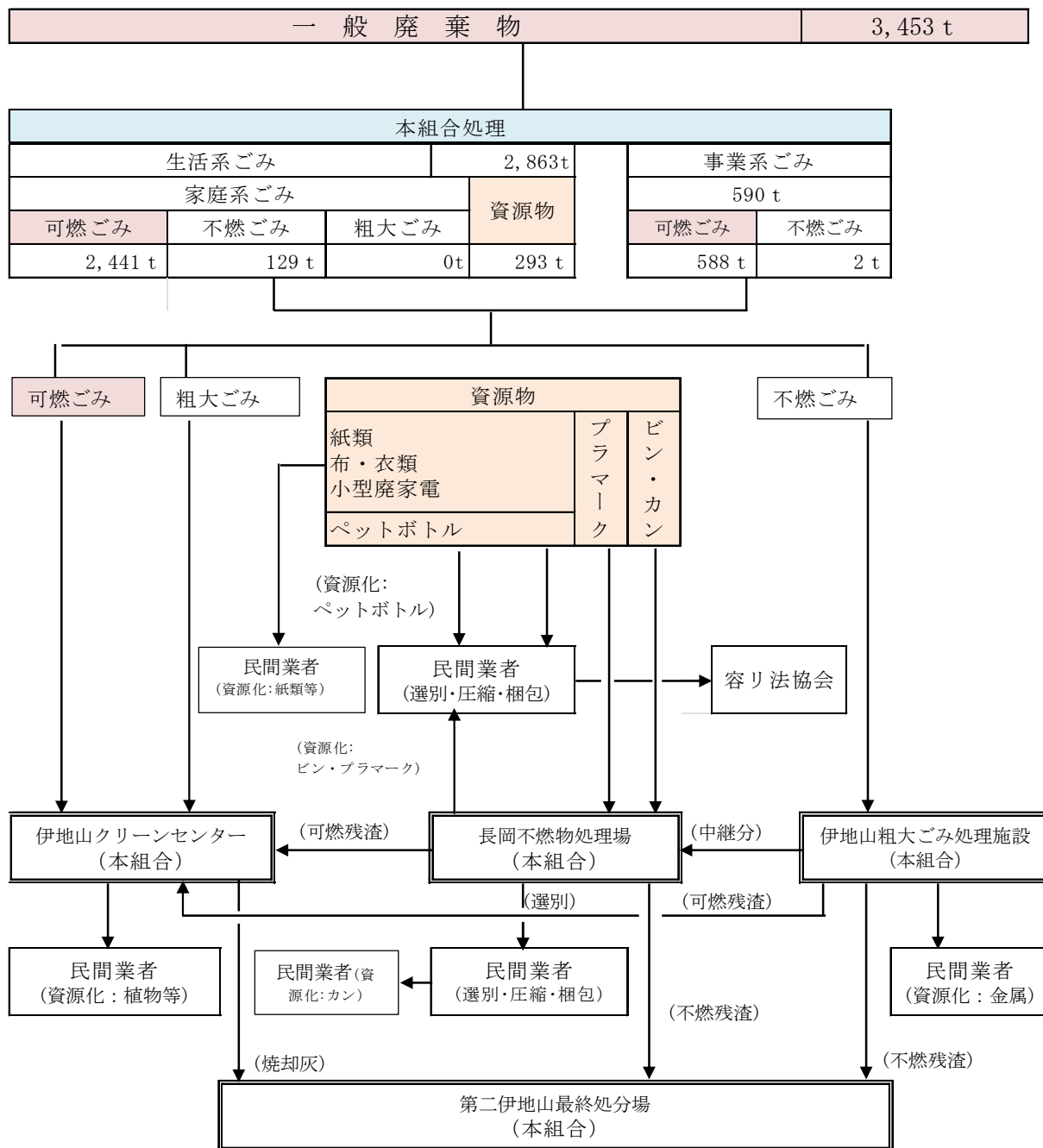


図3-17-4 ごみ処理実績フロー図（令和6年度実績：東庄町）

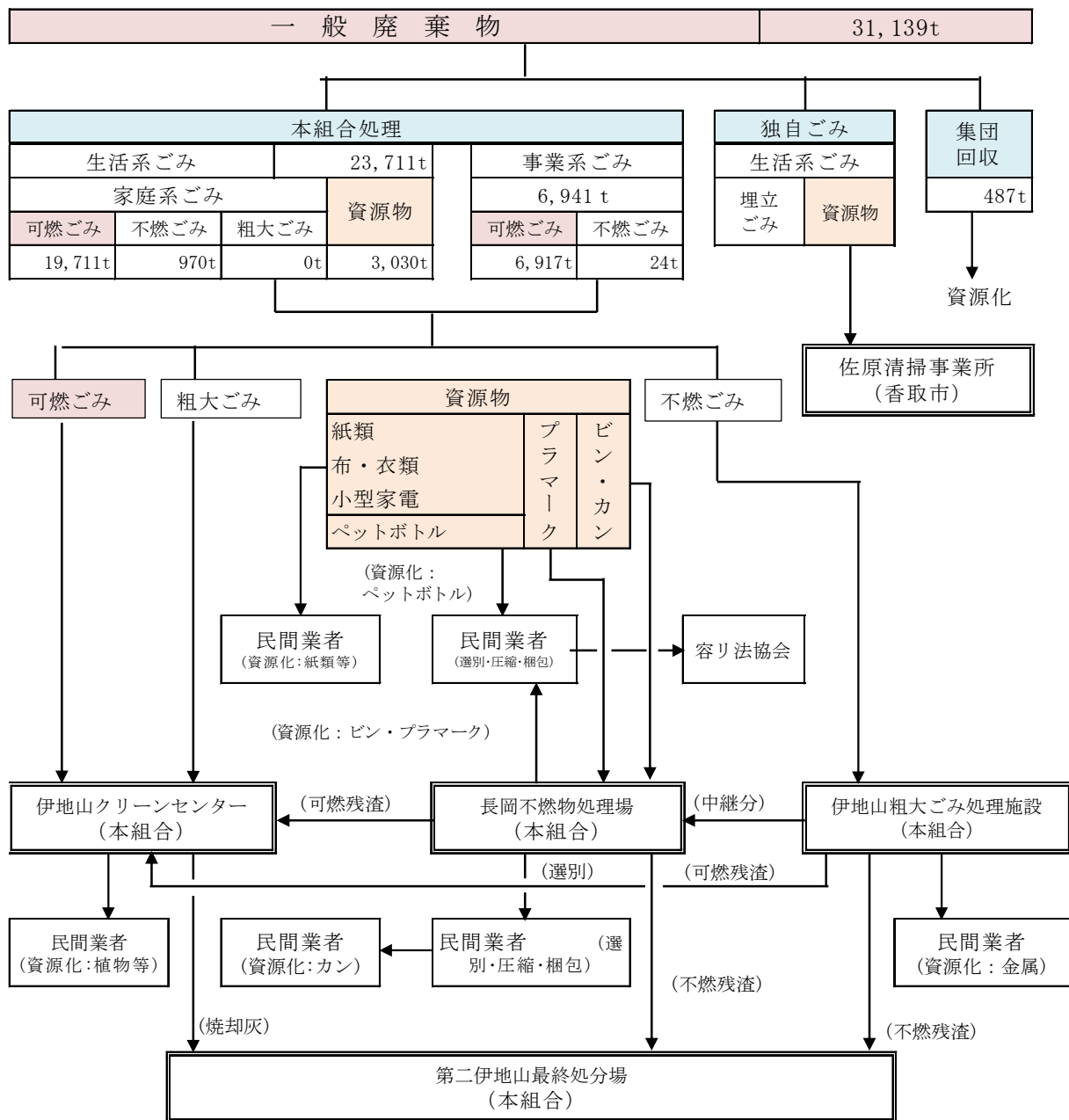


図3-17-5 ごみ処理実績フロー図（令和6年度実績：本組合）

3. 5 数値目標の検証

旧計画においては、排出抑制及び再生利用の目標値を表3-29のように設定してし、そのための予測を行っていました。令和6年度におけるこれらの達成状況を表3-30-1から表3-30-5に示します。

表3-29 旧計画の目標設定値

項目	令和17年度
1人1日当たりごみ排出量	852g(令和元年度比約10%減) (令和元年度947g)
1人1日当たり価値系ごみ排出量	511g (令和元年度628g)

(1) 香取市

香取市の令和6年度の評価は、リサイクル率を除いて目標値を満足しています。
なお、最終処分に関しては、組合データで示します。

表3-30-1 旧計画の検証（香取市）

		R6年度 実績値	R7年度 旧計画目標値	R6年度の評価
排出原単位	g/人日	883.6	989	◎
生活系ごみ	g/人日	675.2	715	◎
家庭系ごみ	g/人日	584.3	587	○
事業系ごみ	g/人日	208.4	273	◎
リサイクル率	—	18.7%	21.4%	△
最終処分量	t	2,492	なし	—
減量率	—	89.1%	なし	—

※◎は「目標を達成」、○は「目標をほぼ達成」、△は「目標は未達成」を表しています。
ここでの減量率は＝（1-最終処分量÷ごみ排出量）×100で求めています。

(2) 神崎町

神崎町の令和6年度の評価は、全体的に目標値未達成です。

表3-30-2 旧計画の検証（神崎町）

		R6 年度 実績値	R7 年度 旧計画目標値	R6 年度の評価
排出原単位	g/人日	837.8	773	△
生活系ごみ	g/人日	710.9	696	△
家庭系ごみ	g/人日	625.4	583	△
事業系ごみ	g/人日	126.9	77	△
リサイクル率	—	17.5%	19.9%	△
最終処分量	t	227	なし	—
減量率	—	87.2%	なし	—

※◎は「目標を達成」、○は「目標をほぼ達成」、△は「目標は未達成」を表しています。
 ここでの減量率は $1 - \text{最終処分量} \div \text{ごみ排出量}$ で求めています。

(3) 多古町

多古町の令和6年度の評価は、全体的に達成しています。

表3-30-3 旧計画の検証（多古町）

		R6 年度 実績値	R7 年度 旧計画目標値	R6 年度の評価
排出原単位	g/人日	604.2	620	◎
生活系ごみ	g/人日	445.1	452	◎
家庭系ごみ	g/人日	395.0	410	◎
事業系ごみ	g/人日	159.2	168	◎
リサイクル率	—	19.4%	18.0%	◎
最終処分量	t	157	なし	—
減量率	—	94.7%	なし	—

※◎は「目標を達成」、○は「目標をほぼ達成」、△は「目標は未達成」を表しています。
 ここでの減量率は $1 - \text{最終処分量} \div \text{ごみ排出量}$ で求めています。

(4) 東庄町

東庄町の令和6年度の評価は、リサイクル率を除いて達成しています。

表3-30-4 旧計画の検証（東庄町）

		R6 年度 実績値	R7 年度 旧計画目標値	R6 年度の評価
排出原単位	g/人日	748.3	788	◎
生活系ごみ	g/人日	620.5	639	◎
家庭系ごみ	g/人日	557.0	572	○
事業系ごみ	g/人日	127.8	149	◎
リサイクル率	—	13.8%	16.1%	△
最終処分量	t	496	なし	—
減量率	—	85.6%	なし	—

※◎は「目標を達成」、○は「目標をほぼ達成」、△は「目標は未達成」を表しています。
ここでの減量率は $1 - \text{最終処分量} \div \text{ごみ排出量}$ で求めています。

(5) 本組合

本組合の令和6年度の評価は、リサイクル率及び最終処分減量率を除いて達成しています。

これは、組合での全排出量に占める排出量割合が高い香取市が、同じ傾向をしているため、達成率が高いことによります。

表3-30-5 旧計画の検証（本組合）

		R6 年度 実績値	R7 年度 旧計画目標値	R6 年度の評価
排出原単位	g/人日	827.2	888	◎
生活系ごみ	g/人日	639.9	670	◎
家庭系ごみ	g/人日	558.1	562	◎
事業系ごみ	g/人日	187.3	217	◎
リサイクル率	—	18.1%	20.50%	△
最終処分量	t	3,372	3,979	◎
減量率	—	89.2%	87.2%	△

※◎は「目標を達成」、○は「目標をほぼ達成」、△は「目標は未達成」を表しています。
ここでの減量率は $1 - \text{最終処分量} \div \text{ごみ排出量}$ で求めています。

3.6 ごみ処理技術の動向

3.6.1 中間処理技術

中間処理技術には、無害化や減容化を目的とした焼却処理や、資源化を目的としたリサイクル施設等があります。

焼却施設は、熱分解・燃焼・溶融等の技術を単独または、組み合わせて適用することにより、ごみを高温酸化して衛生的に処理するとともに容積を減じ、残渣または溶融固化物に変換する施設です。

焼却方式の概略を説明するとともに、施設の概略分類を、図3-18に示します。

最近では、生ごみなどを用いたメタン発酵（バイオガス化施設）と焼却施設を組み合わせた施設も稼働しています。

なお、焼却灰を資源化する方法としては、溶融やセメント原料化、高温溶融（電気又は燃料）及び焼成などがあります。

(1) ごみ焼却処理

ごみの焼却処理は、灰溶融を含めて、主に次の方式があります。なお、同じ方式でも、事業者により、その内容は異なります。

① ストーカ炉

ストーカ方式は、炉内のごみを攪拌しながら移送できる機械式火格子（ストーカ：前後または上下に稼働する）に可燃ごみを投入し、火格子の下方から空気を吹き込みながら乾燥・燃焼・後燃焼までの工程を行います。

安定した燃焼方式で、現在は、国内で最も多く採用されている方式です。

② 流動床炉

流動床方式は、砂を入れた流動床（堅型の焼却炉）の下部から熱風を送り、上部からごみを投入して高熱の砂とごみとを流動させて接触させ、むらなく短時間に燃焼させる方式です。保熱力が良いため、過去には准連続式燃焼炉に多く用いられてきましたが、最近の焼却施設は原則として24時間稼働であるため、建設実績は非常に少なくなっています。

③ 焼却＋灰溶融炉

焼却＋灰溶融は、焼却後の灰を熱源を用いて溶融し、焼却灰をスラグとして再利用する方式で、熱源としては灯油による燃料溶融方式及び電気による電気溶融方式がありますが、いずれの方式も焼却後に冷えた灰を溶融炉で燃料や電力を使用して高温溶融するため、建設費、運営費ともに高価になります。

なお、この方式は流動床炉でも可能ですが、流動床炉の場合は（焼却＋溶融）ではなく、流動ガス化方式となります。

④ シャフト炉方式

シャフト炉は、溶鉱炉の原理を応用した方式で、上部のホッパから空気を遮断した状態で、ごみとともにコークスなどの副資材を投入します。ごみ及び副資材は、炉の下方に移動し、その間で乾燥・分解し、炉の最下層では、炭化したごみとコークスに酸素等を吹き込むことで、1,700℃程度の高温でごみを直接溶融し、スラグ及びメタルとして再利用する方式です。

スラグ及びメタルは、一般的には急冷することで細かくし、さらに摩砕などを行うことで建築資材の骨材等に利用します。

⑤流動ガス化方式

流動ガス化方式は既存の技術である流動床炉内でごみを蒸し焼きにしてガス化（可燃性ガス）し、旋回熔融炉に送り、ガスの燃焼熱を利用して1,400℃程度で灰の熔融を行います。

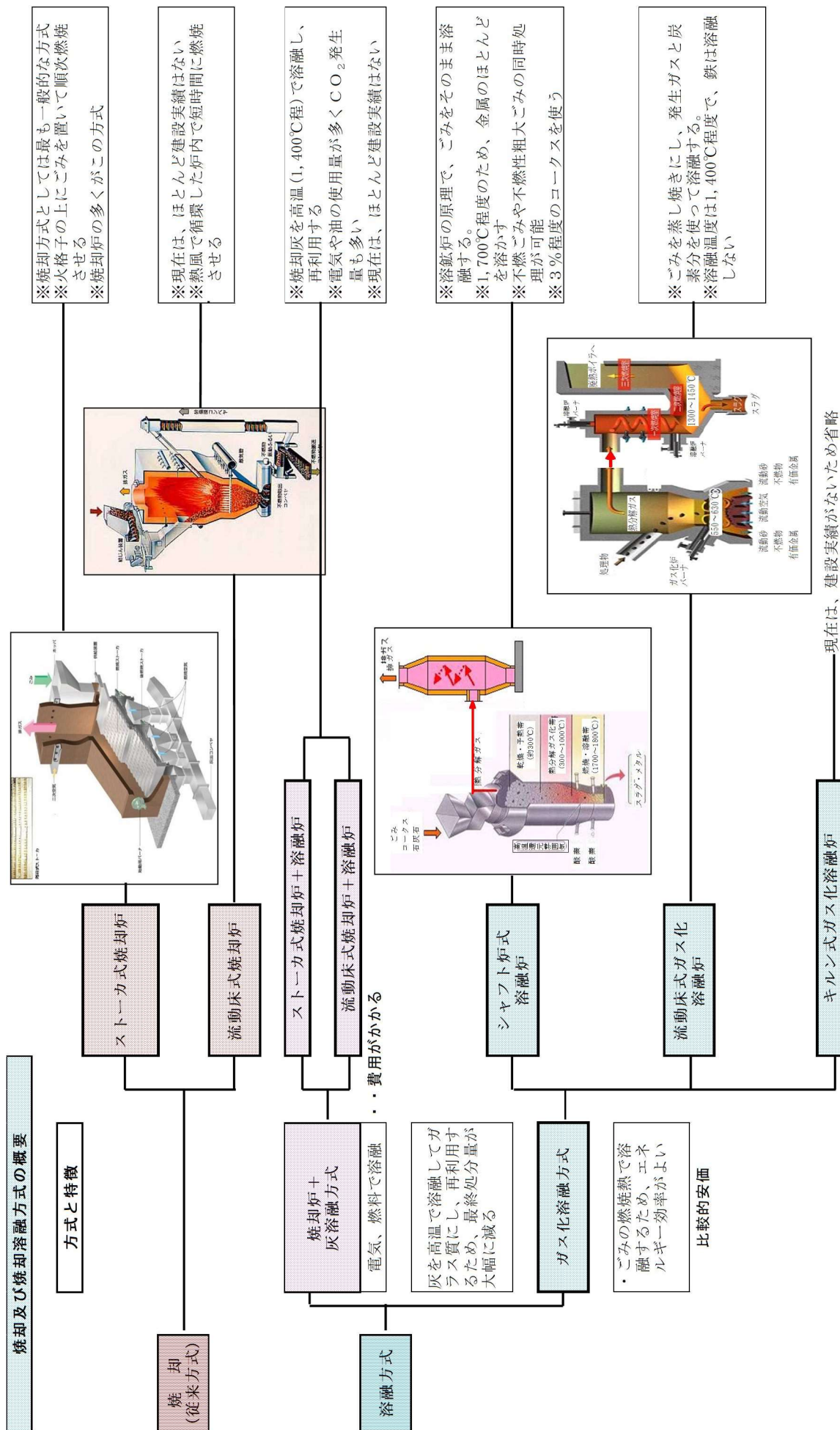
熔融したスラグは一般的には急冷することで細かくし、さらに摩砕などを行うことで建築資材の骨材等に利用します。不燃物や金属類は、ガス化炉の底部から取り出し、資源化などを行います。

過去には数社が流動ガス化方式を研究・建設していましたが、最近では流動ガス化方式の建設に参入するメーカーは少なくなっています。

スラグ：焼却灰を1,400℃以上に熱し、ガラス化して内部の重金属類の溶出を、ほぼ完全に防止することで、路盤材やコンクリート二次製品の材料として利用します。

メタン発酵＋焼却方式：生ゴミなどを嫌気性で発酵させ、発生したメタンガスを熱利用する方式で、熱効率が良いですが、次の問題があります。

- 生ゴミを個別に収集するための体制が必要であり、量の少ない生ゴミの収集は困難です。また、臭気の発生を防止するため、可燃ゴミと同様に、週2回の収集とすると、エネルギー回収に対する費用の発生が大きく、現実的ではありません。
- メタン発酵後に発生する残渣（中間液及び汚泥）の処理が必要で、特に中間液は、高度な処理（BOD、窒素除去）を行うか、液肥としての利用先があることが必須になりますが、液肥の利用先の確保は難しい状況です。
- 生ゴミ以外の可燃ゴミ及びメタン発酵の汚泥（残渣）処理として、焼却施設が必要になります。そのため、メタン発酵施設と焼却施設の2施設の建設費及び運営費がかかることになります。
- 上記のデメリットをなくするためには中規模以上の施設が必要です。

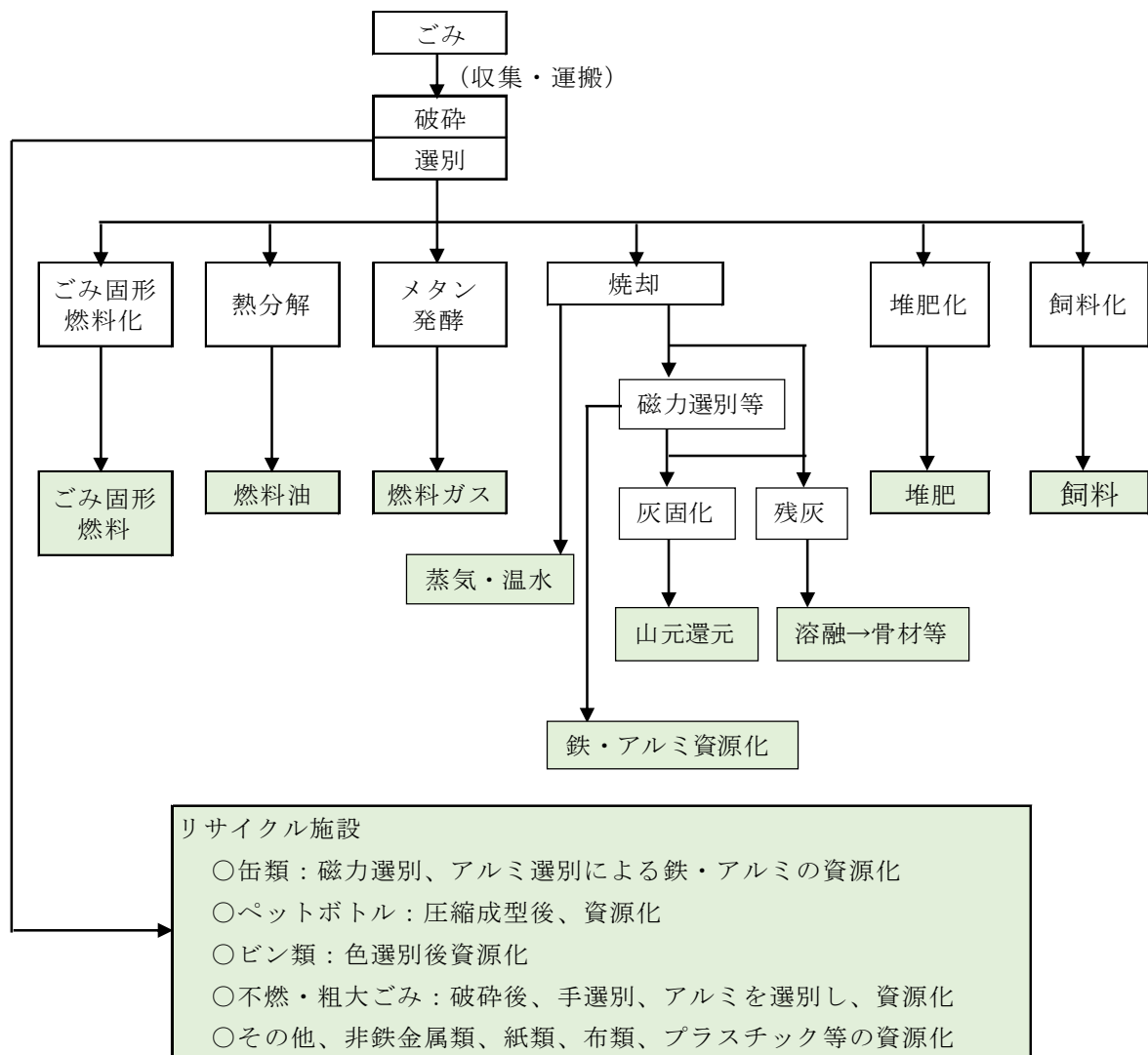


(2) 資源化方式

ごみの資源化技術の動向を、図3-19に示します。燃料ガスや蒸気・温水等のエネルギー回収、金属類や骨材等の物質回収技術があります。

また、リサイクル施設では、図にあるように、鉄、アルミ、ペットボトル、ビン類及びプラスチック類を中間処理して資源化するほか、紙類、布類などは直接資源化しています。

表3-31は、焼却以外の有機性廃棄物の処理技術として、ごみ固形燃料化、メタン化、



コンポスト化、飼料化の概要を示しています。

※ は、回収物を示します。

図3-19 再資源化技術

表3-31 焼却以外の有機性廃棄物処理技術の概要

処理技術	概要
ごみ固形燃料化	家庭などから排出される厨芥類などの可燃ごみを、破碎及び乾燥（500～600℃程度）後、燃料化に適さない不燃物を除去し、成形に必要な大きさまで細かく破碎後、添加剤を加えて成形した固形燃料 RDF（Refuse Derived Fuel）です。専用の装置で焼却し、乾燥や暖房、発電などに利用します。 なお、RDF に対して RPF（Refuse Paper & Plastic Fuel）は、産業廃棄物として収集された古紙やプラスチック等を主原料とする固形燃料です。
メタン発酵	生ごみ等を嫌気性において発酵させることで、嫌気性細菌の働きでバイオガス（通常は、メタン：二酸化炭素の比率=6：4）を生成させ、熱供給や発電用の燃料として利用する技術です。 生成されたバイオガスは、ガスエンジン、マイクロガスタービン及び燃料電池等による発電とその廃熱利用のほか、バイオガスからメタンを精製後、車両等の石油代替エネルギーとして利用できます。
コンポスト(堆肥)化	生ごみ等を微生物の働きによって分解（発酵）するなどして堆肥をつくるもので、古くから有機性廃棄物の処理法としても広く用いられています。大別して好気法と、嫌気法があります。
飼料化	生ごみを熱加工・乾燥処理等と油脂分調整して粉状にした飼料をつくる技術です。発酵・乾燥方式と蒸煮・乾燥方式の他、油を加えて加熱煮して有機物中の水分を蒸発させ、油を分離して乾燥飼料を得る油温脱水方式があります。この方式は、加熱煮と乾燥（有機物中の水分蒸発）を同時に行う点に特徴があります。

3.6.2 最終処分技術の動向

最終処分技術とは、最終処分場に焼却灰や可燃性残渣、不燃性残渣、処理飛灰等を埋立処分することです。

最終処分場の処理形態を表3-32に示します。一般廃棄物の最終処分場は管理型最終処分場の基準が適用されます。

表3-32 最終処分技術の形態

最終処分技術	内容
管理型最終処分場	最終処分場（埋立処分場）のうち、遮断型処分場・安定型処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる処分場です。
安定型最終処分場	ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみ埋め立てることができる最終処分場です。
遮断型最終処分場	遮断型処分場とは、有害な産業廃棄物を埋め立てる最終処分場です。 環境保全上最も厳重な構造になっています。

3.7 ごみ処理に関する財政状況

3.7.1 ごみ処理経費の状況

(1) 本組合の処理経費の概要

令和2年度から令和6年度の本組合における一般廃棄物（ごみ）処理事業の経費の状況を、表3-31及び図3-20-1から図3-20-3に示します。

建設改良費、中間処理費及び収集運搬費の合計（総費用）は、令和2年度の約13.6億円から令和5年度は約19億円に増加していましたが、令和6年度は5千万円ほど減少しました。

人口1人当たりの処理費用も同様の傾向で、令和2年度は約12,800円/人でしたが、令和5年度は、約18,500円/人となっていました。令和6年度は約18,200円へ減少しております。また、ごみ1tあたりの処理単価は、令和2年度の約38,000円/tに対し、令和6年度は約59,500円となっています。

表3-31 本組合のごみ処理経費の推移

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
建設改良費	千円	355,553	384,208	511,500	778,426	620,536
中間処理	千円	253,943	309,088	440,399	508,926	529,836
最終処分	千円	101,610	75,120	71,101	269,500	90,700
運営費	千円	1,004,722	1,146,085	1,227,739	1,120,031	1,220,129
人件費	千円	289,241	293,340	279,557	281,622	282,735
一般職	千円	65,367	64,921	65,283	70,059	73,968
収集運搬	千円	0	0	0	0	0
中間処理	千円	200,615	201,103	186,463	191,335	185,871
最終処分	千円	23,259	27,316	27,811	20,228	22,896
処理費	千円	157,242	170,162	234,414	185,349	200,152
収集運搬	千円	0	0	0	0	0
中間処理	千円	134,379	143,096	203,992	162,464	166,865
最終処分	千円	22,863	27,066	30,422	22,885	33,287
委託費	千円	558,239	682,583	713,768	653,060	737,242
収集運搬	千円	189,049	192,853	205,737	213,397	229,864
中間処理	千円	275,322	397,571	416,256	342,693	336,163
最終処分	千円	15,479	10,959	12,872	11,779	83,790
その他	千円	78,389	81,200	78,903	85,191	87,425
その他 ※	千円	93,393	143,279	163,216	299,542	231,822
総費用	千円	1,360,275	1,530,293	1,739,239	1,898,457	1,840,665
人口	人	106,355	105,107	103,883	102,645	101,501
1人当たり費用	円/人	12,790	14,559	16,742	18,495	18,134
年間ごみ排出量	t	35,829	35,432	34,814	31,854	30,966
1t当たり費用	円/t	37,966	43,190	49,958	59,599	59,441

※総費用には、「その他※」の費用は含みません。

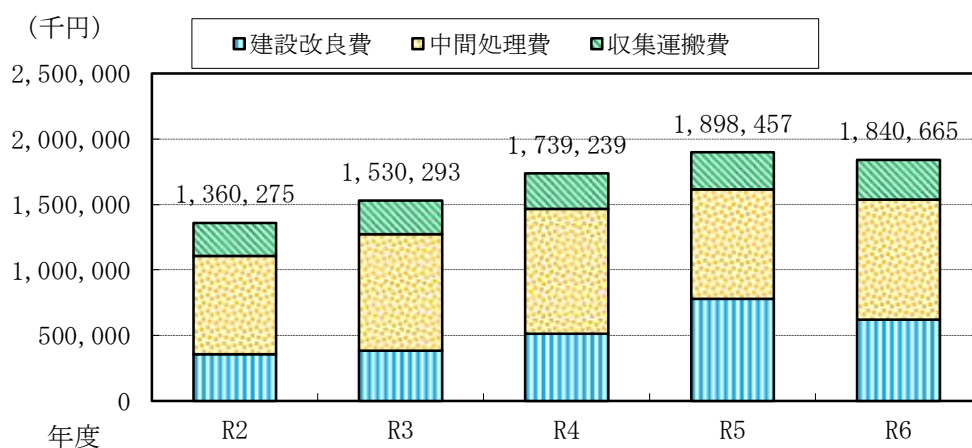


表3-20-1 本組合のごみ処理経費（総費用）の推移

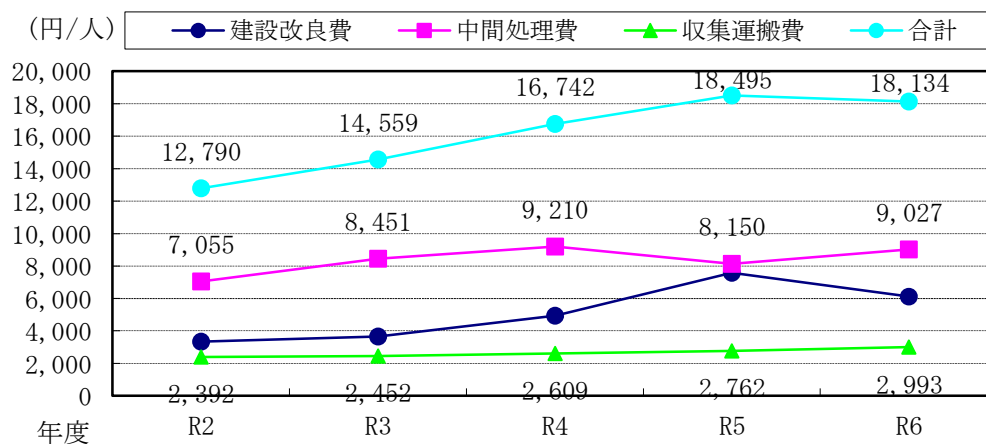


表3-20-2 本組合のごみ処理経費（人口1人当たりの費用）の推移

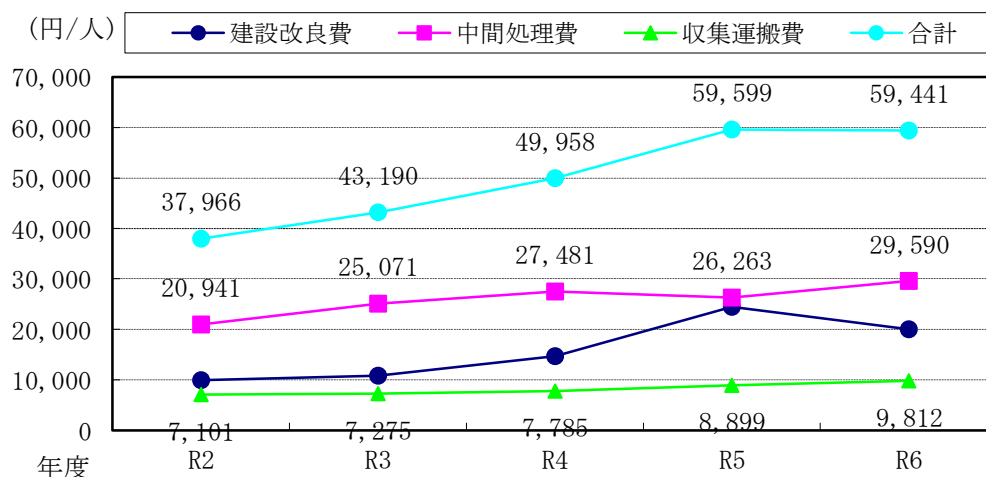


表3-20-3 本組合のごみ処理経費（人口1人当たりの費用）の推移

(2) 構成市町の費用

構成市町の建設改良費、運営費及び合計の組合負担金金額を表3-32及び図3-21-1から図3-21-3に示します。

建設改良費は、年度により大きな差があります。令和3年度は、年間約2億円程度でしたが、令和5年度には5.6億円ほどになりました。

運営費は、ほぼ毎年増加しています。令和2年度は、年間約8億円でしたが、令和5年度、6年度は、約10億円となっています。

本組合全体の費用も増加傾向にあり、令和2年度、3年度頃は、年間10億円程度でしたが、令和5年度は約14.6億円、令和6年度は、約12.8億円となっています。

表3-32 本組合及び構成市町のごみ処理経費の推移

		R2	R3	R4	R5	R6
香取市	建設改良費	227,774	161,004	242,455	433,573	310,388
	運営費	566,571	580,676	620,878	655,684	645,682
	合計	794,345	741,680	863,333	1,089,257	956,070
神崎町	建設改良費	16,806	12,085	17,436	31,555	22,966
	運営費	41,402	39,516	41,846	46,290	44,191
	合計	58,208	51,601	59,282	77,845	67,157
多古町	建設改良費	0	0	0	0	0
	運営費	82,633	158,949	168,520	199,755	185,153
	合計	82,633	82,634	82,635	82,636	82,637
東庄町	建設改良費	36,748	33,158	45,064	100,831	52,866
	運営費	116,763	111,549	121,592	112,986	116,460
	合計	153,511	144,707	166,656	213,817	169,326
本組合	建設改良費	281,328	206,247	304,955	565,959	386,220
	運営費	807,369	890,690	952,836	1,014,715	991,486
	合計	1,088,697	1,020,622	1,171,906	1,463,555	1,275,190

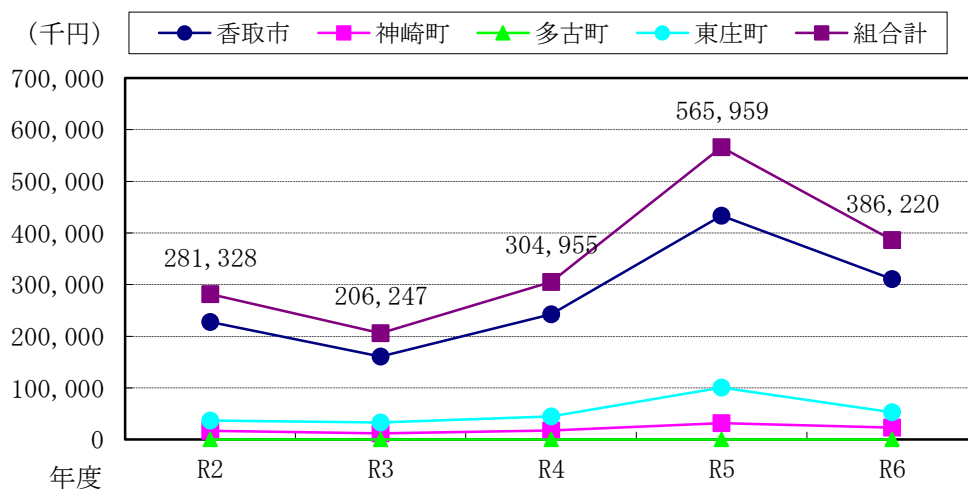


図3-21-1 本組合のごみ処理経費の推移（建設改良費）

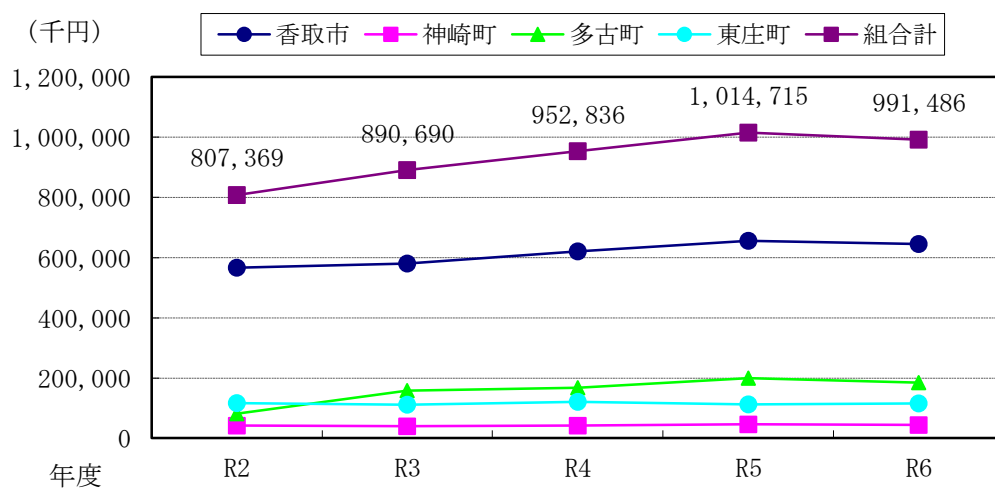


図3-21-2 本組合のごみ処理経費の推移（運営費）

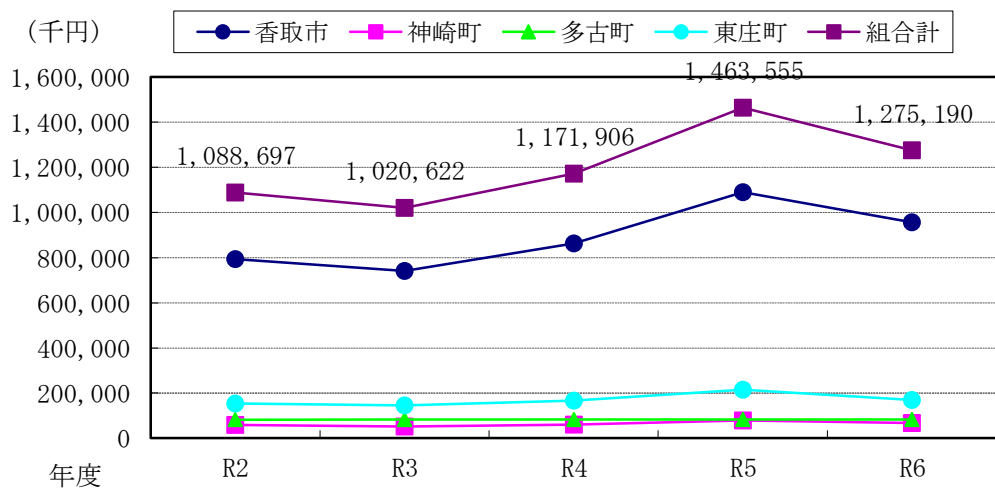


図3-21-3 本組合のごみ処理経費の推移（総額）

3.7.2 ごみ処理等に係る補助金等

令和6年度現在、構成市町におけるごみ処理等に係る補助金等の状況を、表3-33-1から表3-33-4に示します。

表3-33-1 ごみ処理等に係る補助金等の状況（香取市）

名称	内容
生ごみ処理容器等購入設置補助金	概要：生ごみ処理容器等を購入された方に補助金が交付。 対象者：香取市に住所を有する者です。事業者等の法人は対象外です。 補助対象：生ごみ堆肥化容器（コンポスト）電動生ごみ処理機 補助金額：購入価格の1/2 生ごみ堆肥化容器（3,000円限度）1度の申請で2基まで 電動生ごみ処理機（20,000円限度）1度の申請で1基まで
ごみステーション施設整備事業補助金	概要：ごみステーションの新設及び改修を行った自治会等に対して補助金を交付します。 補助対象：購入金額が2万円以上の場合（着工前申請が必要） 補助金額：設置経費の2分の1補助 上限100,000円
再資源化物回収協力奨励金	概要：再資源化物を計画的に回収している団体に奨励金を交付します。 対象物：紙類、繊維類、生ビン 奨励金額：令和3年度実績 2,228,965円
ペットボトルキャップ等回収協力奨励金	概要：実施団体が行うペットボトルキャップ及び学校給食用牛乳パックの回収活動に対し、奨励金を交付します。 対象物：ペットボトルキャップ、学校給食用牛乳パック 奨励金額：令和3年度実績 ペットボトルキャップ奨励金 256,050円 牛乳パック奨励金 377,500円

表3-33-2 ごみ処理等に係る補助金等の状況（神崎町）

名称	内容
生ごみ処理容器等購入設置補助金	対象となる容器 ①生ごみ処理容器（コンポスト、EM菌容器） ②生ごみ減量処理機（電気式） 補助金の額等 ①生ごみ処理容器：購入金額の2/3に相当する額で、3,000円限度 ②生ごみ減量処理機：購入金額の2/3に相当する額で、25,000円限度 対象者 ①町内に住所を有し、かつ、居住していること。ただし、法人は除く ②町税を完納していること ③減量化されたごみは設置者が事故の責任で処理すること ④同じ施設で、補助金の交付を過去5年以内に受けていないこと
再資源化回収協力奨励金	概要：町内会、子供会育成会、老人クラブ、PTA、その他団体等（以下「実施団体」）が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、予算の範囲内において奨励金を交付し、もってごみの減量化と再資源化を図ることを目的とします。 対象物：奨励金の対象となる再資源化物は、紙類、繊維類、金属類及び瓶類とします。 奨励金額：奨励金の額は、実施団体が取扱業者に引き渡した再資源化物総量に1kg当たり3円を乗じて得た額とします。但し、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
ごみステーション施設整備事業補助金	概要：ごみステーションの新設及び改修を行った地区や自治会に対して補助金を交付します。 補助対象：隣接する20戸以上の世帯が利用するもの又は既に整備されている施設で、その後の状況の変化により、増設及び改築並びに修繕をする事業。 補助金額：上限80,000円
ごみ散乱防止ネット設置補助金	概要：ごみステーションへのカラスよけネットを設置される地区や自治会に対して補助金を交付します。 補助対象：地区で使用しているごみステーションへ散乱防止対策としてネットを設置する事業。 補助金額：上限3,000円

表3-33-3 ごみ処理等に係る補助金等の状況（多古町）

名称	内容
生ごみ機等設置 事業補助金	一般家庭から排出される生ごみを減量化及び堆肥化するための①生ごみ処理機及び②生ごみ処理容器を購入し、自己の居住する場所に設置される方に対し、その購入費用の一部を補助します。 対象者： 1. 町内の住所を有し、かつ居住していること。法人を除く。 2. 世帯全員に町税等の滞納がないこと。 3. 生ごみ処理機等を設置する場所を有し、常に良好な状態を維持管理ができること。 4. 生ごみ処理機等により堆肥化したものを自家処理できること。 補助金額： ①生ごみ処理機 購入機器の2分の1に相当する額とし、1基について25,000円を限度とする。 ②生ごみ処理容器 購入機器の2分の1に相当する額とし、1基について3,000円を限度とする。 ※補助対象数は、1世帯当たり生ごみ処理機にあつては7年度につき1基、生ごみ処理容器にあつては1年度につき2基までを限度とする。

表3-33-4 ごみ処理等に係る補助金等の状況（東庄町）

名称	内容
生ごみ機減量化 促進事業補助金	家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化を目的に、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）および電動式生ごみ処理機の購入について補助金を交付します。 対象者： 町内に住所を有し居住している方で、堆肥化（減量化）された物を自らの責任において処理できる方 対象となる機器： 電動式生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器（コンポスト） 補助金額と基数： 補助金の額は購入金額の2分の1で、30,000円を限度とします。補助対象となる基数は生ごみ堆肥化容器は1世帯2基まで、電動式生ごみ処理機は1世帯1基までとします。

3.8 本組合の廃棄物に関する条例等

3.8.1 廃棄物に関する条例

(1) 香取広域市町村圏事務組合

① 香取広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他別に定めのあるもののほか、一般廃棄物等の収集、運搬、再生及び処分等に関し必要な事項を定めています。

② 香取広域市町村圏事務組合不燃性廃棄物処理施設設置及び運営に関する条例

この条例は、表3-36に示す不燃性廃棄物処理施設を設置することを定めています。

表3-36 不燃性廃棄物処理施設

名称	位置
香取広域市町村圏事務組合 伊地山粗大ごみ処理施設	香取市伊地山字ヤモイ田835番地の2
香取広域市町村圏事務組合 長岡不燃物処理場	香取市長岡字牧野1539番地

③ 香取広域市町村圏事務組合一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例

この条例は、表3-37に示す香取広域市町村圏事務組合一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関し必要な事項を定めています。

表3-37 一般廃棄物最終処分場

名称	位置
香取広域市町村圏事務組合 伊地山一般廃棄物最終処分場	香取市伊地山字ヤモイ田720番地1
香取広域市町村圏事務組合 第二伊地山一般廃棄物最終処分場	香取市伊地山字ヤモイ田731番地
香取広域市町村圏事務組合 織幡一般廃棄物最終処分場	香取市織幡字別所1061番地1

④ 香取広域市町村圏事務組合可燃性廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例

この条例は、表3-38に示す香取広域市町村圏事務組合可燃性廃棄物処理施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めています。

表3-38 可燃性廃棄物処理施設

名称	位置
香取広域市町村圏事務組合 伊地山クリーンセンター	香取市伊地山字御斎塚665番地2

⑤ 香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則

⑥ この規則は、可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物の収集に係る指定袋について、必要な事項を定めています。

(2) 香取市

① 香取市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例

この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源循環型都市の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的としています。

② 香取市環境基本条例

この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

③ 香取市環境美化条例

この条例は、市、市民等、事業者及び所有者等が一体となり空き缶等の散乱を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること等により、地域環境美化の促進及び資源の有効利用を図り、もって快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的としています。

④ 香取市生ごみ処理容器等購入設置補助金交付要綱

この要綱は、生ごみの自家処理の促進及びごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器又は生ごみ処理機を購入し設置した者に対し、生ごみ処理容器等購入設置補助金を交付することについて定めています。

⑤ 香取市ごみステーション施設整備事業補助金交付要綱

この要綱は、ごみステーションの整備を促進し、もってごみステーション美化運動の推進を図り、市の美化及びごみ処理の効率化に資するため、整備を自主的に行う地区に予算の範囲内においてごみステーション施設整備事業補助金を交付することについて、香取市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めています。

⑥ 香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱

この要綱は、市内における廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、廃棄物不法投棄等監視員を置くことを定めています。

⑦ 香取市再資源化物回収協力奨励金交付要綱

この要綱は、町内会、子ども会育成会連絡協議会、高齢者クラブ、PTAその他の団体が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、奨励金を交付し、もってごみの減量化と再資源化を図ることを目的としています。

(3) 神崎町

① 神崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他別に定めるもののほか、一般廃棄物の収集、運搬及び処分等に関し必要な事項を定めています。

② 神崎町一般廃棄物収集運搬許可基準要綱

この要綱は、一般廃棄物の収集運搬業の許可(許可の更新を含む。)に関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めています。

③ 神崎町ごみ袋販売手数料交付要綱

この要綱は、神崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の「町で指定する袋」の販売委託に関し、委託する小売店に交付するごみ袋販売手数料の交付に係る手続き等について定めています。

④神崎町再資源化回収協力奨励金交付要綱

この要綱は、町内会、子供会育成会、老人クラブ、PTA、その他団体等が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、予算の範囲内において奨励金を交付し、もってごみの減量化と再資源化を図ることを目的としています。

⑤神崎町生ごみ処理容器等購入設置補助金交付要綱

この要綱は、生ごみ処理容器、生ごみ減量処理機及びEM菌容器を購入し、設置した者に対し、その購入に係る費用の一部を補助することにより、生ごみの減量化及び再資源化を促進するとともに町民のごみ処理に対する意識の高揚を図り、もって生活環境の向上を図ることを目的としています。

⑥神崎町不法投棄監視員制度設置要綱

この要綱は、町内の各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、神崎町不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的としています。

(4) 多古町

①多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他別に定めるもののほか、一般廃棄物の収集、運搬及び処分等に関し必要な事項を定めています。

②多古町空き缶等の散乱防止に関する条例

この条例は、町、町民等、事業者及び所有者等が一体となって清潔で美しいまちづくりを進め、空き缶等の散乱の防止を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって快適な生活環境を確保することを目的としています。

③多古町生ごみ処理機等設置事業補助金交付要綱

この要綱は、一般家庭から排出される生ごみを減量化及び堆肥化するための生ごみ処理機及び生ごみ処理容器を購入し、自己の居住する場所に設置する者に対し、その購入に係る費用の一部を補助することにより、生ごみの減量化及び再資源化を促進するとともに町民のごみ処理に対する意識の高揚を図り、もって生活環境の保全に資することを目的としています。

④多古町不法投棄監視員設置要綱

この要綱は、町内の各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、多古町不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的としています。

⑤多古町不法投棄監視カメラの設置等に関する要綱

この要綱は、不法投棄の多発する地区等を対象に実施する、監視カメラの設置及び運用並びに画像の適正な管理に関する事項を定めることにより、不法投棄の未然防止及び不法投棄の原因者を把握することを目的としています。

(5) 東庄町

①東庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他別に定めのあるもののほか、一般廃棄物等の収集、運搬及び処分等に関し必要な事項を定めています。

②東庄町環境基本条例

この条例は、環境の保全について基本理念を定め、町、町内の事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

③東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例

この条例は、町民等、事業者、占有者等及び町が一体となって清潔で美しいまちづくりを進め、空き缶等の散乱の防止を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって快適な生活環境を確保することを目的としています。

④東庄町生ごみ減量化促進事業補助金交付要綱

この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化を図るとともに、町民のごみ再利用意識の高揚を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機を購入し、設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することを定めています。

⑤東庄町不法投棄監視員設置要綱

この要綱は、廃棄物等による不法投棄等の現状を的確に把握するため東庄町不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的としています。

⑥東庄町不法投棄廃棄物処理費補助金交付要綱

この要綱は、町内各区の環境衛生の向上を図るため、不燃物置場・リサイクルステーションに不法に投棄された廃棄物の処理に要する経費に対し、予算の範囲内において、この要綱に基づき当該事業を行う区に補助金を交付することを定めています。

3.9 国及び県の目標等

3.9.1 循環型社会形成推進基本計画の目標値

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年に策定されました。計画策定後5年ごとを目途に見直しを行うこととされており「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更についてが令和7年2月環境省から提出されました。

その内容・目標等を下記及び表3-39に示します。

- 基本方針の改定に当たっては、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させる形とし、下記の目標値とする。
- ②、③、⑥、⑦については、現行よりも低い目標値となっているが、過去の実績や経済活動の見通しなどを基にしつつ、各取組を進めた場合の効果を現時点で最大限見込んだ値として設定。

表3-39 循環型社会形成基本計画における一般廃棄物の減量化目標

指標	改定後の基本方針（目標値）	出所など
①一般廃棄物の排出量	令和4年度比約9%削減（令和12年度） ※40百万トン(R4年度)→約37百万トン(R12年度)	第五次循環計画における循環利用率等の目標値の算出過程で設定した値。
②1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	約478グラム（令和12年度） ※R4年度は496グラム	
③一般廃棄物の出口側循環利用率	約26%（令和12年度） ※R4年度は約20%	
④1人1日あたりごみ焼却量（追加）	約580グラム（令和12年度） ※R4年度は679グラム	第五次計画
⑤一般廃棄物の最終処分量	令和4年度比約5%削減（令和12年度） ※3.4百万トン（R4年度） →約3.2百万トン（R12年度）	第五次循環計画における循環利用率等の目標値の算出過程で設定した値。
⑥産業廃棄物の排出量	令和4年度比約1%増加に抑制(令和12年度) ※370百万トン（R4年度） →約374百万トン（R12年度）	
⑦産業廃棄物の出口側循環利用率	約37%（令和12年度） ※R4年度は約37%	
⑧産業廃棄物の最終処分量	令和4年度比約10%削減（令和12年度） ※8.7百万トン（R4年度） →約7.8百万トン（R12年度）	

3.9.2 千葉県

(1) 千葉県環境基本計画

千葉県環境基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、千葉県環境基本条例により、策定が義務付けられている計画です。平成31年3月に第3次千葉県環境基本計画（計画期間：2019年度～2028年度：令和元年度から令和10年度）を策定しています。

表3-40-1に千葉県環境計画に定める目標値を示します。

表3-40-1 千葉県環境基本計画に定める目標値

項目名	現況 (2016年度、平成28年度)	目標（目標年度） (2028年度、令和10年度)
一般廃棄物の排出量	209万t	181万t
一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	517g	440g
一般廃棄物の再生利用率	22.70%	30%以上
一般廃棄物の最終処分量	15.4万t	12万t
産業廃棄物の排出量	1,970万t	2,072万t以下
産業廃棄物の再生利用率	51.90%	61%以上
産業廃棄物の最終処分量	27.6万t	29万t以下
バイオマス資源の利用率	71%	80%以上

(2) 千葉県廃棄物処理計画

本計画の目標項目は、令和7年の国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の一般廃棄物の「一人1日当たりごみ焼却量」を新たに追加し、国の基本方針で示された目標値を基本として設定します。その値を表3-40-2に示します。

表3-40-2 第10次千葉県廃棄物処理計画に定める目標値

区分	第10次千葉県廃棄物処理計画		
	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和7年度)	増減量
排出量（万トン）	206	183以下	23万トン減 (-11.2%)
一人1日当たりの家庭系ごみ 排出量（グラム）	507	440以下	67g減 (-13.2%)
出口側の循環利用率（%）	22.4	30以上	7.6%増 (7.6%増)
最終処分量（万トン）	14.3	12以下	2.3 (16%減)

第4章 ごみ処理の課題の抽出

4.1 排出抑制・資源化に関する課題

4.1.1 行政の取組に関する課題

(1) ごみ分別の指導

資源化のために分別収集の啓蒙活動を行ってはいるものの、分別がされずに可燃ごみや不燃ごみとして排出されていることもあり、更なるごみの分別に対する啓蒙や指導を行う必要があります。

(2) ごみ処理等による補助

令和6年度現在、一定条件のもと住民の生ごみ処理機の導入に対して補助金の交付が行われていますが、今後、ごみの排出抑制、資源化に繋がるものに対して、さらなる補助金の交付を検討する必要があります。

(3) 環境教育の推進

循環型社会の推進に向けた環境教育の一環として、一般廃棄物の3Rに係る啓発事業を推進していくことが必要です。また、ごみの分別、ポイ捨て等に対しても環境意識の普及を徹底する必要があります。

なお、3Rだけではなく、5Rに対する啓発事業も必要です。

「5R」とは従来のごみ減量のキーワード「3R」に Refuse（リフューズ）、Repair（リペア）の2つの「R」が加わった、ごみを減らすためのRではじまる5つの行動です。5Rに取り組み、限りある資源を繰り返し使う社会をつくりましょう。

Reduce（リデュース）：ごみになるものを減らす

Refuse（リフューズ）：ごみになるものを断る

Reuse（リユース）：ものを繰り返し使う

Repair（リペア）：ものを修理して使う

Recycle（リサイクル）：再び資源として利用する

(4) 適切な収集運搬と施設管理

一般廃棄物の収集運搬及び中間処理、処分は廃棄物処理法により、市町村の責任事項とされています。そのため、構成市町及び本組合には、これらの責任があります。

4.1.2 住民の取組に関する課題

(1) 排出ルール of 適正化

ごみの排出ルールが守られていないステーションや、道路などへの不法投棄が見受けられます。日常生活において、環境に対する配慮を心がけるよう住民に働きかけることが必要であり、住民もごみに対するルールを守り、環境を保全する責任が必要です。

(2) ごみ処理コストの認識

ごみ処理には多額の費用が掛かることがあまり知られておらず、ごみは出せば勝手に処理されると考えられる場合も多いです。それでは、ごみの収集、処理費用は増すばかりで、リサイクルも進みません。そのため環境教育の推進や広報などを通じて、処理コストを周知していく必要があります。

(3) リユース・リサイクルの推進

家庭等で不要になったものを住民同士で交換し合う等のリユースや、リサイクルできる物品を購入することにより、ごみの排出を少なくできることを、周知していく必要があります。

4.1.3 業者の取組に関する課題

事業系ごみ（事業所（店舗、事務所、作業場、工場等）から発生するごみ）においても、ごみの分別、リサイクル等を行うことにより、排出抑制を行っていくよう働きかける必要があります。

また、自治会で設置しているごみステーションは、家庭から出る生活ごみを出す場所ですので、事業系ごみは絶対に出さないことを認識してもらう必要があります。

事業系ごみは構成市町では収集しておらず、処理施設に直接搬入するか、ごみの収集運搬許可業者にごみの収集運搬を依頼して処分することの徹底が必要です。

4.2 収集・運搬に関する課題

4.2.1 ごみ収集・運搬の課題

平成30年度に香取市、東庄町の収集・運搬体制を見直しましたが、指定されているステーション等の増減により地域の収集効率に差が生じているため、定期的に収集・運搬体制を見直す必要があります。

また、神崎町及び多古町でも同様に、効率的な収集運搬体制の確立が必要です。

4.2.2 収集運搬業者への指導

事業系ごみの収集運搬は、収集運搬許可業者が行っています。そのため、事業系ごみはステーションに出せない旨を事業者徹底するとともに、許可業者への適正な収集・運搬が行われるような指導が必要です。

4.2.3 不法投棄や資源物の抜き取り等への対応

指定されているステーション等以外の場所に不法投棄が見受けられます。また、ステーションなどに排出されたごみから資源物の抜き取りが行われることもあり、これらを行わないよう指導していく必要があります。

4.3 中間処理施設に関する課題

4.3.1 中間処理施設の課題

伊地山クリーンセンターは、平成8年度に稼働し、稼働から約30年経過（令和6年現在）しています。平成25～27年度に大規模改修を行っていますが、ごみ質の変化や経年劣化等により焼却能力が低下しており、一部を処理委託するなど、焼却量の確保が課題となっています。

また、令和3年度から多古町の一般廃棄物の共同処理が始まり、ごみの搬入量が増加したことから、施設の維持管理及び処理の効率化を図る必要があります。

伊地山粗大ごみ処理施設及び長岡不燃物処理場についても、施設の老朽化により、通常稼働が困難な状況です。現在、施設の稼働を休止し、最も経済的な方法として、不燃物、ビン・罐の処理委託を行っていますが、作業の効率性や最終処分までを考慮し、処理方法の検討が課題となっています。

4.3.2 維持・管理費の削減

中間処理施設の維持・管理には多額の費用が必要です。定期補修や臨時修繕など稼働年数を経るごとに費用が増加することから、長期的な視点で維持管理の効率化を図り、経費削減に努めていかななくてはなりません。

4.3.3 電気・燃料の削減

焼却施設では多量の電気と燃料を使用します。また、粗大ごみ処理施設や不燃ごみ処理施設は、多くの電気を使用します。これらの中間処理施設に入るごみの量を削減することにより電気料金や燃料費も削減でき、二酸化炭素等の地球温暖化原因物質の排出抑制にもつながります。

また、適正かつ効率的な維持管理により、これらの費用を削減することも重要です。

4.3.4 多様な中間処理技術

本組合の中間処理施設は稼働開始後およそ30年を経過する一方、最終処分場も数年でごみは埋立が困難となる状況となっています。そのため、新廃棄物処理施設の整備が必要ですが、次期施設整備を進める中で、中間処理の多様な処理方法等、本組合における最適な処理方法を調査・検討し、立地や環境に配慮した最新技術の導入が求められます。

4.4 最終処分場に関する課題

4.4.1 最終処分施設の課題

本組合では、現在、第二伊地山一般廃棄物最終処分場で最終処分を行っています。

伊地山一般廃棄物最終処分場は、平成17年度に埋立を完了しました。平成26年11月以降埋立を休止していた織幡一般廃棄物最終処分場は、令和元年度から埋立を開始しましたが、令和5年度に埋め立てを完了しています。平成18年度から埋立を開始した第二伊地山一般廃棄物最終処分場は、クローズドシステム処分場で、約9万m³を6分割して1区画ごとに埋立を行う方式を採っていますが、既に5区画目の埋立を行っています。

このような状況から、現状の埋立残余容量では、令和12年度以後の埋立が困難なことから、施設の延命化が必要です。

4.4.2 最終処分場の延命化

埋立残余容量が残りわずかなことから、ごみの排出抑制、資源化を推進することにより、最終処分量を極力抑え、かつ、民間施設の活用による外部委託処理を行い、施設の延命化を図ることが重要です。

4.4.3 最新技術の導入

次期施設の整備の検討にあたり、立地や環境に配慮した最新技術の導入が求められます。焼却施設（エネルギー回収型施設）に関しては、第3章3.5.1を参考とし、最終処分場に関しては、本組合の第二伊地山最終処分場等を参考に組合内で十分な技術検討を行うものとします。

また、次期焼却施設においては、エネルギーの有効利用のため、廃棄物発電を行うことで温暖化防止対策を行うとともに、余剰電力を売却することで、経済的にも優れた施設とすることが必要です。

なお、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの処理施設に関しても、経済的かつ効率的に資源化できる方法を導入していくことになります。

4.5 その他情報提供・情報共有の課題

4.5.1 情報提供の課題

令和6年度現在、各市町の広報紙、ホームページ等によりごみ処理や循環型社会及び脱炭素社会に関する情報提供を行っています。これらの行動を今後も継続するとともに、多くの方に閲覧していただけるよう、充実した内容にしていく必要があります。

特にごみの減量や分別・資源化に対する適正な情報の提供が必要であり、3Rや5Rの推進をはじめとして、減量化のアイデアや分かり易く詳細な分別方法をはじめ、ごみの排出量（1人当たりの排出量など）、資源化量及びごみ処理経費（1人当たりのごみ処理経費）などを示し「みえる化」を推進する必要があります。

4.5.2 情報共有の課題

令和6年度現在、本組合は各市町によりごみの収集・運搬、処理、処分の方法が異なっている場合があるため、ごみに関する情報提供は各市町が行っています。今後は、次期の中間処理施設計画や最終処分場計画に向けて、本組合及び構成市町においても情報提供していくことが重要な課題となります。

また、住民同士がリサイクル運動やフリーマーケット等の情報を共有できる方法を、検討していく必要があります。

第5章 ごみ処理基本計画

5. 1 ごみ処理の基本理念

第11次千葉県廃棄物処理計画（令和7年案）によると、ごみの排出量、1人1日当たりのごみの排出量は減少傾向で推移しているものの近年減少幅が縮小しており、さらなる減量化、資源化に向け引き続き施策の推進が必要とされています。リサイクル率については、全国平均より良好な水準で推移しているものの、近年横ばいで推移しています。

本組合においても、ごみの排出量は、人口減少により減っており、人口1人1日当たりのごみの排出量も、令和2年度以後、やや減少傾向にあります。リサイクル率は市町や年度により増減がありますが、組合全体としては、令和元年度の23.4%をピークに減少傾向になっています。

また、国・県と比較すると1人1日あたりのごみ排出量（原単位：g/人日）は多く、リサイクル率は低い状況にあります。

そのため、ごみの排出量の低減のためには5Rの推進が必要であり、焼却処理されているごみには、依然として紙・布類、プラスチック製容器包装など、資源化が可能なものが多く含まれていることから、リサイクル率を向上させるためには、分別排出の取組を一層進めることが必要です。

最終処分量については、ごみの排出量の減少や焼却灰の資源化の取組によって減少傾向で推移しています。しかし、最終処分場の残余年数が限られていることから、引き続き最終処分量の削減に向けた取組の促進が必要です。

そのため、構成市町及び本組合では、「循環型（リサイクル）地域社会への転換」を基本理念とし、ごみの排出抑制・資源化を推進していきます。

基本理念

循環型（リサイクル）地域社会への転換

5. 1. 1 ごみ処理の基本方針

本組合では、以下の基本方針に基づき、本組合圏域の循環型社会形成及び環境の保全を図り、効率的かつ適正なごみ処理を推進します。

5. 1. 2 基本方針

(1) ごみの排出抑制・減量化

ごみの排出時における排出抑制、減量化については、最終的に処分量の削減、環境保全へとつながるため、本組合と構成市町で連携をとりながら啓発事業等に積極的に取り組んでいきます。

(2) ごみの分別の推進

構成市町と連携し、資源ごみの分別推進に努めるとともに、分別品目に応じた効率的な収集運搬体制の構築を継続的に検討します。

(3) 適正な処理・処分

廃棄物の破碎・選別により可能な限り資源化を行うとともに、資源化できないごみは焼却処理することにより最終処分量を削減します。

(4) 計画的な施設運営

本組合では、ごみ処理施設及び最終処分場を有していることから、施設の耐用年数及び最終処分場の埋立残余容量を踏まえ、計画的な施設運営及び整備を推進します。

新たな施設整備にあたっては、本組合構成区域の循環型社会形成及び環境の保全を図る施設となるよう、十分な検討を行います。

(5) 最終処分

最終処分量の減量化、減容化を推進するとともに施設の効率的な管理運営を実施し、長期的に安定した最終処分を推進します。

処分対象物は、十分に無害化、減容化された焼却残渣、不燃残渣とします。

5. 2 人口の予測結果

構成市町及び本組合の将来人口の推計結果を、表5-1 及び図5-1 に示します。

令和6年までの実績人口は、一般廃棄物処理実態調査人口であり、将来人口は各市町の人口ビジョンの人口を採用しています。

表5-1 将来人口推計値

	組合	香取市	神崎町	多古町	東庄町
H27	116,522	80,199	6,350	15,283	14,690
H28	115,005	79,174	6,272	15,064	14,495
H29	113,562	78,062	6,220	14,939	14,341
H30	112,038	77,082	6,150	14,783	14,023
R1	110,322	75,810	6,044	14,585	13,883
R2	108,547	74,548	5,932	14,407	13,660
R3	106,750	73,352	5,838	14,120	13,440
R4	104,935	72,114	5,786	13,857	13,178
R5	103,147	70,917	5,694	13,590	12,946
R6	101,523	69,789	5,638	13,454	12,642
R7	100,118	69,120	5,498	13,009	12,491
R8	98,958	68,341	5,435	12,859	12,323
R9	97,798	67,562	5,372	12,709	12,155
R10	96,638	66,783	5,309	12,559	11,987
R11	95,478	66,004	5,246	12,409	11,819
R12	94,319	65,226	5,182	12,260	11,651
R13	93,156	64,446	5,119	12,112	11,479
R14	91,993	63,666	5,056	11,964	11,307
R15	90,830	62,886	4,993	11,816	11,135
R16	89,667	62,106	4,930	11,668	10,963
R17	88,508	61,327	4,867	11,521	10,793

(出典)

香取市：第2期香取市まち・ひと・しごと地方創生/香取市人口ビジョン

神崎町：まち・ひと・しごと地方創生・神崎町

多古町：多古町第5次総合計画 後期基本計画 人口ビジョン

東庄町：東庄町総合戦略/人口ビジョン

※いずれも国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口に各種施策を反映した推計人口

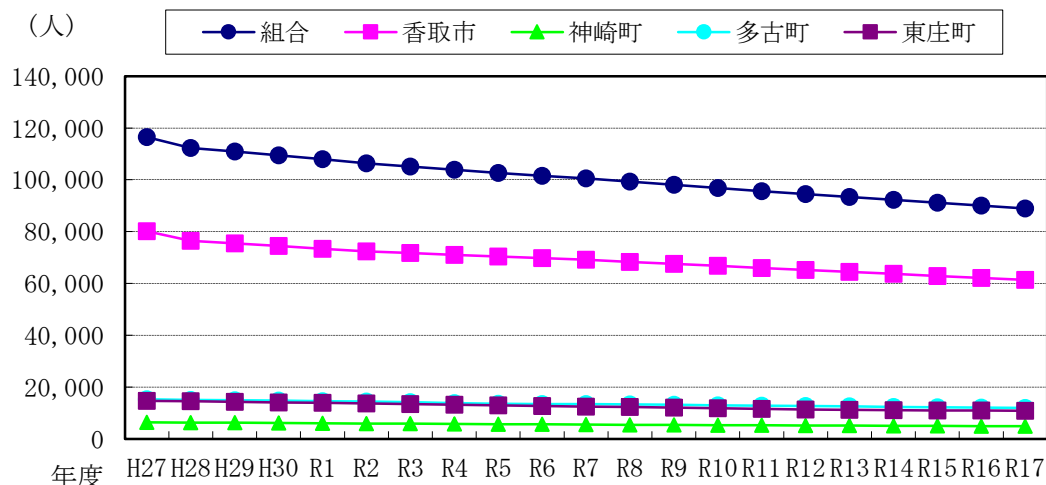


図5-1 将来人口推計値

5. 3 ごみ発生量及び処理量の将来予測

ごみの発生量及び処理量の予測方法は、図5-2に示すとおりです。

構成市町別に過去10年のごみの種類別発生量を調査し、生活系ごみと事業系ごみに分けて原単位（1人1日あたり発生量：g/人日）を求めました。

求めた原単位に対し、将来予測を行いました。予測は、基本的に5種類の予測線（1次傾向、2次傾向、1次指数、べき曲線、ロジスティック曲線）によるものとなりますが、実績値に増減が多いものや予測として不適格（有意でない）な場合は、平均を採用することを行っています。

得られた原単位に対して、ごみの種類別に次の式でごみ量を求めました。

$$\text{ごみ量} = \text{原単位} \times \text{人口} \times \text{年間日数} \div 1,000,000 \text{ (t/年)}$$

なお、本組合及び構成市町は、排出抑制及び資源化施策を進めることとしているため、その施策を考慮した予測としています。

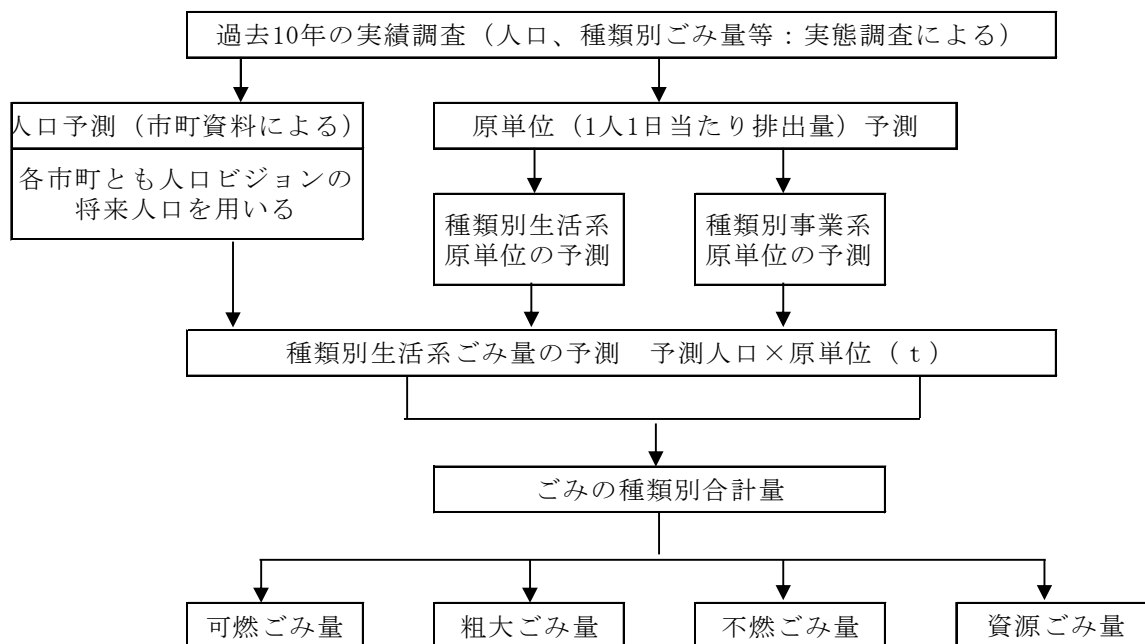


図5-2 ごみ発生量及び処理量の将来予測方法

5. 3. 1 香取市のごみ発生量等の予測

香取市の生活系ごみ及び事業系ごみの発生量及び原単位を表5-2及び図5-3に示します。

ごみの量は、人口減少に伴い、毎年減少しており、この傾向は将来も続くと考えられます。ごみの原単位も総量で令和2年度から14.9%減少します。

生活系ごみ及び事業系ごみ共に毎年減少傾向となります。各々の原単位もほぼ減少傾向にあります。原単位の予測も減少傾向です。家庭系ごみは、32.7%の減少と予測されます。

生活系ごみは、排出量の75%程度で推移し、その割合はほぼ変わりません。

表5-2 香取市のごみ発生量等の予測結果

		単位	R2	R7	R12	R17	減量率
人口		人	74,548	69,120	65,226	61,327	-17.7%
総排出量		t	26,397	22,564	20,406	18,522	-29.8%
排出量	排出量	t	25,884	22,092	19,992	18,161	-29.8%
	生活系ごみ	t	19,782	17,001	15,616	14,323	-27.6%
	事業系ごみ	t	6,102	5,091	4,376	3,838	-37.1%
	集団回収	t	513	472	414	361	-29.6%
	家庭系ごみ	t	17,684	14,559	13,121	11,899	-32.7%
総排出量原単位		g/人日	970.1	894.4	857.1	825.2	-14.9%
原単位	排出量	g/人日	951.3	875.7	839.7	809.1	-14.9%
	生活系ごみ	g/人日	727.0	673.9	655.9	638.1	-12.2%
	事業系ごみ	g/人日	224.3	201.8	183.8	171.0	-23.8%
	家庭系ごみ	g/人日	649.9	577.1	551.1	530.1	-18.4%

注：減量率は、令和2年度に対する令和17年度の減量割合です

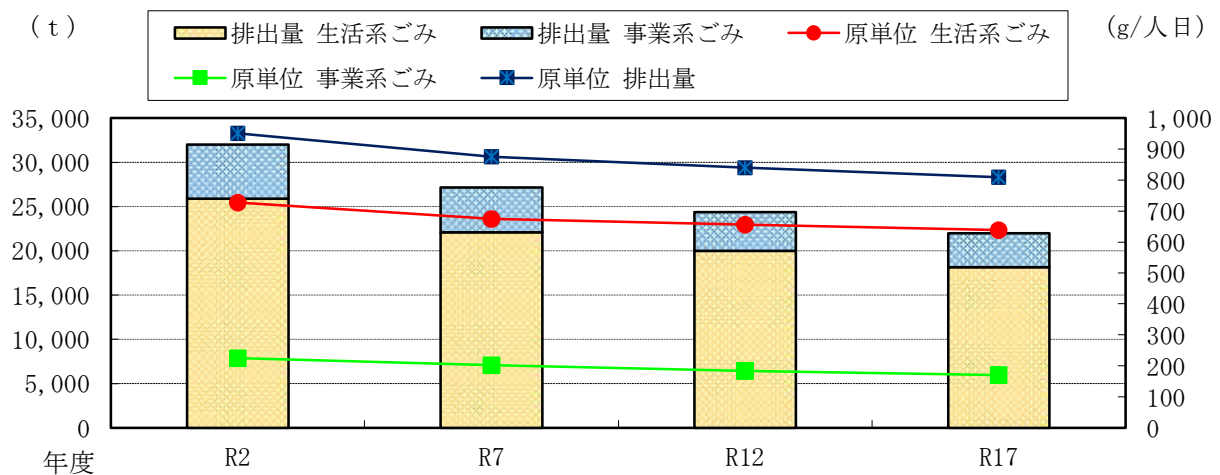


図5-3 香取市のごみ発生量等の予測結果

5. 3. 2 神崎町のごみ発生量等の予測

神崎町の生活系ごみ及び事業系ごみの発生量及び原単位を表5-3及び図5-4に示します。

ごみの量は、人口減少に伴い、毎年減少しており、この傾向は将来も続くと考えられます。ごみの原単位は総排出量で令和2年度から1.9%の減少です。

生活系ごみは、実績では排出量の85%から90%程度を占めています。予測ではこの割合は減少傾向で、事業系ごみが多くなります。家庭系ごみ原単位は27.1%の減少となります。

家庭系ごみは減量化が進み、事業系ごみは増加傾向となります。集団回収量は、減少傾向となります。

表5-3 神崎町のごみ発生量等の予測結果

		単位	R2	R7	R12	R17	減量率
人口		人	5,932	5,498	5,182	4,867	-18.0%
総排出量		t	1,839	1,729	1,644	1,542	-16.2%
排出量	排出量	t	1,795	1,678	1,596	1,496	-16.7%
	生活系ごみ	t	1,603	1,408	1,318	1,230	-23.3%
	事業系ごみ	t	192	270	278	266	38.5%
	集団回収	t	44	51	48	46	13.6%
	家庭系ごみ	t	1,438	1,234	1,136	1,048	-27.1%
総排出量原単位		g/人日	849.4	861.6	869.2	865.6	-1.9%
原単位	排出量	g/人日	829.0	836.2	843.8	839.8	-1.3%
	生活系ごみ	g/人日	740.4	701.6	696.8	690.5	-6.7%
	事業系ごみ	g/人日	88.7	134.5	147.0	149.3	68.3%
	家庭系ごみ	g/人日	664.2	614.9	600.7	588.5	-11.4%

注：減量率は、令和2年度に対する令和17年度の減量割合です

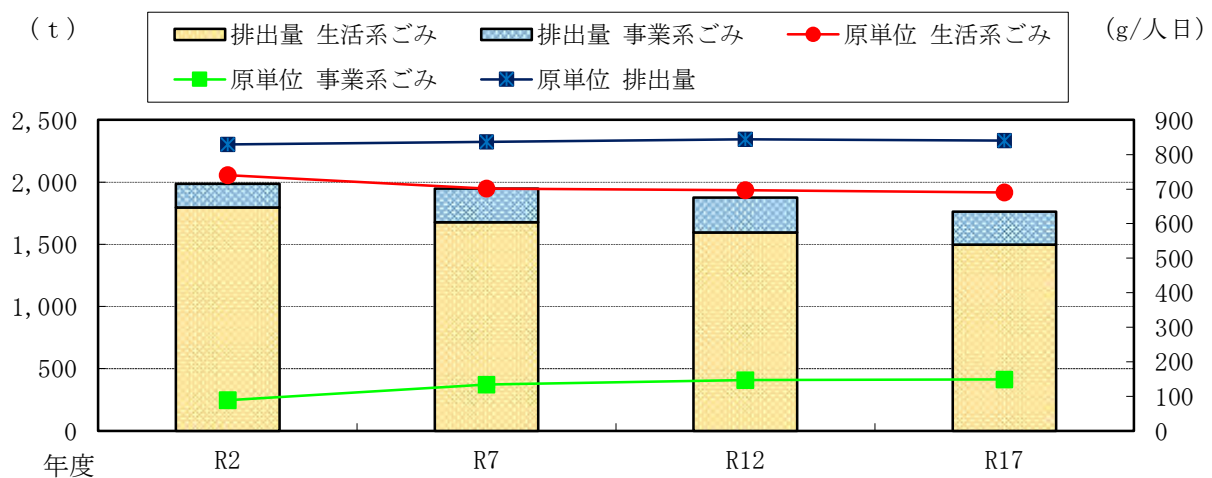


図5-4 神崎町のごみ発生量等の予測結果

5. 3. 3 多古町のごみ発生量等の予測

多古町の生活系ごみ及び事業系ごみの発生量及び原単位を表5-4及び図5-5に示します。

ごみの総量は人口減少に伴い、毎年減少しており、この傾向は、将来も続くと考えられます。

原単位は、総量で19.7%増加する予測で、生活系ごみの原単位は、24.1%の増加、事業系ごみは8.8%の増加となります。

生活系ごみは、実績では排出量の73%程度を占めていますが、予測でもこの割合は変わりません。家庭系ごみ原単位は、28.3%の増加となります。

集団回収はありません。

表5-4 多古町のごみ発生量等の予測結果

		単位	R2	R7	R12	R17	減量率
人口		人	14,407	13,009	12,260	11,521	-20.0%
総排出量		t	2,865	2,978	2,897	2,750	-4.0%
排出量	排出量	t	2,865	2,978	2,897	2,750	-4.0%
	生活系ごみ	t	2,050	2,212	2,149	2,039	-0.5%
	事業系ごみ	t	815	766	748	711	-12.8%
	集団回収	t	0	0	0	0	—
	家庭系ごみ	t	1,739	1,959	1,893	1,789	2.9%
総排出量原単位		g/人日	544.8	627.2	647.4	652.2	19.7%
原単位	排出量	g/人日	544.8	627.2	647.4	652.2	19.7%
	生活系ごみ	g/人日	389.8	465.9	480.2	483.6	24.1%
	事業系ごみ	g/人日	155.0	161.3	167.2	168.6	8.8%
	家庭系ごみ	g/人日	330.7	412.7	423.0	424.2	28.3%

注：減量率は、令和2年度に対する令和17年度の減量割合です

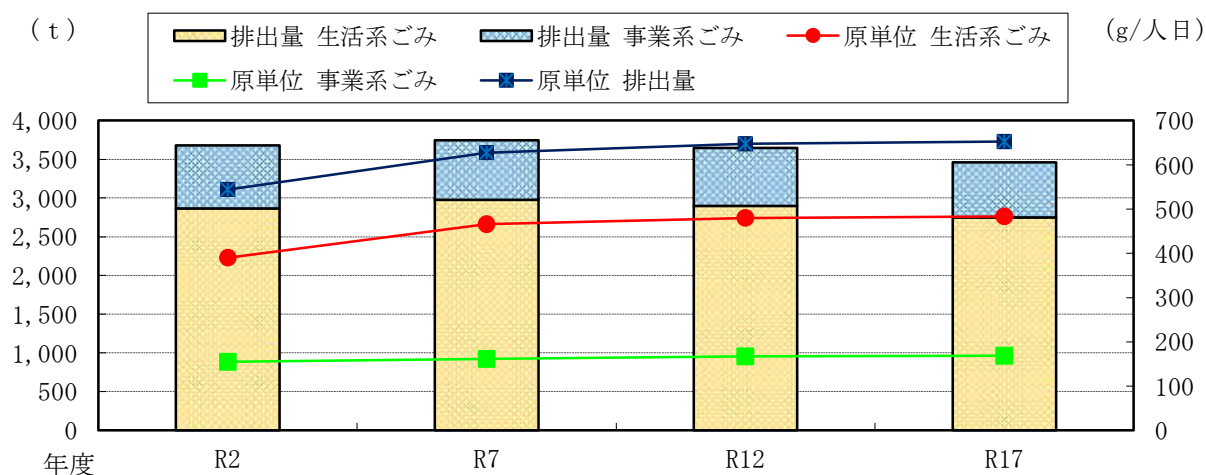


図5-5 多古町のごみ発生量等の予測結果

5. 3. 4 東庄町のごみ発生量等の予測

東庄町の生活系ごみ及び事業系ごみの発生量及び原単位を表5-5及び図5-6に示します。

ごみの総量は人口減少に伴い、毎年減少しており、この傾向は、将来も続くと考えられます。

原単位は、令和2年度から総排出量で25.4%減少する予測となり、生活系ごみ原単位の減少は、8.7%ですが、事業系ごみは9.5%の増加と予測されます。

家庭系ごみの原単位は14.7%と減少する予測となります。集団回収はありません。

生活系ごみは、実績では排出量の85%程度を占めていますが、予測ではこの割合は、将来は多少減少し、事業系ごみが多くなります。

表5-5 東庄町のごみ発生量等の予測結果

		単位	R2	R7	R12	R17	減量率
人口		人	13,660	12,491	11,651	10,793	-21.0%
総排出量		t	3,978	3,446	3,224	2,966	-25.4%
排出量	排出量	t	3,978	3,446	3,224	2,966	-25.4%
	生活系ごみ	t	3,362	2,855	2,652	2,432	-27.7%
	事業系ごみ	t	616	591	572	534	-13.3%
	集団回収	t	0	0	0	0	—
	家庭系ごみ	t	3,133	2,536	2,323	2,118	-32.4%
総排出量原単位		g/人日	797.8	755.8	758.1	750.8	-5.9%
原単位	排出量	g/人日	797.8	755.8	758.1	750.8	-5.9%
	生活系ごみ	g/人日	674.3	626.2	623.6	615.7	-8.7%
	事業系ごみ	g/人日	123.5	129.6	134.5	135.2	9.5%
	家庭系ごみ	g/人日	628.4	556.3	546.2	536.3	-14.7%

注：減量率は、令和2年度に対する令和17年度の減量割合です

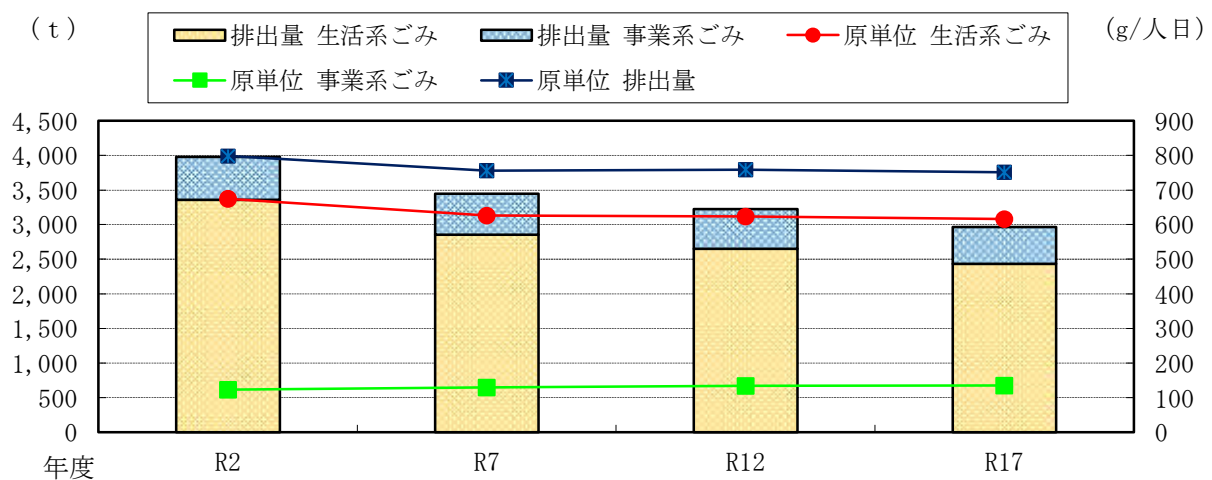


図5-6 東庄町のごみ発生量等の予測結果

5. 3. 5 本組合のごみ発生量等の予測

本組合の生活系ごみ及び事業系ごみの発生量及び原単位を表5-6及び図5-7に示します。

ごみの総排出量は人口減少に伴い、毎年減少しています。

生活系ごみ、事業系ごみ共に、ごみ量、原単位とも実績では減少傾向にあり、予測もこの減少傾向が続くと思われます。

生活系ごみ原単位は、令和2年度比で25.3%減少し、事業系ごみ原単位は30.8%減少する予測です。また、家庭系ごみの原単位は29.8%減少します。

生活系ごみは、実績では排出量の77%程度を占めていますが、予測では、この割合はほとんど変わりません。

全体的な原単位の減少に伴い、家庭系ごみも量及び原単位ともに減少します。

表5-6 本組合のごみ発生量等の予測結果

		単位	R2	R7	R12	R17	減量率
人口		人	108,547	100,118	94,319	88,508	-18.5%
総排出量		t	35,079	30,717	28,171	25,780	-26.5%
排出量	排出量	t	34,522	30,194	27,709	25,373	-26.5%
	生活系ごみ	t	26,797	23,476	21,735	20,024	-25.3%
	事業系ごみ	t	7,725	6,718	5,974	5,349	-30.8%
	集団回収	t	557	523	462	407	-26.9%
	家庭系ごみ	t	23,994	20,288	18,473	16,854	-29.8%
総排出量原単位		g/人日	885.4	840.6	818.3	795.8	-10.1%
原単位	排出量	g/人日	871.3	826.3	804.9	783.3	-10.1%
	生活系ごみ	g/人日	676.4	642.4	631.3	618.1	-8.6%
	事業系ごみ	g/人日	195.0	183.8	173.5	165.1	-15.3%
	家庭系ごみ	g/人日	605.6	555.2	536.6	520.3	-14.1%

注：減量率は、令和2年度に対する令和17年度の減量割合です

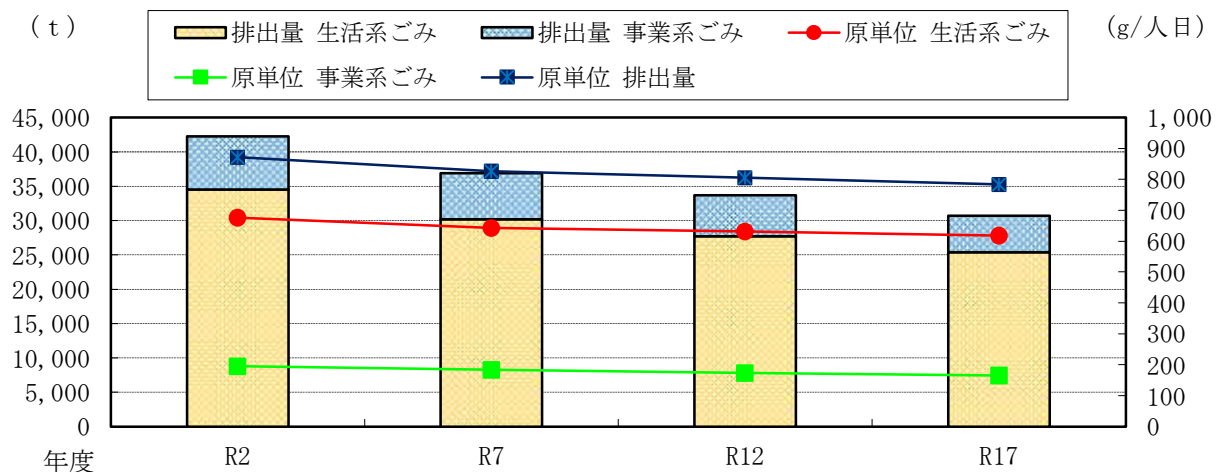


図5-7 本組合のごみ発生量等の予測結果

5. 4 種類別ごみの原単位の予測

5. 4. 1 構成市町の原単位の予測

原単位は、次のように予測を行いました。

- (1) 過去5年のごみの種類別の原単位の実績をもとに、1次傾向線、2次傾向線、1次指数曲線、べき曲線及びロジスティック曲線で予測を行い、有意な予測線がある場合は、その予測を採用します。
- (2) 実績が増減したり、有意な予測線がない場合は、直近数年の平均が続くものとする場合があります。
- (3) 家庭系ごみの原単位については、本組合の令和17年度の目標値を後に述べるように509 g/人日とするため、市町ごとに一定の係数を乗じて予測値としました。

表5-7 香取市の原単位の予測結果（単位：g/人日）

			R2	R7	R12	R17	減量率	
総排出量原単位			970.1	894.4	857.1	825.2	-14.9%	
ごみ排出量原単位	排出量原単位		951.3	875.7	839.7	809.1	-14.9%	
	生活系	生活系ごみ	727.0	673.9	655.9	638.1	-12.2%	
			可燃ごみ	603.8	552.8	537.8	522.8	-13.4%
			不燃ごみ	46.1	24.3	13.3	7.3	-84.2%
			資源ごみ	77.1	96.8	104.8	108.0	40.1%
			粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	—
		家庭系ごみ	649.9	577.1	551.1	530.1	-18.4%	
		事業系	事業系ごみ	224.3	201.8	183.8	171.0	-23.8%
			可燃ごみ	221.2	200.6	182.6	169.8	-23.2%
			不燃ごみ	3.1	1.2	1.2	1.2	-61.3%
			資源ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	合計原単位	可燃ごみ	825.0	753.4	720.4	692.6	-16.0%	
		不燃ごみ	49.2	25.5	14.5	8.5	-82.7%	
		資源ごみ	77.1	96.8	104.8	108.0	40.1%	
		粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	—	
集団回収			18.9	18.7	17.4	18.1	-4.2%	

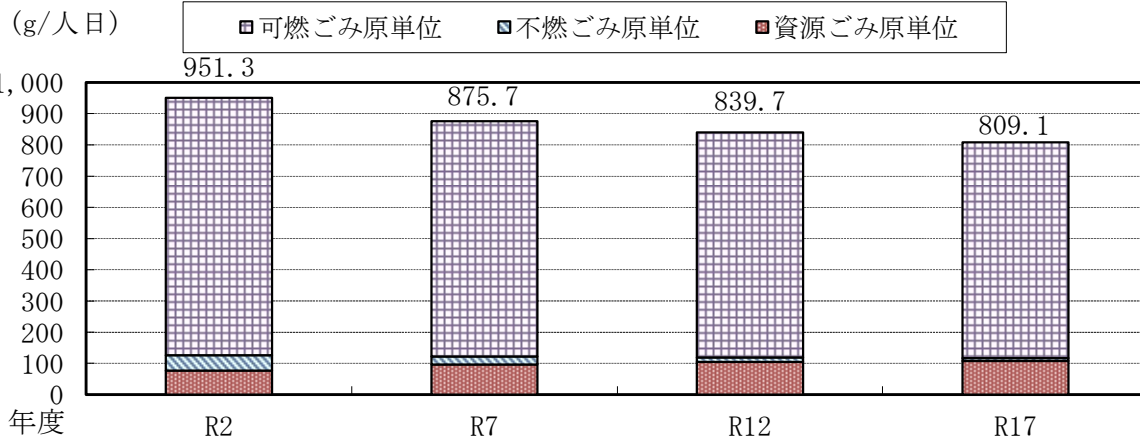


図5-8 香取市の原単位の予測結果

表5-8 神崎町の原単位の予測結果（単位：g/人日）

			R2	R7	R12	R17	減量率	
総排出量原単位			849.4	861.6	869.2	865.6	1.9%	
ごみ排出量原単位	排出量原単位		829.0	836.2	843.8	839.8	1.3%	
	生活系	生活系ごみ	740.4	701.6	696.8	690.5	-6.7%	
			可燃ごみ	621.7	590.2	580.8	573.9	-7.7%
			不燃ごみ	42.5	24.8	19.8	14.8	-65.2%
		資源ごみ	76.2	86.7	96.1	102.0	33.9%	
		粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	—	
		家庭系ごみ	664.2	614.9	600.7	588.5	-11.4%	
	事業系	事業系ごみ	88.7	134.5	147.0	149.3	68.3%	
			可燃ごみ	86.8	134.7	147.0	149.4	72.1%
			不燃ごみ	1.8	0.0	0.0	0.0	-100.0%
			資源ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	合計原単位	可燃ごみ	708.5	724.5	728.0	723.1	2.1%	
		不燃ごみ	44.3	24.9	19.6	14.6	-67.0%	
		資源ごみ	76.2	86.7	96.2	102.2	34.1%	
		粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	—	
集団回収			20.3	25.6	25.6	25.6	26.1%	

(g/人日)

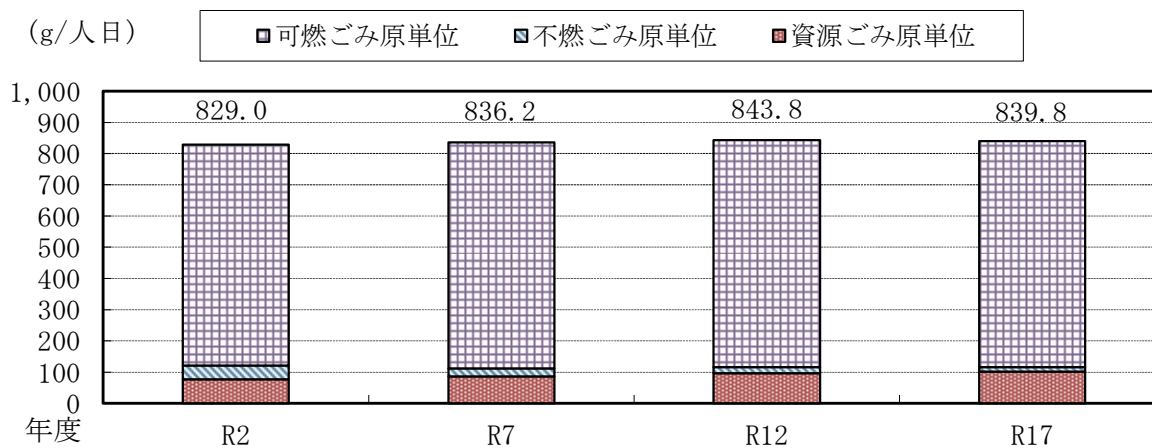


図5-9 神崎町の原単位の予測結果

表5-9 多古町の原単位の予測結果（単位：g/人日）

			R2	R7	R12	R17	減量率
総排出量原単位			544.8	627.2	647.4	652.2	19.7%
ごみ排出量原単位	排出量原単位		544.8	627.2	647.4	652.2	19.7%
	生活系	生活系ごみ	389.8	465.9	480.2	483.6	24.1%
		可燃ごみ	253.7	398.2	408.7	409.9	61.6%
		不燃ごみ	75.5	14.4	14.4	14.4	-80.9%
		資源ごみ	59.1	53.2	57.2	59.4	0.5%
		粗大ごみ	1.6	0.0	0.0	0.0	—
		家庭系ごみ	330.7	412.7	423.0	424.2	28.3%
	事業系	事業系ごみ	155.0	161.3	167.2	168.6	8.8%
		可燃ごみ	146.6	161.4	167.1	168.6	15.0%
		不燃ごみ	6.3	0.0	0.0	0.0	-100.0%
		資源ごみ	2.1	0.0	0.0	0.0	—
	合計原単位	可燃ごみ	400.3	559.6	575.9	578.4	44.5%
		不燃ごみ	81.8	14.3	14.3	14.5	-82.3%
		資源ごみ	61.2	53.3	57.2	59.3	-3.1%
		粗大ごみ	0.6	0.0	0.0	0.0	—

(g/人日)

■可燃ごみ原単位 ■不燃ごみ原単位 ■資源ごみ原単位

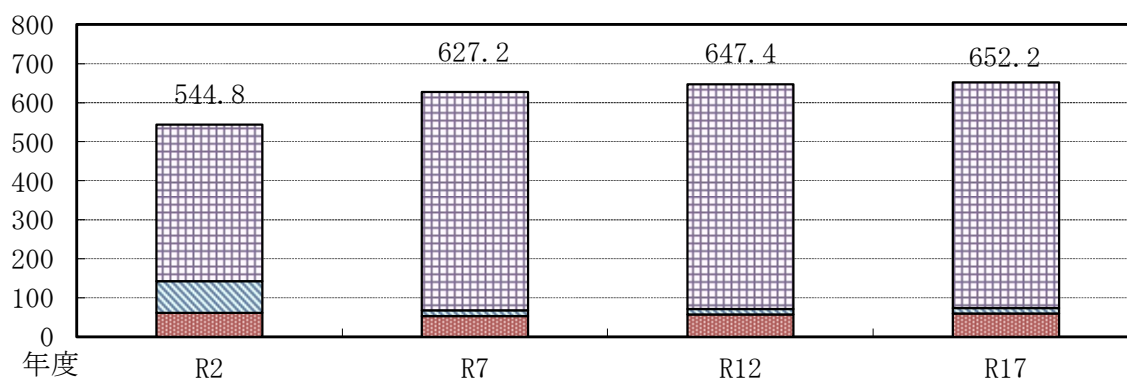


図5-10 多古町の原単位の予測結果

表5-10 東庄町の原単位の予測結果（単位：g/人日）

			R2	R7	R12	R17	減量率
総排出量原単位			797.8	755.8	758.1	750.8	-5.9%
ごみ排出量原単位	排出量原単位		797.8	755.8	758.1	750.8	-5.9%
	生活系	生活系ごみ	674.3	626.2	623.6	615.7	-8.7%
		可燃ごみ	582.8	527.0	517.0	507.0	-13.0%
		不燃ごみ	45.5	29.1	29.1	29.1	-36.0%
		資源ごみ	45.9	69.9	77.4	79.4	73.0%
		粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	—
		家庭系ごみ	628.4	556.3	546.2	536.3	-14.7%
	事業系	事業系ごみ	123.5	129.6	134.5	135.2	9.5%
		可燃ごみ	121.5	128.9	133.7	134.7	10.9%
		不燃ごみ	2.0	0.7	0.6	0.6	-70.0%
		資源ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	合計原単位	可燃ごみ	704.4	656.0	650.9	641.7	-8.9%
		不燃ごみ	47.5	29.8	29.9	29.6	-37.7%
		資源ごみ	45.9	70.0	77.4	79.5	73.2%
		粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	—

(g/人日)

■可燃ごみ原単位 ■不燃ごみ原単位 ■資源ごみ原単位

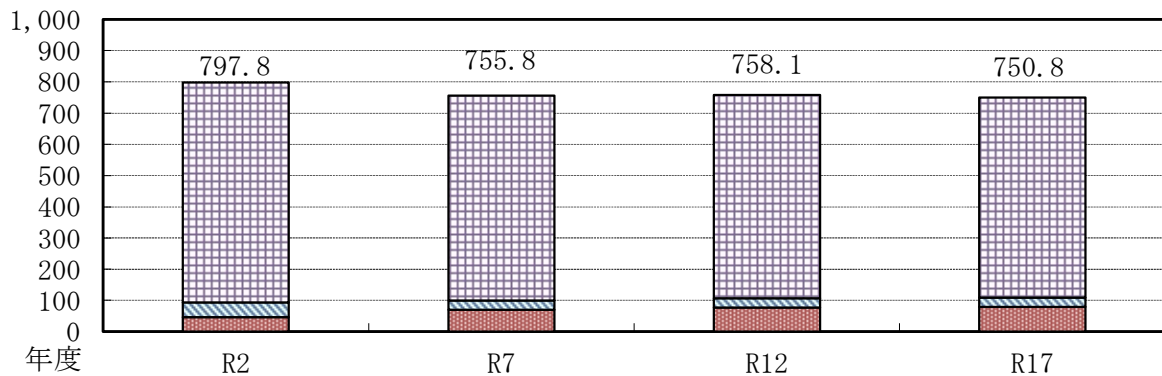


図5-11 東庄町の原単位の予測結果

5. 4. 2 本組合の原単位の予測

構成市町の原単位予測結果に基づく、本組合及び構成市町の原単位予測結果を表5-11-1、表5-11-2、図5-12-1から図5-12-3に示します。

組合構成区域全体としては、令和2年度の原単位に対して10.1%の減少となります。香取市のごみが80%程度を占めるため、香取市の原単位の減少が大きな要因です。

なお、家庭系ごみの原単位は14.1%減少します。

表5-11-1 本組合の原単位の予測結果

			R2	R7	R12	R17	減量率
総排出量原単位			885.4	840.6	818.3	795.8	-10.1%
ごみ排出量原単位	排出量原単位		871.3	826.3	804.9	783.3	-10.1%
	生活系	生活系ごみ	676.4	642.4	631.3	618.1	-8.6%
		可燃ごみ	555.7	531.5	520.8	509.0	-8.4%
		不燃ごみ	49.7	23.6	15.7	11.3	-77.3%
		資源ごみ	70.7	87.2	94.8	97.9	38.5%
		粗大ごみ	0.2	0.0	0.0	0.0	—
		家庭系ごみ	605.7	555.2	536.5	520.2	-14.1%
	事業系	事業系ごみ	195.0	183.8	173.5	165.1	-15.3%
		可燃ごみ	191.4	182.9	172.6	164.2	-14.2%
		不燃ごみ	3.3	0.9	0.9	0.9	-72.7%
		資源ごみ	0.3	0.0	0.0	0.0	—
	合計原単位	可燃ごみ	747.1	714.5	693.4	673.2	-9.9%
		不燃ごみ	53.0	24.5	16.7	12.2	-77.0%
		資源ごみ	71.0	87.2	94.8	97.9	37.9%
		粗大ごみ	0.2	0.0	0.0	0.0	—

(g/人日)

■可燃ごみ原単位 ■不燃ごみ原単位 ■資源ごみ原単位

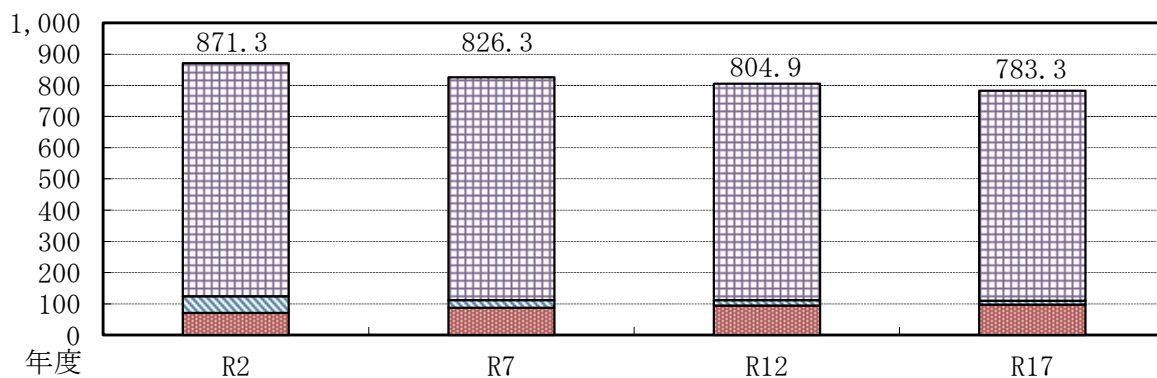


図5-12-1 本組合の生活系ごみ原単位の予測結果

表5-11-2 構成市町の原単位の予測結果一覧（単位：g/人日）

		R2	R7	R12	R17	減量率
排出量	香取市	951.3	875.7	839.7	809.1	-14.9%
	神崎町	829.0	836.2	843.8	839.8	1.3%
	多古町	544.8	627.2	647.4	652.2	19.7%
	東庄町	797.8	755.8	758.1	750.8	-5.9%
生活系ごみ	香取市	727.0	673.9	655.9	638.1	-12.2%
	神崎町	740.4	701.6	696.8	690.5	-6.7%
	多古町	389.8	465.9	480.2	483.6	24.1%
	東庄町	674.3	626.2	623.6	615.7	-8.7%
家庭系ごみ	香取市	649.9	577.1	551.1	530.1	-18.4%
	神崎町	664.2	614.9	600.7	588.5	-11.4%
	多古町	330.7	412.7	423.0	424.2	28.3%
	東庄町	628.4	556.3	546.2	536.3	-14.7%
事業系ごみ	香取市	224.3	201.8	183.8	171.0	-23.8%
	神崎町	88.7	134.5	147.0	149.3	68.3%
	多古町	155.0	161.3	167.2	168.6	8.8%
	東庄町	123.5	129.6	134.5	135.2	9.5%

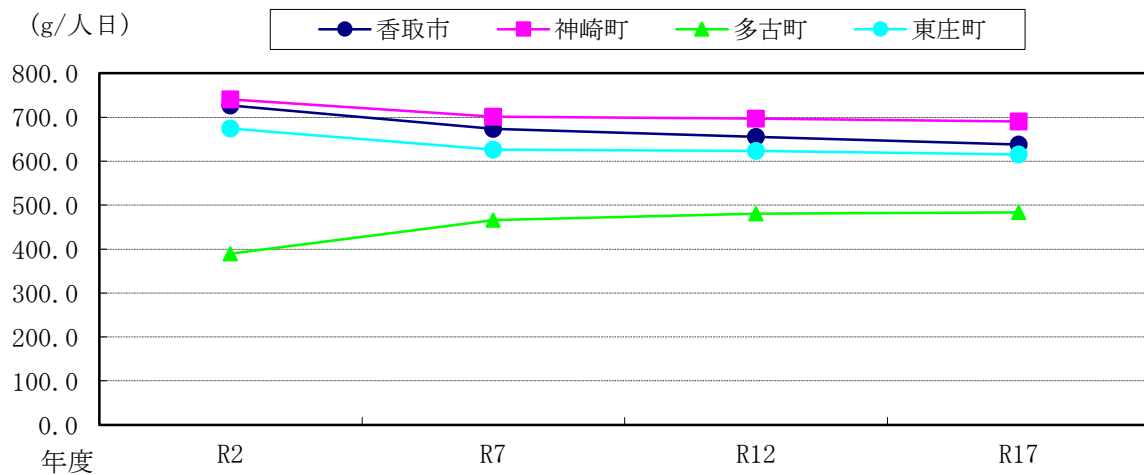


図5-12-2 本組合の家庭系ごみ原単位の予測結果

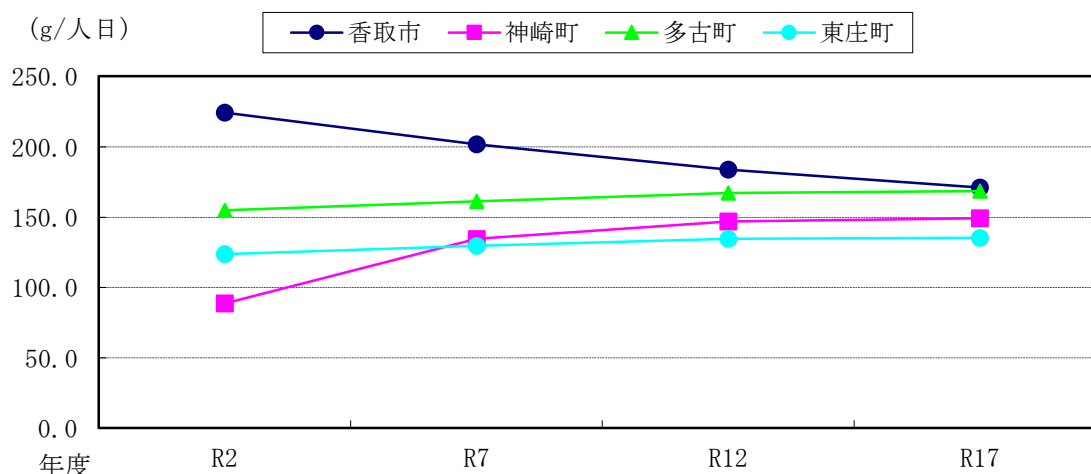


図5-12-3 本組合の事業系ごみ原単位の予測結果

5. 5 ごみ処理の状況及び予測

本項では、構成市町及び本組合のごみ処理の状況について、下記の予測結果を示します。

- ①焼却量
- ②焼却以外の中間処理量（粗大ごみ処理、資源ごみ処理など）
- ③最終処分量及び減容化率※¹
- ④資源化量及びリサイクル率

※1：減容化率とは、排出されたごみが中間処理等の結果、どの程度減量したかを示す指標です。減容化率＝（総排出量－最終処分量）÷総排出量など

5. 5. 1 香取市のごみ処理の状況及び予測

香取市のごみ処理の状況及び予測結果を表5-12及び図5-13に示します。減量率は、令和2年度に対する令和17年度の減量化した割合です。

- ①総排出量は 29.8%削減され、焼却量は 27.1%削減される見込みです。焼却以外の施設からの焼却量は、排出量の2%以下です。
- ②焼却以外の中間処理量も 48.7%減少する見込みです。
- ③焼却量の減少に伴い、最終処分量も減少します。令和17年度は令和2年度に比べて 31.7%の減量と計算されますが、平成30年度以後、焼却灰の資源化を行ったため、最終処分量が減った結果でもあります。減容化率も向上します。
- ④総資源化量は 23.9%減少すると予測されます。これは令和2年度の資源化量が特異的に多かったためですが、資源化量としては減少です。また、総排出量が減少し、リサイクル率の分母が小さくなるため、リサイクル率は 23.7%に向上すると予測されます。集団回収については減少傾向となります。

表5-12 香取市のごみ処理の状況及び予測結果（単位：t）

	R2	R7	R12	R17	減量率
総排出量	26,397	22,564	20,406	18,522	-29.8%
焼却量合計	20,274	18,163	16,333	14,774	-27.1%
直接焼却量	20,012	18,008	16,250	14,729	-26.4%
焼却以外の施設	262	155	83	45	-82.8%
焼却以外の中間処理	4,532	2,967	2,601	2,324	-48.7%
最終処分量計	2,991	2,453	2,239	2,043	-31.7%
焼却残渣	2,545	2,187	1,967	1,779	-30.1%
焼却以外の施設	446	266	272	264	-40.8%
減容化率	88.7%	89.1%	89.0%	89.0%	—
総資源化量	5,771	4,534	4,563	4,392	-23.9%
直接資源化量	1,340	1,117	1,141	1,108	-17.3%
処理後資源化量	3,918	2,945	3,008	2,923	-25.4%
集団回収	513	472	414	361	-29.6%
リサイクル率	21.9%	20.1%	22.4%	23.7%	—

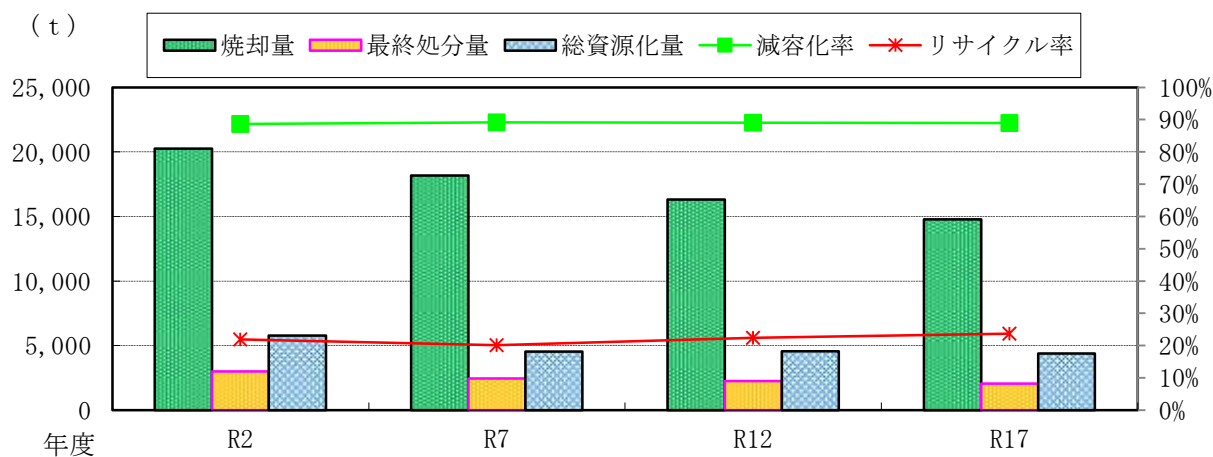


図5-13 香取市のごみ処理の状況及び予測結果

5. 5. 2 神崎町のごみ処理の状況及び予測

神崎町のごみ処理の状況及び予測結果を表5-13及び図5-14に示します。減量率は、令和2年度に対する令和17年度の減量化した割合です。

①総排出量は16.2%削減され、焼却量も12.2%削減します。

②焼却以外の中間処理量も、41.3%減少する見込みです。

③焼却量の減少に伴い、最終処分量も20.1%減少します。減容化率も、やや向上します。

④総資源化量は20.1%減少すると予測されますが、総排出量も減少するため、リサイクル率は、現在とほぼ同等です。集団回収は減少する見込です。

表5-13 神崎町のごみ処理の状況及び予測結果（単位：t）

	R2	R7	R12	R17	減量率
総排出量	1,839	1,729	1,644	1,542	-16.2%
焼却量合計	1,427	1,417	1,340	1,253	-12.2%
直接焼却量	1,413	1,407	1,333	1,247	-11.7%
焼却以外の施設	14	10	7	6	-57.1%
焼却以外の中間処理	293	196	186	172	-41.3%
最終処分量計	249	221	211	199	-20.1%
焼却残渣	215	202	192	180	-16.3%
焼却以外の施設	34	19	19	19	-44.1%
減容化率	86.5%	87.2%	87.2%	87.1%	—
総資源化量	394	310	317	315	-20.1%
直接資源化量	89	75	77	77	-13.5%
処理後資源化量	261	184	192	192	-26.4%
集団回収	44	51	48	46	4.5%
リサイクル率	21.4%	17.9%	19.3%	20.4%	—

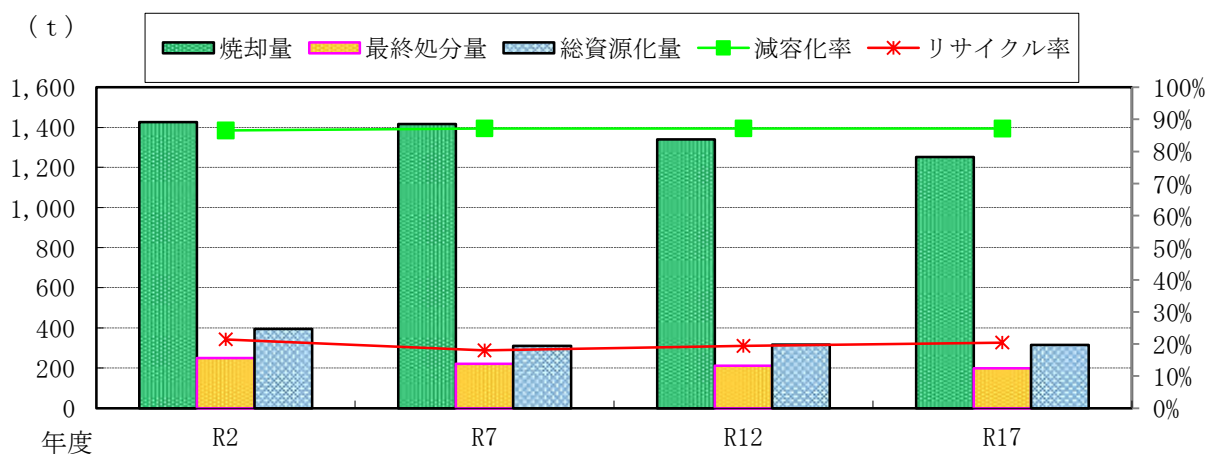


図5-14 神崎町のごみ処理の状況及び予測結果

5. 5. 3 多古町のごみ処理の状況及び予測

多古町のごみ処理の状況及び予測結果を表5-14及び図5-15に示します。減量率は、令和2年度に対する令和17年度の減量化した割合です。

①総排出量は、4.0%減量します。焼却量は1.2%増加される見込みです。

②焼却以外の中間処理量は、57.6%削減されます。

③焼却量の減少に伴い、最終処分量は18.3%減少します。減容化率は、ほぼ横ばい傾向です。

④総資源化量は11.4%増加し、分母である総排出量も減少するため、資源化率は21.3%に増加します。

表5-14 多古町のごみ処理の状況及び予測結果（単位：t）

	R2	R7	R12	R17	減量率
総排出量	2,865	2,978	2,897	2,750	-4.0%
焼却量合計	2,388	2,634	2,554	2,416	1.2%
直接焼却量	2,105	2,624	2,544	2,406	14.3%
焼却以外の施設	283	10	10	10	-96.5%
焼却以外の中間処理	654	287	284	277	-57.6%
最終処分量計	180	158	155	147	-18.3%
焼却残渣	68	137	134	126	85.3%
焼却以外の施設	112	21	21	21	-81.3%
減容化率	93.7%	94.7%	94.6%	94.7%	—
総資源化量	527	593	601	587	11.4%
直接資源化量	83	67	69	67	-19.3%
処理後資源化量	444	526	532	520	17.1%
集団回収	0	0	0	0	—
リサイクル率	18.4%	19.9%	20.7%	21.3%	—

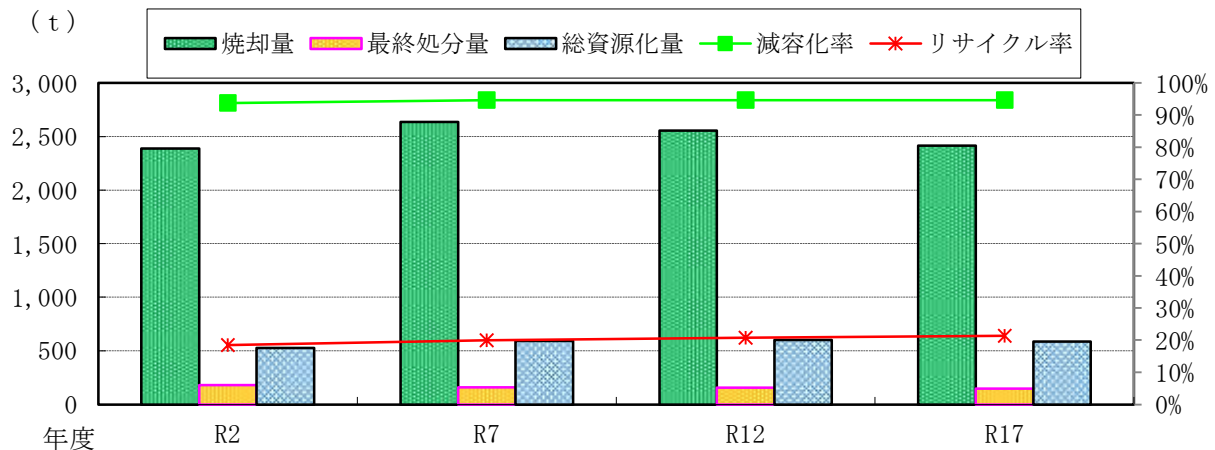


図5-15 多古町のごみ処理の状況及び予測結果

5. 5. 4 東庄町のごみ処理の状況及び予測

東庄町のごみ処理の状況及び予測結果を表5-15及び図5-16に示します。減量率は、令和2年度に対する令和17年度の減量化した割合です。

①総排出量は、25.4%減量します。焼却量は23.3%削減される見込みです。

②焼却以外の中間処理量も41.2%削減されます。

③焼却量の減少に伴い、最終処分量も24.6%減少します。減容化率は、ほぼ横ばい傾向です。

④総資源化量は27.1%減少し、リサイクル率も17.1%になります。

表5-15 東庄町のごみ処理の状況及び予測結果（単位：t）

	R2	R7	R12	R17	減量率
総排出量	3,978	3,446	3,224	2,966	-25.4%
焼却量合計	3,229	2,921	2,705	2,478	-23.3%
直接焼却量	3,177	2,888	2,673	2,448	-22.9%
焼却以外の施設	52	33	32	30	-42.3%
焼却以外の中間処理	677	435	424	397	-41.2%
最終処分量計	566	494	463	427	-24.6%
焼却残渣	488	446	413	379	-22.3%
焼却以外の施設	78	48	50	48	-38.5%
減容化率	85.8%	85.7%	85.6%	85.6%	—
総資源化量	697	517	533	508	-27.1%
直接資源化量	124	123	127	121	-2.4%
処理後資源化量	573	394	406	387	-32.5%
集団回収	0	0	0	0	—
リサイクル率	17.5%	15.0%	16.5%	17.1%	—

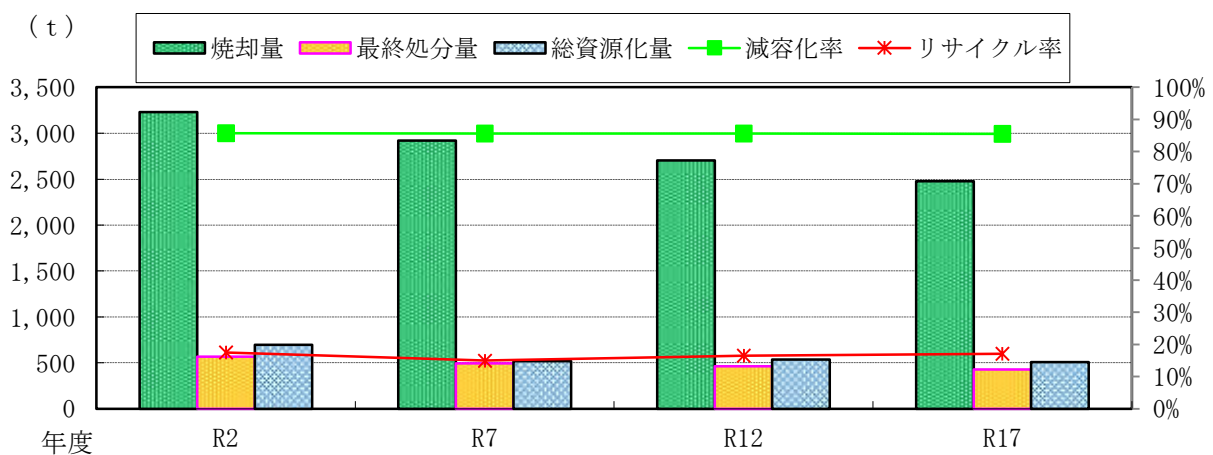


図5-16 東庄町のごみ処理の状況及び予測結果

5. 5. 5 本組合のごみ処理の状況及び予測

本組合のごみ処理の状況及び予測結果を表5-16及び図5-17に示します。減量率は、令和2年度に対する令和17年度の減量化した割合です。

- ①総排出量は、26.5%減量します。焼却量は23.4%削減される見込みです。
- ②焼却以外の中間処理量も48.5%削減されます。
- ③焼却量の減少に伴い、最終処分量も29.4%減少します。減容化率は、多少高くなります。
- ④総資源化量は21.5%減少すると予測されますが、分母となる総排出量が減少するため、リサイクル率は、22.5%に増加する見込みです。

表 5-16 本組合のごみ処理の状況及び予測結果（単位：t）

	R2	R7	R12	R17	減量率
総排出量	35,079	30,717	28,171	25,780	-26.5%
焼却量合計	27,318	25,135	22,932	20,921	-23.4%
直接焼却量	26,707	24,927	22,800	20,830	-22.0%
焼却以外の施設	611	208	132	91	-85.1%
焼却以外の中間処理	6,156	3,885	3,495	3,170	-48.5%
最終処分量計	3,986	3,326	3,068	2,816	-29.4%
焼却残渣	3,316	2,972	2,706	2,464	-25.7%
焼却以外の施設	647	354	362	352	-47.5%
減容化率	88.6%	89.2%	89.1%	89.1%	—
総資源化量	7,389	5,954	6,014	5,802	-21.5%
直接資源化量	1,636	1,382	1,414	1,373	-16.1%
処理後資源化量	5,196	4,049	4,138	4,022	-22.6%
集団回収	557	523	462	407	-26.9%
リサイクル率	21.1%	19.4%	21.3%	22.5%	—

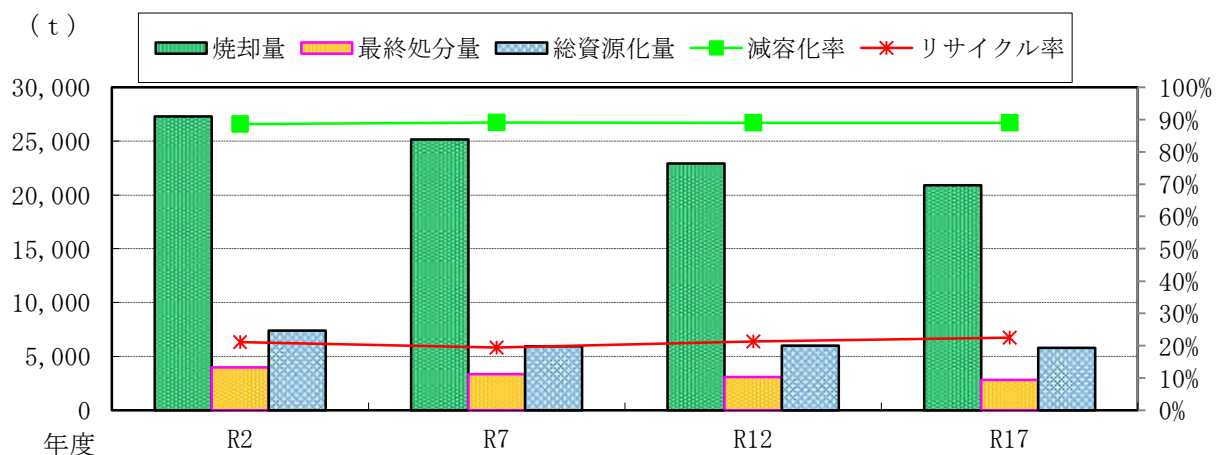


図5-17 本組合のごみ処理の状況及び予測結果

5. 6 一般廃棄物処理システムによる評価

「ごみ処理基本計画策定指針」では、ごみ処理の実績を基に市町村は分別収集区分や処理方法の一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとしています。

この指針に基づき、本組合の一般廃棄物処理システムについて、類似都市との比較を行い、現状評価及び目指すべき方向性について、検討することとします。

なおシステム分析にあたっては、(財)日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール：令和5年実態調査結果」を用いて実施しました。

5. 6. 1 香取市

(1) 類似都市

香取市の都市特性により類似都市34都市を抽出しました。香取市との類似都市の概要を表5-17-1に示します。

表5-17-1 類似都市の概要

類型都市 の概要	都市形態	都市	
	人口区分	Ⅱ	50,000人以上～100,000人未満
	産業構造	1	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%未満、Ⅲ次人口比55%以上

(2) 類似都市との比較

香取市と類似都市の比較結果を、表5-17-2に示します。また、類似都市の平均値を50とした場合の香取市の状況を、図5-18に示します。

香取市は、最終処分減量に要する費用及び1人当たり年間処理経費は安価ですが、最終処分される割合は、劣っています。その他の項目は、ほぼ平均的です。

表5-17-2 香取市と類似都市の比較（令和5年度）

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (原単位) (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.882	0.19	0.054	15,235	47,148
最大	1.165	0.251	0.129	27,937	80,129
最小	0.677	0.118	0	9,236	22,187
標準偏差	0.131	0.034	0.033	4,599	11,467
当該市町村実績	0.92	0.188	0.073	11,934	36,351
指数値	95.7	98.9	64.8	121.7	122.9

注：表の数値は、集計の差により本章の実績結果とは異なります。

標準的な指標1（指標値によるリーダーチャート）

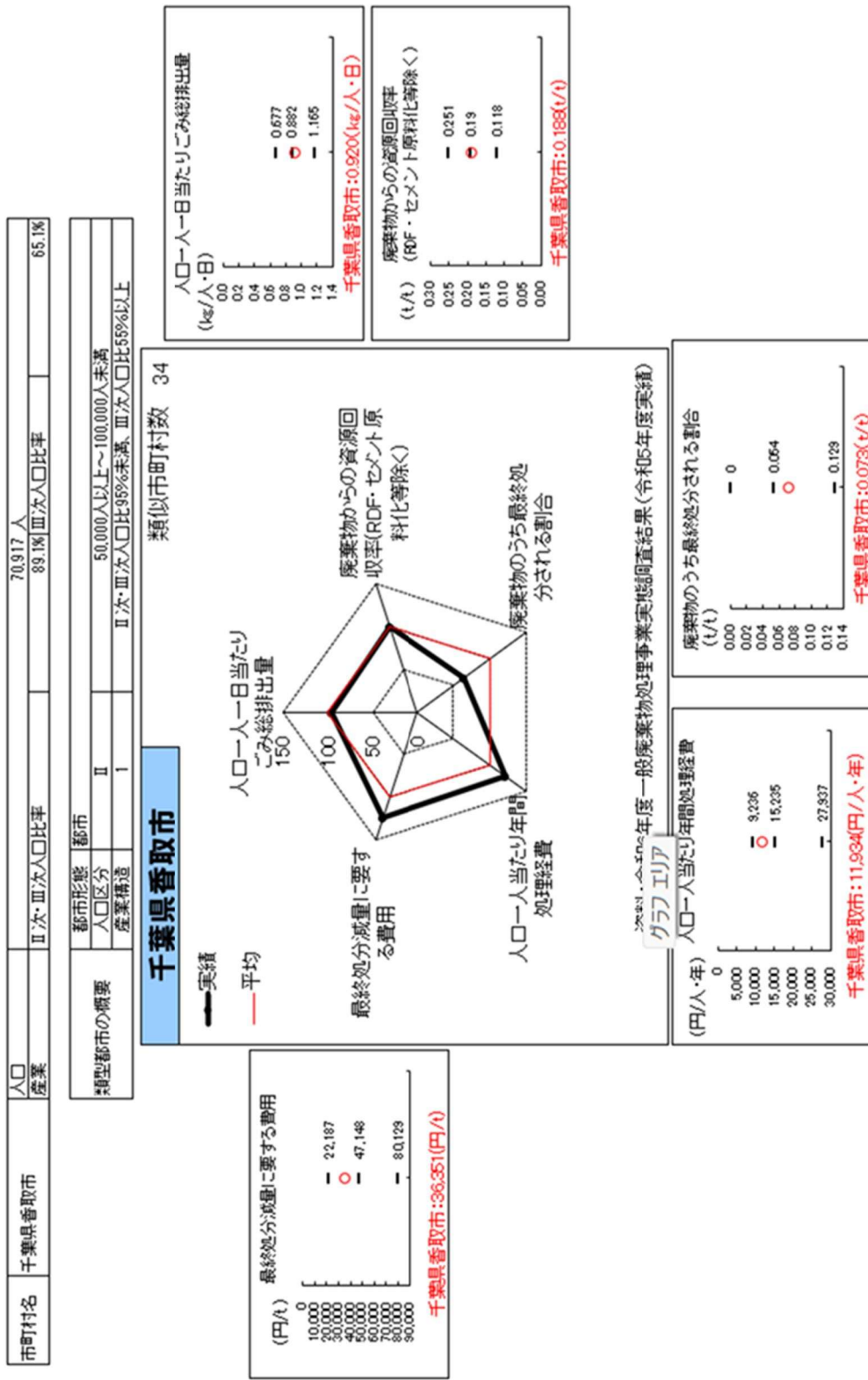


図5-18 香取市と類似都市の比較

注1：類似都市の平均値を50として、香取市の値が、類似都市より優れている場合は、その比率が平均値の外側に配置され、劣っている場合は内側に配置されています。

5. 6. 2 神崎町

(1) 類似都市

神崎町の都市特性により類似都市17都市を抽出しました。神崎町との類似都市の概要を表5-18-1に示します。

表5-18-1 類似都市の概要

類型都市 の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅱ	50,000人以上～100,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上

(2) 類似都市との比較

神崎町と類似都市の比較結果を、表5-18-2に示します。また、類似都市の平均値を50とした場合の神崎町の状況を、図5-19に示します。

神崎町は、最終処分減量に要する費用及び年間処理経費は安価ですが、最終処分される割合は、劣っています。その他の項目は、ほぼ平均的です。

表5-18-2 神崎町と類似都市の比較（令和5年度）

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (原単位) (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.867	0.141	0.086	14,640	46,083
最大	1.444	0.29	0.142	52,950	130,430
最小	0.602	0.049	0	8,363	29,879
標準偏差	0.202	0.052	0.044	10,305	22,573
当該市町村実績	0.849	0.153	0.142	9,732	34,586
指数値	102.1	108.5	34.9	134	125

注：表の数値は、集計の差により本章の実績結果とは異なります。

標準的な指標1（指標値によるリーダーチャート）

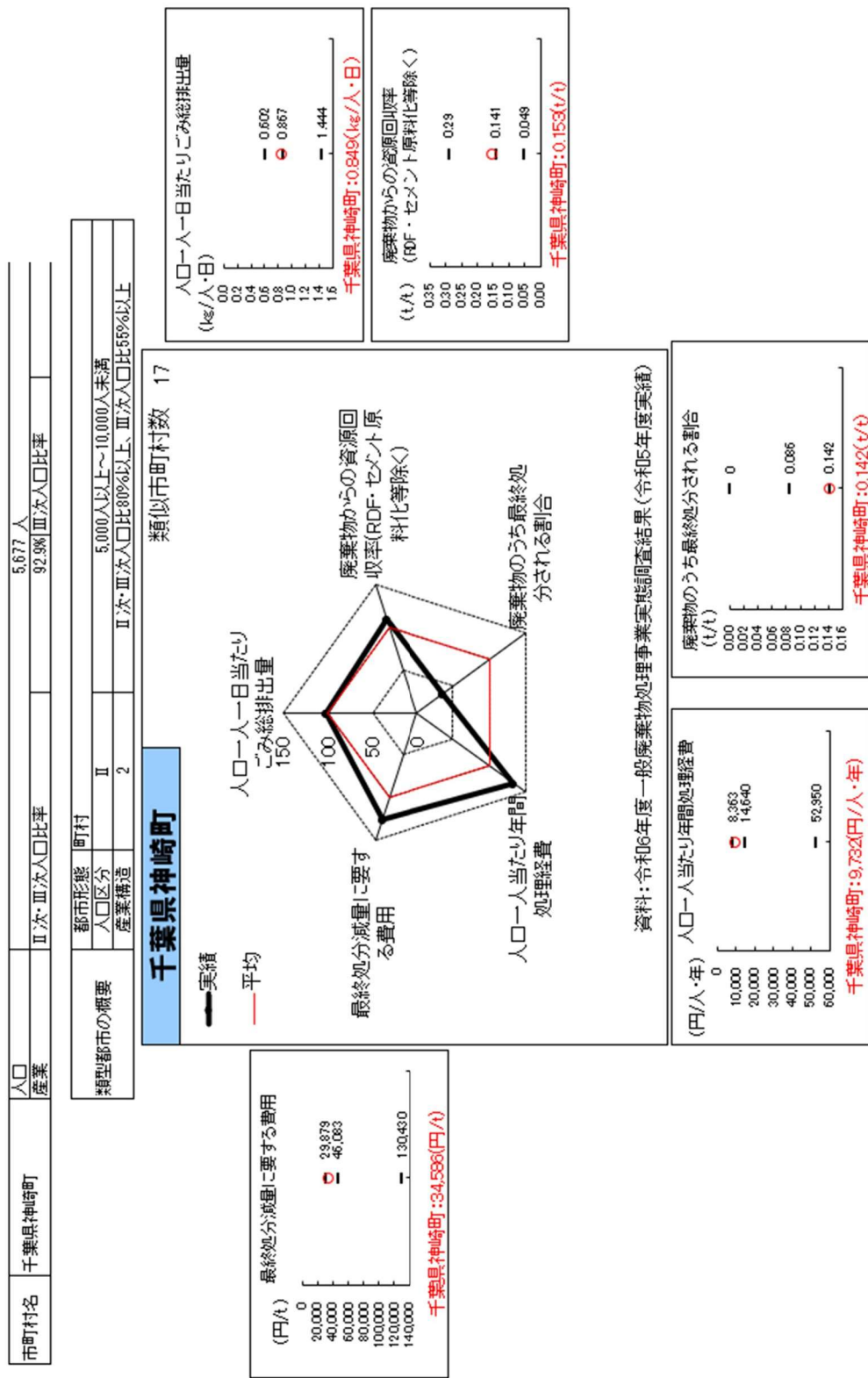


図5-19 神崎町と類似都市の比較

注1：類似都市の平均値を50として、神崎町の値が、類似都市より優れている場合は、その比率が平均値の外側に配置され、劣っている場合は内側に配置されています。

5. 6. 3 多古町

(1) 類似都市

多古町の都市特性により類似都市17都市を抽出しました。多古町との類似都市の概要を表5-19-1に示します。

表5-19-1 類似都市の概要

類型都市 の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅲ	10,000人以上～15,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上

(2) 類似都市との比較

多古町と類似都市の比較結果を、表5-19-2に示します。また、類似都市の平均値を50とした場合の多古町の状況を、図5-20に示します。

多古町は、原単位、1人当たり年間処理経費及び最終処分される割合は、類似都市に比べて優れていますが、廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)は類似都市の平均よりかなり低いです。

表5-19-2 多古町と類似都市の比較（令和5年度）

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (原単位) (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.867	0.141	0.086	14,640	46,083
最大	1.444	0.29	0.142	52,950	130,430
最小	0.602	0.049	0	8,363	29,879
標準偏差	0.202	0.052	0.044	10,305	22,573
当該市町村実績	0.849	0.153	0.142	9,732	34,586
指数値	102.1	108.5	34.9	134	125

注：表の数値は、集計の差により本章の実績結果とは異なります。

5. 6. 4 東庄町

(1) 類似都市

東庄町の都市特性により類似都市17都市を抽出しました。東庄町との類似都市の概要を表5-20-1に示します。

表5-20-1 類似都市の概要

類型都市 の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅲ	10,000人以上～15,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%未満

(2) 類似都市との比較

東庄町と類似都市の比較結果を、表5-20-2に示します。また、類似都市の平均値を50とした場合の東庄町の状況を、図5-21に示します。

東庄町は、1人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、類似都市に比べて、やや優れていますが、最終処分される割合は、やや劣り、その他の項目は平均的です。

全体的には、特異性は見られず、平均的な値と言えます。

表5-20-2 東庄町と類似都市の比較（令和5年度）

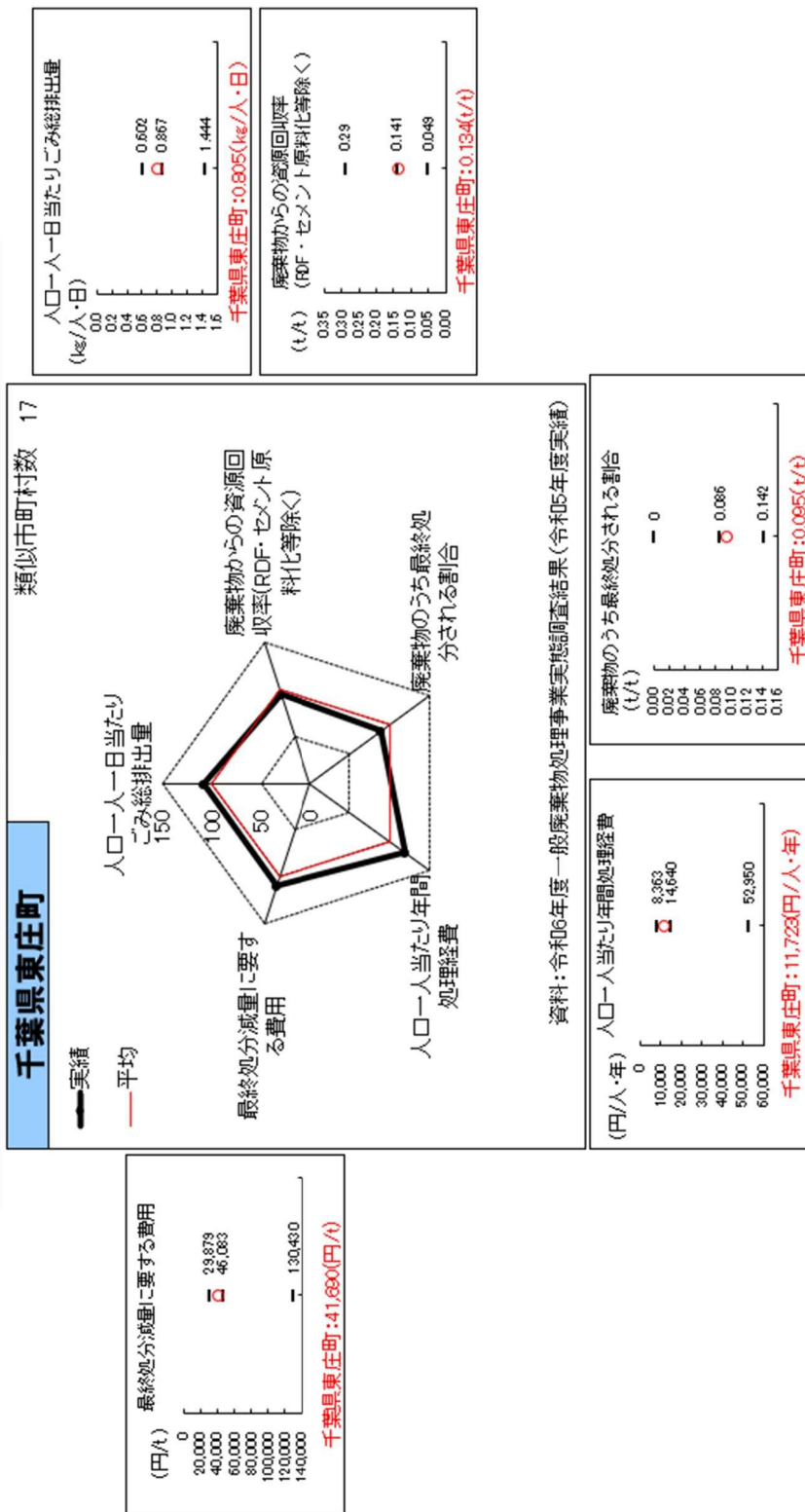
標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.867	0.141	0.086	14,640	46,083
最大	1.444	0.29	0.142	52,950	130,430
最小	0.602	0.049	0	8,363	29,879
標準偏差	0.202	0.052	0.044	10,305	22,573
当該市町村実績	0.805	0.134	0.095	11,723	41,690
指数値	107.2	95	89.5	120	110

注：表の数値は、集計の差により本章の実績結果とは異なります。

標準的な指標1（指標値によるリーダーチャート）

市町村名	千葉県東庄町	人口 産業	12,946 人	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	84.7%	Ⅲ次人口比率	54.8%
------	--------	----------	----------	-----------	-------	--------	-------

類似都市の概要	都市形態	町村	人口区分	産業構造
	Ⅲ	Ⅰ	10,000人以上～15,000人未満	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%未満



注1：類似都市の平均値を50として、多古町の値が、類似都市より優れている場合は、その比率が平均値の外側に配置され、劣っている場合は内側に配置されています。

図5-21 東庄町と類似都市の比較

5. 7 排出抑制及び資源化等予測結果

5. 7. 1 目標値の設定

本組合構成市町では、総合計画や環境基本計画等で、ごみの削減や資源化等に係る目標を定めています。一方、国及び県も将来目標を掲げています。そのため、本計画では、国及び県の目標を参考として、表5-21に示す5項目を目標とし、本計画の目標は、年度は異なりますが、増減率等を踏襲し、基本的に第10次千葉県廃棄物処理計画の値（P111の表3-40-2）とします。

今後ごみ量の削減及び資源化の向上に向けて様々な施策を行うこととします。

- (1) 総排出量の削減目標は、令和2年度の排出量に対して9,663 t（27%削減）以上の減量を目標とします。
- (2) 家庭系ごみの原単位の目標は、509 gまで削減することを目標とします。
- (3) 資源化率の目標は資源化量を維持しつつ、焼却灰の資源化をさらに推進することで25.0%を目指します。
- (4) 最終処分量は、ごみの減量を引き続き進めるとともに、焼却灰の資源化を推進することで1,747 t減量とします。
- (5) 焼却量原単位の目標は、635 gとします。

表5-21 本計画の組合の目標値

区分	本計画目標	県の目標
総排出量	9,663 t 減 27.5%減	23 万 t 減 11.2%減
家庭系一人一日当たりの ごみ排出量	509 g	440 g
出口側の循環利用率	25.0%	30%以上
最終処分量	1,747 t 減 43.8%減	2.3 万 t 減 16%減
焼却量原単位	635 g 54 g 減	640 g 85 g 減

5. 7. 2 香取市の目標

本計画における香取市目標値を表5-22及び図5-22に示します。

- ①総排出量は令和17年度に18,405 tを目標とし、令和2年度比で30.3%削減を目指します。
- ②家庭系一人一日当たりのごみ排出量は令和17年度に524.9 gを目標とし、令和2年度比で19.2%削減を目指します。
- ③出口側の循環利用率は令和17年度に25.8%を目標とし、令和2年度比で3.9ポイント上昇を目指します。
- ④最終処分量は令和17年度に1,680 tを目標とし、令和2年度比で43.8%削減を目指します。
- ⑤焼却量原単位は令和17年度に653.2 gを目標とし、令和2年度比で12.3%削減を目指します。

表5-22 香取市の目標値

		単位	R2	R7	R12	R17	減量率
人口		人	74,548	69,120	65,226	61,327	-17.7%
総排出量		t	26,397	22,426	20,277	18,405	-30.3%
排出量	排 出 量	t	25,884	21,954	19,863	18,044	-30.3%
	生活系ごみ	t	19,782	16,863	15,487	14,206	-28.2%
	事業系ごみ	t	6,102	5,091	4,376	3,838	-37.1%
	集団回収	t	513	472	414	361	-29.6%
	家庭系ごみ	t	17,684	14,421	12,992	11,782	-33.4%
総排出量原単位		g/人日	970.1	888.9	851.7	820.0	-15.5%
原単位	排出量	g/人日	951.3	870.2	834.3	803.9	-15.5%
	生活系ごみ	g/人日	727.0	668.4	650.5	632.9	-12.9%
	事業系ごみ	g/人日	224.3	201.8	183.8	171.0	-23.8%
	家庭系ごみ	g/人日	649.9	571.6	545.7	524.9	-19.2%
出口側の循環利用率		%	21.9%	20.2%	23.2%	25.8%	—
最終処分量		t	2,991	2,437	2,074	1,680	-43.8%
焼却量原単位		g/人日	745.1	714.7	680.9	653.2	-12.3%

注：減量率は、令和2年度に対する令和17年度の減量割合です

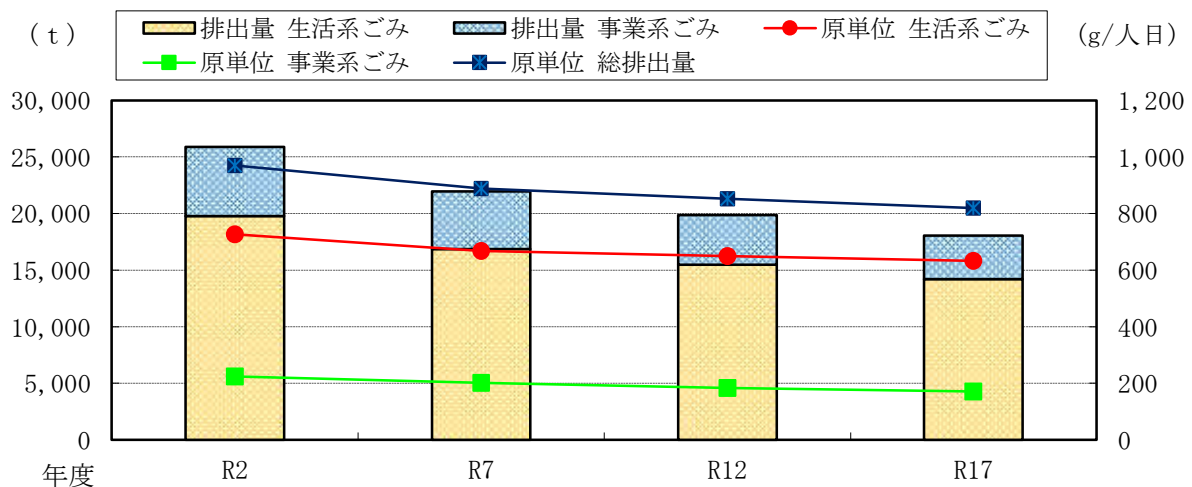


図5-22 香取市の目標値

5. 7. 3 神崎町の目標

神崎町のごみ処理の状況及び予測結果を表5-23及び図5-23に示します。

- ① 総排出量は令和 17 年度に 1,425 t を目標とし、令和 2 年度比で 22.5%削減を目指します。
- ② 家庭系一人一日当たりのごみ排出量は令和 17 年度に 522.8 g を目標とし、令和 2 年度比で 21.3%削減を目指します。
- ③ 出口側の循環利用率は令和 17 年度に 25.6%を目標とし、令和 2 年度比で 4.2 ポイント上昇を目指します。
- ④ 最終処分量は令和 17 年度に 131 t を目標とし、令和 2 年度比で 47.4%削減を目指します。
- ⑤ 焼却量原単位は令和 17 年度に 640.0 g を目標とし、令和 2 年度比で 2.9%削減を目指します。

表5-23 神崎町の目標値

	単位	R2	R7	R12	R17	減量率
人口	人	5,932	5,498	5,182	4,867	-18.0%
総排出量	t	1,839	1,593	1,517	1,425	-22.5%
排出量	排出量	t	1,795	1,542	1,469	-23.2%
	生活系ごみ	t	1,603	1,272	1,191	-30.6%
	事業系ごみ	t	192	270	278	38.5%
	集団回収	t	44	51	48	4.5%
	家庭系ごみ	t	1,438	1,098	1,009	-35.3%
総排出量原単位	g/人日	849.4	793.8	802.0	800.0	-5.8%
原単位	排出量	g/人日	829.0	768.4	776.7	-6.6%
	生活系ごみ	g/人日	740.4	633.9	629.7	-15.6%
	事業系ごみ	g/人日	88.7	134.5	147.0	68.3%
	家庭系ごみ	g/人日	664.2	547.2	533.6	-21.3%
出口側の循環利用率	%	21.4%	19.5%	22.5%	25.6%	—
最終処分量	t	249	202	167	131	-47.4%
焼却量原単位	g/人日	659.1	640.8	643.4	640.0	-2.9%

注：減量率は、令和 2 年度に対する令和17年度の減量割合です

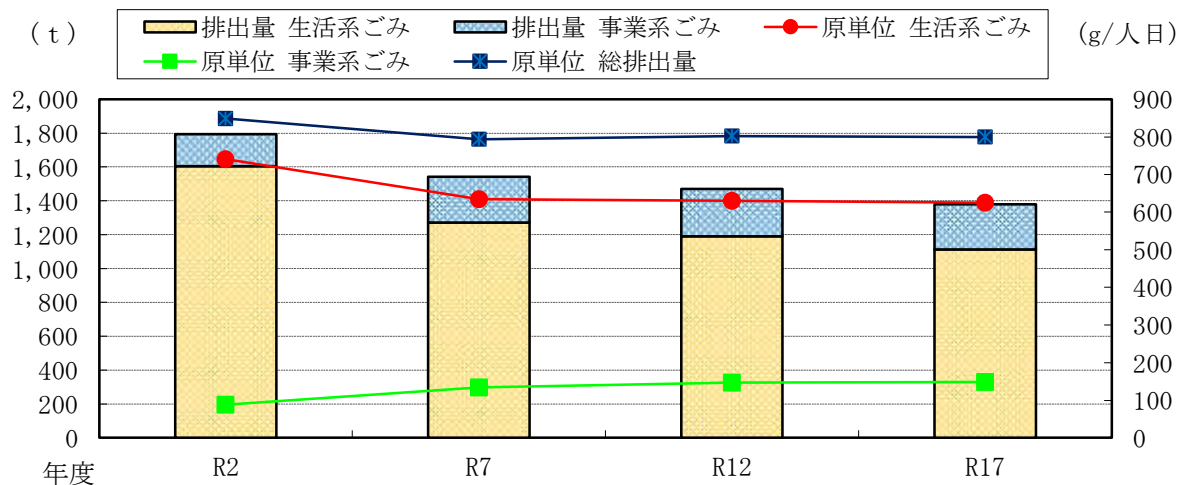


図5-23 神崎町の目標値

5. 7. 4 多古町の目標

多古町のごみ処理の状況及び予測結果を表5-24及び図5-24に示します。

- ①総排出量は令和 17 年度に 2,619 t を目標とし、令和 2 年度比で 8.6%削減を目指します。
- ②家庭系一人一日当たりのごみ排出量は令和 17 年度に 393.1 g を目標とします。多古町は増加する見込みとなっていますが、これは排出量の減量率に対し、人口の減量率が大きいためとなっています。
- ③出口側の循環利用率は令和 17 年度に 23.9%を目標とし、令和 2 年度比で 5.5 ポイント上昇を目指します。
- ④最終処分量は令和 17 年度に 101 t を目標とし、令和 2 年度比で 43.9%削減を目指します。
- ⑤焼却量原単位は令和 17 年度に 542.4 g を目標とし、令和 2 年度比で 0.2%増加となります。

表5-24 多古町の目標値

		単位	R2	R7	R12	R17	減量率
人口		人	14,407	13,009	12,260	11,521	-20.0%
総排出量		t	2,865	2,834	2,758	2,619	-8.6%
排出量	排出量	t	2,865	2,834	2,758	2,619	-8.6%
	生活系ごみ	t	2,050	2,068	2,010	1,908	-6.9%
	事業系ごみ	t	815	766	748	711	-12.8%
	集団回収	t	0	0	0	0	—
	家庭系ごみ	t	1,739	1,815	1,754	1,658	-4.7%
総排出量原単位		g/人日	544.8	596.8	616.3	621.1	14.0%
原単位	排出量	g/人日	544.8	596.8	616.3	621.1	14.0%
	生活系ごみ	g/人日	389.8	435.5	449.2	452.5	16.1%
	事業系ごみ	g/人日	155.0	161.3	167.2	168.6	8.8%
	家庭系ごみ	g/人日	330.7	382.3	392.0	393.1	18.9%
出口側の循環利用率		%	18.4%	20.9%	22.3%	23.9%	—
最終処分量		t	180	150	132	101	-43.9%
焼却量原単位		g/人日	454.1	524.8	540.1	542.4	0.2%

注：減量率は、令和 2 年度に対する令和17年度の減量割合です

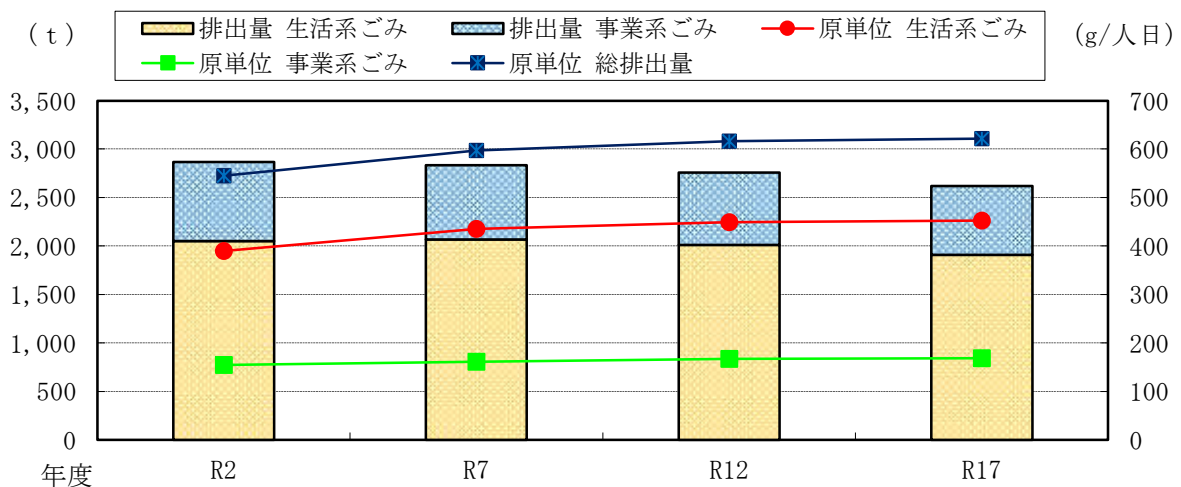


図5-24 多古町の目標値

5. 7. 5 東庄町の目標

東庄町のごみ処理の状況及び予測結果を表5-25及び図5-25に示します。

- ①総排出量は令和 17 年度に 2,967 t を目標とし、令和 2 年度比で 25.4%削減を目指します。
- ②家庭系一人一日当たりのごみ排出量は令和 17 年度に 536.3 g を目標とし、令和 2 年度比で 14.7%削減を目指します。
- ③出口側の循環利用率は令和 17 年度に 20.5%を目標とし、令和 2 年度比で 3.0 ポイント上昇を目指します。
- ④最終処分量は令和 17 年度に 327 t を目標とし、令和 2 年度比で 42.2%削減を目指します。
- ⑤焼却量原単位は令和 17 年度に 627.3 g を目標とし、令和 2 年度比で 3.1%削減を目指します。

表5-25 東庄町のごみ処理の状況及び予測結果（単位：t）

		単位	R2	R7	R12	R17	減量率
人口		人	13,660	12,491	11,651	10,793	-21.0%
総排出量		t	3,978	3,446	3,224	2,967	-25.4%
排出量	排 出 量	t	3,978	3,446	3,224	2,967	-25.4%
	生活系ごみ	t	3,362	2,855	2,652	2,432	-27.7%
	事業系ごみ	t	616	591	572	535	-13.1%
	集団回収	t	0	0	0	0	—
	家庭系ごみ	t	3,133	2,536	2,323	2,118	-32.4%
総排出量原単位		g/人日	797.8	755.8	758.1	751.1	-5.9%
原単位	排出量	g/人日	797.8	755.8	758.1	751.1	-5.9%
	生活系ごみ	g/人日	674.3	626.2	623.6	615.7	-8.7%
	事業系ごみ	g/人日	123.5	129.6	134.5	135.4	9.6%
	家庭系ごみ	g/人日	628.4	556.3	546.2	536.3	-14.7%
出口側の循環利用率		%	17.5%	15.0%	18.1%	20.5%	—
最終処分量		t	566	494	413	327	-42.2%
焼却量原単位		g/人日	647.6	640.7	636.1	627.3	-3.1%

注：減量率は、令和 2 年度に対する令和17年度の減量割合です

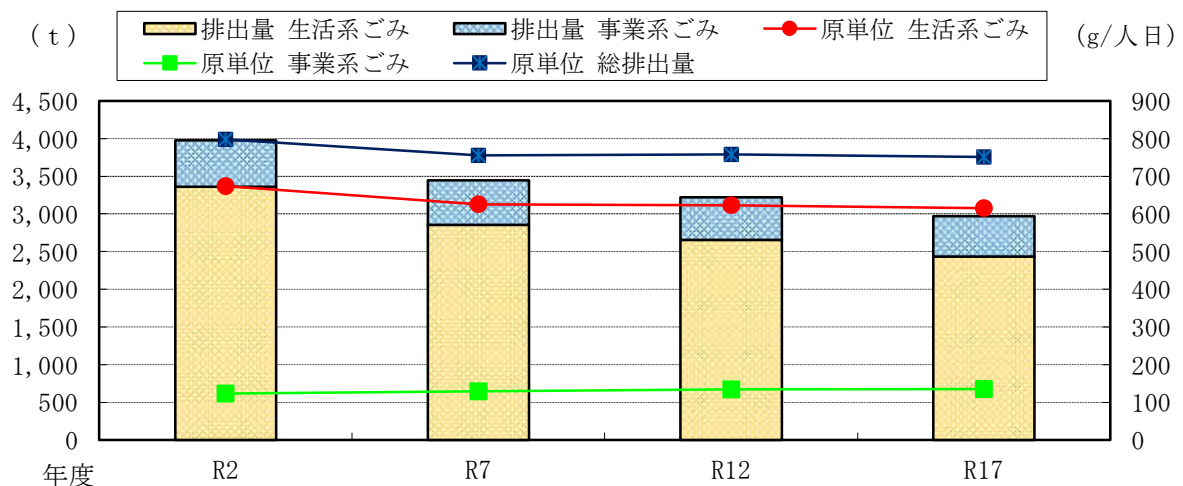


図5-25 東庄町の目標値

5. 7. 6 本組合のごみ処理の状況及び予測

本組合のごみ処理の状況及び予測結果を表5-26及び図5-26に示します。

- ①総排出量は令和17年度に25,416tを目標とし、令和2年度比で27.5%削減を目指します。
- ②家庭系一人一日当たりのごみ排出量は令和17年度に509.0gを目標とし、令和2年度比で16.0%削減を目指します。
- ③出口側の循環利用率は令和17年度に25.0%を目標とし、令和2年度比で3.9ポイント上昇を目指します。
- ④最終処分量は令和17年度に2,239tを目標とし、令和2年度比で43.8%削減を目指します。
- ⑤焼却量原単位は令和17年度に634.9gを目標とし、令和2年度比で7.9%削減を目指します。

表 5-26 本組合のごみ処理の状況及び予測結果（単位：t）

	単位	R2	R7	R12	R17	減量率
人口	人	108,547	100,118	94,319	88,508	-18.5%
総排出量	t	35,079	30,299	27,776	25,416	-27.5%
排出量	排出量	t	34,522	29,776	27,314	-27.6%
	生活系ごみ	t	26,797	23,058	21,340	-26.6%
	事業系ごみ	t	7,725	6,718	5,974	-30.7%
	集団回収	t	557	523	462	—
	家庭系ごみ	t	23,994	19,870	18,078	-31.3%
総排出量原単位	g/人日	885.4	829.1	806.8	784.6	-11.4%
原単位	排出量	g/人日	871.3	814.8	793.4	-11.4%
	生活系ごみ	g/人日	676.4	631.0	619.9	-10.3%
	事業系ごみ	g/人日	195.0	183.8	173.5	-15.3%
	家庭系ごみ	g/人日	605.6	543.7	525.1	-16.0%
出口側の循環利用率	%	21.1%	19.7%	22.5%	25.0%	—
最終処分量	t	3,986	3,283	2,786	2,239	-43.8%
焼却量原単位	g/人日	689.5	676.8	655.0	634.9	-7.9%

注：減量率は、令和2年度に対する令和17年度の減量割合です

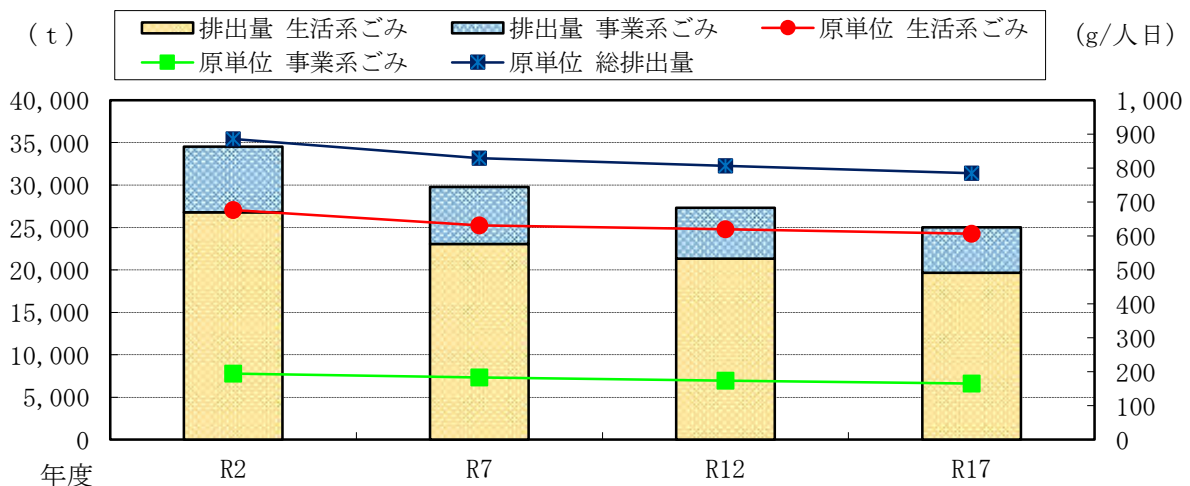


図 5-26 本組合の目標値

5. 7. 7 組合の目標

第5章で行った本組合における目標値、令和2年度の値及び令和17年度の現状予測値と目標値を表5-27に示します。

本組合のごみ量及び原単位は予測のまま推移した場合、目標を達成することができません。目標を達成するためには、より一層強力なごみ減量化・資源化施策が必要です。

表5-27 ごみ発生量の予測結果

項目	実績	現状予測	本計画目標	
	R2 年度	R17 年度	R17 年度	削減量
総排出量	35,079 t	25,780 t	25,416 t	9,663 t 減 27.5%減
家庭系一人一日当たり のごみ排出量	605.6 g	520.3 g	509.0 g	96.6 g 減
出口側循環利用率	21.1%	22.5%	25.0%	3.9%増
最終処分量	3,986 t	2,816 t	2,239 t	1,747 t 減 43.8%減
焼却量原単位	689.5 g	645.8 g	634.9 g	54.6 g 減 7.9%減

5. 8 基本方針と基本理念

本計画の基本方針は、構成市町の総合計画や環境基本計画をもとに、次のとおりとします。

(1) 循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本法における廃棄物等処理の優先順位に基づいて、第一にごみの発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）に取り組み、ごみを減量化したうえで、排出されるごみについては、再生利用（リサイクル）に取り組みます。これに加え、いらないものを断る（リフューズ）及び壊れたものを修理して使い続ける（リペア）の2 Rを追加して5 Rを推進することにより、できるだけ可能な範囲でごみを出さず、利用する循環型まちづくりを目指します。

ごみの発生抑制及び再使用等は、住民及び事業者の主体的な協力が不可欠であることから、組合及び構成市町は積極的にごみに関する啓発や情報提供、環境教育等を推進するとともに、持続可能な支援を行い、またそれに対する適切な施策を行います。

再生利用等に当たっては、温室効果ガスの削減など総合的に環境負荷を軽減し経済性を考慮するような方法の選択に努める必要があります。ごみの発生抑制、再使用、再生利用を優先したうえで、廃棄物の有効活用を図るためエネルギー回収についても取り組みを検討します。

再生利用を促進するために、生活系ごみに対しては、資源となるごみを確実に分別することを徹底するとともに、分別収集の見直しの検討、各家庭の生ごみ処理機の設置促進などの多様な資源化施策を行います。

ごみ質分析の結果では、可燃ごみの中で最も比率が多いものは、紙類となっていますから、紙類を資源に出して頂ければ、資源が増え、焼却量は減少します。

事業系ごみについては、事業者自らが、資源化、適正処理を行うことが原則で、行政の役割は、事業者が排出するごみの発生抑制及び可能な限り資源化を行うよう誘導及び支援を行うことにあります。

(2) 住民・事業者・行政の役割分担と協働による取組の推進

構成市町及び組合は、住民、事業者及び行政がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、相互理解を深め、協力して5 Rの推進など環境負荷が少ない循環型まちづくりを目指します。

(3) 環境に配慮した安全・安定的なごみ処理システムの構築

ごみの排出から中間処理・最終処分に至るまで、ごみを安全かつ適正に処理・処分を行い、環境に配慮したごみ処理システムの構築を行います。

(4) 中間処理施設及び最終処分

稼働年数が一般的な年数を超えている焼却施設や粗大ごみ処理施設は、新たな施設計画に向けて計画を行います。また、残余容量がひっ迫している最終処分場についても検討を行います。

新たな焼却施設は発生する多量の熱を有効利用し、CO₂発生抑制に寄与するよう、有効な発電を行うことができる施設として計画し、より、効率的かつ経済的で省エネルギー、エネルギー回収を目的としたエネルギー回収施設として稼働目的を明確にし、運営を行います。

また、最終処分に関しては、できる限り最終処分（埋め立て）量を少なくすることのできる中間処理施設計画を行うとともに、焼却残渣の資源化についても積極的に検討を行います。

以上のことを鑑み、本組合では、「循環型（リサイクル）地域社会への転換」を基本理念とし、ごみの排出抑制・資源化を推進していきます。

基本理念

循環型（リサイクル）地域社会への転換

5. 9 ごみ処理の課題

5. 9. 1 排出抑制・資源化に関する課題

(1) 行政の取組に関する課題

① ごみ分別の指導

資源化のために分別収集の啓蒙活動を行ってはいるものの、分別がされずに可燃ごみや不燃ごみとして排出されていることもあり、更なるごみの分別に対する啓発や指導を行う必要があります。

② ごみ処理等による補助

令和7年度現在、一定条件のもと住民の生ごみ処理機の導入に対して補助金の交付が行われていますが、今後、ごみの排出抑制、資源化に繋がるものに対して、さらなる補助金の交付を検討する必要があります。

③ 環境教育の推進

循環型社会の推進に向けた環境教育の一環として、一般廃棄物の5Rに係る啓発事業を推進していくことが必要です。また、ごみの分別、ポイ捨て等に対しても環境意識の普及を徹底する必要があります。

(2) 住民の取組に関する課題

① 排出ルール of 適正化

ごみの排出ルールが守られていないステーションや、道路などへの不法投棄が見受けられます。日常生活において、環境に対する配慮を心がけるよう住民に働きかけることが必要です。

②ごみ処理コストの認識

ごみ処理には多額の費用が掛かることがあまり知られていません。そのため環境教育の推進や広報などを通じて、一人当たりのごみの収集費や、施設の運営費などを周知していく必要があります。

③5 Rの推進

5 Rを強力に推進するとともに、家庭等で不要になったものを住民同士で交換し合う等のリユースや、リサイクルできる物品を購入することにより、ごみの排出を少なくできることを、周知していく必要があります。

④事業者の取組に関する課題

事業系ごみにおいても、ごみの分別、リサイクル等を行うことにより、排出抑制を行っていくよう働きかける必要があります。

(3) 収集・運搬に関する課題

①ごみ収集・運搬の課題

現在、ステーションによる収集が主ですが、地域によっては、ステーションの偏りが生じる可能性もあります。また、高齢者世帯や障がいのある方の世帯もあります。

これらのことを考慮し、かつ、効率化も考慮したステーション配置や、世帯の実情に合った収集の検討も必要です。

②収集運搬業者への指導

事業系ごみは、収集運搬許可業者が行っており、適正な収集・運搬が行われるよう指導していく必要があります。

(4) 不法投棄や資源物の抜き取り等への対応

指定されているステーション等以外の場所に不法投棄が見受けられます。また、ステーションなどに排出されたごみから資源物の抜き取りが行われることもあり、これらを行わないよう指導していく必要があります。

5. 9. 2 中間処理施設に関する課題

(1) 中間処理施設の課題

伊地山クリーンセンターは、平成8年度に稼働し、稼働から約29年経過（令和7年現在）しています。平成25～27年度に大規模改修を行っていますが、ごみ質の変化や経年劣化等により焼却能力が低下しており、一部を処理委託するなど、焼却量の確保が課題となっています。

伊地山粗大ごみ処理施設及び長岡不燃物処理場についても、施設の老朽化により、通常稼働が困難な状況です。現在、施設の稼働を休止し、最も経済的な方法として、不燃物、ビン・カン処理委託を行っていますが、作業の効率性や最終処分までを考慮し、処理方法の検討が課題となっています。

このような状況の中で、中間処理施設の更新等も重要な課題です。

(2) 維持・管理費の削減

中間処理施設の維持・管理には多額の費用が必要です。定期補修や臨時修繕など稼働年数を経るごとに費用が増加することから、長期的な視点で維持管理の効率化を図り、経費削減に努めていかななくてはなりません。

(3) 燃料・電力の削減

中間処理には、多量の燃料及び電力を消費します。中間処理施設に入ることごみの量を削減することにより燃料及び電力も削減でき、二酸化炭素等の地球温暖化原因物質の排出抑制にもつながります。

(4) 多様な中間処理技術

次期の施設整備を進める中で、中間処理の多様な処理方法等、本組合における最適な処理方法を調査・検討し、立地や環境に配慮した最新技術の導入が求められます。

5. 9. 3 最終処分場に関する課題

(1) 最終処分施設の課題

本組合では、現在、第二伊地山一般廃棄物最終処分場で最終処分を行っています。

伊地山一般廃棄物最終処分場は、平成17年度に埋立を完了しました。平成26年11月以降埋立を休止していた織幡一般廃棄物最終処分場は、平成31年4月に埋立を再開しましたが、現在は埋立を終了しています。

平成18年度から埋立を開始した第二伊地山一般廃棄物最終処分場は、クローズドシステム処分場で、約9万m³を6分割して1区画ごとに埋立を行う方式を採っていますが、既に4区画の埋立が終了しています。

現在、一部の灰を資源化するなどの対応を行っていますが、このような状況から、現状の方式では令和12年度以降の埋立てが行えない状況となっています。

(2) 最終処分場の延命化

埋立残余容量が残りわずかなことから、ごみの排出抑制、資源化を推進することにより、最終処分量を極力抑え施設の延命化を図ることが重要な課題です。

(3) 最新技術の導入

次期施設の整備の検討にあたり、立地や環境に配慮した最新技術の導入が求められます。

5. 9. 4 その他情報提供・情報共有の課題

(1) 情報提供の課題

令和7年度現在、各市町の広報紙、ホームページ等によりごみ処理や循環型社会に関する情報提供を行っています。今後も継続するとともに、多くの方に閲覧していただけるよう、充実した内容にしていく必要があります。

特にごみの減量や分別・資源化に対する適正な情報の提供が必要であり、減量化のアイデアや詳細な分別方法をはじめ、排出量、資源化量及びごみ処理経費などを示し「みえる化」を推進する必要があります。

(2) 情報共有の課題

令和7年度現在、本組合は各市町により、ごみ収集・運搬、処理、処分の方法が異なる要素もあるため、ごみに関する情報提供は各市町が行っています。今後は、本組合においても情報提供していくことが課題となります。

また、住民同士がリサイクル運動やフリーマーケット等の情報を共有できる方法を、検討していく必要があります。

5. 10 目標達成のための5 R体系

5. 10. 1 施策の体系

構成市町及び本組合の基本方針における5 R体系の概念を図5-27に示します。今までの3 R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再利用（リサイクル））に加えてさらに発生源を抑制するための2 R（不要物を断る（リフューズ）及び修理して使う（リペア））の5 Rを基本とした体系づくりを目指します。

5 Rの体系

- 住民や事業者は、まず発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）を行うことを最優先として行動する。
- それでも発生したごみは、経済性、効率性の可能な範囲で再利用（リサイクル）を行う。
- すなわち、まず、3 Rを適正に行い、発生抑制と再使用を最重要課題とする。
- さらにプラス2 R（リフューズ、リペア）を行うことで、ごみとなる物をできる限り削減することを考えて行動する。

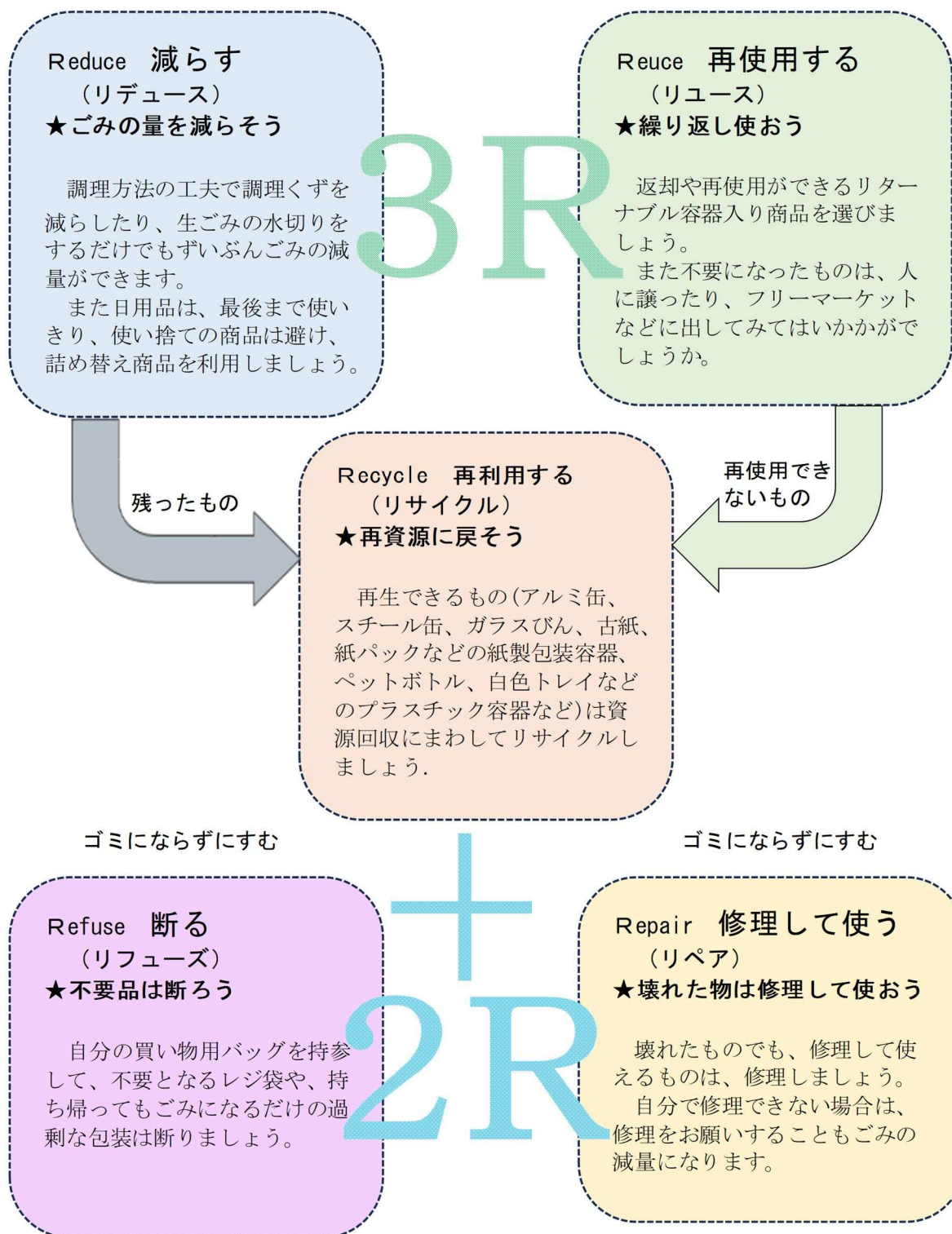


図5-27 構成市町及び本組合の5R体系の概念

ごみ減量化及び資源化を検討するに当たり、ごみ発生及び処理処分概念を図5-28に示します。

循環型社会の基本理念（5 R）に従い、ごみの減量化及び資源化を推進するために、発生抑制と再使用に重点を置いた対策を推進していくことが重要な課題です。

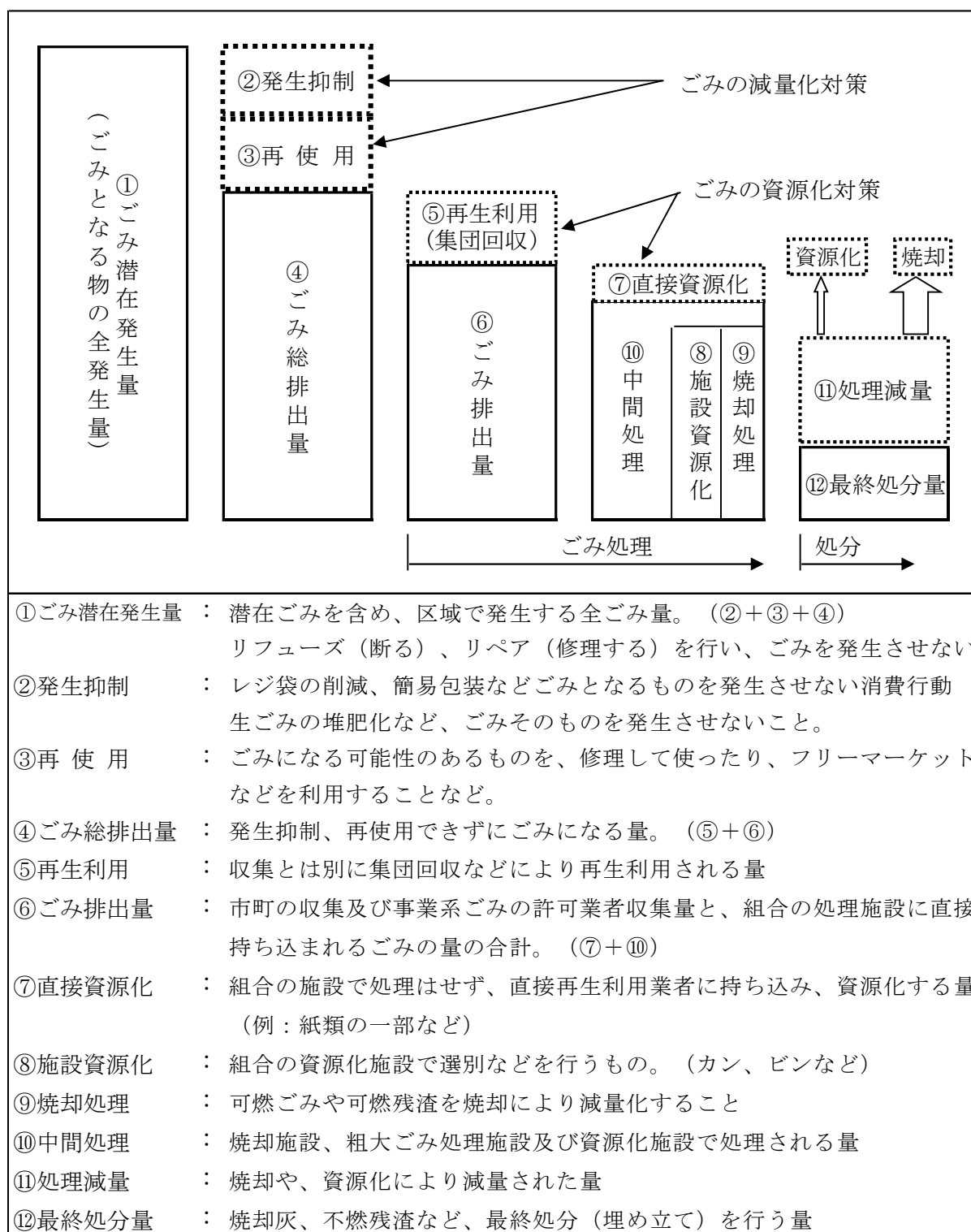


図5-28 ごみ発生及び処理処分の概念

住民、事業者及び行政が協働して、5 Rを行うための施策概念を、図5-29に示します。
 家庭や事業所などでは、まず、ごみにしない工夫をしていただき、ごみとなってしまう物は、分別を徹底していただきます。特に可燃ごみ中の紙類の分別の徹底は重要です。
 その上で排出されたごみは、できる限り効率的にリサイクルをします。

なお、残る可燃ごみは焼却することになりますが、計画する焼却施設は、エネルギー回収センターとして効率的なごみ発電を行うこととします。このことも大きなエネルギー回収、すなわち、資源化（熱利用の推進）となります。

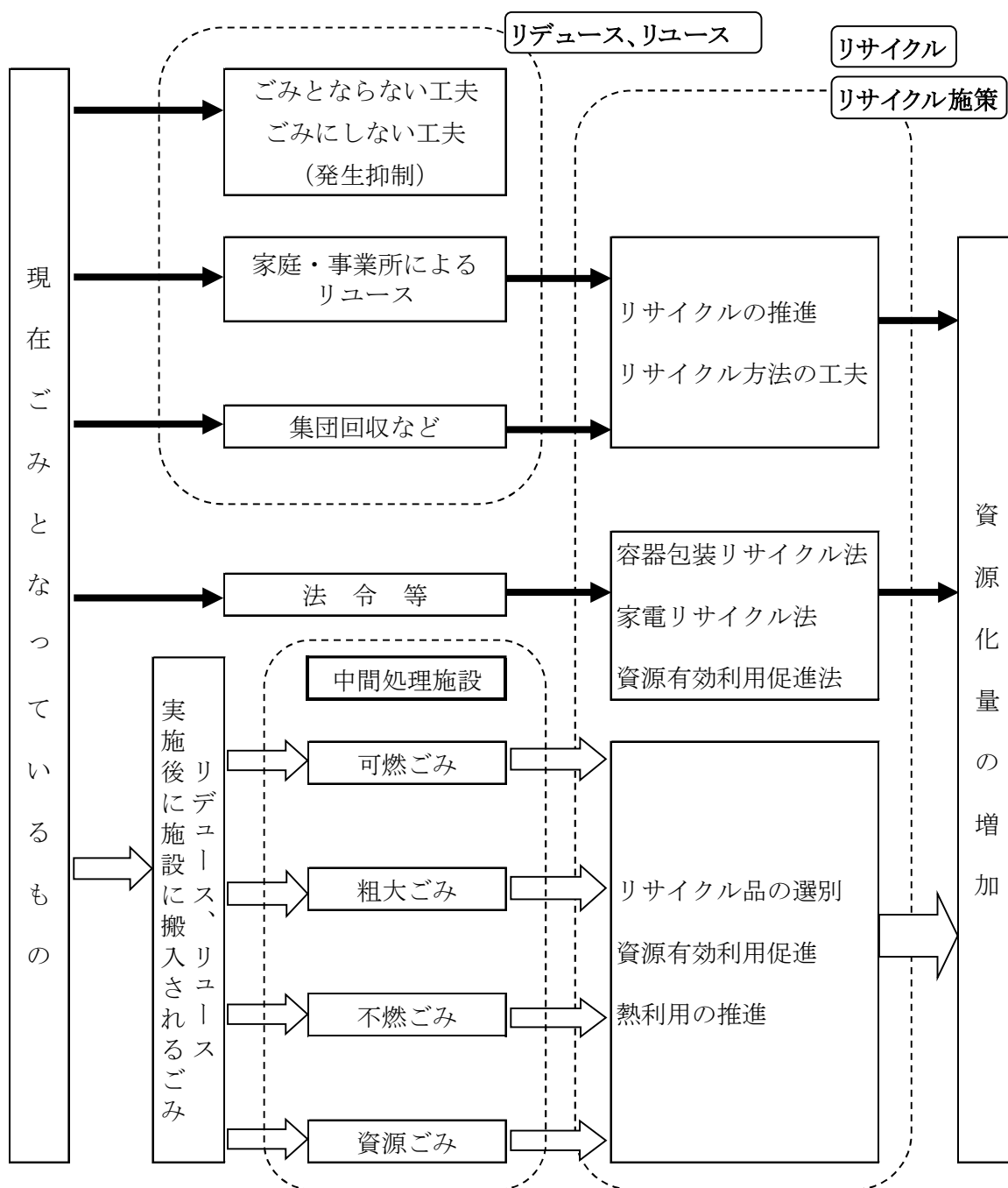


図5-29 5 R施策の概念

5. 10. 2 計画目標年度のごみ量等の予測とフロー

計画目標年度におけるごみ量及びフローを図5-30に示します。なお、現在、計画を進めている新たな中間処理施設及び最終処分場等の計画によっては、処理フローは変更となる可能性もあります。

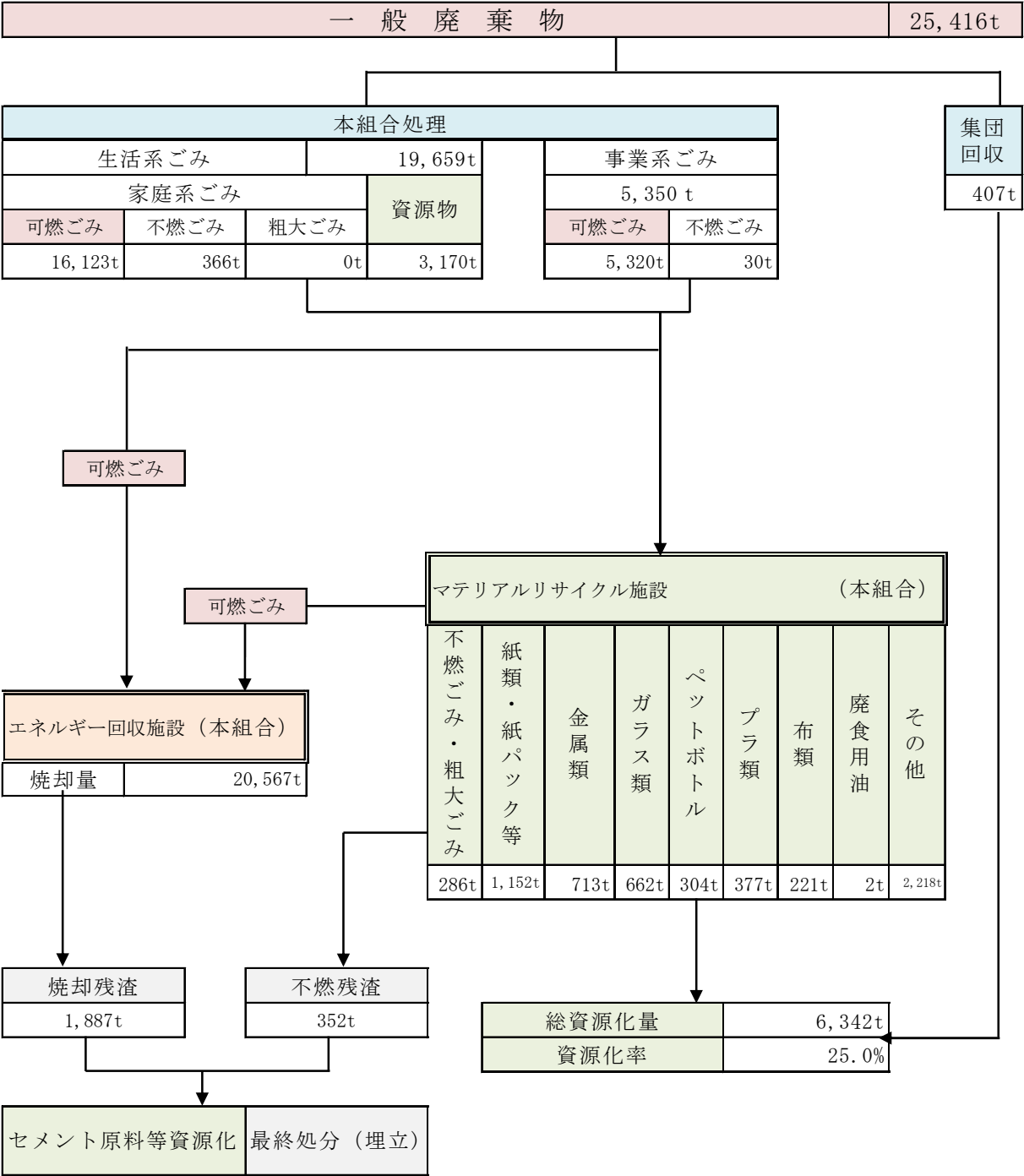


図5-30 計画目標年度（令和 17 年度）におけるごみ処理フロー（本組合）

5. 11 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

廃棄物の排出を抑制し、循環的利用を促進するために、住民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図る必要があります。

(1) 構成市町の役割と取組

旧計画においては、構成市町の役割として、次のことを掲げました。

- ①ごみ処理手数料の統一
- ②環境教育、普及啓発の充実（５Ｒに係る啓発事業の実施）
- ③リユース・リデュースの取組を充実
- ④全事業者に対する啓発及び多量排出の事業者に対する減量化指導の徹底
- ⑤環境物品等の使用促進
- ⑥廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置

(2) 組合の役割と取組

旧計画においては、組合の役割として、次のことを掲げました。

- ①環境教育、普及啓発の充実（３Ｒに係る啓発事業の実施）
- ②排出抑制、資源化率向上の検討
- ③全事業者に対する啓発及び多量排出の事業者に対する減量化指導の徹底
- ④環境物品等の使用促進

これらの取組状況を次頁以下に示します。

【香取市】

項目	取組	実施の有無
①ごみ処理手数料の統一	・引き続き検討を重ねる。	・未実施
②環境教育、普及啓発の充実（5 Rに係る啓発事業の実施）	・毎年11月開催の「ふるさとフェスタさわら」にて、啓発活動を実施する。 ・広報紙、ホームページなどを利用し、廃棄物の減量化に関する情報や分別、資源化に関する情報を発信する。 ・食品ロスや食品廃棄物の排出抑制に関する啓発を充実する。 ・情報交換の場を市内各地区に設置し、リサイクル情報や、再使用等に関する情報を提供する。 ・5 Rの推進に関するコミュニケーションづくりを検討する。	・分別クイズ・エコバック推進の署名 ・広報紙：毎月ごみのコーナーを掲載 ・広報紙で啓発を実施 ・リサイクル情報コーナー「譲ります・譲ってください」を設置 ・未実施
③リユース・リデュースの取組を充実	・フリーマーケットの開催や開催支援を実施する。 ・「ちば食べきりエコスタイル」、「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」運動など千葉県の取組と連携し、これを展開する。 ・生ごみ処理器購入に対する助成を充実する。 ・衣類の回収ボックスの設置や、衣類回収の支援をする。 ・エコショップの認定制度を設ける。	・ふるさとフェスタさわらで開催 ・未実施 ・助成金を交付 ・通年で子供服の回収を実施 ・2店舗を認定している
④全事業者に対する啓発及び多量排出の事業者に対する減量化指導の徹底	・事業者に対する排出抑制・減量化に向けた意識啓発を行う。 ・多量排出事業者には、廃棄物管理責任者の選任や減量・資源化計画書の作成を要請する。 ・排出抑制等に関する勉強会を開催する。 ・事業系一般廃棄物再資源化方法等の助言、指導を実施する。 ・ホームページによる事業系一般廃棄物再資源化方法等を案内する。	・チラシを配布 ・平成29年度に実施 ・未実施 ・未実施 ・未実施
⑤環境物品等の使用促進	・調達率の向上に努める。	・未実施
⑥廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員	・廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員制度を活用し廃棄物の減量化を推進する。	・年1回審議会を開催 推進員 無

【神崎町】

項目	取組	実施の有無
①ごみ処理手数料の統一	・引き続き検討を重ねる。	・未実施
②環境教育、普及啓発の充実（５に係る啓発事業の実施）	・広報紙、ホームページなどを利用し、廃棄物の減量化に関する情報や分別、資源化に関する情報を発信する。 ・食品ロスや食品廃棄物の排出抑制に関する啓発を充実する。 ・情報交換の場を町内各地区に設置し、リサイクル情報や、再使用等に関する情報を提供する。 ・５の推進に関するコミュニケーションづくりを検討する。	・広報紙へ古紙・雑がみ・古着・ペットボトルキャップの品目別搬入方法の掲載 ・未実施 ・未実施 ・未実施
③リユース・リデュースの取組を充実	・フリーマーケットの開催や開催支援を実施する。 ・「ちば食べきりエコスタイル」、「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」運動など千葉県の取組と連携し、これを展開する。 ・生ごみ処理機購入に対する助成を充実する。 ・衣類の回収ボックスの設置や、衣類回収の支援をする。 ・エコショップの認定制度を設ける。	・未実施 ・未実施 ・実施 ・資源物回収所にて実施 ・未実施
④全事業者に対する啓発及び多量排出の事業者に対する減量化指導の徹底	・多量排出事業者には、廃棄物管理責任者の選任や減量・資源化計画書の作成を要請する。 ・排出抑制等に関する勉強会を開催する。 ・事業系一般廃棄物再資源化方法等の助言、指導を実施する。 ・事業者に対する排出抑制・減量化に向けた意識啓発を行う。 ・ホームページによる事業系一般廃棄物再資源化方法等を案内する。	・未実施 ・未実施 ・未実施 ・未実施 ・未実施
⑤環境物品等の使用促進	・調達率の向上に努める。	・未実施
⑥廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置	・廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員を設置し、これらの制度を活用し廃棄物の減量化を推進する。	・未実施

【多古町】

項目	取組	実施の有無
①ごみ処理手数料の統一	・ 今後、検討していく。	・ 未実施
②環境教育、普及啓発の充実（5に係る啓発事業の実施）	・ 毎年11月開催の「いきいきフェスタ TAKO」にて啓発活動を実施する。 ・ 広報紙、ホームページなどを利用し、廃棄物の減量化に関する情報や分別・資源化に関する情報を発信する。 ・ 食品ロスや食品廃棄物の排出抑制に関する啓発を充実する。 ・ 情報交換の場を町内各地区に設置し、リサイクル情報や、再使用等に関する情報を提供する。 ・ 5の推進に関するコミュニケーションづくりを検討する。	・ 啓発物資の配布 ・ 広報紙で毎月ごみの出し方を掲載する他、ごみゼロ運動や古紙・衣類・携帯電話一斉回収などを掲載。 ・ 未実施 ・ 未実施 ・ こども園5歳児を対象に環境学習を開催
③リユース・リデュースの取組を充実	・ フリーマーケットの開催や開催支援を実施する。 ・ 「ちば食べきりエコスタイル」、「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」運動など千葉県の取組と連携し、これを展開する。 ・ 生ごみ処理器購入に対する助成を充実する。 ・ 衣類の回収ボックスの設置や衣類回収の支援をする。 ・ エコショップの認定制度を設ける。	・ 近年実施なし ・ 未実施 ・ 設置費助成を実施 ・ 衣類の一斉回収を年2回実施 ・ 未実施
④全事業者に対する啓発及び多量排出の事業者に対する減量化指導の徹底	・ 事業者に対する排出抑制・減量化に向けた意識啓発を行う。 ・ 多量排出事業者には、廃棄物管理責任者の選任や減量・資源化計画書の作成を要請する。 ・ 排出抑制等に関する勉強会を開催する。 ・ 事業系一般廃棄物再資源化方法等の助言、指導を実施する。 ・ ホームページによる事業系一般廃棄物再資源化方法等を案内する。	・ 未実施 ・ 未実施 ・ 未実施 ・ 未実施 ・ 未実施
⑤環境物品等の使用促進	・ 調達率の向上に努める。	・ 役場では原則エコマーク製品を購入している。
⑥廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置	・ 廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員を設置し、これらの制度を活用し廃棄物の減量化を推進する。	・ 未実施

【東庄町】

項目	取組	実施の有無
①ごみ処理手数料の統一	・引き続き検討を重ねる。	・実施済
②環境教育、普及啓発の充実（5Rに係る啓発事業の実施）	・毎年11月3日の「東庄町ふれあい祭り」のときに啓発活動行う。 ・広報紙、ホームページなどを利用し、廃棄物の減量化に関する情報や分別、資源化に関する情報を発信する。 ・食品ロスや食品廃棄物の排出抑制に関する啓発を充実する。 ・情報交換の場を町内各地区に設置し、リサイクル情報や、再使用等に関する情報を提供する。 ・5Rの推進に関するコミュニケーションづくりを検討する。	・リユースの一環として、フリーマーケットを開催している。 ・年1回程度情報発信している。 ・未実施 ・未実施 ・未実施
③リユース・リデュースの取組を充実	・フリーマーケットの開催や開催支援を実施する。 ・「ちば食べきりエコスタイル」、「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」運動など千葉県の取組と連携し、これを展開する。 ・生ごみ処理器購入に対する助成を充実する。 ・衣類の回収ボックスの設置や、衣類回収の支援をする。 ・エコショップの認定制度を設ける。	・「東庄町ふれあい祭り」時に開催 ・未実施 ・ホームページ及び広報（随時）にて助成制度を紹介。また、要綱を改正し購入業者を町外も対象とした。 ・未実施 ・未実施
④全事業者に対する啓発及び多量排出の事業者に対する減量化指導の徹底	・事業者に対する排出抑制・減量化に向けた意識啓発を行う。 ・多量排出事業者には、廃棄物管理責任者の選任や減量・資源化計画書の作成を要請する。 ・排出抑制等に関する勉強会を開催する。 ・事業系一般廃棄物再資源化方法等の助言、指導を実施する。 ・ホームページによる事業系一般廃棄物再資源化方法等を案内する。	・広報で特集を組み掲載 ・未実施 ・未実施 ・未実施 ・広報で特集組み掲載
⑤環境物品等の使用促進	・調達率の向上に努める。	・未実施
⑥廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置	・廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員を設置し、これらの制度を活用し廃棄物の減量化を推進する。	・未実施

【本組合】

項目	取組	実施の有無
①環境教育、普及啓発の充実（3Rに係る啓発事業の実施）	・ホームページなどを利用し、廃棄物の減量化に関する情報や分別、資源化に関する情報を発信する。 ・食品ロスや食品廃棄物の排出抑制に関する啓発を充実する。 ・情報交換の場を本組合の施設内に設置し、リサイクル情報や、再使用等に関する情報を提供する。 ・構成市町との連携により3Rの推進に関するコミュニケーションづくりを検討する。	・ごみ分別辞典による情報発信を実施 ・WEBサイト「ごみサク」の配信 ・本組合の施設見学において、減量化・資源化のDVDを活用した情報提供及び啓発の実施 ・構成市町との連携による出前講座を実施
②排出抑制、資源化率向上の検討	・「ちば食べきりエコスタイル」、「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」運動など千葉県の取組を構成市町と連携し、これを展開する。 ・構成市町、管内事業者との協力により、レジ袋の削減など環境に配慮した施策を推進する。 ・構成市町との連携により資源回収拠点の整備を推進する。 ・修理・再生事業を検討する。また、構成市町との連携により、各地区に修理・再生事業の拠点設置の可能性を検討する。	・一般家庭に対し、排出抑制、資源化啓発チラシの配付を実施 ・毎年11月開催の「ふるさとフェスタ」にて、クイズ形式による分別方法の普及啓発及びリユース品の配付を実施 ・本組合施設へ直接搬入された、可燃ごみに含まれる資源物の選別及び啓発の実施 ・未実施
③全事業者に対する啓発及び多量排出の事業者に対する減量化指導の徹底	・ホームページによる事業系一般廃棄物再資源化方法等を案内する。 ・搬入時の展開検査を行い、排出者に対する要請・指導（適正処理・処分）等を実施する。	・管内全事業者に対し、啓発チラシを配付し減量化指導を実施 ・未実施
④環境物品等の使用促進	・調達率の向上に努める。	・事務用品等のエコマーク商品の購入

これまでの取り組みを踏まえ、本計画において市町及び本組合は、以下の取組を実施します。

【香取市】

項目	取組
①環境教育、普及啓発の充実（5 Rに係る啓発事業の実施）	・広報紙、ホームページ、自治会回覧などを利用し、廃棄物の減量化に関する情報や分別・資源化に関する情報を発信する。 ・毎年11月開催の「ふるさとフェスタさわら」にて啓発活動を実施する。 ・リユース啓発として「リサイクル情報コーナー」を設置する。 ・出前講座などを実施し、5 Rを啓発する。 ・雑がみ袋を各戸配布し、分別意識向上を推進する。
②リデュース・リユース・リサイクルの取組の充実	・生ごみ処理容器等購入設置に対する助成を実施し、減量化を推進する。 ・子ども服の回収を実施し、「ふるさとフェスタさわら」にて譲渡する。 ・小型家電、廃食用油、ペットボトルキャップ等の回収を実施し、リサイクルを推進する。 ・再資源化物回収団体、ペットボトルキャップ等回収協力団体に対し奨励金を交付する。
③全事業者に対する啓発及び多量排出の事業者に対する減量化指導の徹底	・事業者に対する排出抑制・減量化に向けた啓発を行う。 ・多量排出事業者には廃棄物管理責任者の選任や減量・資源化計画書の作成を要請する。 ・事業系一般廃棄物の再資源化について啓発を実施する。
④食品ロスの削減	・「千葉食べきりエコスタイル」運動など千葉県取組と連携した施策を展開する。 ・フードバンクの利活用

【神崎町】

項目	取組
①ごみ処理手数料の統一	引き続き検討を重ねる。
②環境教育、普及啓発の充実（5 Rに係る啓発事業の実施）	・毎年11月23日開催の「なんじゃもんじゃいきいき発酵フェスティバル」にて啓発活動を行う。 ・広報紙、ホームページなどを利用し、廃棄物の減量化に関する情報や分別、資源化に関する情報を発信する。 ・食品ロスや食品廃棄物の排出抑制に関する啓発を充実する。 ・5 Rの推進に関するコミュニケーションづくりを検討する。
③リユース・リデュースの取組を充実	・「ちば食べきりエコスタイル」、「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」運動など千葉県取組と連携し、これを展開する。 ・生ごみ処理機購入補助の活用を推進する。 ・資源物回収所の利用を促進し、回収量及び質の向上の支援をする。
④全事業者に対する啓発及び多量排出の事業者に対する減量化指導の徹底	・多量排出事業者には、廃棄物管理責任者の選任や減量・資源化計画書の作成を要請する。 ・事業者に対する排出抑制・減量化に向けた意識啓発を行う。 ・事業系一般廃棄物再資源化方法等の助言、指導を実施する。 ・ホームページによる事業系一般廃棄物再資源化方法等を案内する。
⑤環境物品等の使用促進	・エコマーク製品の調達率向上に努める。
⑥廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員	・廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員を設置し、これらの制度を活用し廃棄物の減量化を推進する。

【多古町】

項目	取組
①ごみ処理手数料の統一	・関係市町との統一化を検討する。
②環境教育、普及啓発の充実（5 Rに係る啓発事業の実施）	・毎年11月開催の「いきいきフェスタ TAKO」にて啓発活動を実施する。 ・広報紙、ホームページなどを利用し、廃棄物の減量化に関する情報や分別・資源化に関する情報を発信する。 ・食品ロスや食品廃棄物の排出抑制に関する啓発を充実する。 ・牛乳パック、ペットボトルキャップ回収ボックスを役場に設置 ・こども園の園児を対象に環境学習を実施する。
③リユース・リデュースの取組を充実	・フリーマーケット開催の支援を行う。 ・「ちば食べきりエコスタイル」、「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」運動など千葉県の取組と連携し、これを展開する。 ・家庭用生ごみ処理機等設置事業補助の活用を推進する。 ・衣類の一斉回収を行う。 ・エコショップの認定制度を設ける。
④全事業者に対する啓発及び多量排出の事業者に対する減量化指導の徹底	・事業者に対する排出抑制・減量化に向けた意識啓発を行う。 ・多量排出事業者には、廃棄物管理責任者の選任や減量・資源化計画書の作成を要請する。 ・事業系一般廃棄物再資源化方法等の助言、指導を実施する。 ・ホームページによる事業系一般廃棄物再資源化方法等を案内する。
⑤環境物品等の使用促進	・調達率の向上に努める。
⑥廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員	・廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員を設置し、これらの制度を活用し廃棄物の減量化を推進する。

【東庄町】

項目	取組
①ごみ処理手数料の統一	・実施済
②環境教育、普及啓発の充実（5 Rに係る啓発事業の実施）	・毎年11月3日の「東庄町ふれあい祭り」のときに啓発活動行う。 ・広報紙、ホームページなどを利用し、廃棄物の減量化に関する情報や分別、資源化に関する情報を発信する。 ・食品ロスや食品廃棄物の排出抑制に関する啓発を充実する。 ・情報交換の場を町内各地区に設置し、リサイクル情報や、再使用等に関する情報を提供する。 ・5 Rの推進に関するコミュニケーションづくりを検討する。 ・各種会議等に担当が赴き、ごみの減量化・分別・リサイクルの啓発を実施する。
③リユース・リデュースの取組を充実	・フリーマーケットの開催や開催支援を実施する。 ・「ちば食べきりエコスタイル」、「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」運動など千葉県取組と連携し、これを展開する。 ・生ごみ処理器購入に対する助成を充実する。 ・衣類の回収ボックスの設置や、衣類回収の支援をする。 ・エコショップの認定制度を設ける。
④全事業者に対する啓発及び多量排出の事業者に対する減量化指導の徹底	・事業者に対する排出抑制・減量化に向けた意識啓発を行う。 ・多量排出事業者には、廃棄物管理責任者の選任や減量・資源化計画書の作成を要請する。 ・排出抑制等に関する勉強会を開催する。 ・事業系一般廃棄物再資源化方法等の助言、指導を実施する。 ・ホームページによる事業系一般廃棄物再資源化方法等を案内する。
⑤環境物品等の使用促進	・調達率の向上に努める。
⑥廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化推進員	・廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員を設置し、これらの制度を活用し廃棄物の減量化を推進する。

【本組合】

項目	取組
①環境教育、普及啓発の充実（５Ｒに係る啓発事業の実施）	・ ホームページ等を利用し、廃棄物の減量化に関する情報や分別、資源化に関する情報を発信する。
②排出抑制、資源化率向上の検討	・ 情報交換の場を本組合の施設内に設置し、リサイクル情報、再使用等に関する情報を提供する。
③全事業者に対する啓発及び多量排出の事業者に対する減量化指導の徹底	・ 構成市町との連携により５Ｒの推進に関する出前講座等を実施する。
④環境物品等の使用促進	・ 「ちば食べきりエコスタイル」、「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」運動など千葉県の取組を構成市町と連携し、これを展開する。

(2) 住民の役割

① 5 R の意識

前述のとおり、ごみになる物をできる限り再使用や修理などして減らし、そのうえでリサイクル可能なものは資源として出すなど、5 R を常に意識しておくことが必要です。

特に可燃ごみに含まれる紙類を資源に出してもらうことが重要です。

② 住民団体による集団回収の促進等

令和7年度現在、香取市及び神崎町では、一定条件のもとで、住民団体による古新聞等の集団回収に対する補助を行っています。集団回収への協力やフリーマーケットなどを活用し、ごみの減量化に努めることが必要です。

③ 容器包装廃棄物等の排出抑制

商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ等を持参し、また、簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リユース容器）を用いている商品等を選択すること等によって、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組むことが必要です。

④ リユースびんを始めとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等トイレットペーパー等に再生品を使用し、リユースびん等のリユース容器を選択し適切に返却するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制、可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけることが必要です。

⑤ 生ごみの処理

生ごみの減量化に関しては、水分を多く含んでいるため、できる限り水分を減らしたうえで排出することが必要です。また、生ごみ処理機等購入補助制度を活用して、家庭から排出される生ごみの処理を推進します。

(3) 事業者の役割

① 発生源における排出抑制

事業者は、原材料の選択や製造工程を工夫すること等により、自ら排出するごみの排出抑制に努める必要があります。

② 過剰包装の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売等に際してその製品や容器等がごみとなった場合の排出抑制、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容器包装の簡易化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売に心がけるとともに、必要な情報の提供に努める必要があります。

③流通容器包装廃棄物の排出抑制、リユース容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

容器包装の利用、製造等に当たっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、リユース容器を用いること、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量に積極的に努める必要があります。具体的には、容器包装のリサイクルに伴うコストを正確に認識し、簿肉化、簡易包装化、空間容積率の縮小、リユースびんの採用と回収の確保、詰め替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体の濃縮化等により、容器包装の役割を損なわない範囲で、最も効果的な容器包装とするよう努める必要があります。

④環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制する。また可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択する必要があります。

⑤食品廃棄物の排出抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫する必要があります。外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組む必要があります。

あわせて、食品小売業や外食産業においては、このような自らの取組を適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努める必要があります。

5.12 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

令和7年度において、ごみを分別して収集しているものを表5-28に示します。

今後も、ごみ分別に関して統一を行い再資源化の促進を行います。

表5-28 ごみの分別の状況（令和2年度及び令和7年度）

項目		市町		香取市		神崎町		東庄町		多古町	
		R2	R7	R2	R7	R2	R7	R2	R7	R2	R7
容器包装リサイクル法に基づくもの	ペットボトル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	空ビン類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	空カン類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	紙製容器包装	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	飲料用紙製容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	プラマーク （プラスチック製容器包装） （ペットボトル以外）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	白色トレイ※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	紙パック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダンボール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他紙類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小型廃家電		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水銀廃棄物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○は行っている、×は行っていないことを示します。

※白色トレイは、プラスチック製容器包装に含むとしています。

5.13 ごみの収集・運搬計画

(1) ごみの収集・運搬の主体

生活系ごみについての収集・運搬の主体は市町及び組合、事業系ごみについては事業者です。今後も現状どおりです。

(2) ごみ収集・運搬の施策

①収集・運搬体制

収集・運搬体制については、次のことを行います。

- ・生活系ごみの収集におけるステーション収集は、今後も継続します。また、ルート収集については、ステーション収集への移行を検討します。
- ・ごみ排出における分別状況に応じて、適時、収集・運搬体制の見直しを行います。また、住民の高齢化などが進むため、自宅収集などについての検討も継続して行います。

②収集・運搬量の削減

計画改定年度及び計画目標年度における排出量は、5.7及び資料編に示すとおりです。

また、排出抑制（食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切り等の推進）による減量化やリサイクルをさらに推進することにより、収集運搬量の削減に努めます。

③環境への配慮

収集場所でのごみ散乱防止、収集運搬車両の点検・整備等を行い、収集環境に配慮します。また、地球温暖化防止の観点から、環境に配慮した収集・運搬車両の導入を検討します。

④利便性の確保

今後も引き続き、中継施設を活用し、住民の直接搬入における利便性が低下するなどの影響が出ないよう排出先の確保に努めます。

5.14 ごみの中間処理計画

5.14.1 ごみの中間処理の主体

中間処理の主体は生活系ごみ、事業系ごみとも本組合です。焼却、破碎・選別など適切な処理を実施します。なお、生活系ごみのうち一部については、市町が主体で処理しています。

5.14.2 ごみの中間処理の施策

(1) 中間処理体制

現施設は、ごみ質の変化や施設の老朽化による経年的な劣化により処理能力が低下しているため、外部に依存することなく将来に亘る安定的な処理並びに災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を考慮し、可能な限り早く次期施設整備を推進します。

(2) 中間処理施設の延命化

ごみの分別収集や減量化施策の推進、適正な施設の維持管理により、施設の長寿命化・延命化を図ります。

(3) 構成市町などによるごみ減量施策の推進

中間処理施設の効率化、延命化を図るため、構成市町によるごみ減量施策の推進により、ごみの減量化を図ります。

①香取市の取組

香取市は、本組合のごみ排出量の約8割を占めているため、ごみの減量を率先して行います。具体的施策としては、佐原清掃事務所をリサイクル拠点施設として活用し、紙類、布類及び枝木などの資源化を推進することにより、可燃ごみの減量化を図ります。

②神崎町の取組

ごみの減量化を推進するため、紙類・布類などの再資源化できるものを資源物回収所にて収集を実施します。さらに、広報紙等により再資源化物の周知を行い、収集量を増やしていきます。

③多古町の取組

令和3年4月から共同処理を開始しました。今後のごみ収集・運搬体制等について、関係市町との整合を図ります。

④東庄町の取組

紙類の資源化率が低いため、住民が資源物を排出しやすい環境づくりに努め、可燃ごみの減量化を図っていきます。また、環境学習の一環として公共施設及び各学校にペットボトルキャップ回収ボックスを設置し、資源化への意識向上を目指します。

⑤その他の取組

本組合として、資源ごみとして搬入されたものについて、資源化率を向上させるための処理工程、施設などの改善を図ります。

(4) 再生利用・再資源化の推進

令和7年度現在、本組合におけるごみの再生利用・再資源化は、ガラスびん、鉄類、アルミのリサイクルを行っています。今後も再生利用・再資源化に努め、最終処分の減量を図ります。

また、今後の中間処理施設計画の検討の中で、ごみ堆肥化、飼料化、メタン化施設等の資源化を行う施設の検討も行います。

(5) 環境への配慮

各中間処理施設の適切な点検・整備を行い、ごみの焼却によるダイオキシン類や温室効果ガスの排出抑制対策を行います。

また、構成市町及び区域内の事業者と協力し、レジ袋の削減など環境に配慮して施策を推進します。

5.15 ごみの最終処分計画

5.15.1 ごみの最終処分の主体

最終処分主体は本組合です。

5.15.2 ごみの最終処分の施策

(1) 最終処分体制

令和7年度現在、本組合で埋立を行っている最終処分場は「第二伊地山一般廃棄物最終処分場」の1施設です。

最終処分場の残余容量がわずかなことから、中間処理施設整備計画と併せて、次期施設整備計画を推進します。

(2) 最終処分場の残余容量と延命化

ごみの排出抑制、資源化を推進し、最終処分量を減らします。

また、次期施設整備計画の状況を見ながら、焼却灰の外部処理委託を計画し施設の延命化を図ります。

(3) 環境への配慮

伊地山一般廃棄物最終処分場及び第二伊地山一般廃棄物最終処分場では、浸出水を処理施設で処理した後、伊地山クリーンセンターの冷却水として再利用しています。

5.16 処理困難物、医療系廃棄物及びアスベストの処理

5.16.1 処理困難物、医療系廃棄物及びアスベストの処理主体

処理困難物、医療系廃棄物及びアスベストの処理主体は排出者です。下記のとおり施策を定め、適正な処理・処分を行うよう排出者に対して指導・啓発等を行います。

5.16.2 処理困難物、医療系廃棄物及びアスベストの施策

(1) 処理困難物

「家庭ごみの分け方」のパンフレットにおいて処理困難物を記載していますが、販売店や処理業者に委託するよう啓発活動を続けていきます。

(2) 医療系廃棄物

病院、診療所等の医療系廃棄物については、不法投棄や生活系ごみ等に混入しないよう指導していきます。

家庭から排出される在宅医療系廃棄物についても、不法投棄の防止、注射針や血液が付着したもの等を収集しない対策や、その他の物でも必要であれば消毒等の対策を講じてもらうよう指導していきます。

(3) アスベスト

「廃棄物処理法」において、飛散性のアスベストは産業廃棄物よりも厳重な管理が必要となる特別管理産業廃棄物に指定されています。アスベストを建物等の断熱材や防火材等に使用していたため、工場や事業所等の建物の解体において発生する可能性があります。一般廃棄物には該当しませんが不法処理や不法投棄が行われる可能性もあるため監視や指導を徹底していきます。

5.17 その他ごみの処理に関し必要な事項

5.17.1 廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員

令和7年度現在、各市町の廃棄物減量化等推進審議会の設置状況は、表5-29に示すとおりです。

廃棄物減量化等推進審議会の設置や活用について検討します。

表5-29 廃棄物減量化等推進審議会の設置状況

市町名	廃棄物減量化等推進審議会	廃棄物減量等推進員
香取市	名称：廃棄物減量等推進審議会 人数：11名（令和7年4月1日現在）設置 平成19年8月28日	無
東庄町	無	無
神崎町	無	無
多古町	無	無

5.17.2 災害廃棄物対策

(1) 災害廃棄物の処理

災害時は、家屋の倒壊による解体がれきや、被災住民からの片付けごみなどの災害廃棄物が多量に発生します。

災害廃棄物の処理については、市町において処理を行います。

本組合では、構成市町と連携し、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止に努めるものとします。

(2) 一般廃棄物処理事業の継続

災害発生時は、通常的生活ごみの処理継続も重要となります。発災後は、施設の緊急停止を安全に実施し、被害状況の把握及び復旧作業を可能な限り速やかに行うこととします。

施設の被害の程度に応じ、復旧が見込めない場合、あるいは処理能力の不足が生じる場合は、支援も含めた処理体制を検討することにより、一般廃棄物処理事業の継続に努めます。

5.17.3 不適正処理、不法投棄対策

(1) 不法投棄の現状

関係市町の不法投棄の現状は表5-30に示すとおりです。

表5-30 一般廃棄物等の不法投棄の状況（令和5年度）

市町村名	不法投棄の発見件数と投棄量						撤去量					
	一般廃棄物		一般廃棄物・ 産業廃棄物 混合		合計 (把握分)		完了		一部着手		未着手	
	件数	量(t)	件数	量(t)	件数	量(t)	件数	量(t)	件数	量(t)	件数	量(t)
香取市	0	0	167	不明	167	不明	167	不明	0	0	0	0
神崎町	9	1	0	0	9	1	9	1	0	0	0	0
多古町	14	不明	18	不明	32	不明	31	不明	1	不明	0	0
東庄町	6	2	0	0	6	2	6	2	0	0	0	0

(2) 不法投棄防止の強化

不適正処理や不法投棄については、未然に防止するために不法投棄監視院を置いており、今後も不法投棄防止の強化を継続していきます。

(3) 不適正処理対策

道路脇などへのごみのポイ捨て等の不適正処理も目立っており、防止対策を講じていきます。

資料編

資料　ごみ量等の予測結果

資料表 1-1　香取市のごみ量等の実績と予測（１－１：排出量と原単位等）

実績← →予測																				
			備考	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口				人	74,548	73,352	72,114	70,917	69,789	69,120	68,341	67,562	66,783	66,004	65,226	64,446	63,666	62,886	62,106	61,327
総排出量				t	26,397	25,584	25,046	23,692	22,947	22,426	21,970	21,590	21,100	20,685	20,277	19,930	19,481	19,101	18,721	18,405
ごみ排出量	排 出 量			t	25,884	25,034	24,502	23,141	22,508	21,954	21,509	21,140	20,664	20,261	19,863	19,527	19,091	18,720	18,352	18,044
	生活系ごみ	生活系ごみ排出量		t	19,782	18,981	18,802	17,719	17,199	16,863	16,580	16,350	16,030	15,758	15,487	15,260	14,950	14,687	14,424	14,206
		可燃ごみ量		t	16,430	15,768	15,332	14,598	14,157	13,808	13,577	13,385	13,124	12,899	12,675	12,489	12,235	12,016	11,799	11,618
		不燃ごみ量		t	1,254	1,102	894	779	727	613	536	472	412	361	317	278	242	213	186	164
		資源ごみ量		t	2,098	2,111	2,576	2,342	2,315	2,442	2,467	2,493	2,494	2,498	2,495	2,493	2,473	2,458	2,439	2,424
		その他ごみ量		t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ量		t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭系ごみ量			t	17,684	16,870	16,226	15,377	14,884	14,421	14,113	13,857	13,536	13,260	12,992	12,767	12,477	12,229	11,985	11,782
	事業系ごみ	事業系ごみ排出量		t	6,102	6,053	5,700	5,422	5,309	5,091	4,929	4,790	4,634	4,503	4,376	4,267	4,141	4,033	3,928	3,838
		可燃ごみ量		t	6,018	6,019	5,659	5,395	5,287	5,061	4,899	4,760	4,605	4,474	4,347	4,239	4,113	4,005	3,901	3,811
		不燃ごみ量		t	84	34	41	27	22	30	30	30	29	29	29	28	28	28	27	27
		資源ごみ量		t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	排出量	可燃ごみ量		t	22,448	21,787	20,991	19,993	19,444	18,869	18,476	18,145	17,729	17,373	17,022	16,728	16,348	16,021	15,700	15,429
		不燃ごみ量		t	1,338	1,136	935	806	749	643	566	502	441	390	346	306	270	241	213	191
		資源ごみ量		t	2,098	2,111	2,576	2,342	2,315	2,442	2,467	2,493	2,494	2,498	2,495	2,493	2,473	2,458	2,439	2,424
		粗大ごみ量		t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総排出量原単位				g/人日	970.1	955.6	951.5	912.8	900.8	888.9	880.8	873.1	865.6	858.6	851.7	844.9	838.3	832.2	825.9	820.0
ごみ排出量原単位	排出量原単位			g/人日	951.3	935.0	930.9	891.6	883.6	870.2	862.3	854.9	847.7	841.0	834.3	827.9	821.5	815.6	809.6	803.9
	生活系	生活系ごみ原単位		g/人日	727.0	708.9	714.3	682.7	675.2	668.4	664.7	661.2	657.6	654.1	650.5	647.0	643.3	639.9	636.3	632.9
		可燃ごみ原単位	年-3g×0.99	g/人日	603.8	588.9	582.5	562.4	555.8	547.3	544.3	541.3	538.4	535.4	532.4	529.5	526.5	523.5	520.5	517.6
		不燃ごみ原単位	ロジスティック	g/人日	46.1	41.2	34.0	30.0	28.5	24.3	21.5	19.1	16.9	15.0	13.3	11.8	10.4	9.3	8.2	7.3
		資源ごみ原単位	ロジスティック	g/人日	77.1	78.8	97.9	90.2	90.9	96.8	98.9	100.8	102.3	103.7	104.8	105.7	106.4	107.1	107.6	108.0
		その他ごみ原単位		g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		粗大ごみ原単位		g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	家庭系ごみ			g/人日	649.9	630.1	616.4	592.5	584.3	571.6	565.8	560.4	555.3	550.4	545.7	541.3	536.9	532.8	528.7	524.9
	事業系	事業系ごみ原単位		g/人日	224.3	226.1	216.6	208.9	208.4	201.8	197.6	193.7	190.1	186.9	183.8	180.9	178.2	175.7	173.3	171.0
		可燃ごみ原単位	べき曲線	g/人日	221.2	224.8	215.0	207.9	207.6	200.6	196.4	192.5	188.9	185.7	182.6	179.7	177.0	174.5	172.1	169.8
		不燃ごみ原単位	3年平均	g/人日	3.1	1.3	1.6	1.0	0.9	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
		資源ごみ原単位		g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	排出量	可燃ごみ原単位		g/人日	825.0	813.8	797.5	770.3	763.3	747.9	740.7	733.8	727.3	721.1	715.0	709.2	703.5	698.0	692.6	687.4
		不燃ごみ原単位		g/人日	49.2	42.4	35.5	31.1	29.4	25.5	22.7	20.3	18.1	16.2	14.5	13.0	11.6	10.5	9.4	8.5
		資源ごみ原単位		g/人日	77.1	78.8	97.9	90.2	90.9	96.8	98.9	100.8	102.3	103.7	104.8	105.7	106.4	107.1	107.6	108.0
		粗大ごみ原単位		g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年間日数				日	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	365	366	365	365	365	366
焼却処理	焼却量合計			t	20,274	20,157	20,046	18,996	18,603	18,032	17,641	17,312	16,903	16,554	16,210	15,921	15,552	15,235	14,924	14,662
	直接焼却量	可燃に比例	t	20,012	19,863	19,875	18,833	18,422	17,877	17,505	17,191	16,797	16,460	16,127	15,848	15,488	15,178	14,874	14,617	
	可燃残渣	不燃に比例	t	262	294	171	163	181	155	136	121	106	94	83	73	64	57	50	45	
焼却以外の中間処理	焼却以外の中間処理計			t	4,532	3,917	3,391	3,180	3,027	2,960	2,876	2,809	2,727	2,659	2,595	2,539	2,472	2,418	2,363	2,319
	不燃物施設	不燃に比例	t	1,338	1,136	935	806	764	656	577	512	450	398	353	312	275	245	217	195	
	資源化施設	計との差	t	3,194	2,781	2,456	2,374	2,263	2,304	2,299	2,297	2,277	2,261	2,242	2,227	2,197	2,173	2,146	2,124	

資料表 1-2 香取市のごみ量等の実績と予測（１－２：処理量等と資源）

実績← →予測

		備考		単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
処理内訳	処理内訳計				t	25,884	25,034	24,502	23,141	22,508	21,954	21,509	21,140	20,664	20,261	19,863	19,527	19,091	18,720	18,352	18,044
		直接焼却			t	20,012	19,863	19,875	18,833	18,422	17,877	17,505	17,191	16,797	16,460	16,127	15,848	15,488	15,178	14,874	14,617
		直接最終処分			t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		焼却以外の中間処理			t	4,532	3,917	3,391	3,180	3,027	2,960	2,876	2,809	2,727	2,659	2,595	2,539	2,472	2,418	2,363	2,319
		直接資源化			t	1,340	1,254	1,236	1,128	1,059	1,117	1,128	1,140	1,140	1,142	1,141	1,140	1,131	1,124	1,115	1,108
最終処分	最終処分量計				t	2,991	2,594	2,595	2,587	2,492	2,437	2,393	2,356	2,307	2,265	2,224	2,189	2,143	2,103	2,064	2,030
		直接最終処分			t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		焼却残渣	焼却に比例	t	2,545	2,266	2,294	2,349	2,240	2,171	2,124	2,084	2,035	1,993	1,952	1,917	1,873	1,835	1,798	1,766	
		焼却以外の施設		t	446	328	301	238	252	266	269	272	272	272	272	272	270	268	266	264	
		資源化施設等	資源に比例	t	446	328	301	238	252	266	269	272	272	272	272	272	270	268	266	264	
		その他の施設		t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総資源化量				t	5,771	5,460	4,798	4,532	4,290	4,534	4,564	4,596	4,583	4,578	4,563	4,549	4,503	4,469	4,425	4,392	
	リサイクル率			—	21.9%	21.3%	19.2%	19.1%	18.7%	20.2%	20.8%	21.3%	21.7%	22.1%	22.5%	22.8%	23.1%	23.4%	23.6%	23.9%	
直接資源化	合計	資源に比例		t	1,340	1,254	1,236	1,128	1,059	1,117	1,128	1,140	1,140	1,142	1,141	1,140	1,131	1,124	1,115	1,108	
	紙類	85.3%	過去5年平均	t	1,145	1,078	1,060	955	897	953	963	973	973	975	974	973	965	959	952	946	
	布類	14.7%		t	195	176	176	173	162	164	165	167	167	167	167	167	166	165	163	162	
処理後資源化量	処理後資源化量		資源に比例		t	3,918	3,656	3,018	2,853	2,792	2,945	2,975	3,006	3,007	3,012	3,008	3,006	2,982	2,964	2,941	2,923
	中間処理後資源化量	びん類	15.8%	過去5年間の平均割合	t	528	521	562	517	435	465	470	475	476	474	477	475	471	468	464	461
		アルミ缶	4.1%		t	154	146	129	122	121	122	123	124	124	125	124	124	123	123	122	121
		スチール缶	4.6%		t	190	152	146	138	121	135	137	138	138	139	138	138	137	136	135	134
		家電	5.7%		t	290	208	168	137	122	168	169	171	171	172	171	171	170	169	168	167
		金属（鉄含む）	8.9%		t	379	321	271	249	233	264	266	269	269	270	269	269	267	265	263	262
		自転車	0.9%		t	46	34	26	24	20	27	27	28	28	28	28	28	28	27	27	27
		蛍光灯	0.2%		t	5	7	5	6	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		乾電池	0.5%		t	14	18	16	18	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		焼却灰資源化			t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	41.4%		t	1,751	1,669	1,114	1,053	1,136	1,219	1,232	1,245	1,245	1,247	1,245	1,245	1,235	1,227	1,218	1,210
		ペットボトル	8.1%		t	262	264	255	264	263	237	240	242	242	243	242	242	240	239	237	235
		プラマーク	9.7%		t	296	313	324	323	319	286	289	292	292	292	292	292	289	288	285	284
		廃食用油	0.1%		t	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
集団回収				t	513	550	544	551	439	472	461	450	436	424	414	403	390	381	369	361	
原単位			ロジスティック	g/人日	18.9	20.5	20.7	21.2	17.2	18.7	18.5	18.2	17.9	17.6	17.4	17.1	16.8	16.6	16.3	16.1	

資料表 2-1 神崎町のごみ量等の実績と予測（１－１：排出量と原単位等）

			実績← →予測																		
			備考	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
人口				人	5,932	5,838	5,786	5,694	5,638	5,498	5,435	5,372	5,309	5,246	5,182	5,119	5,056	4,993	4,930	4,867	
総排出量				t	1,839	1,805	1,827	1,745	1,772	1,593	1,581	1,573	1,553	1,536	1,517	1,504	1,480	1,461	1,440	1,425	
ごみ排出量	排 出 量			t	1,795	1,745	1,765	1,695	1,724	1,542	1,530	1,523	1,503	1,487	1,469	1,456	1,433	1,414	1,394	1,379	
	生活系ごみ	生活系ごみ排出量		t	1,603	1,521	1,508	1,440	1,463	1,272	1,255	1,244	1,224	1,208	1,191	1,179	1,159	1,143	1,126	1,113	
			可燃ごみ量		t	1,346	1,281	1,266	1,217	1,234	1,048	1,032	1,020	1,002	987	972	961	944	930	916	905
			不燃ごみ量		t	92	82	76	60	53	50	47	45	42	40	37	35	33	31	28	26
			資源ごみ量		t	165	158	166	163	176	174	176	179	180	181	182	183	182	182	182	182
			その他ごみ量		t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ量		t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		家庭系ごみ量		t	1,438	1,363	1,342	1,277	1,287	1,098	1,079	1,065	1,044	1,027	1,009	996	977	961	944	931	
	事業系ごみ	事業系ごみ排出量		t	192	224	257	255	261	270	275	279	279	279	279	278	277	274	271	268	266
		可燃ごみ量		t	188	223	255	255	261	270	275	279	279	279	279	278	277	274	271	268	266
		不燃ごみ量		t	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ量		t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	排出量	可燃ごみ量		t	1,534	1,504	1,521	1,472	1,495	1,318	1,307	1,299	1,281	1,266	1,250	1,238	1,218	1,201	1,184	1,171	
		不燃ごみ量		t	96	83	78	60	53	50	47	45	42	40	37	35	33	31	28	26	
		資源ごみ量		t	165	158	166	163	176	174	176	179	180	181	182	183	182	182	182	182	
		粗大ごみ量		t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総排出量原単位				g/人日	849.4	847.1	865.1	837.3	861.1	793.8	797.0	800.0	801.4	802.2	802.0	802.8	802.0	801.7	800.2	800.0	
ごみ排出量原単位	排出量原単位			g/人日	829.0	818.9	835.7	813.3	837.8	768.4	771.3	774.6	775.6	776.6	776.7	777.1	776.5	775.9	774.7	774.1	
	生活系	生活系ごみ原単位		g/人日	740.4	713.8	714.1	691.0	710.9	633.9	632.6	632.7	631.6	630.9	629.7	629.3	628.0	627.2	625.7	624.8	
			可燃ごみ原単位	ベき曲	g/人日	621.7	601.2	599.5	584.0	599.6	522.3	520.4	518.6	517.0	515.4	514.0	512.7	511.4	510.2	509.1	507.9
			不燃ごみ原単位	毎年1g減	g/人日	42.5	38.5	36.0	28.8	25.8	24.8	23.8	22.8	21.8	20.8	19.8	18.8	17.8	16.8	15.8	14.8
			資源ごみ原単位	ロジスティック	g/人日	76.2	74.1	78.6	78.2	85.5	86.7	88.9	90.9	92.8	94.5	96.1	97.5	98.8	100.0	101.1	102.0
			その他ごみ原単位	－	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		粗大ごみ原単位	－	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		家庭系ごみ		g/人日	664.2	639.7	635.5	612.8	625.4	547.2	543.7	541.8	538.8	536.4	533.6	531.8	529.2	527.2	524.6	522.8	
	事業系	事業系ごみ原単位		g/人日	88.7	105.1	121.7	122.4	126.8	134.5	138.6	141.9	144.0	145.7	147.0	147.8	148.5	148.7	148.9	149.3	
		可燃ごみ原単位	ロジスティック	g/人日	86.8	104.7	120.7	122.4	126.8	134.7	138.8	141.9	144.1	145.8	147.0	147.8	148.5	148.9	149.2	149.4	
		不燃ごみ原単位	－	g/人日	1.8	0.5	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		資源ごみ原単位	－	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	排出量	可燃ごみ原単位		g/人日	708.5	705.8	720.2	706.3	726.5	656.8	658.8	660.7	661.1	661.2	660.9	660.8	660.0	659.0	658.0	657.4	
		不燃ごみ原単位		g/人日	44.3	39.0	36.9	28.8	25.8	24.9	23.7	22.9	21.7	20.9	19.6	18.7	17.9	17.0	15.6	14.6	
		資源ごみ原単位		g/人日	76.2	74.1	78.6	78.2	85.5	86.7	88.7	91.0	92.9	94.5	96.2	97.7	98.6	99.9	101.1	102.2	
		粗大ごみ原単位		g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年間日数				日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	
焼却処理	焼却量合計			t	1,427	1,441	1,492	1,431	1,458	1,286	1,274	1,266	1,248	1,233	1,217	1,205	1,186	1,170	1,153	1,140	
		直接焼却量	可燃に比例	t	1,413	1,403	1,477	1,422	1,447	1,276	1,265	1,257	1,240	1,225	1,210	1,198	1,179	1,163	1,147	1,134	
		可燃残渣	不燃に比例	t	14	38	15	9	11	10	9	9	8	8	7	7	7	7	6	6	
焼却以外の中間処理	焼却以外の中間処理計			t	293	268	225	200	201	191	189	189	186	185	182	181	177	174	170	168	
		粗大ごみ処理施設	不燃に比例	t	96	88	78	60	54	51	48	46	43	41	38	36	34	32	29	27	
		資源化施設	計との差	t	197	180	147	140	147	140	141	143	143	144	144	145	143	142	141	141	

資料表 2-2 神崎町のごみ量等の実績と予測（１－２：処理量等と資源）

				実績← →予測																		
		備考		単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
処理内訳	処理内訳計				t	1,795	1,745	1,765	1,695	1,724	1,542	1,530	1,523	1,503	1,487	1,469	1,456	1,433	1,414	1,394	1,379	
	直接焼却				t	1,413	1,403	1,477	1,422	1,447	1,276	1,265	1,257	1,240	1,225	1,210	1,198	1,179	1,163	1,147	1,134	
	直接最終処分				t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	焼却以外の中間処理				t	293	268	225	200	201	191	189	189	186	185	182	181	177	174	170	168	
	直接資源化				t	89	74	63	73	76	75	76	77	77	77	77	77	77	77	77	77	
最終処分	最終処分量計				t	249	232	245	225	227	202	200	199	196	194	192	190	187	185	183	181	
	直接最終処分				t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	焼却残渣		焼却に比例		t	215	210	219	207	208	183	181	180	177	175	173	171	168	166	164	162	
	焼却以外の施設				t	34	22	26	18	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
	資源化施設等		資源に比例		t	34	22	26	18	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
	その他の施設				t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総資源化量				t	394	365	325	309	310	310	313	316	317	317	317	318	316	316	315	315		
	リサイクル率			—	21.4%	20.2%	17.8%	17.7%	17.5%	19.5%	19.8%	20.1%	20.4%	20.6%	20.9%	21.1%	21.4%	21.6%	21.9%	22.1%		
直接資源化	合計		資源に比例		t	89	74	63	73	76	75	76	77	77	77	77	77	77	77	77	77	
	紙類	80.0%	過去5年平均	t	71	59	51	58	61	60	61	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	
	布類	20.0%		t	18	15	12	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
処理後資源化量	処理後資源化量		資源に比例		t	261	231	200	186	186	184	186	189	190	191	192	193	192	192	192	192	
	中間処理後資源化量	びん類	18.1%	過去5年間の平均割合	t	40	36	42	39	33	33	33	33	34	35	35	36	35	35	35	35	35
		アルミ缶	4.6%		t	12	10	9	9	9	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
		スチール缶	5.3%		t	15	10	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		家電	6.3%		t	22	13	13	10	9	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		金属（鉄含む）	10.3%		t	28	23	23	19	17	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		自転車	1.0%		t	3	3	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		蛍光灯	0.2%		t	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乾電池	0.9%		t	2	1	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		焼却灰資源化			t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	31.0%		t	89	88	51	47	55	57	58	59	59	59	60	60	60	60	60	60	60
		ペットボトル	7.4%		t	16	16	16	15	16	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
		プラマーク	14.8%		t	31	31	32	31	32	27	27	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
		廃食用油	0.0%		t	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団回収				t	44	60	62	50	48	51	51	50	50	49	48	48	47	47	46	46		
原単位			過去3年平均	g/人日	20.3	28.2	29.4	24.0	23.3	25.6	25.6	25.6	25.6	25.6	25.6	25.6	25.6	25.6	25.6	25.6		

資料表 3-1 多古町のごみ量等の実績と予測（１－１：排出量と原単位等）

			実績← →予測																	
			備考	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口				人	14,407	14,120	13,857	13,590	13,454	13,009	12,859	12,709	12,559	12,409	12,260	12,112	11,964	11,816	11,668	11,521
総排出量				t	2,865	2,945	3,048	2,984	2,967	2,834	2,835	2,831	2,806	2,783	2,758	2,739	2,702	2,673	2,643	2,619
ごみ排出量	排 出 量			t	2,865	2,945	3,048	2,984	2,967	2,834	2,835	2,831	2,806	2,783	2,758	2,739	2,702	2,673	2,643	2,619
	生活系ごみ	生活系ごみ排出量		t	2,050	2,245	2,285	2,221	2,186	2,068	2,068	2,065	2,046	2,029	2,010	1,996	1,969	1,948	1,926	1,908
		可燃ごみ量		t	1,334	1,943	1,935	1,903	1,879	1,747	1,745	1,741	1,724	1,708	1,690	1,676	1,652	1,633	1,613	1,597
		不燃ごみ量		t	397	81	83	64	61	68	68	67	66	65	64	64	63	62	61	6
		資源ごみ量		t	311	221	267	254	246	253	255	257	256	256	256	256	254	253	252	250
		その他ごみ量		t	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ量		t	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭系ごみ量			t	1,739	2,024	2,018	1,967	1,940	1,815	1,813	1,808	1,790	1,773	1,754	1,740	1,715	1,695	1,674	1,658
	事業系ごみ	事業系ごみ排出量		t	815	700	763	763	781	766	767	766	760	754	748	743	733	725	717	711
		可燃ごみ量		t	771	699	759	761	781	766	767	766	760	754	748	743	733	725	717	711
		不燃ごみ量		t	33	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ量		t	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	排出量	可燃ごみ量		t	2,105	2,642	2,694	2,664	2,660	2,513	2,512	2,507	2,484	2,462	2,438	2,419	2,385	2,358	2,330	2,308
		不燃ごみ量		t	430	82	87	66	61	68	68	67	66	65	64	64	63	62	61	61
		資源ごみ量		t	322	221	267	254	246	253	255	257	256	256	256	256	254	253	252	250
		粗大ごみ量		t	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総排出量原単位				g/人日	544.8	571.4	602.6	599.9	604.3	596.8	604.0	608.6	612.1	614.4	616.3	617.9	618.8	619.8	620.6	621.1
ごみ排出量原単位	排出量原単位			g/人日	544.8	571.4	602.6	599.9	604.3	596.8	604.0	608.6	612.1	614.4	616.3	617.9	618.8	619.8	620.6	621.1
	生活系	生活系ごみ原単位		g/人日	389.8	435.6	451.8	446.5	445.1	435.5	440.6	443.9	446.3	448.0	449.2	450.3	450.9	451.7	452.2	452.5
		可燃ごみ原単位	ロジスティック	g/人日	253.7	377.0	382.6	382.6	382.6	367.9	371.8	374.3	376.0	377.0	377.6	378.1	378.4	378.6	378.7	378.7
		不燃ごみ原単位	過去4年平均	g/人日	75.5	15.7	16.4	12.9	12.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4
		資源ごみ原単位	べき曲線	g/人日	59.1	42.9	52.8	51.1	50.1	53.2	54.3	55.2	55.9	56.6	57.2	57.7	58.2	58.7	59.1	59.4
		その他ごみ原単位	－	g/人日	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		粗大ごみ原単位	－	g/人日	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	家庭系ごみ			g/人日	330.7	392.7	399.0	395.4	395.0	382.3	386.3	388.7	390.4	391.4	392.0	392.6	392.7	393.0	393.1	393.1
	事業系	事業系ごみ原単位		g/人日	155.0	135.8	150.9	153.4	159.1	161.3	163.4	164.7	165.8	166.5	167.2	167.6	167.9	168.1	168.4	168.6
		可燃ごみ原単位	べき曲線	g/人日	146.6	135.6	150.1	153.0	159.0	161.4	163.4	164.7	165.7	166.5	167.1	167.5	167.9	168.2	168.4	168.6
		不燃ごみ原単位	－	g/人日	6.3	0.2	0.8	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		資源ごみ原単位	－	g/人日	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	排出量	可燃ごみ原単位		g/人日	400.3	512.6	532.6	535.6	541.7	529.2	535.2	539.0	541.9	543.6	544.8	545.7	546.2	546.7	547.1	547.3
		不燃ごみ原単位		g/人日	81.8	15.9	17.2	13.3	12.4	14.3	14.5	14.4	14.4	14.4	14.3	14.4	14.4	14.4	14.3	14.5
		資源ごみ原単位		g/人日	61.2	42.9	52.8	51.1	50.1	53.3	54.3	55.3	55.8	56.5	57.2	57.7	58.2	58.7	59.2	59.3
		粗大ごみ原単位		g/人日	0.2	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年間日数				日	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	
焼却処理	焼却量合計			t	2,388	2,562	2,672	2,633	2,636	2,492	2,491	2,486	2,463	2,441	2,417	2,398	2,364	2,337	2,309	2,287
	直接焼却量	可燃に比例	t	2,105	2,549	2,665	2,631	2,627	2,482	2,481	2,476	2,453	2,431	2,407	2,388	2,354	2,327	2,299	2,277	
	可燃残渣	不燃に比例	t	283	13	7	2	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
焼却以外の中間処理	焼却以外の中間処理計			t	654	329	313	285	275	285	286	286	284	283	282	282	280	278	276	275
	粗大ごみ処理施設	不燃に比例	t	243	88	87	66	64	71	71	70	69	68	67	67	66	65	64	64	
	資源化施設	計との差	t	411	241	226	219	211	214	215	216	215	215	215	215	214	213	212	211	

資料表 3-2 多古町のごみ量等の実績と予測（１－２：処理量等と資源）

		備考		単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
処理内訳	処理内訳計			t	2,865	2,945	3,048	2,984	2,967	2,834	2,835	2,831	2,806	2,783	2,758	2,739	2,702	2,673	2,643	2,619	
	直接焼却			t	2,105	2,549	2,665	2,631	2,627	2,482	2,481	2,476	2,453	2,431	2,407	2,388	2,354	2,327	2,299	2,277	
	直接最終処分			t	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	焼却以外の中間処理			t	654	329	313	285	275	285	286	286	284	283	282	282	280	278	276	275	
	直接資源化			t	83	67	70	68	65	67	68	69	69	69	69	69	68	68	68	67	
最終処分	最終処分量計			t	180	137	154	152	157	150	150	150	149	148	147	146	144	143	142	141	
	直接最終処分			t	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	焼却残渣	焼却に比例		t	68	111	127	131	137	129	129	129	128	127	126	125	123	122	121	120	
	焼却以外の施設			t	89	26	27	21	20	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	
	資源化施設等	資源に比例		t	89	26	27	21	20	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	
	その他の施設			t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総資源化量				t	527	584	529	561	630	648	654	660	658	658	658	658	652	650	648	642	
	リサイクル率			—	18.4%	19.8%	17.4%	18.8%	21.2%	22.9%	23.1%	23.3%	23.4%	23.6%	23.9%	24.0%	24.1%	24.3%	24.5%	24.5%	
直接資源化	合計	資源に比例		t	83	67	70	68	65	67	68	69	69	69	69	69	68	68	68	67	
	紙類	74.9%	過去3年平均	t	71	0	53	51	48	50	51	52	52	52	52	52	51	51	51	50	
	布類	25.1%		t	12	67	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17		
処理後資源化量	処理後資源化量	資源に比例		t	444	517	459	493	565	581	586	591	589	589	589	589	584	582	580	575	
	中間処理後資源化量	びん類	21.1%	過去3年間の平均割合	t	77	88	97	92	77	122	123	125	124	124	124	124	123	122	119	
		アルミ缶	4.3%		t	11	25	22	22	21	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	
		スチール缶	4.6%		t	14	26	25	24	21	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	
		家電	2.4%		t	28	17	16	11	10	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
		金属（鉄含む）	5.1%		t	50	27	29	25	24	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
		自転車	0.5%		t	4	3	3	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		蛍光灯	0.5%		t	0	2	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		乾電池	1.4%		t	1	4	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
		焼却灰資源化	0.0%		t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	49.2%		t	212	265	201	252	293	286	288	291	290	290	290	290	287	286	285	283
		ペットボトル	4.9%		t	27	25	24	25	25	28	29	29	29	29	29	29	28	28	28	28
		プラマーク	6.1%		t	20	35	33	30	29	35	36	36	36	36	36	36	35	35	35	35
		廃食用油	0.0%		t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		集団回収					t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原単位		べき曲線	g/人日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

資料表 4-1 東庄町のごみ量等の実績と予測（１－１：排出量と原単位等）

		備考	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
人口			人	13,660	13,440	13,178	12,946	12,642	12,491	12,323	12,155	11,987	11,819	11,651	11,479	11,307	11,135	10,963	10,793	
総排出量			t	3,978	3,779	3,708	3,601	3,453	3,446	3,407	3,374	3,320	3,273	3,224	3,180	3,118	3,066	3,012	2,967	
ごみ排出量	排 出 量		t	3,978	3,779	3,708	3,601	3,453	3,446	3,407	3,374	3,320	3,273	3,224	3,180	3,118	3,066	3,012	2,967	
	生活系ごみ	生活系ごみ排出量	t	3,362	3,270	3,206	2,986	2,863	2,855	2,817	2,785	2,737	2,695	2,652	2,614	2,561	2,516	2,470	2,432	
		可燃ごみ量	t	2,906	2,820	2,725	2,552	2,441	2,403	2,361	2,327	2,280	2,239	2,199	2,164	2,117	2,077	2,037	2,003	
		不燃ごみ量	t	227	199	150	133	129	133	131	129	127	126	124	122	120	118	116	115	
		資源ごみ量	t	229	251	331	301	293	319	325	329	330	330	329	328	324	321	317	314	
		その他ごみ量	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		粗大ごみ量	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		家庭系ごみ量	t	3,133	3,019	2,875	2,685	2,570	2,536	2,492	2,456	2,407	2,365	2,323	2,286	2,237	2,195	2,153	2,118	
	事業系ごみ	事業系ごみ排出量	t	616	509	502	615	590	591	590	589	583	578	572	566	557	550	542	535	
		可燃ごみ量	t	606	508	497	612	588	588	587	586	580	575	569	563	554	547	539	532	
		不燃ごみ量	t	10	1	5	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		資源ごみ量	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	排 出 量	可燃ごみ量	t	3,512	3,328	3,222	3,164	3,029	2,991	2,948	2,913	2,860	2,814	2,768	2,727	2,671	2,624	2,576	2,535	
		不燃ごみ量	t	237	200	155	136	131	136	134	132	130	129	127	125	123	121	119	118	
		資源ごみ量	t	229	251	331	301	293	319	325	329	330	330	329	328	324	321	317	314	
		粗大ごみ量	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総排出量原単位			g/人日	797.8	770.3	770.9	760.0	748.3	755.8	757.5	758.4	758.8	758.7	758.1	756.9	755.5	754.4	752.7	751.1	
ごみ排出量原単位	排出量原単位			g/人日	797.8	770.3	770.9	760.0	748.3	755.8	757.5	758.4	758.8	758.7	758.1	756.9	755.5	754.4	752.7	751.1
	生活系	生活系ごみ原単位		g/人日	674.3	666.6	666.5	630.2	620.5	626.2	626.3	626.0	625.6	624.7	623.6	622.2	620.5	619.1	617.3	615.7
		可燃ごみ原単位	年-2 g	g/人日	582.8	574.9	566.5	538.6	529.0	527.0	525.0	523.0	521.0	519.0	517.0	515.0	513.0	511.0	509.0	507.0
		不燃ごみ原単位	過去3年平均	g/人日	45.5	40.6	31.2	28.1	28.0	29.1	29.1	29.1	29.1	29.1	29.1	29.1	29.1	29.1	29.1	29.1
		資源ごみ原単位	ロジスティック	g/人日	45.9	51.2	68.8	63.5	63.5	69.9	72.2	74.0	75.4	76.5	77.4	78.0	78.5	78.9	79.1	79.4
		その他ごみ原単位	－	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		粗大ごみ原単位	－	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	家庭系ごみ			g/人日	628.4	615.4	597.7	566.7	557.0	556.3	554.1	552.0	550.2	548.2	546.2	544.2	542.0	540.2	538.2	536.3
	事業系	事業系ごみ原単位		g/人日	123.5	103.8	104.4	129.8	127.9	129.6	131.2	132.4	133.2	134.0	134.5	134.7	135.0	135.3	135.4	135.4
		可燃ごみ原単位	ロジスティック	g/人日	121.5	103.6	103.3	129.2	127.4	128.9	130.5	131.7	132.6	133.2	133.7	134.0	134.3	134.5	134.6	134.7
		不燃ごみ原単位	過去3年平均	g/人日	2.0	0.2	1.0	0.6	0.4	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
		資源ごみ原単位	－	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	排 出 量	可燃ごみ原単位		g/人日	704.4	678.4	669.9	667.8	656.4	656.0	655.4	654.8	653.7	652.3	650.9	649.1	647.2	645.6	643.8	641.7
		不燃ごみ原単位		g/人日	47.5	40.8	32.2	28.7	28.4	29.8	29.8	29.7	29.7	29.9	29.9	29.8	29.8	29.8	29.7	29.9
		資源ごみ原単位		g/人日	45.9	51.2	68.8	63.5	63.5	70.0	72.3	74.0	75.4	76.5	77.4	78.1	78.5	79.0	79.2	79.5
		粗大ごみ原単位		g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年間日数			日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	
焼却処理	焼却量合計		t	3,229	3,139	3,139	3,069	2,957	2,921	2,879	2,845	2,794	2,750	2,705	2,664	2,610	2,564	2,518	2,478	
	直接焼却量	可燃に比例	t	3,177	3,081	3,108	3,039	2,925	2,888	2,846	2,812	2,761	2,717	2,673	2,633	2,579	2,534	2,488	2,448	
	可燃残渣	不燃に比例	t	52	58	31	30	32	33	33	33	33	33	32	31	31	30	30	30	
焼却以外の中間処理	焼却以外の中間処理計		t	677	582	482	448	415	435	436	435	432	429	424	420	414	408	402	398	
	粗大ごみ処理施設	不燃に比例	t	237	215	155	136	133	138	136	134	132	131	129	127	125	123	121	120	
	資源化施設	計との差	t	440	367	327	312	282	297	300	301	300	298	295	293	289	285	281	278	

資料表 4-2 東庄町のごみ量等の実績と予測（１－２：処理量等と資源）

実績← →予測

		備考		単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
処理内訳	処理内訳計				t	3,978	3,779	3,708	3,601	3,453	3,446	3,407	3,374	3,320	3,273	3,224	3,180	3,118	3,066	3,012	2,967
		直接焼却			t	3,177	3,081	3,108	3,039	2,925	2,888	2,846	2,812	2,761	2,717	2,673	2,633	2,579	2,534	2,488	2,448
		直接最終処分			t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		焼却以外の中間処理			t	677	582	482	448	415	435	436	435	432	429	424	420	414	408	402	398
			直接資源化			t	124	116	118	114	113	123	125	127	127	127	127	127	125	124	122
最終処分	最終処分量計				t	566	521	516	362	496	494	489	485	477	470	463	457	448	441	433	427
		直接最終処分			t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		焼却残渣	焼却に比例	t	488	460	466	322	452	446	440	435	427	420	413	407	399	392	385	379	
		焼却以外の施設		t	78	61	50	40	44	48	49	50	50	50	50	50	49	49	48	48	
		資源化施設等	資源に比例	t	78	61	50	40	44	48	49	50	50	50	50	50	49	49	48	48	
			その他の施設		t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総資源化量				t	697	617	541	621	475	517	526	533	534	534	533	532	525	520	513	508	
	リサイクル率			—	17.5%	16.3%	14.6%	17.2%	13.8%	15.0%	15.4%	15.8%	16.1%	16.3%	16.5%	16.7%	16.8%	17.0%	17.0%	17.1%	
直接資源化	合計	資源に比例		t	124	116	118	114	113	123	125	127	127	127	127	127	125	124	122	121	
	紙類	77.6%	過去3年平均	t	97	92	88	89	88	95	97	99	99	99	99	99	97	96	95	94	
	布類	22.4%		t	27	24	30	25	25	28	28	28	28	28	28	28	28	27	27		
処理後資源化量	処理後資源化量		資源に比例		t	573	501	423	507	362	394	401	406	407	407	406	405	400	396	391	387
	中間処理後資源化量	びん類	18.4%	過去5年間の平均割合	t	92	88	99	89	68	73	74	75	76	76	75	74	74	75	72	71
		アルミ缶	4.9%		t	27	25	23	21	19	19	19	20	20	20	20	19	19	19	19	
		スチール缶	5.4%		t	33	26	26	24	19	21	22	22	22	22	22	22	21	21	21	
		家電	6.8%		t	51	39	28	23	21	27	27	28	28	28	28	27	27	27	26	
		金属（鉄含む）	10.6%		t	67	59	44	41	40	42	43	43	43	43	43	42	42	41	41	
		自転車	1.1%		t	8	6	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		蛍光灯	0.2%		t	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		乾電池	0.3%		t	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		焼却灰資源化			t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	36.7%		t	222	183	121	228	115	145	147	149	149	149	149	147	145	144	142	
		ペットボトル	7.4%		t	35	35	35	35	35	29	30	30	30	30	30	30	29	29	29	
		プラマーク	8.2%		t	36	38	41	39	40	32	33	33	33	33	33	33	32	32	32	
		廃食用油	0.0%		t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
集団回収				t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
原単位				g/人日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

資料表 5-1 組合のごみ量等の実績と予測（１－１：排出量と原単位等）

実績← →予測																				
		備考	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
人口			人	108,547	106,750	104,935	103,147	101,523	100,118	98,958	97,798	96,638	95,478	94,319	93,156	91,993	90,830	89,667	88,508	
総排出量			t	35,079	34,113	33,629	32,022	31,139	30,299	29,793	29,368	28,779	28,277	27,776	27,353	26,781	26,301	25,816	25,416	
ごみ排出量	排 出 量		t	34,522	33,503	33,023	31,421	30,652	29,776	29,281	28,868	28,293	27,804	27,314	26,902	26,344	25,873	25,401	25,009	
	生活系ごみ	生活系ごみ排出量	t	26,797	26,017	25,801	24,366	23,711	23,058	22,720	22,444	22,037	21,690	21,340	21,049	20,639	20,294	19,946	19,659	
		可燃ごみ量	t	22,016	21,812	21,258	20,270	19,711	19,006	18,715	18,473	18,130	17,833	17,536	17,290	16,948	16,656	16,365	16,123	
		不燃ごみ量	t	1,970	1,464	1,203	1,036	970	864	782	713	647	592	542	499	458	424	391	366	
		資源ごみ量	t	2,803	2,741	3,340	3,060	3,030	3,188	3,223	3,258	3,260	3,265	3,262	3,260	3,233	3,214	3,190	3,170	
		その他ごみ量	t	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		粗大ごみ量	t	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		家庭系ごみ量	t	23,994	23,276	22,461	21,306	20,681	19,870	19,497	19,186	18,777	18,425	18,078	17,789	17,406	17,080	16,756	16,489	
	事業系ごみ	事業系ごみ排出量	t	7,725	7,486	7,222	7,055	6,941	6,718	6,561	6,424	6,256	6,114	5,974	5,853	5,705	5,579	5,455	5,350	
		可燃ごみ量	t	7,583	7,449	7,170	7,023	6,917	6,685	6,528	6,391	6,224	6,082	5,942	5,822	5,674	5,548	5,425	5,320	
		不燃ごみ量	t	131	37	52	32	24	33	33	33	32	32	32	31	31	31	30	30	
		資源ごみ量	t	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	排出量	可燃ごみ量	t	29,599	29,261	28,428	27,293	26,628	25,691	25,243	24,864	24,354	23,915	23,478	23,112	22,622	22,204	21,790	21,443	
		不燃ごみ量	t	2,101	1,501	1,255	1,068	994	897	815	746	679	624	574	530	489	455	421	396	
		資源ごみ量	t	2,814	2,741	3,340	3,060	3,030	3,188	3,223	3,258	3,260	3,265	3,262	3,260	3,233	3,214	3,190	3,170	
		粗大ごみ量	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総排出量原単位			g/人日	885.4	875.5	878.0	848.2	840.3	829.1	824.8	820.5	815.9	811.4	806.8	802.3	797.6	793.3	788.8	784.6	
ごみ排出量原単位	排出量原単位		g/人日	871.3	859.9	862.2	832.3	827.2	814.8	810.7	806.5	802.1	797.8	793.4	789.0	784.6	780.4	776.1	772.0	
	生活系	生活系ごみ原単位	g/人日	676.4	667.7	673.6	645.4	639.9	631.0	629.0	627.0	624.8	622.4	619.9	617.4	614.7	612.1	609.4	606.9	
		可燃ごみ原単位	g/人日	555.7	559.8	555.0	536.9	531.9	520.1	518.1	516.1	514.0	511.7	509.4	507.1	504.7	502.4	500.0	497.7	
		不燃ごみ原単位	g/人日	49.7	37.6	31.4	27.4	26.2	23.6	21.7	19.9	18.3	17.0	15.7	14.6	13.6	12.8	11.9	11.3	
		資源ごみ原単位	g/人日	70.7	70.3	87.2	81.1	81.8	87.2	89.2	91.0	92.4	93.7	94.8	95.6	96.3	96.9	97.5	97.9	
		その他ごみ原単位	g/人日	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		粗大ごみ原単位	g/人日	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		家庭系ごみ	g/人日	605.6	597.4	586.4	564.4	558.1	543.7	539.8	536.0	532.3	528.7	525.1	521.7	518.4	515.2	512.0	509.0	
	事業系	事業系ごみ原単位	g/人日	195.0	192.1	188.6	186.9	187.3	183.8	181.6	179.5	177.4	175.4	173.5	171.7	169.9	168.3	166.7	165.2	
		可燃ごみ原単位	g/人日	191.4	191.2	187.2	186.0	186.7	182.9	180.7	178.5	176.5	174.5	172.6	170.8	169.0	167.3	165.8	164.2	
		不燃ごみ原単位	g/人日	3.3	0.9	1.4	0.8	0.6	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
		資源ごみ原単位	g/人日	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		排出量	可燃ごみ原単位	g/人日	747.1	751.0	742.2	723.0	718.6	703.0	698.9	694.6	690.4	686.2	682.0	677.9	673.7	669.7	665.8	661.9
			不燃ごみ原単位	g/人日	53.0	38.5	32.8	28.3	26.8	24.5	22.6	20.8	19.2	17.9	16.7	15.5	14.6	13.7	12.9	12.2
			資源ごみ原単位	g/人日	71.0	70.3	87.2	81.1	81.8	87.2	89.2	91.0	92.4	93.7	94.8	95.6	96.3	96.9	97.5	97.9
			粗大ごみ原単位	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年間日数		日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365	366	365	365	365	366	
焼却処理	焼却量合計		t	27,318	27,299	27,349	26,129	25,654	24,731	24,285	23,909	23,408	22,978	22,549	22,188	21,712	21,306	20,904	20,567	
		直接焼却量	t	26,707	26,896	27,125	25,925	25,421	24,523	24,097	23,736	23,251	22,833	22,417	22,067	21,600	21,202	20,808	20,476	
		可燃残渣	t	611	403	224	204	233	208	188	173	157	145	132	121	112	104	96	91	
焼却以外の中間処理	焼却以外の中間処理計		t	6,148	5,095	4,411	4,113	3,918	3,871	3,784	3,713	3,620	3,544	3,468	3,404	3,322	3,254	3,184	3,130	
		不燃物施設	t	1,914	1,527	1,255	1,068	1,015	916	832	762	694	638	587	542	500	465	431	406	
		資源化施設	t	4,234	3,568	3,156	3,045	2,903	2,955	2,952	2,951	2,926	2,906	2,881	2,862	2,822	2,789	2,753	2,724	

資料表 5-2 組合のごみ量等の実績と予測（１－２：処理量等と資源）

実績← →予測

		備考	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
処理内訳	処理内訳計		t	34,522	33,503	33,023	31,421	30,652	29,776	29,281	28,868	28,293	27,804	27,314	26,902	26,344	25,873	25,401	25,009
	直接焼却		t	26,707	26,896	27,125	25,925	25,421	24,523	24,097	23,736	23,251	22,833	22,417	22,067	21,600	21,202	20,808	20,476
	直接最終処分		t	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼却以外の中間処理		t	6,148	5,095	4,411	4,113	3,918	3,871	3,784	3,713	3,620	3,544	3,468	3,404	3,322	3,254	3,184	3,130
	直接資源化		t	1,636	1,511	1,487	1,383	1,313	1,382	1,397	1,413	1,413	1,415	1,414	1,413	1,401	1,393	1,382	1,373
最終処分	最終処分量計		t	3,986	3,484	3,510	3,326	3,372	3,283	3,232	3,190	3,129	3,077	3,026	2,982	2,922	2,872	2,822	2,779
	直接最終処分		t	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼却残渣		t	3,316	3,047	3,106	3,009	3,037	2,929	2,874	2,828	2,767	2,715	2,664	2,620	2,563	2,515	2,468	2,427
	焼却以外の施設		t	647	437	404	317	335	354	358	362	362	362	362	362	359	357	354	352
	資源化施設等		t	647	437	404	317	335	354	358	362	362	362	362	362	359	357	354	352
	その他の施設		t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総資源化量			t	7,389	7,026	6,193	6,023	5,651	6,009	6,057	6,105	6,092	6,087	6,071	6,057	5,996	5,955	5,901	5,857
	リサイクル率		—	21.1%	20.6%	18.4%	18.8%	18.1%	19.8%	20.3%	20.8%	21.2%	21.5%	21.9%	22.1%	22.4%	22.6%	22.9%	23.0%
直接資源化	合計		t	1,636	1,511	1,487	1,383	1,313	1,382	1,397	1,413	1,413	1,415	1,414	1,413	1,401	1,393	1,382	1,373
	紙類		t	1,384	1,229	1,252	1,153	1,094	1,158	1,172	1,186	1,186	1,188	1,187	1,186	1,175	1,168	1,160	1,152
	布類		t	252	282	235	230	219	224	225	227	227	227	227	227	226	225	222	221
処理後資源化量	処理後資源化量		t	5,196	4,905	4,100	4,039	3,851	4,104	4,148	4,192	4,193	4,199	4,195	4,193	4,158	4,134	4,104	4,077
	中間処理後	びん類	t	737	733	800	737	613	693	700	708	710	709	711	709	704	701	693	686
		アルミ缶	t	204	206	183	174	170	174	176	178	178	179	178	178	176	176	175	174
		スチール缶	t	252	214	207	197	171	193	196	197	197	198	197	197	196	194	193	192
		家電	t	391	277	225	181	162	221	222	225	225	226	225	225	223	222	221	219
		金属（鉄含む）	t	524	430	367	334	314	355	358	362	362	363	362	362	359	357	354	353
		自転車	t	61	46	35	32	26	36	36	37	37	37	37	37	37	36	36	36
		蛍光灯	t	6	10	8	11	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
		乾電池	t	18	24	26	29	27	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
		焼却灰資源化	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	t	2,274	2,205	1,487	1,580	1,599	1,707	1,725	1,744	1,743	1,745	1,744	1,744	1,744	1,729	1,718	1,707
	資源	ペットボトル	t	340	340	330	339	339	308	313	315	315	316	315	315	312	310	308	306
		プラマーク	t	383	417	430	423	420	380	385	389	389	389	389	389	385	383	380	379
		廃食用油	t	6	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
集団回収			t	557	610	606	601	487	523	512	500	486	473	462	451	437	428	415	407
原単位			g/人日	14.1	15.7	15.8	15.9	13.1	14.3	14.2	14.0	13.8	13.6	13.4	13.2	13.0	12.9	12.7	12.6

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
令和 8 年（2026年） 3 月発行

発行 香取広域市町村圏事務組合
〒289-0407 千葉県香取市仁良300番地1
電話 0478-78-1181（代表）
FAX 0478-78-1185
ホームページ <http://katorikouiki.com>